

# ふるさとの再生と帰還にむけて

～一歩ずつ未来へつなぐ～

【平成25年度までの歩み】



富岡土木事務所仮設庁舎開所式の様子（平成25年7月19日）



平成27年3月  
福島県土木部



## 東日本大震災記録誌【復旧・復興編】の発刊にあたって

平成23年3月11日14:46に発生し、日本のみならず、世界を震撼させた未曾有の大地震と津波、そして、福島第1原子力発電所事故という複合的な災害により、多くの犠牲者と避難者を出した東日本大震災から4年が経過しました。

ここに、謹んで東日本大震災で犠牲になられた方々へお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々へお見舞い申し上げます。

避難されている方々の新しい生活拠点となる復興公営住宅が、郡山市、会津若松などで完成し、入居の日を迎えることができ、さらに被災地の未来を拓く「希望の道」となる常磐自動車道が3月1日に全線開通するなど、あの日から今日に至るまで、県民の皆様はもとより、国や都道府県、市町村などの自治体、関係機関・団体など、全国から多大なるご支援をいただくことにより、本県の震災からの復旧・復興が着実に進んでまいりましたことに、深く感謝申し上げます。

今年、復興の序章から新たなステージへと進めていく年です。被災地はもとより、福島県全体でその地域が持っている力を最大限に発揮できるよう、全県的に社会資本の整備を進めてまいります。

今般発行する「東日本大震災記録誌【復旧・復興編】～ふるさとの再生と帰還にむけて～」は、震災が発生した平成23年度から平成25年度の3年間の土木部の取り組みをまとめたもので、平成23年度に発行した「東日本大震災【初動編】」の続編となっております。この記録誌が各地の防災機関における今後の防災・減災対策に少しでもお役に立てれば幸いです。

最後に、本書の発行にあたり、各関係機関から寄せられましたご協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。



平成27年3月

福島県土木部長 **松本 英夫**

## 【目次】

### 第1章 東日本大震災の被害状況 . . . . . P 1

1. 人的被害 . . . . . 2
2. 住家・非住家被害 . . . . . 2
3. 避難の状況 . . . . . 2
4. 公共土木施設等の被害額 . . . . . 2

### 第2章 ふくしまの未来を拓く県土づくりプランの策定

. . . . . P 9

1. 策定の経緯 . . . . . 10
2. 復旧・復興の決意（4つの復興理念と5つの重点施策） . . . . . 11
3. 基本構想 . . . . . 13
4. 計画を実行するための仕組みづくり . . . . . 19
5. 計画を実行するための行動指針 . . . . . 24

### 第3章 福島県復興公営住宅整備計画の策定 . . . . . P29

1. 基本的な考え方 . . . . . 30
2. 整備戸数及び整備箇所 . . . . . 30
3. 建設に当たっての考え方 . . . . . 31
4. 入居の考え方 . . . . . 32

### 第4章 福島沿岸海岸保全基本計画の変更 . . . . . P33

1. 計画変更の背景 . . . . . 34
2. 計画変更の流れ . . . . . 35

- 3. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4. 計画の変更骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

## **第5章 東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗状況**

・・・・・・・・P41

- 1. 公共土木施設の災害復旧事業（県事業）・・・・・・・・ 42
- 2. 復興公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3. ふくしま復興再生道路・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 4. 復興まちづくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

## **第6章 「見える化」の取り組み・・・・・・・・ P47**

- 1. 取り組みの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3. 具体的取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

## **第7章 復旧・復興の取り組み事例・・・・・・・・ P51**

- 1. 県庁における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2. 浜通り地方における取り組み・・・・・・・・・・・・ 97
- 3. 中通り・会津地方における取り組み・・・・・・・・ 235

## 第1章

# 東日本大震災の被害状況

# 第1章 東日本大震災の被害状況

## 1. 人的被害（平成26年3月31日時点） ※詳細別紙(P.3)

- ・死者 3,519人（南相馬市1,083人、相馬市483人、浪江町502人、富岡町261人ほか）
- ・行方不明者 3人（広野町1人ほか）
- ・重傷者 20人（相馬市4人、いわき市3人ほか）
- ・軽傷者 162人（南相馬市57人、国見町20人ほか）

## 2. 住家・非住家被害（平成26年3月31日時点） ※詳細別紙(P.4)

### ○住家

- ・全壊 21,246棟
- ・半壊 73,483棟
- ・一部破損 160,162棟
- ・床上浸水 1,061棟
- ・床下浸水 338棟

### ○非住家

- ・公共建物 1,269棟
- ・その他 28,761棟

## 3. 避難の状況

- ・県内への避難者数（平成26年3月27日時点） 86,425人 ※詳細別紙(P.5)
  - ・県外への避難者数（平成26年3月13日時点） 47,683人 ※詳細別紙(P.6)
  - ・避難者先不明者 50人 ※詳細別紙(P.7)
- 合計 134,158人

## 4. 公共土木施設等の被害額（平成23年4月27日時点）

地域名	事業主体名	河川・海岸等		砂防設備		道路・橋梁		港湾・漁港		下水道・公園		都市施設等		公営住宅		合計	
		箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)	箇所	金額(百万円)
浜通り	県	351	105,823	2	100	342	27,605	487	115,081	13	180	4	115	28	247	1,227	249,151
	市町村	56	1,492			761	6,231			28	21,034	21	785	4	3	870	29,545
	計	407	107,315	2	100	1,103	33,836	487	115,081	41	21,214	25	900	32	250	2,097	278,696
中通り	県	53	758	14	2,388	441	5,900			8	898			27	194	543	10,138
	市町村	12	404			2,073	11,714			94	13,122	53	278	27	220	2,259	25,738
	計	65	1,162	14	2,388	2,514	17,614	0	0	102	14,020	53	278	54	414	2,802	35,876
会津地方	県	5	286			13	217	1	10					1	25	20	538
	市町村	3	66			11	514			16	512				30	1,092	
	計	8	352	0	0	24	731	1	10	16	512	0	0	1	25	50	1,630
合計	県	409	106,867	16	2,488	796	33,721	488	115,091	21	1,078	4	115	56	466	1,790	259,826
	市町村	71	1,962	0	0	2,845	18,459	0	0	138	34,668	74	1,062	31	223	3,159	56,374
	計	480	108,829	16	2,488	3,641	52,181	488	115,091	159	35,746	78	1,178	87	689	4,949	316,202

注) ※県所管分 : 福島第一原子力発電所から30km圏内は、航空写真等により推計した概算被害額を計上している。

※市町村分所管分: 南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まない。

※今後の調査により、被災箇所数及び被害額の変更がある。

○人的被害の状況（平成26年3月31日時点）

市町村名	人的被害					重傷者	軽傷者	備考
	直接死	死者		死者数計	行方不明者※2			
		関連死	死亡届等※1					
福島市	6	9		15		2	17	平成23年4月7日、4月11日、7月25日、8月12日の余震による被害を含む
二本松市							3	平成23年4月7日の余震による
伊達市		1		1			3	平成23年4月7日の余震による被害を含む
本宮市							1	
桑折町							1	
国見町	1			1			20	
川俣町		18		18				
大玉村		1		1				
郡山市	5	6	2	13		2	2	平成23年4月11日、7月31日、8月12日の余震による被害を含む
須賀川市	9	1	1	11			1	平成23年4月7日、4月11日の余震による被害を含む
田村市		9		9		1	4	
鏡石町		2		2			2	
天栄村						2	1	
石川町		1		1			4	平成23年4月11日の余震による被害を含む
玉川村							3	
平田村								
浅川町							3	
古殿町								
三春町		1		1			2	
小野町								
白河市	12			12			2	
西郷村	3			3			4	
泉崎村								
中島村								
矢吹町						1	6	
棚倉町								
矢祭町								
塙町								
鮫川村								
会津若松市	1	3		4			6	
喜多方市								
北塩原村								
西会津町								
磐梯町							1	平成23年4月12日の余震による被害を含む
猪苗代町							1	
会津坂下町							1	
湯川村								
柳津町								
三島町								
金山町								
昭和村								
会津美里町							1	
下郷町								
檜枝岐村								
只見町								
南会津町						1		
相馬市	439	25	19	483		4	7	平成23年4月7日の余震による被害を含む
南相馬市	525	447	111	1,083		2	57	
広野町	2	38		40	1			
楢葉町	11	100	2	113		2	3	
富岡町	18	237	6	261				
川内村		72		72			1	
大熊町	11	102		113	1			
双葉町	17	99	3	119	1		1	
浪江町	149	320	33	502				
葛尾村		24	1	25				
新地町	100	8	10	118			3	
飯館村	1	42		43			1	
いわき市	293	125	37	455		3	1	平成23年4月11日の余震による被害を含む
計	1,603	1,691	225	3,519	3	20	162	

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出ていない者

第1章 東日本大震災の被害状況

○住家・非住家被害の状況（平成26年3月31日時点）

市町村名	住家被害															非住家被害		備考
	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	
	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	棟数	
福島市	204	204		3,980	3,980		6,549	6,549								292	3,256	
二本松市	11	11	35	475	490	1,767	5,399									93	140	
伊達市	25	25		239	242		850	850								162	84	
本宮市	16	18	54	220	245	870	3,225	3,052	11,340							13	969	
桑折町	55	54		187	190		1,175	1,144								5	880	
国見町	191	191		565	565		508	508								1	635	
川俣町	28	28	82	30	30	93	1,287	1,287	3,732							4	406	
大玉村	2	2	6	10	10	39	324											
郡山市	2,453			21,662			34,285									69	6,325	
須賀川市	1,249			3,503			10,557			32			30			93	4,955	
田村市	19	19	54	196	196	737	4,137									114	85	
鏡石町	172			768			1,654									37	470	
天栄村	72			139			1,561									16		
石川町	1	1	2	32	33	118	2,602	2,858	10,981							27	207	
玉川村				47			665									18	257	
平田村	1	1	3	15	15	58	441									26	90	
浅川町				1	1		586	586								17	134	
古殿町				27	28	72	785	785								16	202	
三春町	32	37	109	236	256	762	1,403									25	485	
小野町	4	4	8	45	45	147	1,397	1,397									335	
白河市	240			1,818			6,937									42	2,059	
西郷村	92	92	245	298	298	793	1,766	1,766	4,698							36	176	
泉崎村	46	46		252	252		507	507								9	4	※1 25年平成23年4月7日余震によるもの1棟 ※2 25年平成24年12月7日余震によるもの1棟
中島村	3	3	9	29	29	108	954	954								3	3	
矢吹町	294	294		1,587	1,587		1,827	1,827								59	1,133	※うち平成23年4月7日余震によるもの1棟
棚倉町	1	1	4	24	24	86	594									19		
矢祭町				63	63	220	251	251									7	
埴町							270	270								1		
鮫川村				7	7	24	112	112	943							11	39	※うち平成23年4月12日余震によるもの5棟
会津若松市	4	4	6	87	97	259	5,720	6,177	15,440							1	809	
喜多方市																20	26	※うち平成23年4月11日余震によるもの1棟
北塩原村																		
西会津町																		
磐梯町							8									5	21	
猪苗代町	18	18	74	63	63	130	666	666	1,868							6	610	
会津坂下町	2			7			32									2	309	
湯川村				3	3	6	39	39									123	
柳津町																		
三島町																		
金山町																		
昭和村																		
会津美里町				2	2	17	331										6	
下郷町																	16	
檜枝岐村																		
只見町																		
南会津町																		
相馬市	1,002	1,102	3,867	817	949	2,796	3,370	3,644	12,119							2	2,514	
南相馬市	5,815	1,231		2,730	820		6,397	2,460		999	249		306	108				
広野町		113			286			1,592		30						1		
楢葉町	50																	
富岡町																		
川内村	8	4	16	512	510	1,414	160	152	428									
大熊町	48	46	161															
双葉町	95	92	310	7	7	30												
浪江町	637	637	2,073	124	124	310	34	30	69			2	2	4				
葛尾村				1	1	4	41	41	120									
新地町	439	474	1,462	138	144	488	669	636	2,375							24	991	
飯館村																		
いわき市	7,917			32,537			50,087											
計	21,246	4,752	8,580	73,483	11,592	11,348	160,162	40,140	63,713	1,061	249		338	110	4	1,269	28,761	

○県内への避難状況

市町村別内訳	災害対策本部 (土木部)										災害対策本部 (生活環境部)				合計				
	平成26年3月27日 18:00現在										平成26年3月24日 現在					平成26年3月17日 現在			
	仮設住宅				借上げ住宅一般		借上げ住宅特例(*5)		公営住宅(*6)		雇用促進住宅 公務員宿舍等(*8)		親戚・知人宅等(*9)						
要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	人数	人数					
福島市	-	-	-	-	-	12	29	141	326	16	36	11	22	-	413				
国見町	63	63	63	34	71	-	-	5	9	-	-	-	-	-	80				
桑折町	14	14	14	8	21	-	-	12	40	-	-	5	16	-	77				
郡山市(*4)	9	9	9	0	0	19	38	653	1,317	12	27	9	20	-	1,402				
須賀川市	177	177	177	99	213	-	-	233	514	-	-	24	78	-	805				
田村市	360	360	360	331	893	-	-	281	836	6	28	24	116	330	2,203				
鏡石町	100	100	100	57	149	0	0	77	166	-	-	-	-	-	315				
白河市	140	140	140	53	127	4	8	114	282	26	76	-	-	-	493				
西郷村	42	42	42	8	26	13	46	4	12	2	6	-	-	-	90				
矢吹町	85	85	85	64	153	-	-	46	120	3	3	16	19	-	295				
泉崎村	-	-	-	-	-	2	2	7	21	-	-	-	-	-	23				
西会津町	-	-	-	-	-	0	0	0	5	17	-	-	-	-	17				
新地町	573	573	573	453	1,056	-	-	51	143	-	-	1	2	-	1,201				
相馬市	1,000	1,000	1,000	619	1,708	-	-	181	467	18	56	36	74	-	2,305				
南相馬市	南相馬市(*1)	2,873	2,783	2,783	2,690	5,916	-	-	3,247	7,864	57	266	95	311	不明	14,868			
	相馬市	243	243	243	179	478	-	-											
	福島市	-	-	-	-	-	5	17											
	郡山市	-	-	-	-	-	6	16											
会津若松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
いわき市	189	189	189	183	453	445	1,053	1,250	3,051	-	-	565	2,046	-	6,603				
その他(伊達市、会津坂下町、小野町、玉川町、平田町、中島村、会津若松、喜多方市、会津若松町、水原町、楨町、南会津町、猪苗代町)・内訳不明	-	-	-	-	-	-	-	54	157	82	284	62	195	-	636				
川俣町	230	230	230	212	436	-	-	268	633	13	45	2	4	69	1,187				
飯館村	福島市	338	338	338	315	611	25	44	1,597	3,689	21	58	168	452	411	5,811			
	伊達市	126	126	126	90	145	10	14											
	国見町	37	37	37	30	58	-	-											
	相馬市	164	164	164	161	329	-	-											
大熊町	郡山市	-	-	-	-	-	15	31	2,032	4,613	15	38	18	60	278	7,459			
	会津若松市(*2)	820	820	820	568	1,002	75	201											
	喜多方市	-	-	-	-	-	10	19											
	いわき市	654	654	654	596	1,217	-	-											
富岡町	郡山市	622	622	622	534	884	138	312	2,955	6,696	30	101	18	61	658	10,243			
	大玉村(*1)	418	418	418	224	359	-	-											
	田村市(*4)	20	20	20	20	28	-	-											
	三春町	330	330	330	205	356	-	-											
	いわき市(*3)	452	452	452	427	788	-	-											
浪江町	二本松市	1,069	1,069	1,069	837	1,638	21	37	3,614	7,497	27	96	92	301	511	12,819			
	福島市	924	924	924	672	1,302	112	213											
	相馬市	93	93	93	93	200	-	-											
	桑折町	286	286	286	200	337	-	-											
	郡山市	-	-	-	-	-	5	13											
	いわき市	0	-	-	-	-	0	0											
楢葉町	南相馬市	70	70	70	70	97	-	-	1,428	3,321	5	16	26	96	140	6,292			
	本宮市(*2)	421	421	421	318	576	-	-											
	西郷村	-	-	-	-	-	1	1											
	会津若松市	-	0	-	-	-	17	29											
広野町	会津美里町(*2)	259	259	259	162	226	-	-	684	1,947	3	8	15	52	201	3,701			
	いわき市(*2)	1,180	1,180	1,180	1,142	2,464	0	0											
	三春町	440	440	440	400	819	-	-											
葛尾村	いわき市	708	708	708	608	1,420	6	16	213	507	-	-	2	9	46	1,392			
	郡山市	-	-	-	-	-	6	11											
川内村	川内村	50	50	50	50	89	-	-	391	908	7	13	-	-	110	2,186			
	郡山市	401	401	401	336	685	76	221											
	田村市(*4)	30	30	30	30	35	-	-											
	いわき市(*1)	70	70	70	67	125	-	-											
双葉町	福島市	120	120	120	66	114	8	10	1,071	2,105	6	9	16	55	465	3,509			
	郡山市	250	250	250	116	201	11	26											
	白河市	120	120	120	56	92	7	19											
	会津若松市	5	5	5	5	12	0	0											
	猪苗代町	10	10	10	6	15	-	-											
	加須市	0	0	0	0	0	0	0											
計	16,890	16,800	16,800	13,854	(*) 28,367	1,049	(*) 2,426	20,809	(*) 47,241	364	1,183	1,205	3,969	3,219	86,425				

注) 確定したのではなく、市町村の要請に応じ要請戸数が変わる場合がある。  
 注) (\*1)要請戸数は、グループホームを含む戸数である。(南相馬市9戸、大玉村18戸、いわき市36戸)  
 注) (\*2)要請戸数は、グループホームを含む戸数である。(会津若松市9戸、本宮市9戸、会津美里町9戸、いわき市9戸)  
 注) (\*3)要請戸数は、グループホームを含む戸数である。(いわき市80戸)  
 注) (\*4)要請戸数は、すべてグループホームである。(郡山市9戸、田村市50戸)  
 注) (\*5)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置  
 注) (\*6)公営住宅(354戸1,183人：県営住宅119戸355人、市町村営住宅235戸828人)をいう。  
 注) (\*7)各市町村において確認できた人数を集計したものである。  
 注) (\*8)避難者支援で集計したものである。  
 注) (\*9)親戚・知人宅、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数。(災害対策本部総括班で集計したものである。)

第1章 東日本大震災の被害状況

○福島県から県外への避難状況

調査時点：平成26年3月13日(木)  
復興庁からのデータ提供：平成26年3月27日(木)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道			263	1,395	1,658
東北	青森			238	223	461
	岩手			145	375	520
	宮城			1,016	1,505	2,521
	秋田			228	551	779
	山形			459	5,058	5,517
	福島					
関東	茨城			624	3,052	3,676
	栃木			582	2,333	2,915
	群馬			199	1,230	1,429
	埼玉				2,719	2,719
	千葉			2,813	521	3,334
	東京			1,412	5,095	6,507
	神奈川				2,082	2,082
中部	新潟			177	4,386	4,563
	富山			24	183	207
	石川			34	258	292
	福井			35	154	189
	山梨			106	517	623
	長野			103	808	911
	岐阜			53	168	221
	静岡			194	561	755
	愛知			81	667	748
近畿	三重			70	149	219
	滋賀			117	80	197
	京都			161	464	625
	大阪			87	507	594
	兵庫			146	384	530
	奈良			45	51	96
	和歌山			13	25	38
中国	鳥取			21	98	119
	島根			18	75	93
	岡山			104	214	318
	広島			87	151	238
	山口			23	63	86
四国	徳島			3	37	40
	香川			3	42	45
	愛媛			59	31	90
	高知			26	23	49
九州	福岡			59	268	327
	佐賀			7	93	100
	長崎			18	67	85
	熊本			42	65	107
	大分			8	122	130
	宮崎			33	103	136
	鹿児島			29	98	127
沖縄	沖縄			20	647	667
合計				9,985	37,698	47,683

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

○避難先不明者

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難指示	南相馬市		1	
	楢葉町		10	
	大熊町		5	
	飯館村		2	
計			18	

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難勧告				
計			0	

区分	市町村名	地区	人数	備考
自主避難	南相馬市		9	
	広野町		23	
計			32	

合計			50	
----	--	--	----	--

<空白>

## 第2章

# ふくしまの未来を拓く県土づくりプランの策定

## 1. 策定の経緯

### (1) 「ふくしまの新しい県土づくりプラン」の見直しの背景と趣旨

福島県では、平成22年に「ふくしまの新しい県土づくりプラン」を策定し、その基本目標である、“ともに育む、風土が息づく美しい県土”を目指し、各施策を進めてきました。

しかしながら、平成23年3月11日に東北地方を襲った東日本大震災により、浜通りや中通りで甚大な被害が発生し、また原子力発電所の事故により、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。

このような状況下において、今なすべきことは、避難されている方々の安定した生活を一日でも早く取り戻すとともに、県土の復旧・復興に最優先で取り組むことです。

また、大震災と原発事故を乗り越え、その先にある輝く県土の姿を希望の糧とし、新生ふくしまを力強く築いていくことも求められています。

こうしたことから、被災した方々に寄り添い、ともに新しい時代を切り拓く計画として、これからの県土づくりの方向性を示す「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」を策定しました。



### (2) ふくしまの未来を拓く県土づくりプランの計画期間と計画の目指す姿

#### 計画の期間

30年後を展望しながら、

平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年後となる平成32年度までを計画の期間とします。(8か年計画)

#### 計画の目指す姿

##### (1) これからの県土づくりの指針となる計画

復旧・復興を第一に考え、これからの県土づくりの方向性を示す計画としています。

##### (2) 共に生きるための計画

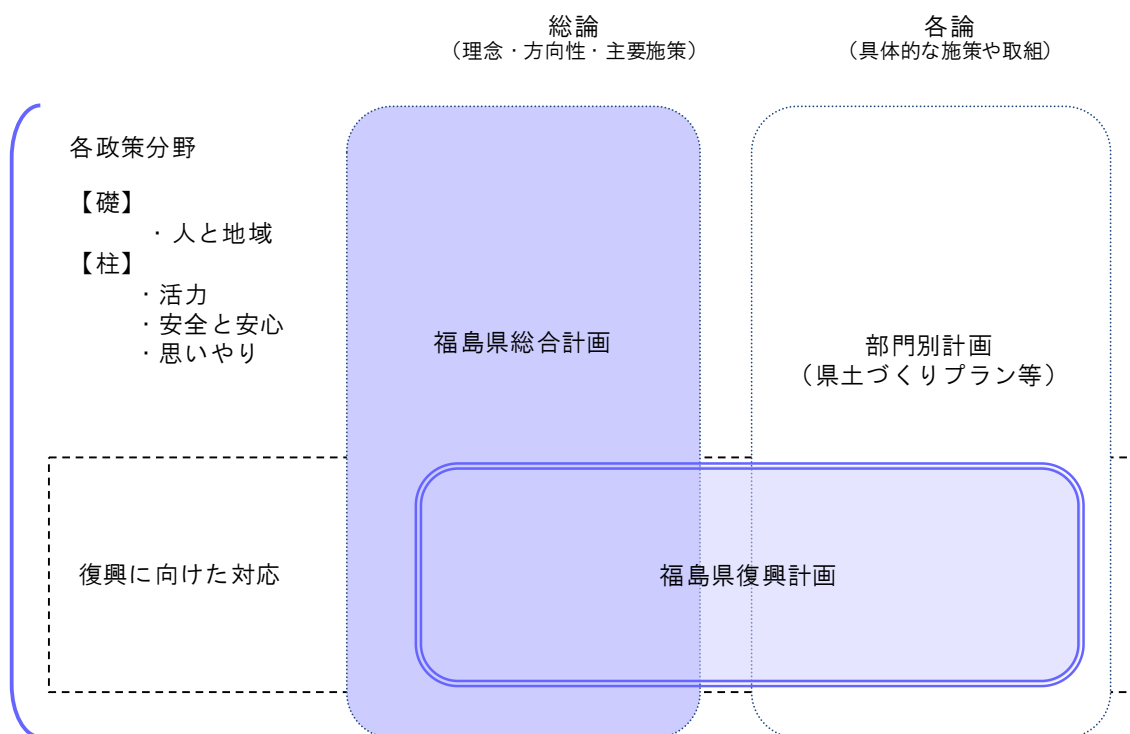
社会資本の整備と維持・管理、多様な地域資源を生かした地域づくりを通じて、地域コミュニティが継承される計画としています。

##### (3) 県民に分かりやすく、県民が希望や夢を抱ける計画

県土全体と地域の目標を、県民に分かりやすく解説しています。

災害からの復旧・復興を乗り越え、将来に希望や夢が持てるような、元気の出る計画としています。

(3) 県土づくりプランと福島県総合計画、福島県復興計画の関係



◇ 「福島県総合計画」

・・・東日本大震災・原子力災害に限らず、中長期的に県が取り組んでいく施策レベルまでの取組を整理した内容となっています。

◇ 「福島県復興計画」

・・・東日本大震災・原子力災害などからの復旧・復興に特化した事業レベルまでの取組を整理した内容となっています。

◇ 「県土づくりプラン」

・・・総合計画の部門別計画として位置づけられていることから、総合計画の理念を具現化する具体的な施策や取組を整理し、復興計画の内容も踏まえながら取りまとめています。

**2. 復旧・復興の決意 (4つの復興理念と5つの重点施策)**

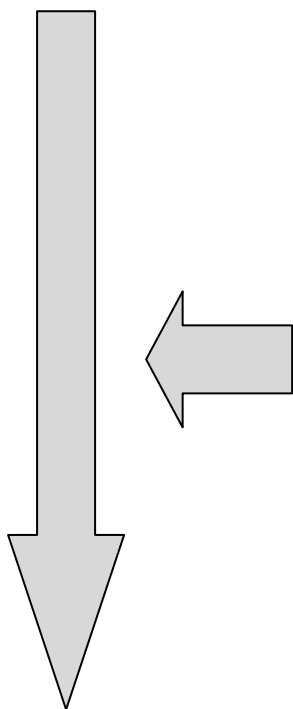
県土づくりプランは、総合計画の理念を具現化する計画として、将来の県土を見据えた内容を整理しています。

しかしながら、東日本大震災や原子力災害の影響は極めて大きく、喫緊に対応すべき課題が数多くあります。

このため私たちは、県土の復旧・復興が完了するまで、復興の理念をしっかりと共有し、被災者に寄り添い、特に重要な施策に全力で取り組むことを決意します。

### 被災者に寄り添う

- ◇大震災によって約3,000名の尊い命が失われたこと
- ◇県内外に15万人を越える方々が避難を強いられていること
- ◇離散した家族がたくさんいること
- ◇すぐには帰還できない方々がたくさんいること
- ◇友達と離ればなれになった子供たちが大勢いること等々。



### 土木部復興理念

【復興ポリシー】

“一日でも早く県土の復旧・復興を成し遂げる”

#### 4つの復興理念

1. 復旧・復興を成し遂げること、それが私たちの**使命**。
2. 山積する課題に立ち向かうこと、それが私たちの**挑戦**。
3. 子供たちの未来を切り拓くこと、それが私たちの**責任**。
4. ふくしま復興の軌跡を残すこと、それが私たちの**誇り**。

### 重点的に取り組む内容

#### 5つの重点施策

1. 避難者の居住の安定確保  
※避難者・避難自治体のために、県営の復興公営住宅を整備します。  
※避難自治体の要請に応じて、復興公営住宅を避難自治体が代わり建設します。
2. 公共土木施設等の復旧  
※概ね平成27年度までに復旧します。  
(避難指示区域と警戒区域は事業に着手してから概ね5年以内の完成を目指す。)
3. 津波被災地の復興まちづくり  
※概ね平成27年度までに海岸堤防と防災緑地の整備します。  
(避難指示区域と警戒区域は事業に着手してから概ね5年以内の完成を目指す。)
4. 避難解除等区域の復興を支える道路整備  
※概ね10年で避難解除等区域と周辺の主要都市や高速道路を結ぶ幹線道路を「ふくしま復興再生道路」として整備に取り組みます。
5. 放射性物質に汚染された下水汚泥の適切な処理処分  
※一日も早く下水汚泥が搬出できるよう取り組みます。

### 3. 基本構想

#### (1) 上位計画（福島県総合計画「ふくしま新生プラン」）の基本目標

本計画の上位計画である福島県総合計画においては、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、県全体で共有できる基本目標を設定しました。

また、基本目標の実現に向けて、県づくりを進めていくための構成要素として、「ふくしまの礎」、「ふくしまを支える3本の柱」を掲げています。

## 基本目標： 夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

### 【ふくしまの礎】人と地域が輝く“ふくしま”

- (1) 子ども・子育ての視点
- (2) 教育の視点
- (3) 文化・スポーツ、人々の活躍の場づくりの視点
- (4) まちづくり・地域づくりの視点
- (5) 過疎・中山間地域の視点
- (6) 避難地域の再生・避難者の生活再建の視点

### ふくしまを支える3本の柱

#### 柱Ⅰ いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”

- (1) 農林水産業の視点
- (2) 商工業・サービス業の視点
- (3) 再生可能エネルギーの視点
- (4) 雇用・産業人材の視点
- (5) 観光・交流の視点
- (6) 交流基盤・物流基盤の視点

#### 柱Ⅱ 安全と安心に支えられた“ふくしま”

- (1) 健康づくり・健康管理の視点
- (2) 医療の視点
- (3) 介護・福祉の視点
- (4) 日常生活の安全と安心の視点
- (5) 原子力災害の視点
- (6) 大規模災害対策・危機管理体制の視点

#### 柱Ⅲ 人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”

- (1) 人権の尊重・男女共同参画社会の視点
- (2) 思いやりと支え合いの視点
- (3) 自然環境・景観の保全、継承の視点
- (4) 低炭素・循環型社会の視点

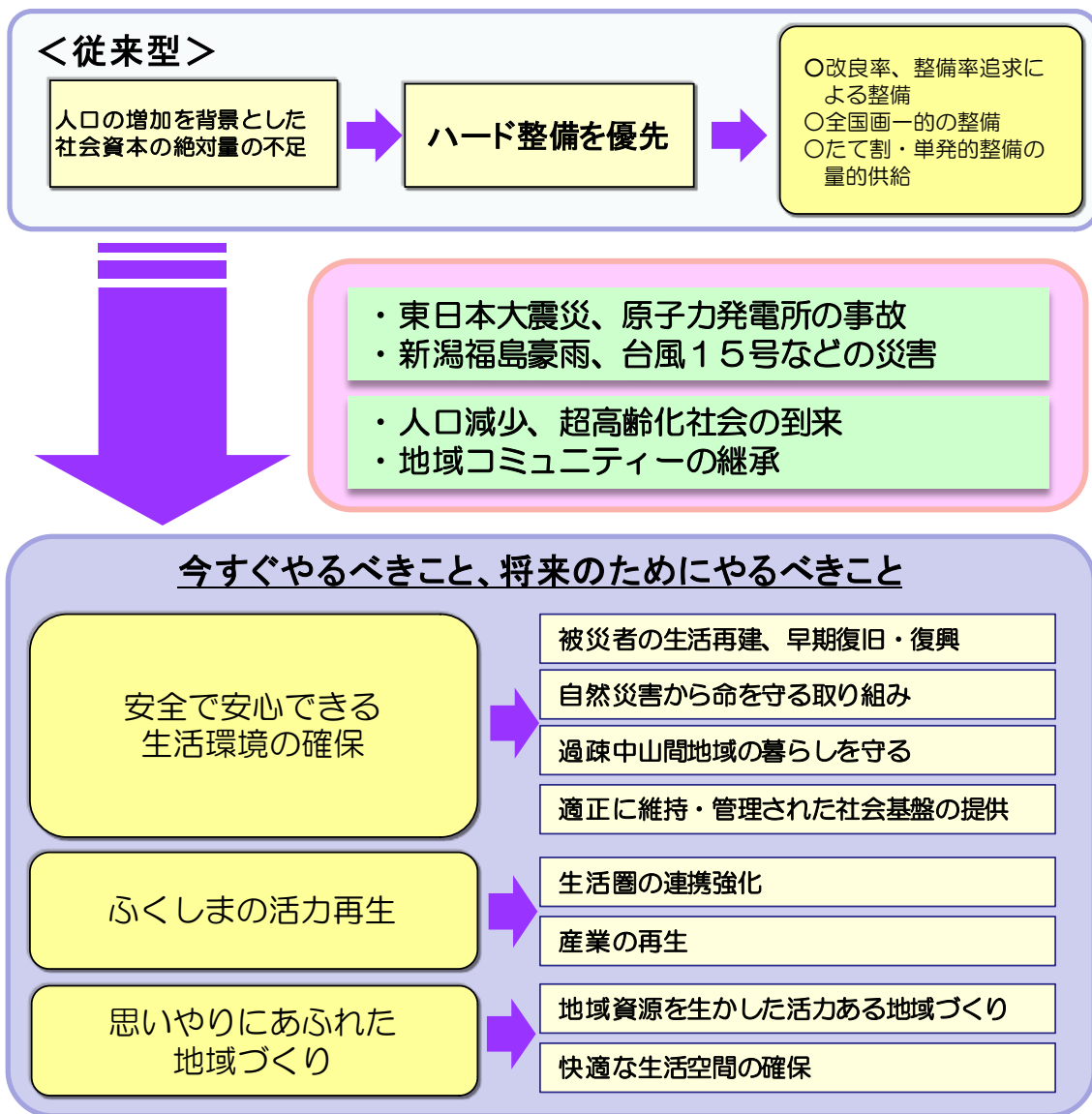
(2) 社会資本を取り巻く状況の変化

東日本大震災からの復旧・復興、原子力災害による避難者支援や住民の帰還に向けた取り組みなど、公共土木施設等の復旧と整備に対する期待は大きく、スピード感を持って進めなければなりません。

また、今なお避難指示が発令されている警戒区域等においては、災害は継続中であり、3.11の発災時と状況は変わっていません。

一方で、我が国の人口減少と高齢化は依然として進むものと推測され、過疎・中山間地域はもとより、市街地における快適な生活環境の確保も重要な課題となっています。

戦後の高度成長期から続いていたハード優先のインフラ整備から、生活者の視点に立った、地域のための社会資本の整備と管理を考え、持続可能な県土づくりを進める必要があります。



### (3) 基本目標と3つの柱

東日本大震災や新潟・福島豪雨などの自然災害、原子力災害を乗り越え、新生ふくしまの基盤となる県土づくりの基本目標を次のとおり設定しました。

私たちは、福島で暮らす子供たちの未来のために、この困難を乗り越えなくてはなりません。

地域の文化や風土が息づく美しい県土で、被災前のように家族全員が笑顔で暮らせる生活を一日でも早く取り戻すため、私たちは全力で取り組みます。

## 基本目標：ともに育む、風土が息づく美しい県土

基本目標を実現させるため、県土づくりの3つの柱を軸に事業を推進します。

- I 安全で安心できる生活環境の確保
- II ふくしまの活力を支える社会資本の整備
- III 思いやりにあふれたまちづくり・地域づくり

### 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」

基本目標：夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

ふくしまの礎「人と地域が輝く“ふくしま”」

＜ふくしまを支える3本の柱＞

「いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”」

「安全と安心に支えられた“ふくしま”」

「人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”」

総合計画の理念を具現化

### ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン

＜基本目標＞

「ともに育む、風土が息づく美しい県土」

＜県土づくりの3つの柱＞

I 「安全で安心できる生活環境の確保」

II 「ふくしまの活力を支える社会資本の整備」

III 「思いやりにあふれたまちづくり・地域づくり」

## I 安全で安心できる生活環境の確保

### 【被災者支援とインフラの復旧・復興】

- ◇先ず私たちが為すべきことは、避難を余儀なくされている方々の生活再建です。生活の基本となる居住の安定確保を図るため、復興公営住宅の整備に取り組みます。
- ◇平成24年度を「復興元年」として位置づけ、自然災害により被災した公共土木・建築物の早期復旧を図ります。
- ◇津波被災の甚大であった沿岸部の地区については、海岸の堤防や防災緑地、堤防としての機能を持ち合わせた道路などを複合的に配置し、「多重防御」の考え方により、安全で安心できる地域に復興します。

### 【自然災害から命と財産を守る】

- ◇災害時における孤立集落を解消するための迂回路の確保や、市街地の浸水被害の軽減など、自然災害に備えたソフト・ハード対策にしっかりと取り組みます。

### 【公共土木建築物の適切な維持管理】

- ◇パトロールや点検を行い、予防保全的な維持補修を効果的に実施しながら、安心して暮らせる生活環境を確保します。

### 【積雪地域、過疎・中山間地域の暮らしを守る】

- ◇積雪地域や過疎・中山間地域の暮らしを守るため、医療や福祉、通勤や通学などの日常生活が安心して享受できるよう、生活環境の改善に取り組みます。

復興公営住宅のイメージ



共同住宅のイメージ



木造住宅のイメージ

復興まちづくりのイメージ



## II ふくしまの活力を支える社会資本の整備

### 【県土の連携軸強化と産業の活性化】

- ◇東日本大震災では、浜通りと中通りを結ぶ横断道路の不足、未整備及び脆弱性が露呈しました。また、新潟福島豪雨では、奥会津の幹線道路が寸断され、迂回路が無かったことから住民の生活に多大な影響をもたらしました。
- ◇県内の生活圏や隣県とを結ぶ広域道路ネットワークの強化を進め、県民生活の安定を図ることはもとより、原子力災害に伴う風評被害で疲弊した県内の産業を再生させるため、活力ある県土基盤を構築します。
- ◇また、国内外との物流拠点として小名浜港や相馬港の整備を推進します。

### 【地域活力を高める観光支援】

- ◇地域資源を生かした観光を支援するため、道の駅の整備を進めます。

### 【まちの賑わいづくり】

- ◇港と一体となったまちづくりや、街なかの道路空間を活用した賑わいの場を創出します。

## III 思いやりにあふれたまちづくり・地域づくり

- ◇今回の原子力発電所の事故により、近代日本が求め続けてきた「物質的な豊かさ」の裏に、大きなリスクが内在していたことが明らかになりました。
- ◇まさに今、私たちは、これからの日本が進むべき道の分岐点に立っています。家族や地域との結びつきや、ソーシャルメディアなどを通じた外部とのつながりに関わりながら、多様なコミュニティーを形成し「心の豊かさ」を実感できる地域社会が必要です。

### 【地域資源を生かした地域づくり・まちづくり】

- ◇そこに暮らす人々が、共に生きる喜びを分かち合えるよう、独自の文化や風土、歴史、地域資源などに配慮しながら、地域の方々と共にまちづくりや地域づくりに取り組みます。

### 【すべての人にやさしい快適な生活空間の創出】

- ◇すべての人が、快適に生活できるよう、生活空間の改善や施設整備に取り組みます。

### 【再生可能エネルギーの利用と自然環境の保全】

- ◇さらには、持続可能な社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や、自然環境の保全に積極的に取り組みます。

#### (4) 県土づくりプランの3つの柱と10のビジョン

3つの基本施策を具体的に実行するために、10のビジョン（目標）を設定しました。

個々の事業は、10のビジョンに即して確実に実行していきます。

また、警戒区域の見直しや住民の帰還に向けた取り組みなど、新たに必要となる事業については、柔軟に対応するものとします。

##### I 「安全で安心できる生活環境の確保」

- 1 被災者の支援と被災地の復旧・復興に全力で取り組みます。
- 2 自然災害から命と財産を守ります。
- 3 適切な維持管理を行い、生活の安全・安心を守ります。
- 4 積雪地域、過疎・中山間地域の暮らしを守ります。

##### II 「ふくしまの活力を支える社会資本の整備」

- 5 県土の連携軸を強化し産業の活性化と生活圏相互の交流を支えます。
- 6 地域活力を高める観光を支援します。
- 7 まちの賑わいづくりを支援します。

##### III 「思いやりにあふれたまちづくり・地域づくり」

- 8 地域資源を生かした、まちづくり・地域づくりを進めます。
- 9 すべての人にやさしい快適な生活空間を創出します。
- 10 再生可能エネルギーの利用と、自然環境の保全に取り組みます。

#### 4. 計画を実行するための仕組みづくり

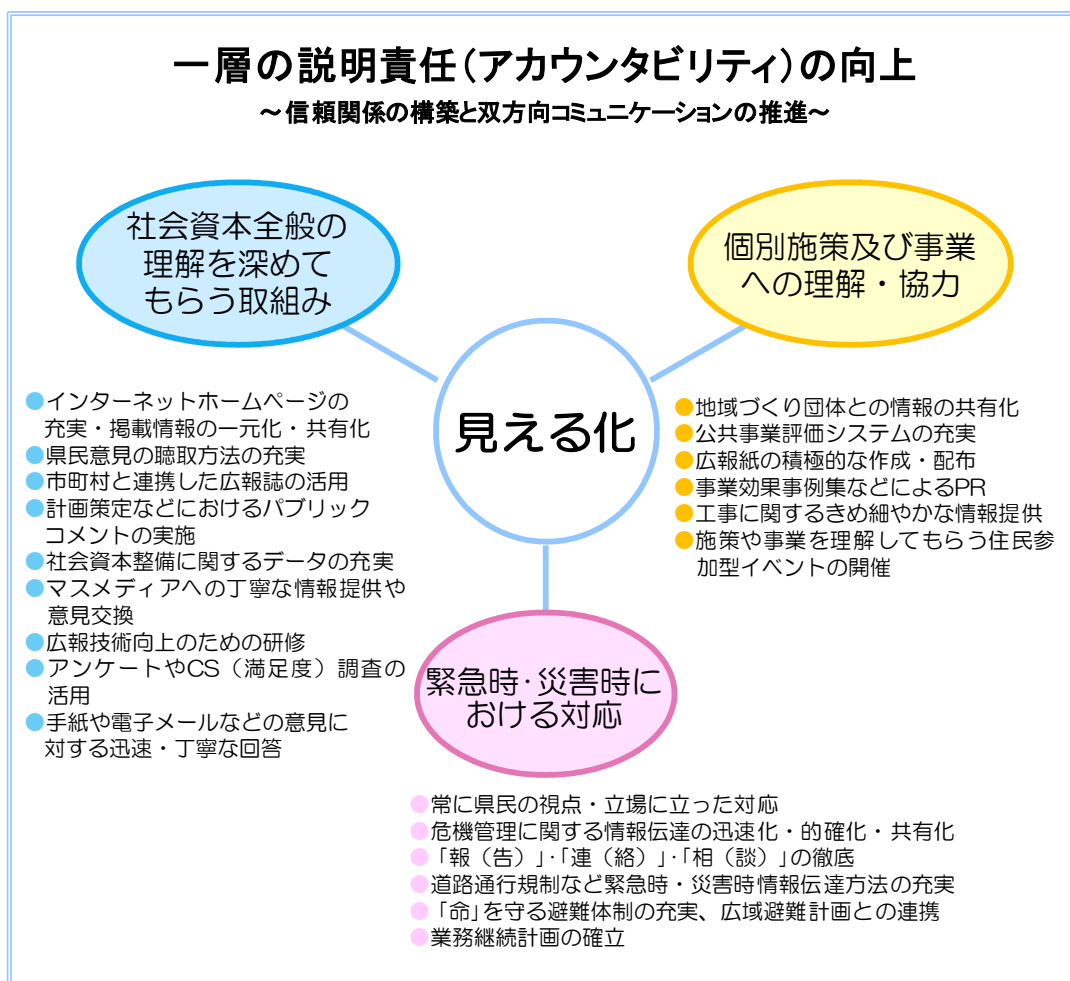
##### (1) 計画の実効性の確保

- ◇東日本大震災等の復旧・復興事業については、被災者の生活再建が早期に図れるよう、全力で取り組むとともに、事業の進捗状況を分かりやすく情報提供し、県民の目線で自らが進捗状況を評価・検証します。
- ◇本計画に掲げた復旧・復興に関する施策の一部は、福島県復興計画の主要事業として位置づけられており、復興計画の進捗状況の確認課程を活用しながら、本計画の実効性を確保します。
- ◇また、社会資本の整備・管理は、地域づくりを支え、安全・安心で快適な日々の生活を送るために欠かせないものであることから、本計画における各施策を着実に進める必要があります。
- ◇そのため、事業の展開においては、本計画に定めた各施策や地域ビジョンに掲げた目標や指標の達成状況について、進行管理を実施します。
- ◇その他、各種法律に基づく法定計画や、長寿命化対策を計画的に推進するための維持管理計画などの個別の計画についても、PDCAを実践し着実に施策を進めていきます。
- ◇なお、今後の進行管理においては、避難指示区域等の見直しや住民の帰還に向けた取り組み、社会状況の変化、県民のニーズ等に的確に対応できるよう柔軟に対応することとします。
- ◇施策課題の対応に当たっては、各部局との連携・協働により横断的な展開を図っていきます。
- ◇県の総合計画「ふくしま新生プラン」では、重点プロジェクトとして、「人口減少・高齢化対策プロジェクト」を位置づけ、また福島県復興計画では、12のプロジェクトを設けています。
- ◇それぞれの重点プロジェクトに位置付けられた事業については、最優先課題として捉え、積極的に取り組みます。

(2) 「見える化」～県民に分かりやすい情報の積極的発信～

公共事業に対しての県民の理解を得るために、多くの県民を対象に双方向コミュニケーションによるアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことが重要です。

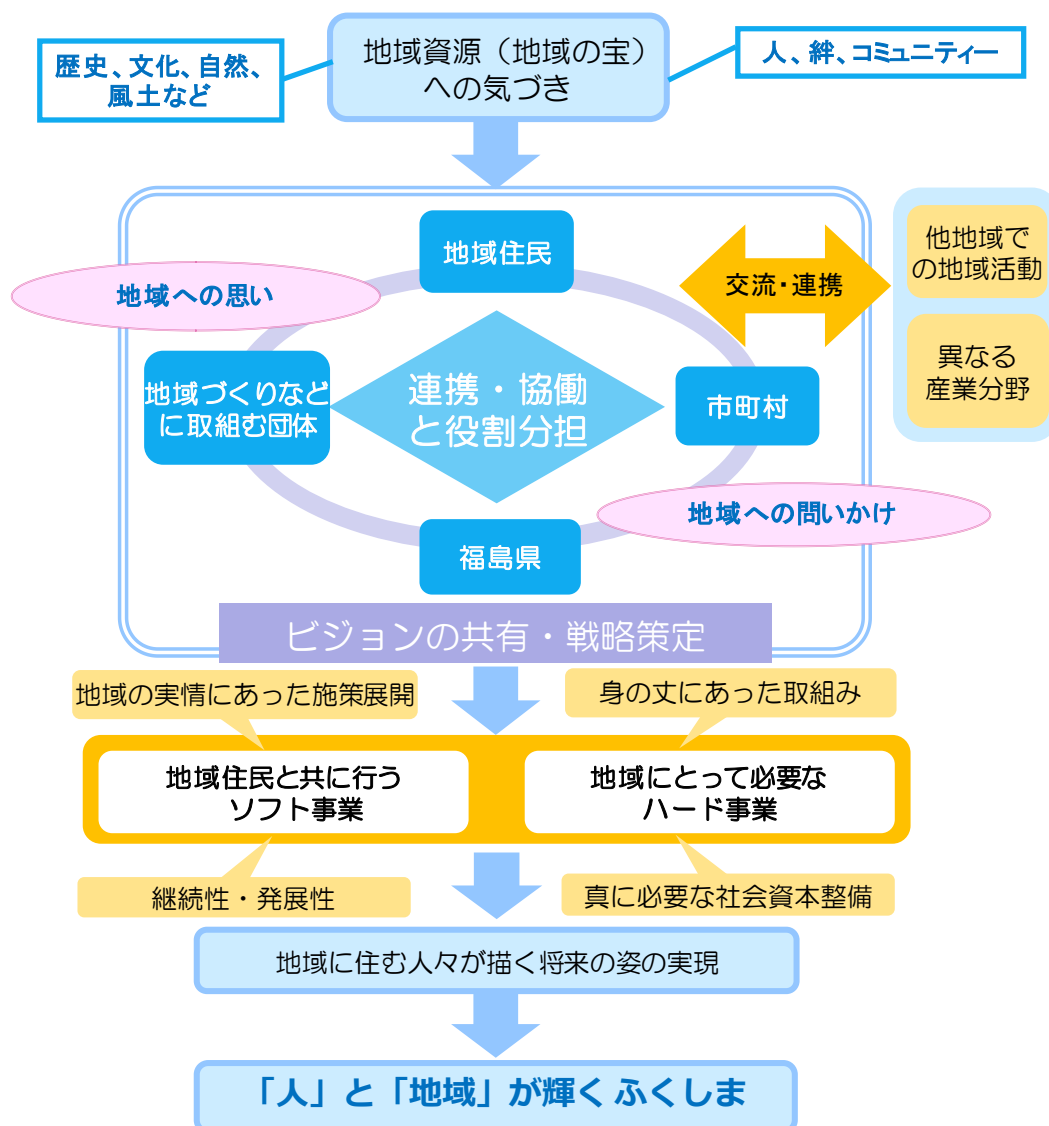
- ◇アカウンタビリティという言葉は、（Account；説明する）と（ability；能力）からなり、本来の意味は「説明する能力」ですが、「説明責任」という意味で使われています。
- ◇アカウンタビリティを果たすため、施策や事業の必要性やそれらに対する取組みなどを広く県民に説明していきます。
- ◇その際に、県民からどのように見えているかという視点で、問題意識の十分な把握に努めるとともに各種情報の一元化や共有化など公共事業に対してより深く理解してもらうため、積極的な情報提供と双方向コミュニケーションに努めます。
- ◇そして、福島県が行っている様々な取組みが、分かりやすい形で目で見えて理解できるように、「見える化」を進めていきます。



(3) 県民と共に考える仕組みづくり

社会資本の整備・管理における質の高い公共サービスを県民に提供するために、県民とともに考える仕組みを構築し、積極的に推進します。

- ◇市町村と連携しつつ、地元住民や地域づくり団体の主体的な地域活動を支援するなど、意識の共有化を図りながら、地域特有の課題解決のための地域づくりを基本とした施策の展開を図っていきます。
- ◇今後はさらに、共に考える仕組みづくりを積極的に進め、住民が主体となった地域づくりを支援し、地域間の協働による連携・交流の強化、異なる産業分野との有機的な結びつきにより、地域の活力へとつながるように各施策を展開していきます。



#### (4) 安全・安心のための体制づくり

日常のパトロール、点検の充実や台風や豪雨、豪雪、津波、地震など災害や事故に迅速に対応できるよう職員の訓練を含めた組織体制の充実・強化に努めます。

- ◇平成20年度からは、土木防災の総合調整機能（災害情報の集約・一元化）を担うため防災担当を設置し、危機管理の強化に取り組んでいます。
- ◇また、各種災害を想定した多様な防災訓練を実施していきます。
- ◇例えば、管理施設毎の各種防災訓練（水防訓練、土砂災害防災訓練、トンネル防災訓練）のほか、大規模地震を想定した模擬訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図ります。
- ◇福島県でも予測されている大規模災害に備え、危機管理体制支援の充実・強化を図ります。



##### ・広域相互応援協定の締結

東北地方及び北陸地方の各関係機関（地方整備局、県、政令指定都市、高速道路(株)）において、それぞれ公共土木施設の応急対策に備えた応援協定を締結しています。

##### ・土木関係団体との災害時応援協定の締結

土木関係の各団体と応援協定を締結し、大規模災害発生時には、行政のみならず関係団体の協力の下、公共土木施設の迅速な応急対策に努めます。

##### ・市町村支援体制の強化

大規模自然災害が発生した場合、被災市町村の要請に基づき、災害に関する有資格者や支援経験等のある職員を中心とした支援チームを直ちに現地に派遣し、市町村が管理する施設の被害状況調査や早期復旧等への支援を行います。

##### ・リエゾン（災害対策現地情報連絡員）への協力

リエゾンは、国土交通省が被災地方公共団体との災害支援窓口として、県等の災害対策本部に職員を派遣し、各地の被災情報の収集や提供を行ない、TEC-FORCEの派遣等、的確な災害対策支援の実施に資することを目的としており、県も活動に協力していきます。

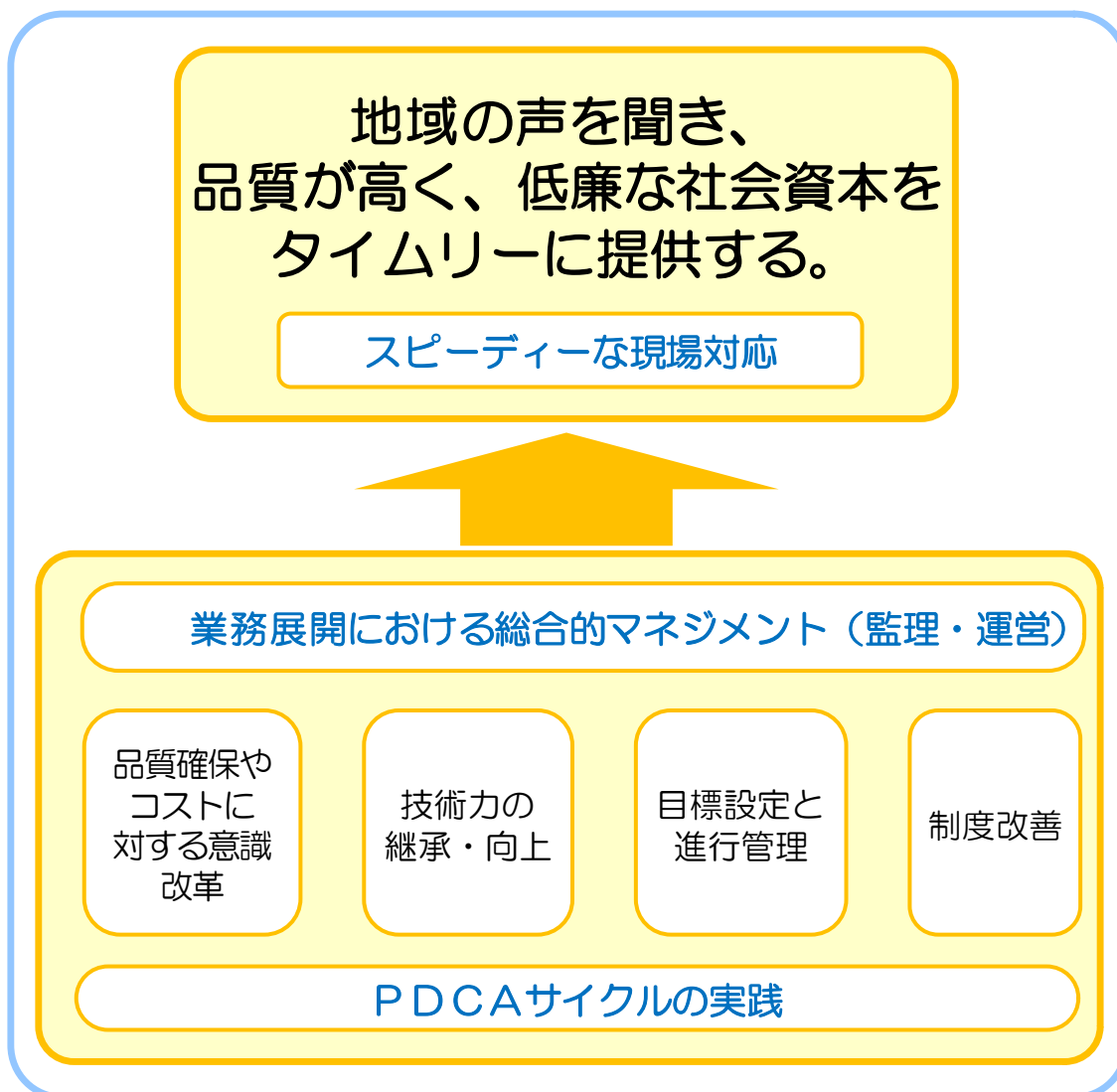
##### ・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）への協力

TEC-FORCEは、地震、水害・土砂災害などの際に、災害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するもので、国が主体となり活動し、県も活動に協力していきます。

(5) 品質の高い社会資本の提供

快適で豊かな県民生活の実現のためには、より低廉で、品質が高い社会資本を、地域の声を聞き、タイムリーに提供していく必要があります。

- ◇そのために、企画－調査－設計－積算－発注－施工－竣工－管理などの業務展開についての的確に監理・運営し、課題解決型の事業執行管理などPDCAサイクルの実践による不断の改善が必要です。
- ◇また、品質確保やコストに対する意識改革、技術力の継承や向上、目標設定と進行管理、制度改善といった取組みについても総合的・継続的に進めていきます。
- ◇福島県においては、「品質確保強化対策」に基づき、品質の高い社会資本を提供できるよう、継続的に取り組んでいきます。



## 5. 計画を実行するための行動指針

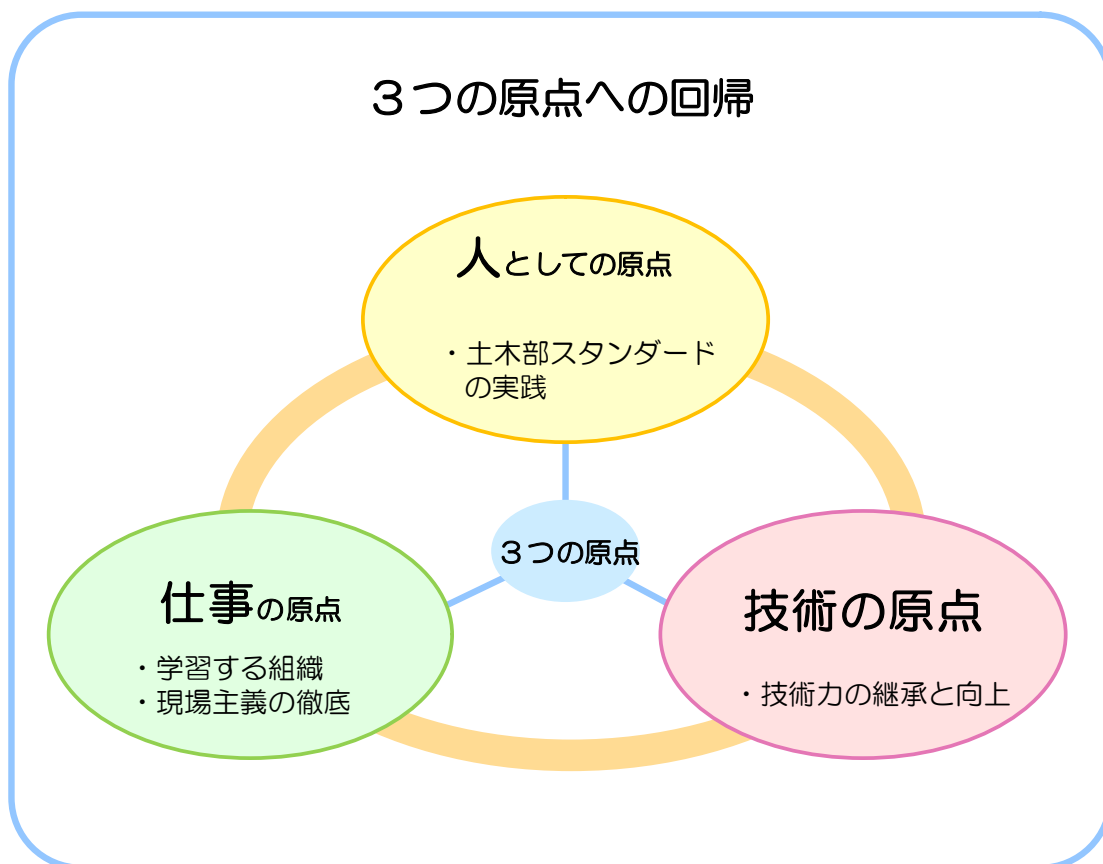
### (1) 3つの原点回帰の徹底

新しい時代にふさわしい社会資本の整備・管理を実践するためには、個人の力を高め、元気で活力ある組織が必要です。

そのためには、人、仕事、技術の原点に常に立ち返り、「日々新たなり」の気持ちを持ち続けることが大切です。

### [3つの原点回帰]

- ◇事業の執行に当たっては、業務の基本、原理・原点に自ら立ち返り考えるという、「人としての原点」、「仕事の原点」、「技術の原点」を自ら考え、行動していきます。
- ◇「人としての原点」では、土木部スタンダードの実践、「仕事の原点」では、学習する組織による職場風土の改革と現場主義の徹底、「技術の原点」では、技術力の継承・向上への取組みを行っていきます。



(2) 人としての原点

土木部スタンダード（行動基準）の実践

法令を遵守し、公務員としての自覚と責任、倫理観を持ち、礼節と思いやりの気持ちで丁寧な説明を心がけ、県民から信頼される組織としていきます。

- ◇土木部においては、業務の目標に向かって組織・個人が日々実践する、目に見える行動規準＝土木部スタンダードを策定しており、引き続き実践します。
- ◇スタンダードとは、目標に向かって組織・個人が日々実践する目に見える行動です。
- ◇スタンダードを外部へ発信しながら自ら実践し、「洵（まこと）に日に新たに、日々新たに、また日に新たなり」の精神で、職場風土の変革に継続的に取り組んでいきます。

[土木部スタンダード]

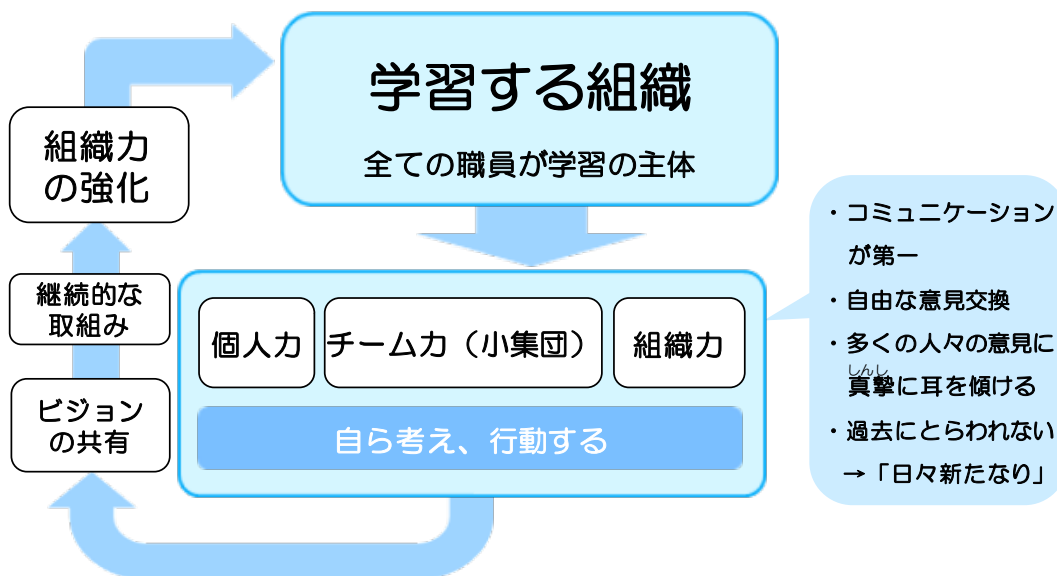
- ①私たちは、笑顔で挨拶、さわやかな対応をします。
- ②私たちは、丁寧で分かりやすい説明、積極的な広報をします。
- ③私たちは、苦情・要望には感謝の気持ちで現場面談、迅速に対応します。
- ④私たちは、原理・原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正な事務執行の徹底を図ります。
- ⑤私たちは、報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有した風通しのよい職場づくりに努めます。

(3) 仕事の原点

学習する組織づくり

組織運営としてより良き緊張感を保ちつつ、組織内のコミュニケーションを大切に、組織対応力（チーム力）を向上させるため、各職場において「学習する組織づくり」に取り組んでいきます。

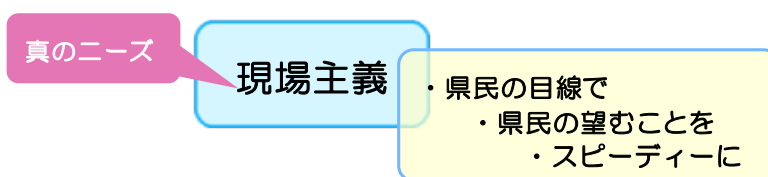
- ◇明るくさわやかで風通しのよい職場づくりを目指し、広く多くの人々の意見に耳を傾け、共に考えながら、柔軟に対応し、職場風土の変革に取り組みます。
- ◇そして、職員一人一人は、学習する意欲（モチベーション）を高めていきます。



現場主義の徹底

これからの社会資本の整備・管理においては、真のニーズは現場にあるとの観点から、地域づくりや日常の管理を重視し、住民の目線で展開することが重要です。

- ◇事業の執行に当たっては、常に県民の目線で、県民の望むサービスをスピーディーに提供する、「現場主義」を徹底していきます。



(4) 技術力の継承と向上

技術力の継承と向上

質の高い社会資本を確保し、県民へサービスを提供する上で、職員が多くの経験を積み、関連する知識の修得とその応用といった技術力の維持・向上への取組みが、今後ますます重要となっていきます。

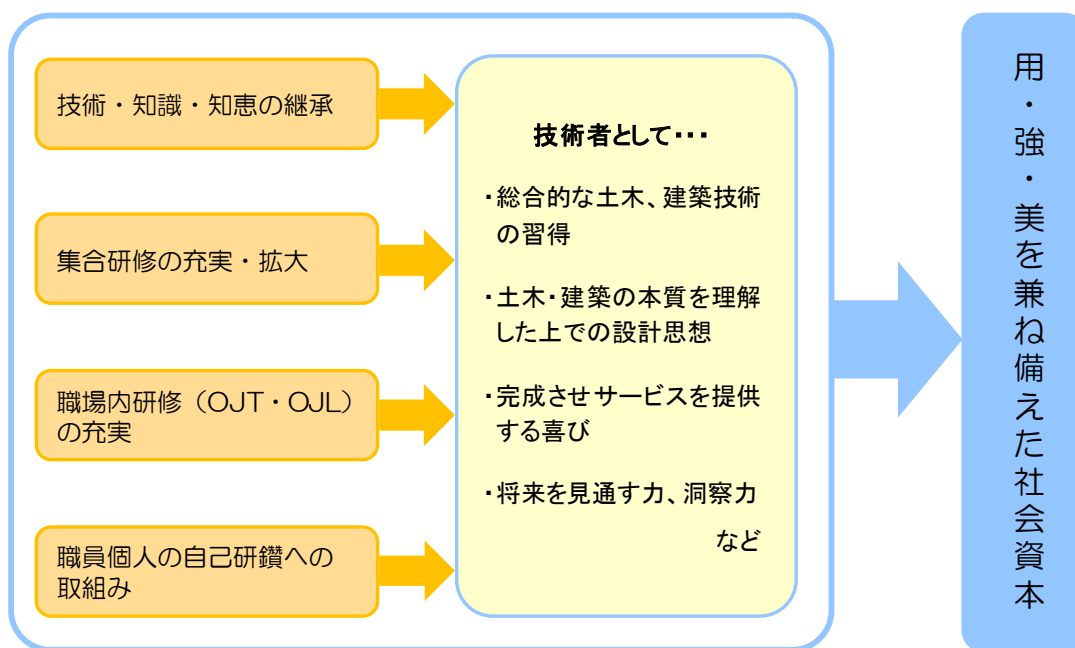
◇技術力向上のための取組みを体系化するとともに、さらには、技術者としての階層別研修や職員個人の自己研鑽などの取組みにより、県民に質の高い社会資本、すなわち、「用（使いやすさ）」・「強（耐久性）」・「美（表現・美しさ）」を兼ね備えた社会資本を提供していきます。

◇また、土木工学は「経験工学」と言われるように、過去の技術の積み重ねと継承が重要です。

◇建築の分野では、「公共建築」と「民間建築」との連携に取り組む必要があります。

◇今後、豊富な経験と知識を持った技術者が減少していくなか、日常の実務を通じた研修（OJT や OJL(※)）や集合研修などにより、これまで培われた技術の継承を行っていきます。

◇さらに、時代の要請に対応し、専門研修や現場研修などの内容を充実させ、技術力の維持・向上を図ります。



※ OJT 職場において、指導者の経験や知識などを若い世代へ伝え、技術力の維持・向上を図るための研修  
 OJL 職場において、個人の自発性を大切にし、皆で目標に向かってさらなる技術力の向上を図っていく取組み

(5) PDCAサイクルのたゆまぬ実践

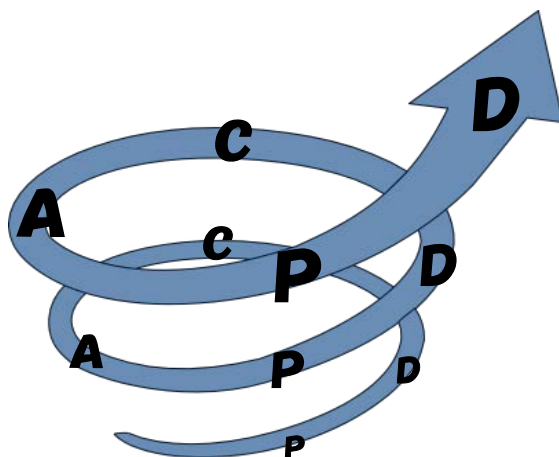
各施策の磨き上げのため、効果を分析・評価しながら、常に見直しを図り、P (plan)、D (do)、C (check)、A (action)による事業実施を行っていきます。

◇PDCAを繰り返す中において、更なる向上を目指し、継続的な計画の練り直し、確実な実行を図っていきます。

◇この、たゆまぬ繰り返しの実践により、よりよいサービスを県民に提供できるよう、努力を続けていきます。

◇具体的には、効率的・計画的な業務執行のため、組織全体・個別組織単位（事務所など）・チーム単位・個人において、期別にPDCAサイクルの下、目標と成果、手段、工程を年次実施計画により共有し制約条件等を解決しながら、業務目標管理を実施していきます。

PDCAサイクルのスパイラルアップ～さらなる向上を目指して～



**Plan** (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成します。

**Do** (実施・実行) : 計画に従って実施します。

**Check** (点検・評価) : 業務や事業の実施が計画どおり進んでいるかどうかを点検・評価・分析します。

**Action** (処置・改善) : 点検・評価・分析の結果に基づき改善案を作り、次の計画に反映します。

## 第3章

### 福島県復興公営住宅整備計画の策定

## 1. 基本的な考え方

- ◇復興公営住宅は、避難されている方々のコミュニティの維持・形成の拠点となるものです。
- ◇このため、入居に当たっては、市町村単位や親族同士等、複数世帯の入居(グループ入居)に配慮します。
- ◇コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- ◇さらに、コミュニティ集会室等を拠点に、地域にお住まいの近隣住民の方々とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金等を活用した様々な事業を実施します。

## 2. 整備戸数及び整備箇所

### (1) 整備戸数、箇所

- ◇全体で、**4,890戸**を整備します。
- ◇整備箇所、整備戸数は、平成25年度に復興庁、県、避難元自治体を実施した住民意向調査結果等を基にしています。
- ◇市町村別の整備戸数は、次に掲げる戸数を基に関係市町村との個別協議を行い、決定していきます。

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣町	三春町	田村市、本宮市、桑折町、大玉村、川内村 他
430戸	100戸	570戸	1,760戸	340戸	900戸	170戸	220戸	400戸

※整備戸数には市町村営分を含んでいます。

※平成25年12月公表時点の計画です。

◇今後も住民意向調査や意向確認作業等による修正を重ねながら精度を高め、関係市町村との個別協議の内容を踏まえて、計画を見直していきます。

### (2) 整備スケジュール

- ◇第一次計画(平成25年6月公表)の概ね3,700戸については、平成27年度までの入居を目指し、整備を進めていきます。  
なお、第二次計画(平成25年12月公表)で上乗せした戸数については、平成27年度以降早期に入居できるよう整備を進めていきます。
- ◇設計施工一括選定方式や買取方式等の民間活用方式を取り入れ、整備期間の短縮を図っていきます。

### 3. 建設に当たっての考え方

#### (1) 復興公営住宅の特徴

- ◇玄関から居室内まで、段差のないバリアフリーとします。
- ◇3階以上の建物には、全てエレベーターを整備します。



#### 1階部分のイメージ



#### (2) 整備に対する考え方

- ◇コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- ◇地域の気候に配慮し、特に会津地方では、サンルームを設置します。
- ◇太陽光発電設備を設置するとともに、エネルギー効率のよい住宅を整備します。
- ◇用地の状況を踏まえ、戸建てや2戸1棟の住宅も整備します。
- ◇一部について、ペットが飼育できる住宅も整備します。
- ◇木造住宅や内装材への県産木材の活用に配慮します。



#### 4. 入居の考え方

- ◇コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮します。
  - ◇親族同士等、複数世帯での入居（グループ入居）に配慮します。
  - ◇高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯等に配慮します。
- ※市町村営の復興公営住宅も全体の整備戸数に含みますが、建設や入居に当たっての考え方については、設置する市町村が定めます。

## 第4章

### 福島沿岸海岸保全基本計画の変更

## 1. 計画変更の背景

- ◇福島県では、防護、環境、利用の調和がとれた海岸の保全を推進するため、学識経験者や住民等の意見を反映させながら、平成16年11月に福島県沿岸の海岸保全基本計画を策定し、同計画に沿って災害に対する安全度の向上や、海岸の適正な利活用の推進、警戒避難体制の整備などを進めてまいりました。
- ◇その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、過去最大クラスの地震動や、それに伴う津波、地殻変動により、本県の沿岸全域において海岸保全施設が壊滅的な被害を受け、その背後の人命、財産にも甚大な被害が発生しました。



- ◇このため、本県では直ちに海岸の応急対策を実施するとともに、平成23年10月には学識経験者により構成される「福島県海岸における津波対策等検討会」の提言を受け、海岸堤防の高さや構造等の基本的事項を決定しました。
- ◇今回の海岸保全基本計画の変更は、この基本的事項に基づき、海岸保全施設の整備に関する事項を見直すとともに、海岸環境の整備及び保全や海岸の適正な利用に関する事項についても、現時点で可能な範囲で見直すものです。
- ◇なお、今後の復旧・復興の進捗状況や、東日本大震災以降の海岸地形の変動状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直していきます。

### ■これまでの海岸事業

- 東日本大震災前は、高潮・波浪等による災害を防止するため、海岸堤防、消波工、人工リーフ等の海岸保全施設を整備してきました。
- 海岸保全施設は東日本大震災の津波被害を軽減する役割も果たしました。

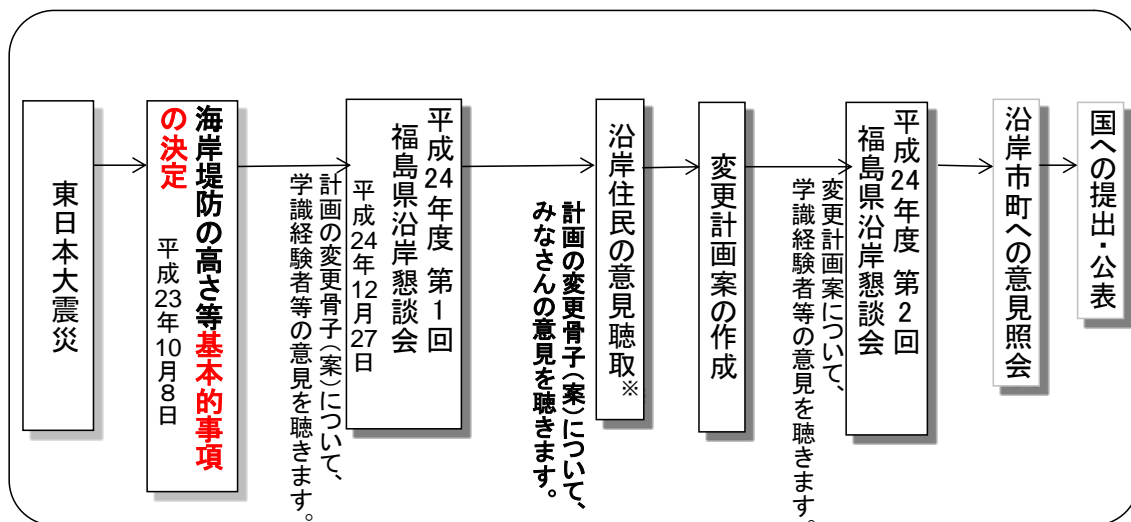


緩傾斜堤防の整備  
南相馬市北泉大磯海岸



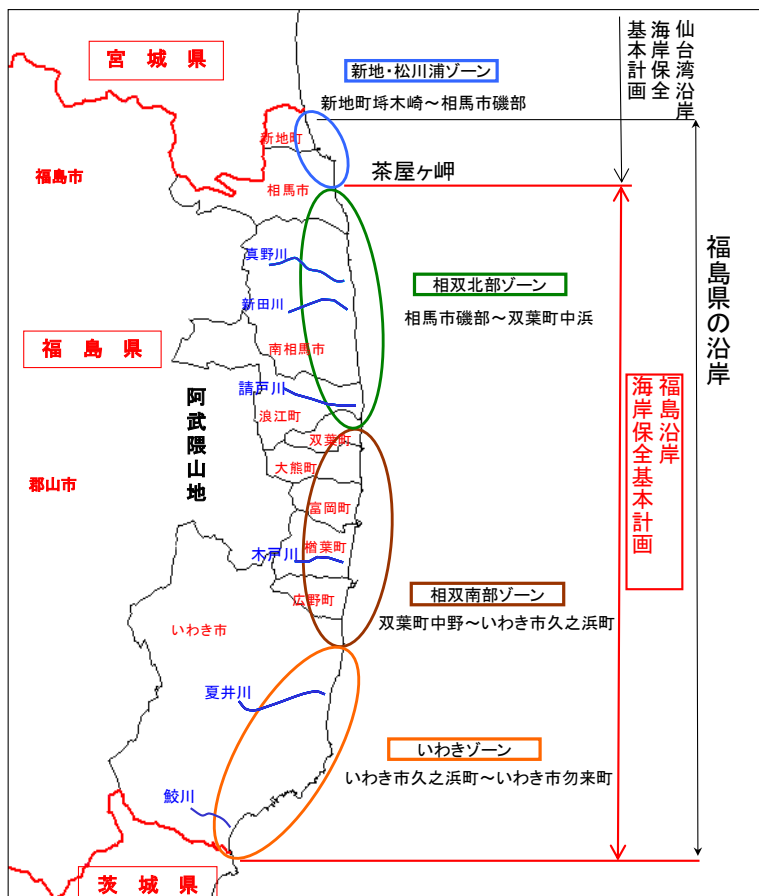
人工リーフの整備  
いわき市関田海岸

## 2. 計画変更の流れ



## 3. 計画の対象範囲

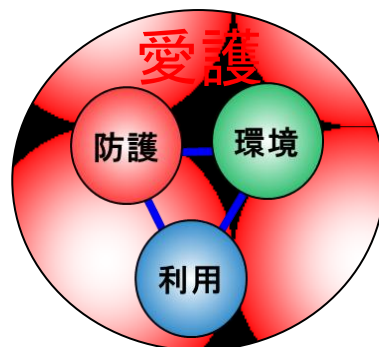
◇福島沿岸海岸保全基本計画：福島県相馬市磯部（茶屋ヶ岬）～茨城県境



#### 4. 計画の変更骨子

本県の海岸保全基本計画は、「防護」「環境」「利用」の3つの柱に、「愛護」を加えた4事項に係る基本方針と、海岸保全施設の整備計画から構成されています。

以下に、4事項に係る計画の変更骨子について説明します。



##### (1) 海岸の防護に関する事項

※現在の基本方針に対し、変更となる内容を赤書きで記載しています。

### 基本方針

**○適切な能力を持つ防災施設整備**

比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高を基本に、東日本大震災による教訓を踏まえ、堤防を越えた津波に対しても粘り強く対応する構造による堤防整備を行う。

また、今後も沖合施設の整備等により、安全度の向上を図るとともに防護能力向上のために砂浜の維持・回復や海岸林の積極的な保全を図る。

**○土砂収支の解明と総合土砂管理**

海岸侵食に対する抜本的な保全対策のため、広域的・長期的な視野に立った土砂収支の解明と治山・治水等関係部局とも連携した総合土砂管理を推進する。

**○警戒避難体制の充実**

東日本大震災を機に、最大クラスの津波も想定した災害に際して取るべき行動や、安全な場所への避難・誘導に関する理解を高めるため、ハザードマップの作成支援やインターネット等による海岸防災情報等の提供を推進し、消防関係部局や市町村等と連携した警戒避難体制の充実を図る。

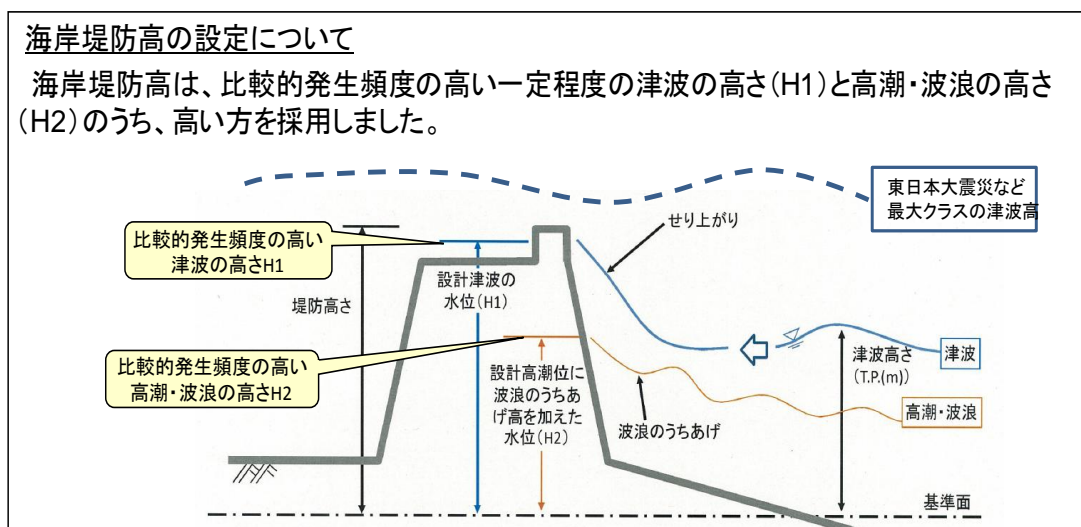
**変更のポイント①**

**変更のポイント②**

<変更のポイント>

##### ①東日本大震災を踏まえた海岸堤防の高さ、構造の変更

◇比較的発生頻度の高い一定程度の津波<sup>※a</sup>、及び高潮・波浪<sup>※b</sup>による浸水を防止する堤防高さに変更します。



※a：数十年から百数十年に一回程度の頻度で起きる津波の高さ。

政府の中央防災会議で示された断層モデル（明治三陸タイプ地震、宮城県沖の地震など）による再現計算から設定しました。

詳しくは、福島県河川計画課ホームページ「福島県沿岸における海岸堤防高さの設定を行いました」をご覧ください。

※b：設計高潮位に、概ね五十年に一度程度の発生が見込まれる波浪の打ち上げ高を加えた高さ。

この結果、地域別の海岸堤防の高さを以下のように設定しました。

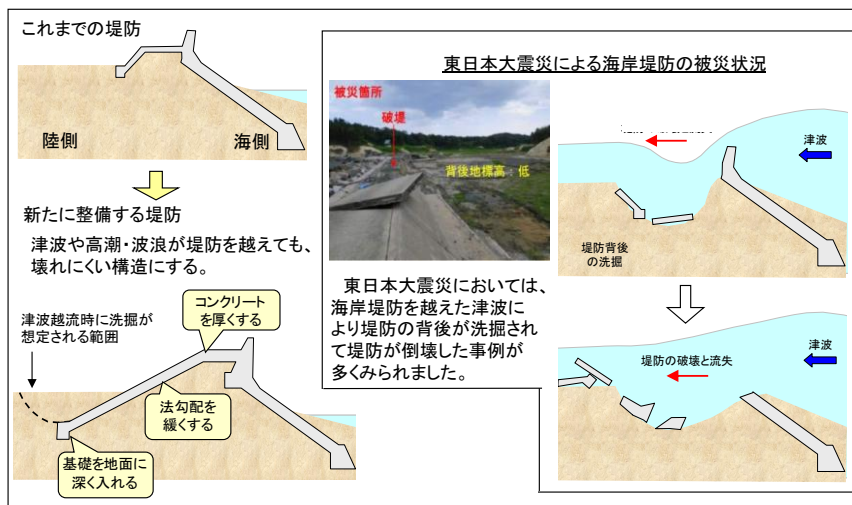
No.	ゾーン名	ブロック名	地域	被災前 計画堤防高 (T.P.m)	新計画 堤防高 (T.P.m)	東日本大震災 津波痕跡高 (T.P.m)※1
1	相双北部	蒲庭	相馬市磯部～相馬市蒲庭	6.2	7.2	(遡上高:20.8)※3
2		鹿島	相馬市蒲庭～南相馬市鹿島区烏崎			
3		北泉大磯・萱浜	南相馬市原町区金沢～南相馬市原町区雫			
4		小浜・小高	南相馬市原町区雫～南相馬市小高区浦尻			
5		浪江	南相馬市小高区浦尻～双葉町中浜			
6	相双南部	双葉	双葉町中野～双葉町細谷		8.7	※2
7		大熊	大熊町夫沢～大熊町小良浜			
8		小良ヶ浜	富岡町仏浜～富岡町小浜			
9		富岡	富岡町仏浜釜田～富岡町毛萱			
10		檜葉	富岡町毛萱～檜葉町山田浜			
11		浅見	広野町下北迫～広野町折木			
12	いわき	夕筋・末続	いわき市夕筋～いわき市久之浜町		7.2	8.9
13		久之浜	いわき市久之浜町～いわき市四倉町			
14		新舞子	いわき市四倉町～いわき市平沼ノ内			
15		豊間	いわき市平薄磯～いわき市江名			
16		江名・中之作	いわき市江名～いわき市永崎			
17		永崎	いわき市永崎～いわき市小名浜下神白			
18		小名浜港	いわき市小名浜下神白～いわき市泉町下川			
19		剣浜・小浜	いわき市泉町下川～いわき市小浜町			
20	勿来	いわき市小浜町～いわき市勿来町	7.7		(遡上高:9.4)※3	

※1：東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ（<http://www.coastal.jp/ttjt/>）による速報値（2011年10月8日参照）

※2：警戒区域内であるため、津波痕跡調査は実施されていない。（2011年10月8日現在）

※3：痕跡高がないため、遡上高（内陸へ津波がかけ上がった高さ）を記載。

◇津波や高潮・波浪が海岸堤防を越えても、粘り強く対応する構造によって堤防を整備します。



②最大クラスの津波も想定した警戒避難体制の充実

東日本大震災など最大規模の津波に対しては、海岸堤防での防護だけでなく、防災緑地や道路の整備、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた多重防御を図るとともに、警戒避難体制の充実等のソフト対策を含めた総合的施策で対応する必要があります。



津波の浸水想定区域図  
(H19 福島県公表)

◇最大クラスの津波も想定した災害を想定し、ハザードマップの作成支援等、「**なんとかして人命を守る**」ことを目指した警戒避難体制の充実を図ります。

(2) 海岸環境の整備と保全に関する事項

**基本方針**

※現在の基本方針に対し、変更となる内容を赤書きで記載しています。

**○動植物の保全対策**  
沿岸域の希少な動植物の生息・生育環境を保全するため、立入規制(区域指定)などを関係機関と連携して実施するほか、**海岸工事においても、東日本大震災による環境変化を踏まえた対策を講ずる。**

**○海岸林の保全** 変更のポイント①  
**津波等により被害を受けた海岸林については、早期の復旧を図るとともに、**今後も地域住民等の協力による海岸林内の美化や維持管理活動を実施して海岸林の保全を図る。

**○水質・砂浜の清浄化の促進** 変更のポイント②  
良好な水質や砂浜の環境を将来にわたって維持していくため、関係機関や住民との協力により、下水道整備や生活排水等の減量による水質保全を推進する。

**○環境教育及び啓発活動の推進**  
一人ひとりが環境問題に対する関心を高め、環境に対する自らの責任と役割が理解できるよう、海岸環境に関する環境教育及び啓発活動を環境部局と連携して推進する。

**○良好な海岸景観の保全** 変更のポイント③  
**海岸保全施設の整備に際しては、良好な景観を損なわないよう配慮する。**

<変更のポイント>

①東日本大震災による影響を踏まえた動植物保全への配慮

◇東日本大震災による地形変化等を踏まえ、適切なモニタリングにより工事に伴う影響を最小限にとどめる対策を講ずるなど、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮します。



南海老海岸(南相馬市鹿島区)  
マルバシャリンバイ群落



夏井海岸(いわき市)  
コアジサシ



北海道地区海岸  
(南相馬市鹿島区)  
東日本大震災による地形変化

②消失した海岸林の保全育成

◇地震による地盤沈下や津波による流失により壊滅的な被害を受けた海岸林の保全・再生や、健全な育成を図るための管理体制の整備等を進めます。



東日本大震災による海岸林の被害(相馬市大浜地区海岸)

③良好な海岸景観の保全

◇海岸堤防等の海岸保全施設の整備に際しては、本県の良好な海岸景観を損なわないよう配慮します。



海岸景観の検討例

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

**基本方針**

※現在の基本方針に対し、変更となる内容を赤書きで記載しています。

**○海辺への近づき易さの向上**  
海岸の利用頻度に応じて、直立堤防(護岸)から緩傾斜堤防(護岸)への改善等により海辺への近づき易さを向上させるとともに、関係機関に協力を求め海岸へのアクセス道路を整備する。

**○災害発生時における海岸利用者の安全性の確保** 変更のポイント①  
海岸保全施設の整備に際しては、市町と連携し、津波等の災害発生時に海岸利用者が避難しやすいものとなるよう配慮する。

**○利便施設の充実**  
トイレや駐車場等の利便施設の整備について、市町等と協力しながら整備の促進やバリアフリー化を図る。

**○水産利用に対する配慮**  
海岸保全施設の整備に際しては、水産利用との調和を図り、水産資源の保護・育成に対する配慮を行う。

**○利用におけるルールづくりの推進**  
海岸管理者、利用者、漁業関係者、地域住民等が協力して話し合いの場をつくり、地域にあったルールづくりを推進する。

<変更のポイント>

①災害発生時における海岸利用者の安全性の確保

◇津波が到達するおそれがあるときなど、災害発生時に海岸利用者がより避難しやすいものとなるよう配慮した階段工の整備などを行います。



久ノ浜海岸 (いわき市)



避難誘導標例



(4) 海岸における愛護に関する事項

<b>基本方針</b>	※今回、基本方針の変更はありません。
<b>○海岸美化活動の推進</b> 清掃活動の仕組みづくり等、住民の協力を得ながら、計画的、効果的な海岸美化活動を推進する。	
<b>○ゴミの不法投棄防止対策の推進</b> 海岸パトロールの実施や警告看板の設置等を行うとともに、ゴミの不法投棄を未然に防止する制度等の仕組みづくりを環境部局、観光部局、市町村、地域住民等と協力して推進する。	
<b>○日常的な維持管理体制の確立</b> 地域住民の協力により、日常的な海岸パトロールを実施して、海岸保全施設の状況及び異常発生の有無を発見できる仕組みづくりを推進する。 また、トイレ・駐車場等の利便施設について、市町村等と協力しながら日常的に管理が行える仕組みづくりを推進する。	

(5) 海岸保全施設の整備に関する事項

上記第(1)～(4)に示した基本方針等を踏まえ、海岸保全施設の整備計画を変更します。

## 第5章

### 東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗状況

## 東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗状況 (平成26年3月末時点)

公共土木施設の災害復旧事業の進捗状況及び「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」に基づく【復興公営住宅】、【ふくしま復興再生道路】、【復興まちづくり事業】などの各種復興事業の整備状況について、平成26年3月末時点の状況は以下のとおりです。

### 1. 公共土木施設の災害復旧事業（県事業）

公共土木施設全体の災害復旧事業の着手率は、箇所数ベースで約84%、完了率は約64%となっています。

◇ 会津方部では、箇所数ベースで着手率が100%、完了率も100%となっています。施設の復旧状況としては、全体26箇所のうち26箇所全てが完成しています。

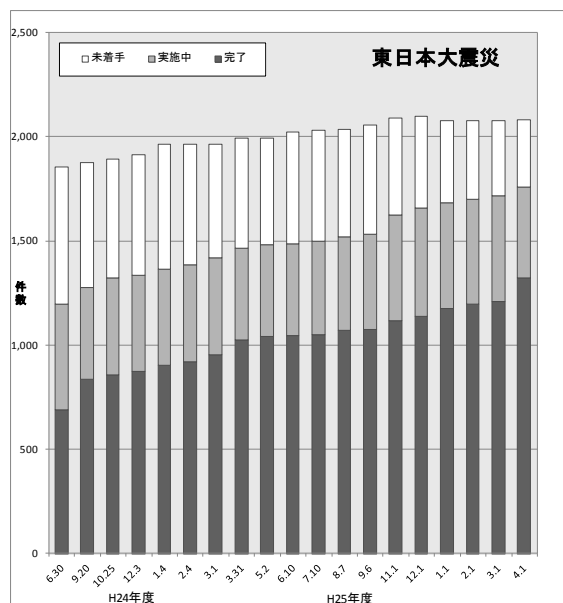
◇ 中通りでは、箇所数ベースで着手率が約98%、完了率も98%となっております。施設の復旧状況としては、全体541箇所のうち528箇所で完成しています。

◇ 浜通りでは、箇所ベースで着手率が約80%、完了率が約51%となっております。

施設の復旧状況としては、全体1,516箇所のうち771箇所で完成しています。

◇ 被災原因別に見ると、地震が原因で被災した箇所については箇所ベースで着手率が97%、完了率が約94%となっているのに対し、津波が原因で被災した箇所については着手率が約84%、完了率が50%となっています。

◇ 工種別の進捗状況については、下記表のとおりです。



公共土木施設の災害復旧工事全体（県事業）の推移（平成26年3月末時点）

	河川・砂防	海岸	道路・橋梁	港湾	漁港	下水	公園・都市施設	公営住宅
箇所数	275	154	768	333	456	3	5	89
着手数	237	95	675	293	363	3	5	89
完了数	147	26	643	246	166	3	5	89
着手率	86%	62%	88%	88%	80%	100%	100%	100%
完了率	53%	17%	84%	74%	36%	100%	100%	100%

2. 復興公営住宅

事業主体	団地名又は地区名等	計画戸数	構造						現在の状況 設計・建設等	完成予定年度	
			戸建・長屋建			共同住宅					
			木造	非木造		木造	非木造				
桑折町	桑折町東段地区	25	25	25		0		0	0	造成中・設計中	H26
	計	25	25	25	0	0	0	0	0		
飯館村	福島市飯野町団地	23	23	23		0		0	0	建設中	H26
	計	23	23	23	0	0	0	0	0		
葛尾村	三春町恵下越地区	125	125	125		0		0	0	用地確定	H26
	計	125	125	125	0	0	0	0	0		
川内村	宮ノ下	15	15	15		0		0	0	用地確定	H26
	計	10	10	10	0	0	0	0	0		
川俣町	新中町	40	40	40		0		0	0	用地確定	H26
	計	40	40	40	0	0	0	0	0		
大玉村	横堀平	67	67	67		0		0	0	用地確定	H27
	計	67	67	67	0	0	0	0	0		
福島県	福島市北信団地	24	0			24		24		設計完了	H26
	福島市笹谷団地	24	0			24		24		設計完了	H26
	福島市飯坂	58	0			58		58		用地確定	H27
	二本松市油井	70	70	70		0		0		用地選定中	H27
	郡山市柴宮団地	30	0			30		30		建設中	H26
	郡山市富田団地	40	0			40		40		建設中	H26
	郡山市富田団地2	40	0			40		40		設計完了	H27
	郡山市富田団地3	40	0			40		40		設計完了	H27
	郡山市富田団地4	32	0			32		32		設計完了	H27
	郡山市日和田団地	20	0			20		20		建設中	H26
	郡山市八山田団地	20	0			20		20		建設中	H26
	郡山市八山田団地2	40	0			40		40		設計完了	H27
	郡山市八山田団地3	40				40		40		用地選定中	H27
	郡山市東原団地	50	0			50		50		建設中	H26
	郡山市東原団地2	15	0			15		15		設計完了	H27
	郡山市東原団地3	20	0			20		20		設計完了	H27
	郡山市安積町	20				20		20		用地選定中	H27
	郡山市安積町2	35				35		35		用地選定中	H27
	郡山市鶴見担	30				30		30		用地選定中	H27
	三春町平沢	92	92	92		0		0		用地選定中	H27
	会津若松市古川町団地	20	0			20		20		建設中	H26
	会津若松市年貢町団地	42	0			42		42		建設中	H26
	会津若松市年貢町団地2	8	8	8		0		0		設計完了	H26
	南相馬市上町	150	0			150		150		用地選定中	H27
	南相馬市北原	264	0			264		264		設計中	H27
	いわき市湯長谷団地	50	0			50		50		建設中	H26
	いわき市下神白団地	200	0			200		200		造成中・建設中	H26
	いわき市平八幡	12	0			12		12		用地確定	H27
	いわき市小名浜大原	60	0			60		60		用地選定中	H27
	いわき市小川	50	50	50		0		0		用地選定中	H27
いわき市北好間中川原	200	未定			未定				用地選定中	H27	
いわき市勿来酒井	200	未定			未定				用地選定中	H27	
いわき市泉町本谷	200	未定			未定				用地選定中	H27	
いわき市内郷宮町	70	0			70		70		用地確定	H27	
計		2,266	220	220	0	1,446	0	1,446			
小計 a		2,571	525	525	0	1,446	0	1,446			
未定 (建設用地未確定)	b	2,319	未定		未定						
小計②(a+b)		4,890	525	525	0	1,446	0	1,446			
合計(小計①+小計②)		7,609	1,212	1,212	0	3,289	74	3,215			

復興公営住宅の進捗状況（平成26年3月末時点）



モデルルーム開所式（いわき市）



安全祈願祭（郡山市）

### 3. ふくしま復興再生道路

- ◇「ふくしま復興再生道路（8路線、29工区）」は、平成30年代前半までの完成を目指し、戦略的に整備を進めています。
- ◇整備箇所数29箇所のうち、13箇所です工事に着手し、2箇所です完了してあります。（着手率45%、完了率7%）

主要箇所図



**対象路線：**  
 中通りと浜通りを結ぶ主要な国道と県道8路線

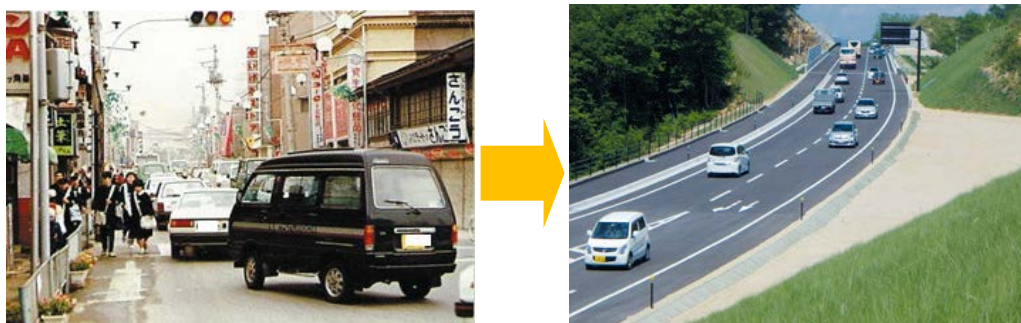
- 国道114号
- 国道288号
- 国道349号
- 国道399号
- 県道原町川俣線
- 県道小野富岡線
- 県道吉間田滝根線
- (仮称)小名浜道路

8路線は、避難指示解除等区域やその周辺の広域的な物流や地域医療、産業再生を支える幹線道路です。

既に川俣町水境工区（県道原町川俣線）と三春西バイパス（国道288号）の2工区が完成しております。



県道原町川俣線水境工区（平成25年11月29日全線開通）



国道288号三春西バイパス（平成25年5月23日全線開通）

#### 4. 復興まちづくり事業

##### (1) 被災市街地復興土地区画整理事業進捗状況（平成26年3月末時点）

市町村名	地区名	面積 (ha)	事業計画認可	工事着手 (見込み)	備考
新地町	新地駅周辺	23.7	H25.11.12	H26. 2月	
いわき市	久之浜地区	28.3	H25.2.6	H25. 10月	
	薄磯地区	37.2	H25.2.20	H25. 11月	
	豊間地区	56.4	H25.3.13	H25. 11月	
	小名浜港 背後地地区	11.7	H24.4.18	H25. 10月	業務系(住居なし)
	小浜地区	4.3	H25.6.10	H25. 10月	
	岩間地区	11.6	H25.2.21	H25. 10月	
合計	7地区	173.2			

##### (2) 防災集団移転促進事業進捗状況（平成26年3月末時点）

市町村名	移転元 地区数	移 転 先											備考	
		大臣同意 地区数					計画移転戸数	戸建て区画数			公営住宅戸数			
		造成工事 着手 地区数	造成工事 完了 地区数	うち造成 不要数	25年度末 造成完了 見込み 地区数	計画 区画数		引渡し済 区画数	入居済 区画数	計画戸数	着手済 戸数	入居済 戸数		
新地町	8	7	7	5	0	7	224	157	32	2	67	14	0	
相馬市	(※1) 1	9	9	6	2	9	529	131	14	0	398	157	87	
南相馬市	27	33	19	11	0	12	395	395	24	4	—	—	—	
浪江町	4	3	0	0	0	0	129	129	0	0	0	0	0	
楡葉町	4	4	0	0	0	0	52	15	0	0	37	0	0	公営住宅 37戸は未定
いわき市	4	4	3	1	1	1	46	46	15	3	—	—	—	
合計	48	60	38	23	3	29	1375	873	85	9	502	171	87	

(3) 防災緑地事業進捗状況

	市町村名	地区名	面積 (ha)	事業認可	工事着手 (見込み)	備考
	新地町	碓浜地区	24.5	H25.3.7	H26. 3月	
県施行	相馬市	原釜・尾浜地区	13.3	H25.1.15	H26. 3月	
	広野町	浅見川地区	10.7	H25.1.15	H25. 11月	
	いわき市	久之浜地区	11.2	H25.1.28	H25. 11月	
		四倉地区	4.9	H25.3.7	H25. 12月	
		沼ノ内地区	1.5	H25.1.22	(H26年度)	
		薄磯地区	4.7		H25. 11月	
		豊間地区	13.6	H25.1.22	H25. 11月	
		永崎地区	2.2	H25.1.28	H25. 12月	
		岩間地区	4.8	H25.3.7	H25. 11月	
		県施行合計	10地区	91.4		
町施行	新地町	釣師地区	16.9	H25.3.22	H26. 2月	



ワークショップの様子 (広野町)



意見集約の様子 (いわき市)

## 第6章

### 「見える化」の取り組み

### 1. 取り組みの経緯

- ◇復旧・復興の取り組みに対する情報が各所から発信されているが、その情報の多さにより県民の皆様から「復旧・復興の姿が見えない」「復興が遅れている」「県の役割が分からない」などの声をいただきました。
- ◇このため、土木部では前述した「浜通り復旧・復興加速化チーム」内に「見える化チーム」を発足し、平成25年5月から現場の取り組みの見える化、組織内の横断的な連携調整、復旧・復興箇所の進行管理における広報など、県民の皆様へ適切に情報が伝わるよう広報活動に取り組むこととしました。

### 2. 目標

「伝える広報」から「伝わる広報」への転換！  
 ～県民目線で分かりやすい広報～

### 3. 具体的取り組み

#### (1) 「進捗状況図」及び「一覧表」

- ◇県民の皆様により市町村毎の復旧・復興事業の進捗状況を分かりやすくお伝えするため、地図に位置情報（場所・事業名）と工事の進み具合を色分けし、「シンプルで分かりやすい」をテーマに表現しています。
- ◇進捗状況については1ヶ月毎に更新し、ホームページに掲載しております。  
 URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/sinntyokujiyoukyouzu.html>
- ◇進んでいく工程を「黄色（未着手）→オレンジ色（一部着手）→赤色（全部着手）→灰色（工事完了）」と枠の色を色分けし見える化しています。



「浜通り 復旧・復興事業 進捗状況図」一覧表 H26.3.31時点

市町村	事業名	国/道/県/市町村	工事種別	進捗状況	工期
いわき市	20001-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20002-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20003-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20004-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20005-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20006-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20007-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20008-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20009-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20010-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20011-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20012-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20013-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20014-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20015-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20016-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20017-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20018-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20019-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20020-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20021-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20022-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20023-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20024-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20025-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20026-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20027-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20028-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20029-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20030-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20031-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20032-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20033-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20034-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20035-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20036-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20037-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20038-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20039-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20040-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20041-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20042-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20043-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20044-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20045-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20046-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20047-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20048-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20049-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30
いわき市	20050-212号線	国	道路	未着手	2017.04.01～2017.09.30

(2) 「浜通り地方の復旧・復興加速化～事業概要～」

- ◇「復旧・復興への取り組み状況を分かりやすく紹介する」をテーマに、小冊子を作成しました。
- ◇写真や図表を多く採用するとともに、生活再建の一指標となるよう完了目標を入れるなど、現状の進み具合、経過を見せる工夫をしています。
- ◇この冊子は県民の皆様へ直接配布し、説明等での利用はもとより、国・市町村・他部局との説明や協議にも活用しています。
- ◇内容については、1年毎に更新し、ホームページに掲載しております。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/dobokufukkou-top.html>



(3) メールマガジン (週 1 回発行、登録者約 2 5 0 名)

- ◇「公共土木施設の復旧・復興状況」「道路通行規制情報」「土木部の催し」「地域づくりに関する情報」など、様々な取り組みを視覚的に分かりやすい形で直接ご覧頂けるよう情報発信を行っています。
- ◇登録を希望される方は【土木部メルマガ希望】【お住まいの市町村】をお書きの上下記アドレスまで送信をお願いします。

E-mail : [doboku\\_mailmagazine@pref.fukushima.lg.jp](mailto:doboku_mailmagazine@pref.fukushima.lg.jp)

- ◇スマートフォンでの登録は、下記QRコードもご利用になれます。



■日報 ■週報 ■月報 ■四半報 ■半年報 ■年報  
 福島県土木部メールマガジン 登録  
 ■土木部メールマガジン登録希望者募集  
  
 ●詳細は無料です。  
 ●宛先をワンクリックすると、パソコンサイトへ移行します。  
 ●ご希望のメールアドレスが登録できるようなっておりますので、お気づきの点をご指摘したら、以下のアドレスへご連絡してください。(ご不明な点等でご連絡ください。)  
 ●登録もよろしくお願いたします。  
[doboku\\_mailmagazine@pref.fukushima.lg.jp](mailto:doboku_mailmagazine@pref.fukushima.lg.jp)  
  
 ※ドメイン名  
 ●平成28年12月8日(土)15時に定期自動集金の下記区間が開始します。  
 区間：浜口2-1(東橋)1(10km)  
 区間：橋本10-0(山形)1(20km)  
[http://www.n-exco.co.jp/road\\_info/open\\_schobu/1st/](http://www.n-exco.co.jp/road_info/open_schobu/1st/)  
 公開の更新情報はこちらをご覧ください。  
 問合せ：道路課  
 電話：024-521-7410  
  
 ※その他  
 ●「毎月1回」は電子版(メール)です。  
 本報の内容(写真等)は、著作権等の取扱いに関する様々なお問い合わせ、印刷部(ポスター)一括、パンフレット配布、ラジカセット(お申し込み)を承っております。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/teno/4105c/maderoboussi.html>  
 問合せ：印刷課  
 電話：024-521-7412  
  
 ●県立二本松工業高等学校の生徒が提供、復興土木部(いわき市)を閲覧いただけます。  
 住所：平成28年12月(現在)  
 区画：東橋地区(浜口2-1)  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/94387.pdf>  
 問合せ：土木部建設課  
 電話：0249-24-4102  
  
 ●ユニバーサルラジカセット「福島県」で県の取り組みが掲載されます。  
 問合せ：土木部事務課の長岡・高木・中山

## 第6章 「見える化」の取り組み

### (4) 復旧・復興インフォメーション

- ◇福島県土木部の各所属で情報発信している公共土木施設の復旧・復興情報を取りまとめ、それをニューズペーパーとして発行しております。
- ◇平成26年3月末時点で計15回発行しました。
- ◇毎月1回のペースで発行しており、下記ホームページへも掲載しております。<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/dobokufukkou-top.html>



### (5) 土木部内各所属における情報発信

- ◇土木部内各所属においても、それぞれが主体的かつ積極的に地域に復旧・復興に関する情報発信を行っております。
- ◇詳しくは、各所属のホームページをご覧ください。

## 第7章


### 復旧・復興の取り組み事例

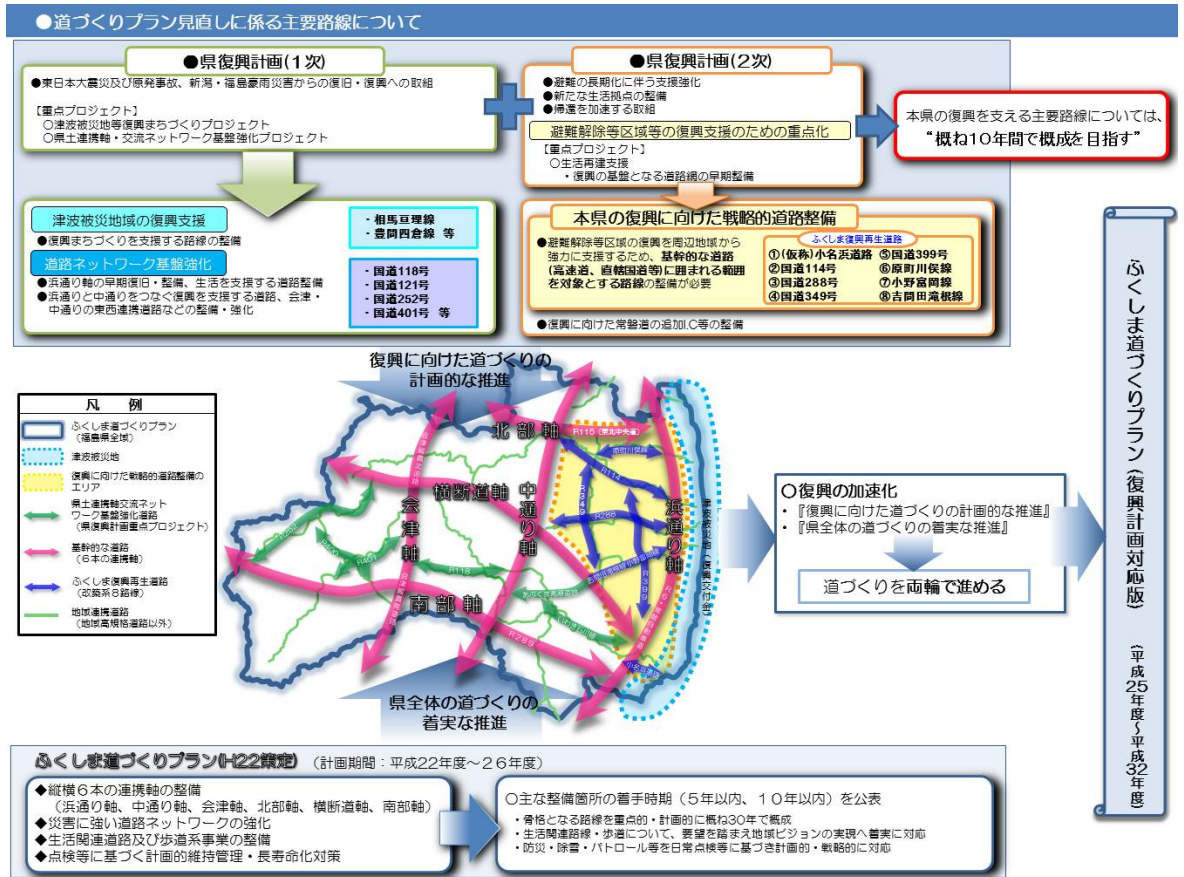
<空白>

## 県庁における取り組み

# ▶ ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）の策定

## 復興に向けた道づくりの計画的な推進

分類 ▶復興	分野 ▶計画策定	
担当 ▶道路総室	道路計画課	
場所 ▶ー	場所：ー	
状況 ▶		



# ふくしま道づくりプラン （復興計画対応版） の策定

## 復興に向けた道づくりの計画的な推進

### 1. 概要

急速に進行する人口減少や超高齢社会の到来など、社会・経済状況が大きく変化する中で、地域活力の維持・向上や医療体制の確保など、移動手段として自動車に大きく依存する本県としては、平成22年度に「ふくしま道づくりプラン」を策定し、これらの課題に対応する道づくりを進めていた。

その中で、平成23年3月に発生した東日本大震災等の自然災害や福島第一原発事故からの復旧・復興を最優先に取り組むため、県復興計画が策定され、また、県総合計画や部門別計画である「県土づくりプラン」の見直しがなされた。

これら上位計画の見直し等を踏まえ、「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」としてプランの改訂を行い、東日本大震災後の道路整備の考え方として、従前の取組を継続しつつ、県復興計画の重点プロジェクトに基づく、本県の再生と復興に向けた道路整備を両輪で進めることとした。

道路整備の優先性の再整理による事業箇所の追加や既存箇所の事業着手・完成時期の前倒し等、復興の加速化に向けてスケジュールを示した。

### 2. 復興に向けた道路整備

本県の復興に向けて策定された県復興計画において、特に重要な主要事業「重点プロジェクト」の一つとして「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」を位置付けている。

県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクトは、浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路整備を推進する。また、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築を目指すものであり、本プロジェクトを改訂したプランにも盛り込んでいる。

また、避難指示が発出された地域やその周辺

において、多くの避難住民が発生し、また、国道6号をはじめとする道路の通行が規制され、浜通りを縦断する一般交通は、大きな迂回を余儀なくされている現状から、避難解除等区域の復興や避難住民の早期帰還を周辺地域から強力に支援するため、基盤となる道路網の早期整備が必要であり、道路ネットワークのうち、避難解除等区域周辺の主要8路線を「ふくしま復興再生道路」として位置付け、概ね10年間で概成させることとした。

### 3. 計画策定の取り組み

#### 1 基礎資料の整理について

##### (1) 道路被害基礎調査業務

大震災による道路施設等の被害状況の把握し、今後の復興道づくりプラン策定の基礎資料とすることを目的に業務委託を発注。

##### 【概要】

- ① 県内の浸水区域及び被害概況の整理
- ② 土地利用の検証
- ③ 道路機能の検証と今後の整備方針
- ④ 地震災害シミュレーション（会津地域）
- ⑤ ふくしま道づくりプランの検証
- ⑥ 復興計画の検討と策定に向けたスキームの検討

##### (2) ふくしま復興道づくりプラン（素案）策定補助業務

福島県の復興支援に向けた道路整備の方針、施策や具体的な取り組みを検討し、ふくしま復興道づくりプラン（素案）の策定補助を行うことを目的にプロポーザル方式で業務委託を発注。

##### 【概要】

- ① 県土復興を支援する道路ネットワークの課題整理
- ② 県土復興を支援する道路ネットワークの整備方針の提案
- ③ 県土復興を支援する道路ネットワークの要整備箇所の抽出
- ④ 福島県復興計画（仮称）において示されるリーディングプロジェクトへの提案
- ⑤ ふくしま道づくりプラン（素案）策定補助

##### (3) 総室内プロジェクトチーム


総室内でプラン検討のプロジェクトチームを設置し、計画・整備・管理の視点から課題を整理し、上位計画等と整合を図りながら策定に向け検討を進めた。

### 4. おわりに

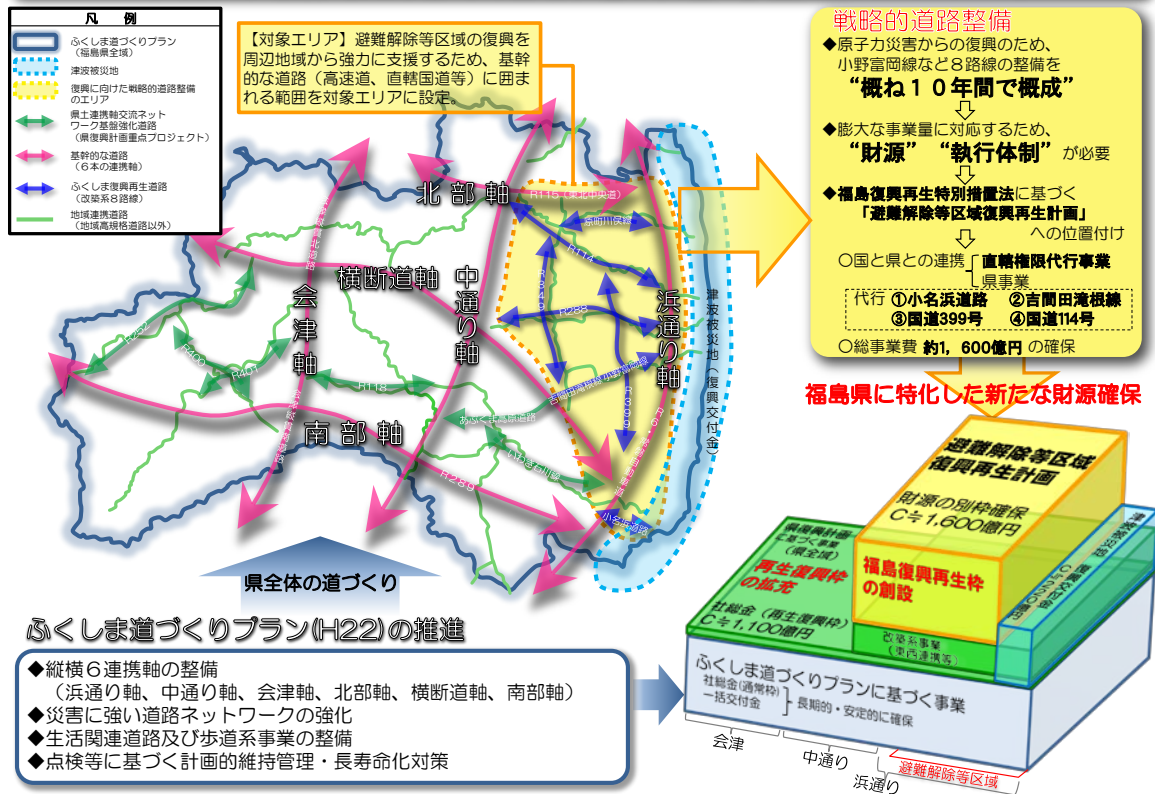
本県の復興の加速化に向けて、以前からの取り組みである『県全体の道づくりの着実な推進』と『復興に向けた道づくりの計画的な推進』の両輪で今後の道づくりを進めていく。

# ▶本県の復興に向けた戦略的道路整備

復興と避難住民の帰還を加速

分類 ▶その他	分野 ▶その他	
担当 ▶道路総室	道路計画課	
場所 ▶ー	場所：ー	
状況 ▶		

## 本県の復興に向けた戦略的道路整備について



# 本県の復興に向けた戦略的 道路整備

## 復興と避難住民の帰還を加速

### 1. 概要

道路ネットワークのうち、特に、福島第一原発事故により、避難指示が発出された地域周辺については、その復興と避難住民の帰還を加速させるため、「ふくしま復興再生道路」として8路線を位置付け、国へ福島復興再生特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく財源措置や、一部事業の代行も求めるなど、整備手法を含めて、本県の復興に向けて戦略的に道路整備を進める。

### 2. 経緯・課題

原発事故による避難指示により、国道6号をはじめとする道路の通行が規制されている。これにより、浜通りを縦断する一般交通は、大きな迂回を余儀なくされている。

浜通りの復興と避難住民の帰還を加速させるには、浜通り軸の確保や避難指示区域周辺の道路整備が必要である。

### 3. 対象ルートを選定

避難指示による地域の分断や原発事故による地域社会・経済活動への影響などの現状把握から課題を整理し、復興に向けて重点的に整備が必要な道路ネットワークを検討した。

ルート選定の視点は以下の3つ。

- ①「浜通り軸の確保」
- ②「浜通り軸の広域迂回路確保」
- ③「帰還市町村の支援」

「浜通り軸」については、これまでの考え方に沿って常磐自動車道、国道6号を選定している。相馬地方の地域基盤を支えるために不可欠な道路であり、双葉地方の再生の足がかりとなる。広域的には、東北・関東の沿岸部全体の発展にも繋がる。

「浜通り軸の広域迂回路」としては、交通量の実態や現道の整備状況などから東北自動車道、磐越自動車道、国道4号、国道49号、国道115号、国道349号、県道原町川俣線を選定。浜通り軸の広域迂回路として遮断された交通を確保するとともに、ネットワークを強化し、中通り軸のリダンダンシーを確保する。また、浜通り軸確保後もあぶくま地域など避難指示区域周辺の発展を支える。

「帰還市町村の支援」としては、次の3つの観点から、中通りと浜通りを繋ぐ路線を中心に、東北中央自動車道（国道115号）、国道114号、国道288号、国道399号、県道原町川俣線、県道小野富岡線、県道吉間田滝根線、（仮称）小名浜道路を選定している。①帰還住民の救急医療・福祉を確保し生命を守る。②帰還自治体の自立的な発展を支援する。③地域産業の復興・再生を支援する。

以上のルートのうち、県管理道路の8路線を『ふくしま復興再生道路』として位置付け、概ね10年での概成を目指すこととした。（①（仮称）小名浜道路、②国道114号、③国道288号、④国道349号、⑤国道399号、⑥県道原町川俣線、⑦小野富岡線、⑧県道吉間田滝根線）

### 4. 道路整備戦略

既述の道路整備は、事業量が膨大となり、“財源の確保”と“執行体制の整備”が課題となるため、特措法を活用し戦略性を有した道路整備を行う。戦略は以下のとおり。


- ①「避難解除等区域復興再生計画」への位置付け
- ②財源措置「福島復興枠」の創設など
- ③国直轄権限代行事業の採択
- ④常磐自動車道の早期全線開通
- ⑤国直轄事業の新規採択

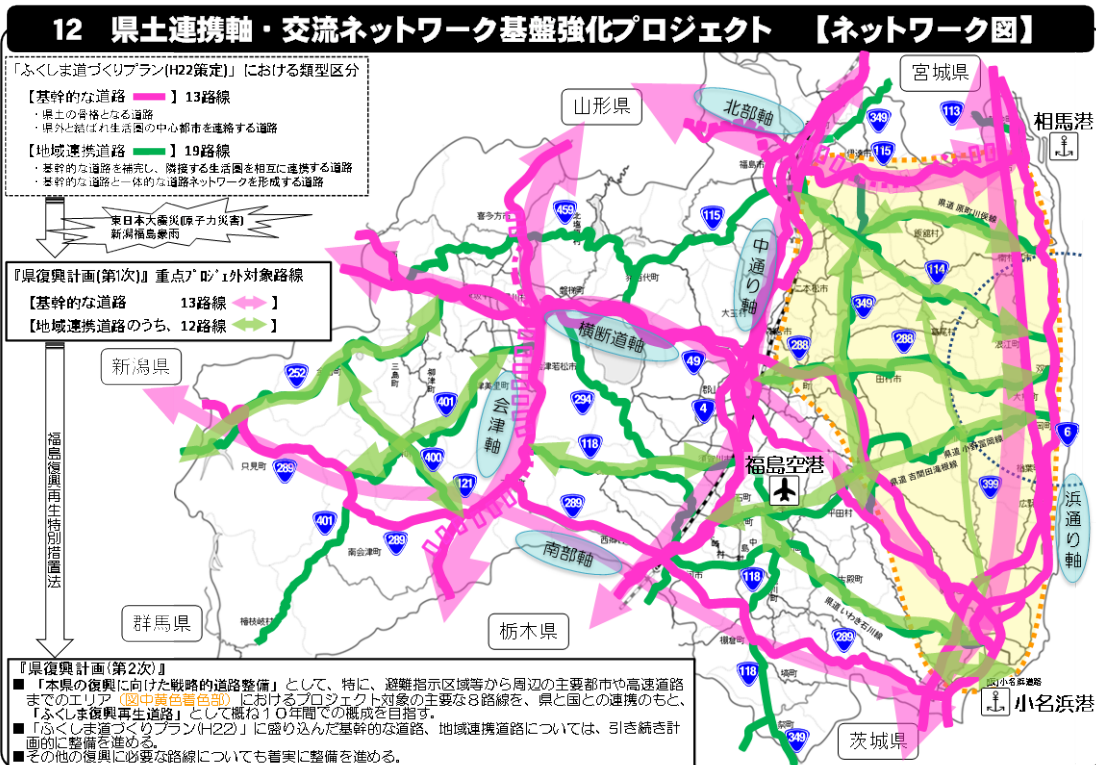
### 5. おわりに

事業の早期完成に向けて、上記戦略のもと、引き続き重点的な取り組みを行っていく。

# ▶ 県土連携・交流ネットワークの基盤を強化する道路

災害に強い道路ネットワークの構築

分類 ▶ その他	分野 ▶ その他	
担当 ▶ 道路総室	道路計画課	
場所 ▶ ー	場所：ー	
状況 ▶		



# 県土連携・交流ネットワークの基盤を強化する道路

## 災害に強い道路ネットワークの構築

### 1. 概要

東日本大震災や新潟福島豪雨などの平成23年災において、県土全域で顕在化した道路ネットワークが保有する災害リスクを最小化するとともに、被災地域と周辺の復興拠点を結ぶ道路として、主に「基幹的な道路」「地域連携道路」から重点路線を選定し、緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワーク基盤の強化を図る。

### 2. 展望

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜港・相馬港の機能や情報基盤が強化された県土形成を目指す。

### 3. 整備の考え方

- 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備に取り組む
- 浜通りの復興の基盤となり、その生活を支援する道路の整備に取り組む。
- 本県の復興を推進するため、浜通りと中通りをつなぎ復興を支援する道路や東西連携道路などの整備・強化を通じ、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築に取り組む。
- 地域防災計画で想定するリスク（会津西縁断層地震等）に対応した強靱な道路ネットワークの構築に取り組む。

### 4. 進捗状況

平成23年12月策定された福島県復興計画（第1次）において、本県の復旧・復興のための特に重要な主要事業である「重点プロジェクト」

の一つとして「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」を掲げている。


また、平成25年3月に策定した「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」においては、整備計画の前倒しを行うとともに、代表箇所について事業着手時期（着手済み、5年以内、10年以内）や完成目標時期（概ね10年）を公表し、重点的に取り組む姿勢を示した。

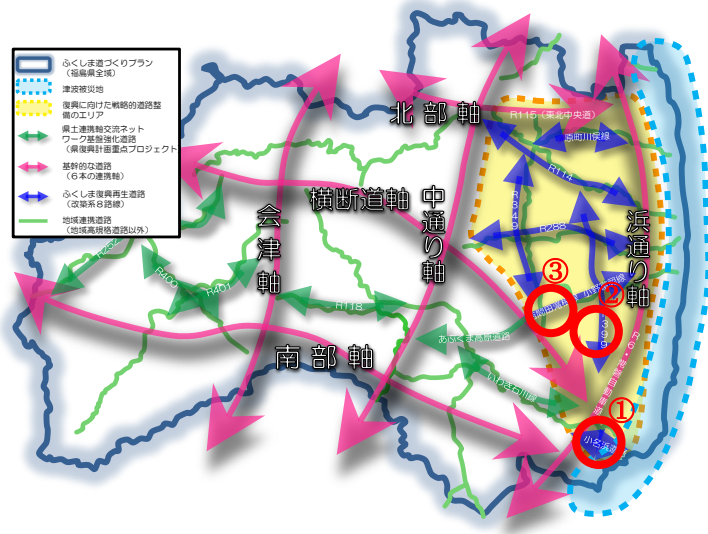
### 5. おわりに

これまで進めてきた各地域での道路整備の取り組みは継続しつつ、復興に向けた道路整備も進め、安全で信頼性の高い道路ネットワーク基盤の構築に努める。

# ▶国直轄権限代行の要請（3路線）

福島特措法を活用したふくしま復興再生道路の整備促進

分類 ▶復興 分野 ▶ふくしま道づくりプラン	
担当 ▶道路総室 道路計画課、道路整備課	
場所 ▶いわき市、田村市、小野町地内	



- ①（仮称）小名浜道路
- ② 国道399号（十文字工区）
- ③ 県道吉間田滝根線（広瀬工区）

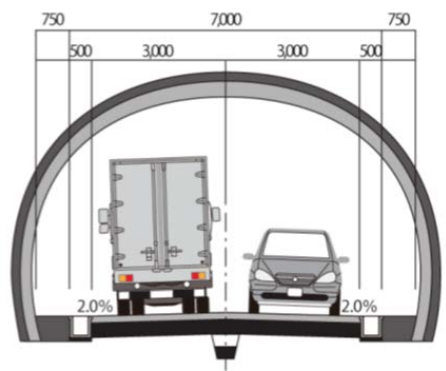
状況▶

■現況



国道399号現道状況

■計画断面図



国道399号計画断面図

## 国直轄権限代行の要請 (3路線)

### 福島特措法を活用したふくしま復興再生道路の整備促進

#### 1. 概要

ふくしま復興再生道路の概ね10年間での概成という目標を達成するため、要整備箇所のうち大規模事業については、国直轄権限代行による整備の要請を検討している。

この要請は、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図るために制定された福島復興再生特別措置法に盛り込まれた代行措置（第12条道路法の特例）を活用するものである。

#### 2. 経緯・課題

平成24年10月23日知事発表「本県の復興に向けた戦略的道路整備」において代行要請を表明し、以降、知事を筆頭とした国への働きかけを継続している。

課題としては、代行事業としての国の協力を早急に得るため、県において、工事着手に向けた環境整備（調査、地元説明、用地買収等）を進める必要がある。

#### 3. 事業内容

代行要請を検討している路線は以下のとおり。

- ① (仮称) 小名浜道路  
いわき市泉町～いわき市山田町  
L=約8km、W=7.0(13.5)m  
C=約209億円
- ② 国道399号(十文字工区)  
いわき市小川町  
L=約6km、W=6.0(7.5)m  
C=約197億円
- ③ 県道吉間田滝根線(広瀬工区)  
いわき市川前町～小野町大字小戸神  
L=約9km、W=7.0(10.5)～6.5(9.0)m  
C=約230億円

#### 4. 進捗状況・創意工夫

工事着手に向けた環境整備のため、県事業として事業を展開しており、それぞれの地域において説明会を開催している。

また、県事業として事業を進めていくことについて外部有識者からの評価を得るため、平成25年度福島県公共事業評価委員会での審議により、「見直し継続」の評価を得て、県としても「見直し継続」の対応方針を決定（平成25年8月19日発表）したところである。

さらに、事業の進捗状況について国（復興庁、国土交通省）と情報共有を図るべく、随時、協議の場を設けている。

#### 5. おわりに

福島県の早期復興を支援するふくしま復興再生道路の概ね10年間での整備を達成すべく、引き続き、県事業として環境整備を進め、早期の代行事業採択に繋げたい。

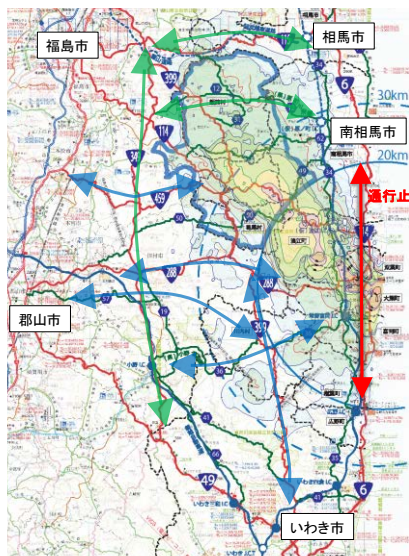
# ▶避難の長期化等への緊急的対応

浜通り軸迂回路を中心とした緊急現道対策事業の展開

分類 ▶復興 分野 ▶ふくしま道づくりプラン

担当 ▶道路総室 道路計画課、道路管理課

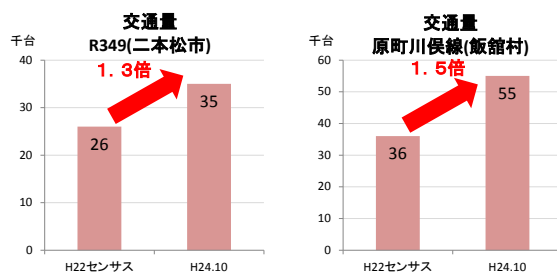
場所 ▶いわき市地内外



主な対象路線  
 ◀▶ 寸断された浜通り軸の迂回路  
国道349号、県道原町川俣線 外  
 ▶◀ 避難市町村の帰還を支援する道路  
国道399号、小野富岡線 外

## 状況▶

### ■交通量の変化



### ■事業イメージ



路肩拡幅による走行性改善

# 避難の長期化等への緊急的対応

## 浜通り軸迂回路を中心とした緊急現道対策事業の展開

### 1. 概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、浜通り軸（常磐自動車道、国道6号）をはじめとする道路網が広範囲に寸断されており、迂回路となる道路等にて交通量が急激に増加するなど、交通流に変化が生じている。

そこで、それらの路線における交通の安全を確保し、避難住民や復興事業従事者などの交通を支援することにより、復旧・復興の一層の加速化を図るため、緊急的に現道対策を実施するものである。

### 2. 経緯・課題

浜通り軸の迂回路を担う国道349号や県道原町川俣線における震災後の交通量は、約1.5倍程度に増加している。

また、死亡者を伴う重大事故も発生していることから、緊急的に短期間で実施可能であり、事業効果が得られる現道対策事業の展開が必要である。

### 3. 事業内容

- 事業年次 平成25年度～平成26年度  
 事業費 640百万円（320百万円／年）  
 財源 福島原子力事故影響対策特別交付金（交付の対象：原発事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う事業）
- 対象路線 ①浜通り軸の迂回路  
 国道115号、国道349号、県道原町川俣線 等  
 ②帰還を支援する道路  
 国道399号、県道富岡大越線 等  
 ③その他必要と認められる路線

- 対象事業 2箇年以内に対応（完了）可能な現道対策事業  
 局部改良工、側溝工、路肩拡幅工、交通安全施設工、舗装補修工 等  
 事業箇所 20路線 66箇所

### 4. 進捗状況・創意工夫


事業趣旨に鑑み、速やかな事業展開による早期の事業効果発現を図るべく、国による交付金制度創設（平成25年5月16日施行）、交付決定手続き（平成25年7月31日交付決定）に並行し、対象路線における事業箇所選定作業を整え、現在、順次、現道対策を実施している。

### 5. おわりに

復興に関連する人、モノの交流促進の支援により、復旧・復興の一層の加速化を図るため、今後の交通流の変化を注視しつつ、現道対策を速やかに実施していく。

# ▶有料道路の無料措置等について

避難者の支援・風評被害の払拭

分類 ▶復興 分野 ▶有料道路	
担当 ▶道路総室 道路計画課	
場所 ▶福島空港道路(あぶくま高原道路の有料区間)、観光有料道路3路線	

場所：県内の有料道路

状況 ▶平成23年度から有料道路の無料措置等を開始し、平成24年度も継続している。

## 【取り組み例】



■無料開放PRチラシ  
(観光有料道路3路線)



■記者発表資料  
(福島空港道路)

# 有料道路の無料措置等 について

## 避難者の支援・風評被害の払拭

### 1. 概要

平成23年3月24日、あぶくま高原道路の全線開通と同時に、有料区間である福島空港道路で東日本大震災による避難及び災害救助を目的とする車両を対象に無料措置を開始した。

また、観光有料道路3路線についても、平成23年4月28日の冬期通行止め解除と同時に、東日本大震災及び原発事故による避難者の車両を対象に無料措置を開始した。

その後、対象車種の拡大により、避難者の支援と風評被害の払拭を目的とする無料化措置を実施してきた。なお、観光有料道路3路線については、平成24年度も継続事業として無料開放事業を実施することとなった。

平成25年度については、観光有料道路3路線が7月に恒久的な無料開放となることから、福島空港道路における対応が重要となる。

### 2. 経緯・課題

震災以降、多くの県民の方々が避難生活を余儀なくされ、原発事故による風評被害による観光客の減少という状況が続いていた。

県が復旧・復興を果たすために、避難者の支援と風評被害の払拭は重要な施策であり、有料道路についても対応が求められている。

### 3. 事業内容

県内の有料道路における避難者の支援と風評被害の払拭を目的とした無料措置については、国の高速道路の無料措置と連携し、段階的に対象車種を拡大していった。

#### (1) 福島空港道路の対象車種及び期間

- ①避難者、災害救助の車両 H23.3.24～H23.6.19

- ②避難者、復旧の車両 H23.6.20～H23.11.30

- ③全車種（無料開放） H23.12.1～H24.3.31

- ④原発避難者の車両 H24.4.28～H25.3.31

※④は平成25年度も継続する予定

#### (2) 観光有料道路3路線の対象車種及び期間

- ①避難者の車両 H23.4.28～H23.6.19

- ②避難者、復旧の車両 H23.6.19～H23.7.15

- ③全車種（無料開放） H23.7.16～H23.11.15

- ④全車種（無料開放） H24.4.8～H24.11.15

※④は平成25年度も継続する予定

### 4. 進捗状況・創意工夫

福島空港道路については、平成23年6月20日からの無料措置によって、約2倍以上の交通量を記録した。

また、観光有料道路3路線については、平成23年7月16日からの無料開放事業によって、レークラインでは約2倍の交通量を記録した。

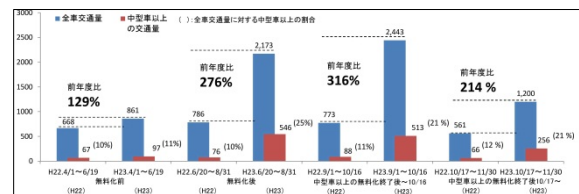


表1: 福島空港道路の日交通量（台/日）

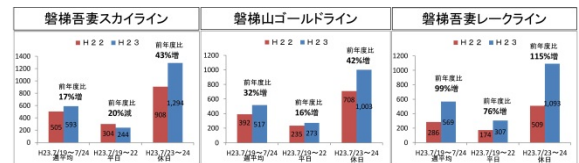


表2: 観光有料道路3路線の日交通量（台/日）

路線名	H22	H23	H24
観光有料道路3路線	311,737	494,968	611,306
福島空港道路	244,426	489,955	409,189
合計	556,163	984,923	1,020,495

表3: 有料道路の年間交通量（台）

### 5. おわりに

東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興は時間を要するため、福島空港道路の無料措置については、国の高速道路の無料措置継続や避難区域見直し等を踏まえた検討を進めたい。

# ▶道路維持管理における 放射性土砂処理の実証実験

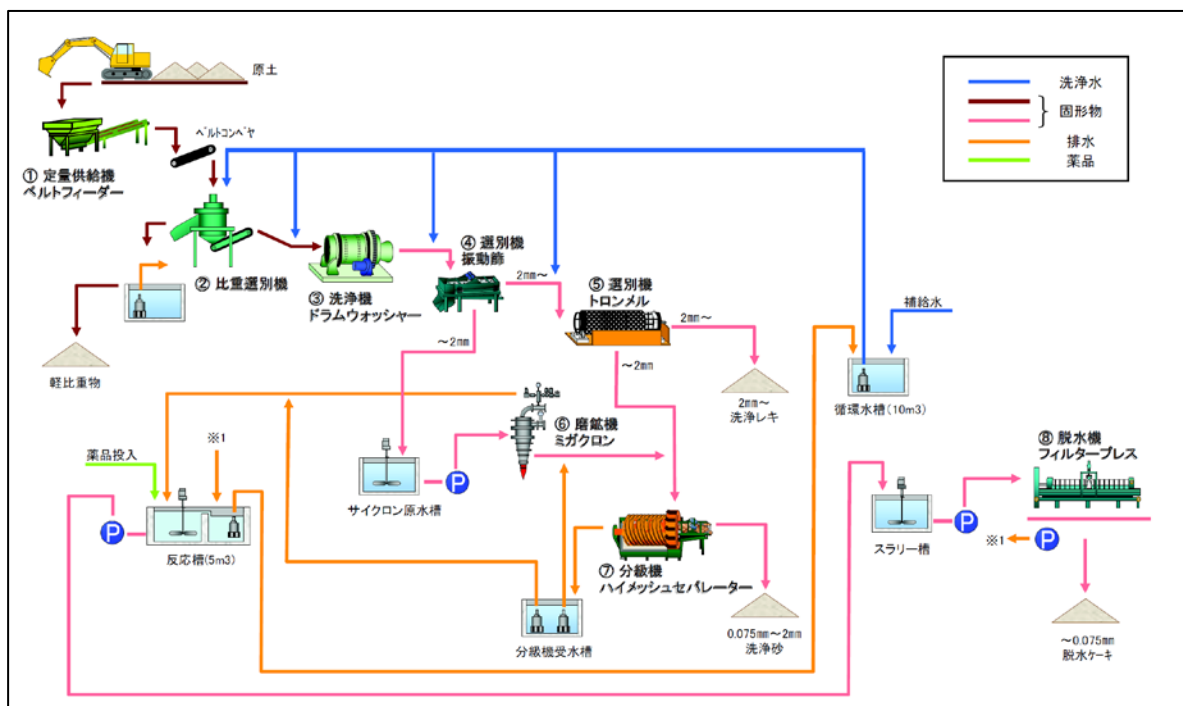
分類 ▶その他      分野 ▶除染・汚泥処理

担当 ▶道路総室 道路管理課

場所 ▶ー



状況 ▶ 原発事故により、道路の維持管理において発生する土砂等に一定濃度以上の放射性セシウムが含有しており、保管場所からの搬出も処分もできない膠着した状況にある。



土壤洗浄による湿式分級の処理フロー

# 道路維持管理における 放射性土砂処理の実証 実験

## 1. はじめに

東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故で拡散した放射性物質の汚染により、道路維持作業にて発生する土砂等に、一定濃度以上の放射性セシウムが含有することが判明した。

しかし、汚染土砂の処分方法が技術的にも確立されていないことに加え、生活空間に隣接しての仮置きを周辺住民に受容してもらえず、保管場所からの搬出も処分もできない膠着した状況にあった。このため、県内全域で土砂を集積する路面清掃等の道路維持管理を抑制せざるを得ない事態に陥っており、道路交通の安全上のリスクが高まっている。

## 2. 現行法制度における課題

「除染以外で発生する土砂」や「除染計画がない市町村、または除染後に維持管理等で発生した汚染土砂」については、国・環境省処理の対象外となっているため、行き場のない放射性物質汚染物の発生という課題に直面している。

## 3. 課題解決に向けて

これらの状況を踏まえ、地盤工学会の東日本大震災対応調査研究委員会・地盤環境研究委員会の協力を得ながら、課題解決に向けた汚染土の処理方法の検討を行ってきたところである。

そこで、道路維持管理で発生した汚染土砂等を対象とし、土壌洗浄工法の応用による湿式分級によって、汚染土を再利用可能な資材と指定基準（1 kg 当たり 8000 ベクレル）を超える脱水ケーキ等の廃棄物に分別できるとの仮説を立て、後述の実証実験により実現可能性について検証していくこととした。

## 4. 実証実験の概要

事業化を念頭におき、汎用性のある機材で構成した小規模なプラント（処理能力1時間当たり200kg）を用いて、実機による土壌洗浄工法の路面土等への適用性の評価を行っている。


## 5. 実験結果

路面清掃土砂については、分級により「指定基準を超える廃棄物（1 kg 当たり 8000 ベクレル超）：約1割」と、「1 kg 当たり 3000 ベクレル以下の物（資材）：約9割」とに処理できることを確認した。

## 6. おわりに

今回の実証実験により、汚染土の処理に技術的な見通しがついたことから、事業化に向けて法的な整理をしたうえで、地域住民等に説明し、処理の実現への取り組みを推進していく。

# ▶道路維持管理における 放射性物質汚染対策

分類 ▶その他	分野 ▶除染・汚泥処理	
担当 ▶道路総室	道路管理課	
場所 ▶県内全域		

状況 ▶ 住民の放射性物質汚染への不安のため、道路の維持管理で発生する土砂や刈草、伐木の処理に支障を来している。



県内の路面状況



仮置き状況



側溝土砂の現場存置状況

(主)原町川俣線 (飯館村)



刈った草の現場存置状況

(主)原町川俣線 (飯館村)

# 道路維持管理における 放射性物質汚染対策

## 1. はじめに

東日本大震災時の東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故により、県内の大部分に放射性物質が拡散した。放射性物質の拡散後、道路維持管理で発生する土砂や枯草、伐木を現場外に搬出するにあたっては、搬出先の周辺住民や民間処分場から放射性物質への不安のため受け入れを拒否され、通常の維持管理に支障を来す事態が発生した。

## 2. 路面清掃

震災前の路面清掃で発生した土砂は、委託会社が確保した残土捨て場や他の工事へ転用して処理していた。原発事故後は、搬出先の周辺住民から受け入れが拒否されたため、路面清掃の実施ができなくなった。

具体的な事案として、会津若松建設事務所管内において、委託会社が路面清掃で発生した土砂を借地した山林に仮置きしていたところ貸主から移設を求められ、やむを得ず自社敷地に仮置きした。

ここでも周辺住民から反発があったが、移設先がなくそのまま仮置きの状態を継続せざるを得なくなった。

会津地方は県内でも比較的放射線量が低かったが、放射性物質に対する周辺住民の感情は敏感であり、説明会を開いて一時的な仮置きについて了解を得たところである。

## 3. 側溝の浚渫

震災前、側溝を浚渫した土砂は残土捨て場などの現場外に搬出して処理をしていたが、原発事故後は、汚染土壌としての土砂の仮置き場や処分先が確保できないため、側溝脇などの道路敷内に現場存置して対応した。現場存置に対しても住民の理解が得られない場合は、側溝の浚渫の実施は不可能となった。

## 4. 草刈り・伐木

震災前は、刈り草は処理施設に搬入、焼却処分し、伐木は産業廃棄物として処理施設に搬入していた。原発事故後は、焼却後の放射性物質が濃縮された飛灰の保管に課題があり、処理施設が受け入れを制限したため、処分先が確保できなくなった。

このため現場周辺の住民の理解を得て、刈り草を集積せずに現場に存置、除草剤を散布するなどして対応した。

## 5. 除染計画への位置づけ

放射性物質汚染対策特措法において、国が設置する施設での処理・保管の対象を「除染により発生した除去土壌」と「特定廃棄物」に限定しており、土砂や指定基準に満たない廃棄物は、事業者の責任で処理することとなっている。

通常の道路維持管理で発生する汚染土砂は搬出先での住民や民間処分場で受け入れを拒否されると行き場を失ってしまった。

そこで、市町村の除染計画に道路維持管理を除染として位置づけることで、除染の仮置き場への搬入ができることとなった。

## 6. おわりに

平成25年6月時点で、通常の維持管理ができない市町村は、路面清掃が8割、側溝土砂上げが6割、除草業務が5割あったが、県内の放射線量は、ウエザリング効果や自然減衰により低下し、徐々に各業務の実施もできるようになっている。また、道路除染も面的除染にあわせて進んでおり、一日も早く震災前の通常の維持管理に戻れることを切に願うものである。

# ▶道路整備工事における放射性物質汚染対策

現場内における放射性物質の影響を受けた廃棄物の対策について

分類 ▶その他 分野 ▶放射性物質汚染対策

担当 ▶道路総室 道路整備課

場所 県南建設事務所管内



事業目的：見通しが悪いカーブの解消を図るため、線形改良を実施する。



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

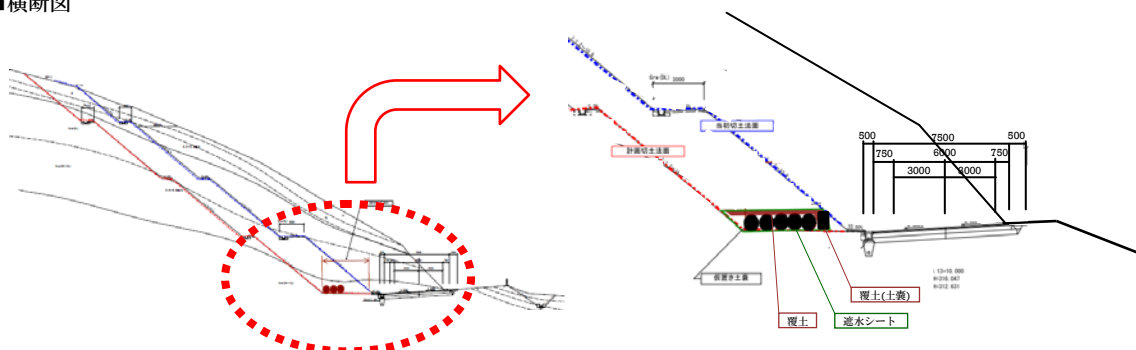
■施工前



■対策



■横断面



# 道路整備工事における放射性物質汚染対策

現場内における放射性物質の影響を受けた廃棄物の対策について

## 1. 概要

国道294号は、広域的な物流・観光と救急・地域医療などを担う地域連携道路であり、本箇所は白河市の見通しの悪い箇所を解消するための工事である。

東京電力福島第一原発事故の影響により、本箇所にも放射性物質により汚染されていたことが判明したことから、現場内において、対策を講じた。

## 2. 経緯・課題

現場着手時に、放射線量を測定した結果、高線量地域であることが判明した。

課題として、処理施設独自の基準等により廃棄物処理を拒否されたため、立木・表土それぞれの処理方法の検討が必要。また、仮置き場確保のための他機関協議の実施を短時間にて実施する必要があった。

## 3. 事業内容

国道294号（上新城工区）  
白河市大信上新城地内  
L=350m、W=6.0(7.5)m

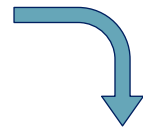
## 4. 進捗状況・創意工夫

白河市と仮置き場確保の協議を実施し、市で仮置き場の準備が出来次第搬入する了解を得た。また、現場内の仮置きについては区長への丁寧な説明を実施し、市の仮置き場への搬入時期を考慮した上で了解をいただいた。

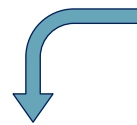
表土については、放射性物質の濃度が8,000 Bq/kgより低いため、一般の残土として扱った。樹木については、溶剤になる部分は製材業者に引き取ってもらった。

伐採木の枝葉については、利用用途が無く、高線量であるため、現場内でチップ化して専用の袋に詰め、現場内に借り置きをした。その際、仮置きに必要な幅を新たに確保した。

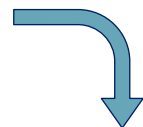
集積した枝葉をチップ化する機械へ



チップ化



土嚢へ格納



現場内一時保管状況




## 5. おわりに

本事例のように、警戒区域等に指定されなかった箇所においても、放射性物質の影響を受けており、事業計画に大きな影響をもたらした。復興復旧は当然のことながら、通常事業箇所においても、現場にて出来る対応・工夫を実施し、早期完成を図っていきたいと考える。

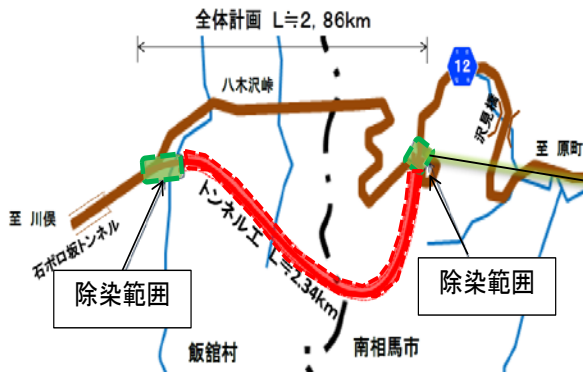
## ▶避難指示区域再編に伴う道路整備工事の対応

道路改築事業の早期着工・早期再開をするために

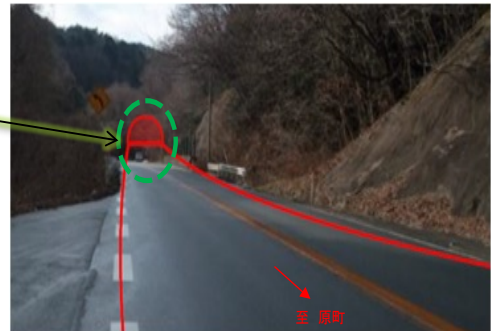
分類 ▶その他	分野 ▶放射性物質汚染対策	 <p>場所：旧警戒区域等</p>
担当 ▶道路総室	道路整備課	
場所 ▶旧警戒区域、旧計画的避難区域内		
状況 ▶環境省と道路改築事業の箇所毎に除染範囲・工程調整を行い、工事の早期着工・早期再開をするため先行除染を実施するよう協議を進める。		

### 【取り組み例】

○県道原町川俣線八木沢トンネル整備工事(南相馬市～飯館村)

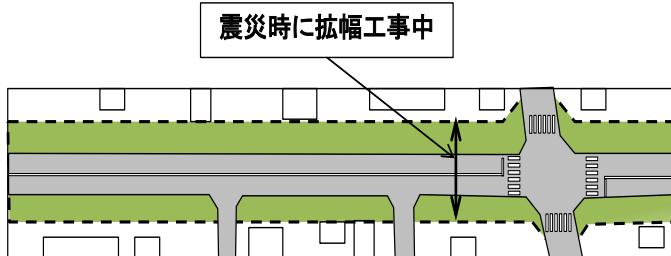


震災後交通量が増大している県道 12 号(原町川俣線)のトンネル化予定地について、優先的に除染を実施し、早期の着工を図った。



○国道114号拡幅工事(浪江町)との連携

拡幅工事中に被災し、工事が中断している国道114号(国道6号との接続部付近)について、優先的に除染を実施し、早期の工事再開を目指す。



## 避難指示区域再編に伴う 道路整備工事の対応

### 道路改築事業の早期着工・早期再開を するために

#### 1. 概要

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故で避難指示区域となり、事業を休止せざるを得ない状況となっていた。

道路改築事業箇所の早期着工・早期再開するために環境省に対し先行除染を早急に実施するよう協議を行うものである。

#### 2. 経緯・課題

福島第一原子力発電所の事故以降、浜通り地域の復旧・復興を促進するためには、本県の復興に向けた道路整備としてふくしま復興再生道路に位置つけた路線等の道路改築事業を早急に実施することが必要となっている。

道路改築事業に着手するためには、放射性物質で汚染された事業区域の除染が必要であるため、放射線対策チームを立ち上げて環境省に対し先行除染を実施するよう協議を実施してきた。

先行除染が必要となる箇所については、放射線対策チームと相双建設事務所間で調整し、道路改築事業の計画および除染範囲について福島環境再生事務所と協議を実施してきたが、除染規模や地形・現場条件等を確認した上での除染範囲の決定、廃棄物を保管する仮置き場等の問題もあり協議に時間を要している。

#### 3. 事業内容

相双建設事務所管内の旧避難指示区域内で実施予定の道路改築事業箇所について、環境省が先行除染を実施しなければ事業着手・事業再開が困難な箇所を協議する。

事業着手・事業再開の時期を踏まえ、工事の工程に遅れが生じないように先行除染と工程調整をしながら進めていく。

#### 4. 進捗状況・創意工夫

平成25年4月から旧避難指示区域内で工事着手・工事再開を予定している箇所について、先行除染を必要とする27箇所でも協議を実施してきた。

平成26年3月末時点で8箇所の事前協議が終わり、個別箇所の詳細な工程調整を進めている。

現場毎に除染規模や範囲・地形が異なるため、現場条件にあった除染方法、除染範囲を見直しながら工事と先行除染の工程を調整する。

県道原町川俣線（八木沢トンネル・原町側）



除染前




除染後（枝打ち、堆積物除去）工事着手

#### 5. おわりに

東日本大震災からの復旧・復興のために必要不可欠な道路改築事業の早期完了を図るために、旧避難指示区域内の先行除染を完了させるため今後も環境省と協議を進め、すべての箇所でも事業に着手できるようにする。

## ▶ 通行止め解消経過

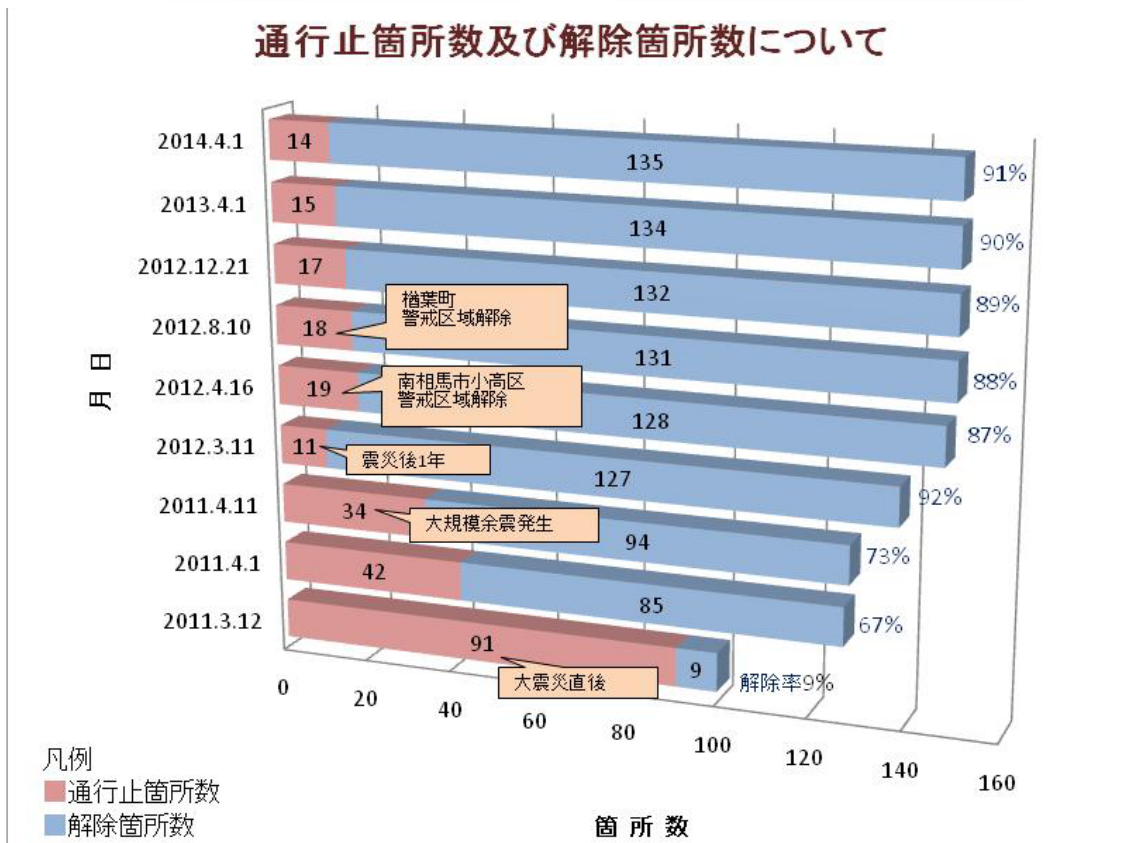
分類 ▶ その他	分野 ▶ その他	 <p>場所：－</p>
担当 ▶ 道路総室	道路管理課	
場所 ▶		
状況 ▶		

### 《東日本大震災における県管理道路の通行規制状況推移グラフ》

【平成23年3月12日】  
 通行止累積：100箇所  
 うち解除済：9箇所(9%)



【平成26年4月1日】  
 通行止累積：149箇所  
 うち解除済：135箇所(91%)



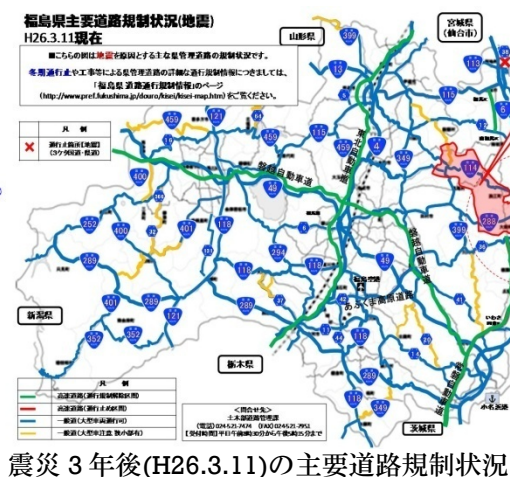
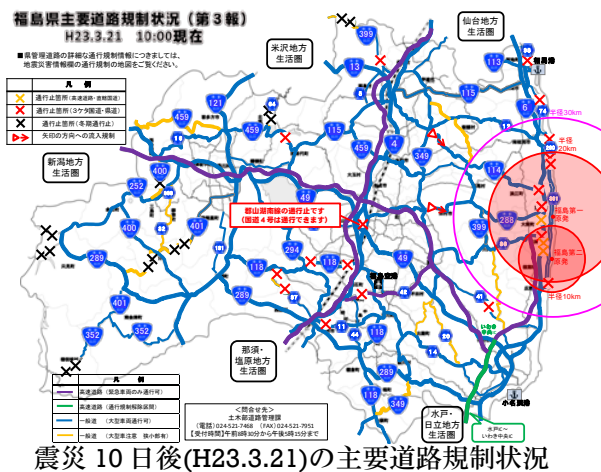
- 【注】
- 警戒区域等内(東京電力福島第一原子力発電所20km圏内)の通行止めは含まれていません。
  - 通行止めは全面通行止めのみを対象としています。
  - 通行止め解除には片側交互通行を含みます。
  - 平成24年4月16日、8月10日は、南相馬市小高区、楢葉町の警戒区域解除に伴い通行止め累積が増加しています。

# 通行止め解消経過

## 1. 概要

平成23年3月11日の本震及び津波被害により、県管理道路の当初通行止め箇所は約100箇所に入った。その後の度重なる余震や詳細点検結果により、旧警戒区域を除く県管理道路の通行止め箇所は最終的に149箇所となった。平成26年4月1日現在の通行止め箇所は14箇所のみであり、解消率は91%となっている。

## 2. 主要道路（県管理）の規制状況



県管理の主要道路の通行規制は概ね解消されたが、津波により被災した沿岸部の道路は復旧に当たり嵩上げやルート変更等を行うため、通行規制解除に時間を要している。

## 3. 主な通行規制解除箇所

いわき石川線(上釜戸)：H23.8.31 再開通



いわき石川線(才鉢)：H23.9.20 再開通



白河羽鳥線(羽太)：H23.12.22 再開通




## 4. おわりに

震災から3年経過し、沿岸部を除き内陸部の通行止め箇所は概ね解消されたが、旧警戒区域内の復旧は今後本格化することから、道路通行規制が住民帰還の足かせとならないように早期の通行止め解除に努める。

# ▶各協会の協力による緊急輸送路の 構造物点検

建設産業関連団体の支援・対応について

分類 ▶応急対応 分野 ▶道路	
担当 ▶道路総室 道路管理課	
場所 ▶ー	



植田跨線橋【日立いわき線：いわき市植田地内】



植田跨線橋【日立いわき線：いわき市植田地内】



大正橋【（一）保原桑折線：伊達市伏黒地内】



笠石高架橋【（一）成田鏡田線：岩瀬郡鏡石町】

# 各協会の協力による緊急輸送路の構造物点検

建設産業関連団体の支援・対応について

## 1. 概要

東北地方太平洋沖地震の発生による道路構造物の被災状況について、「大規模災害時における被害状況調査の応援に関する協定」を締結している団体を含め、各建設産業関連団体へ協力を依頼し、調査を実施した。

## 2. 目的

緊急輸送路の構造物、第三者への影響を及ぼす可能性のある跨線橋、跨道橋等について、早期復旧に向け調査を行う。

## 3. 内容・結果

○点検実施団体

### 1 橋梁点検

- (1) 社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会（コンクリート橋を担当）
- (2) 福島県橋友会（鋼橋を担当）

### 2 トンネル、シェッド、シェルター点検

- (1) 社団法人建設コンサルタンツ協会

○点検対象施設

### 1 橋梁点検：374橋

※対象は、中通り、浜通りにおける原発から半径30km圏内（屋内退避エリア）を除く、緊急輸送路上の車道橋（14.5m以上）、跨線橋、跨道橋

### 2 トンネル、シェッド、シェルター点検：62箇所

※対象は、中通り、浜通りにおける原発から半径30km圏内（屋内退避エリア）を除く全施設

○点検実施期間

平成23年3月28日～平成23年4月6日

○点検結果

### 1 橋梁

- (1) 鋼橋：165橋のうち、災害復旧対応の必要な損傷橋梁が5橋
- (2) PC橋：209橋のうち、災害復旧対応の必要な損傷橋梁は26橋

### 2 トンネル、シェッド、シェルター

- (1) トンネル：62箇所のうち、災害復旧対応の必要な損傷箇所は認められず。
- (2) シェッド、シェルター：6箇所のうち、災害復旧対応の必要な損傷は1箇所

## 4. おわりに

橋梁等の道路構造物は、その地域の欠かせない道路をつなぐための重要な施設となっているとともに、損傷等によっては第三者への被害影響につながるため、大震災が発生した際には、早期に点検・調査を行い、その安全性を確認する必要がある。

今回のような大規模災害時における被害調査の応援協定により、速やかに状況を把握し、応急対応できたことは、非常に効果的な手段であった。

# ▶ 帰還困難区域等の迂回路情報の提供

分類 ▶ その他	分野 ▶ その他	
担当 ▶ 道路総室	道路管理課	
場所 ▶	場所：－	

状況 ▶

### いわき市⇄相馬市・南相馬市 帰還困難区域等迂回路情報 1/2

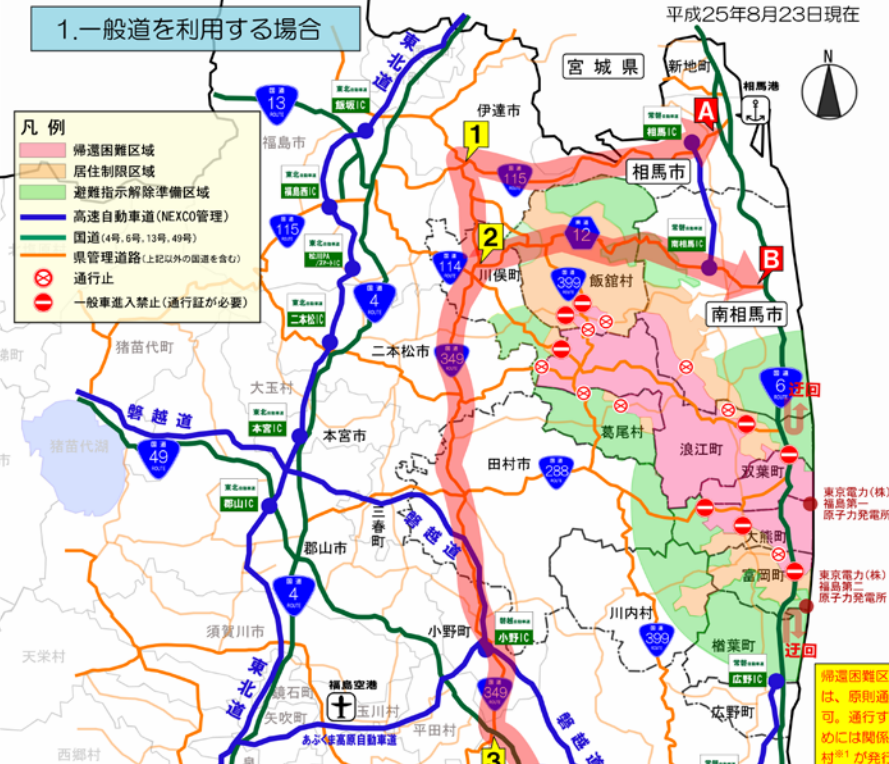
現在、双葉郡の一部地域は「原子力災害対策特別措置法の原子力災害対策本部長権限」に基づき、帰還困難区域等に設定され、立入が禁止されています。この地域を迂回して、いわき市と相馬市、南相馬市へ往來するためのルートを紹介いたします。

平成25年8月23日現在

#### 1. 一般道を利用する場合

**凡例**

- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域
- 高速自動車道(NEXCO管理)
- 国道(4号, 6号, 13号, 49号)
- 県管理道路(上記以外の国道を含む)
- 通行止
- 一般車進入禁止(通行証が必要)



#### 迂回ルート

**1. 相馬市～いわき市**

相馬市 (相馬市役所付近) → **A** → **1** → **3** → **48** → **C** → いわき市 (いわき市三軒町)

※一部狭い区間有り 距離・時間：約140km、約4時間

**2. 南相馬市～いわき市**

南相馬市 (南相馬市役所付近) → **B** → **2** → **3** → **49** → **C** → いわき市 (いわき市三軒町)

※一部狭い区間有り 距離・時間：約130km、約4時間

※迂回路の道路状況については、各道路管理者へお問い合わせください。  
 高速道路…NEXCO東日本 国道4号,6号,13号,49号…国土交通省 各国道事務所 左記以外の国道、県道…福島県 道路管理課

# 帰還困難区域等の迂回路情報の提供

## 1. 概要

福島第一原子力発電所の原子力災害により、発電所から半径 20km 圏内への一般車の立ち入りは禁止されることになった。その後、区域再編により、一般車の立ち入り禁止となる帰還困難区域は大幅に縮小したものの、依然として国道 6 号等が一般車立入禁止となっていることから、南相馬市～いわき市が大幅な迂回を余儀なくされている。そのため、迂回路情報を福島県のホームページに掲載するとともに各道路管理者に資料提供することにより、多くの道路利用者に情報提供を行った。

## 2. 各道路管理者との情報共有化



(ネクスコ東日本のホームページより)

ネクスコ東日本では、平成 26 年 2 月 22 日に再開通した常磐富岡 IC から一般道への迂回路として、福島県土木部から提供した資料により、ホームページやチラシで道路利用者に情報提供を行った。



(国交省磐城国道事務所のホームページより)


帰還困難区域内の国道 6 号を管理する磐城国道事務所では、福島県土木部から提供した資料をホームページに掲載することにより道路利用者に情報提供を行った。

## 3. おわりに

帰還困難区域等の迂回路情報は、これまでの各種情報提供により関係者や多くの近隣住民には周知されたところであるが、今後も復興需要等により、遠方からの道路利用者の増加が見込まれることから、関係機関と連携しながら広く情報提供することに努める。

## ▶自衛隊による仮設橋設置

県道原町海老相馬線 上立切橋

分類 ▶応急復旧	分野 ▶道路	
担当 ▶道路総室	道路管理課	
場所 ▶相馬市蒲庭字孫目地内		
状況 ▶ 東日本大震災の津波により流失した県道原町海老相馬線上立切橋について、自衛隊に要請し、仮設橋を設置した。		



完成した上立切橋仮設橋（河口側を望む）



位置図



津波により流失した上立切橋（南相馬市方面を望む）

<経過>

- 平成23年3月30日福島県災害対策本部が陸上自衛隊に対して上立切橋仮設橋設置要請
- 平成23年5月12日東日本大震災災害派遣における上立切橋の仮設橋設置に係る覚書締結
- 平成23年5月13日陸上自衛隊仮設橋設置完了
- 平成23年5月16日上立切橋仮設橋開通式
- 平成23年12月1日仮道切替。仮設橋撤去。

# 自衛隊による仮設橋設置

県道原町海老相馬線 上立切橋

## 1. 概要

主要地方道原町海老相馬線は、南相馬市と相馬市を沿岸部において結ぶ重要な幹線道路である。東日本大震災の津波により、上立切橋が流失し交通が寸断した。南相馬市・相馬市沿岸地区の災害復旧活動や復興に本路線の通行の確保が不可欠であるため、県は自衛隊に仮設橋設置を要請した。自衛隊は、これを受諾し、専用機材を利用した仮設橋を設置した。平成23年5月16日から同年12月1日県よる仮道設置までの7ヶ月半供用した。

## 2. 経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、沿岸部に位置する原町海老相馬線はがれきに覆われ、上立切橋の上部工が流失し通行ができなくなった。上立切橋周辺の干拓地であった八沢地区は浸水し、行方不明者の捜索のためには、湛水の排水及び道路啓開が急務となった。相馬市の要請により、陸上自衛隊西部方面隊第5施設団（駐屯地：福岡県小郡市、以下自衛隊）が3月25日、現地入りし道路啓開・排水準備を開始した。

一方、県災害対策本部は、上立切橋の流失により約17kmの迂回が生じ今後の災害復旧活動及び復興に支障を来しており、道路の通行確保が急務であることから、自衛隊に対し、津波により流失した上立切橋の仮設橋の設置を要請した。自衛隊は要請を受諾、仮設橋を設置した。平成23年5月12日に「東日本大震災災害派遣における上立切橋の仮設橋設置に係る覚書」を締結し、同年5月16日にこれを供用した。

## 3. 仮設橋概要

橋長	L = 20.1 m
幅員	W = 4.0 m
構造	パネル橋MGB (Mobile Gutter Bridge、機動橋)
架設日数	平成23年5月11日 ～13日
許容総重量	50 t

## 4. 自衛隊の活動部隊

仮橋設置

陸災東北部隊第5施設団  
第103施設器材架設中隊 約40名

道路啓開・排水等

陸災東北部隊第5施設団第9施設群

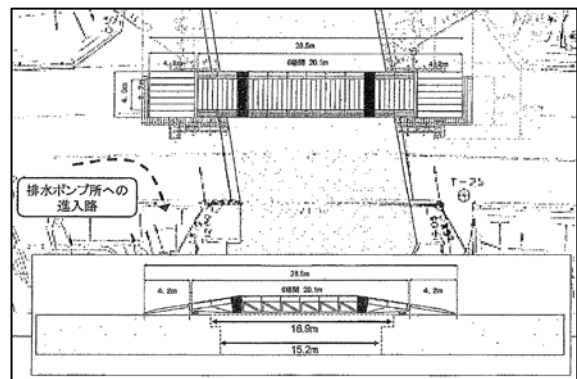
## 5. 撤去

平成23年12月1日、県により整備された上立切橋周辺の仮道と交通の切り替えを行い、仮設橋を撤去した。

## 6. おわりに

東日本大震災の津波により、上立切橋流失後2ヶ月以上にわたって通行止めとなり、その間、国道6号を経由するなど大きく迂回し、災害復旧や復興の調査に支障を来していた。


このため自衛隊の架設活動により、早期の架橋が可能になり、沿岸地域の災害復旧事業はもとより、がれきの撤去、捜索活動の円滑化に大きく寄与することとなった。上立切橋仮設橋は、文字どおり「復興への架け橋」となった。

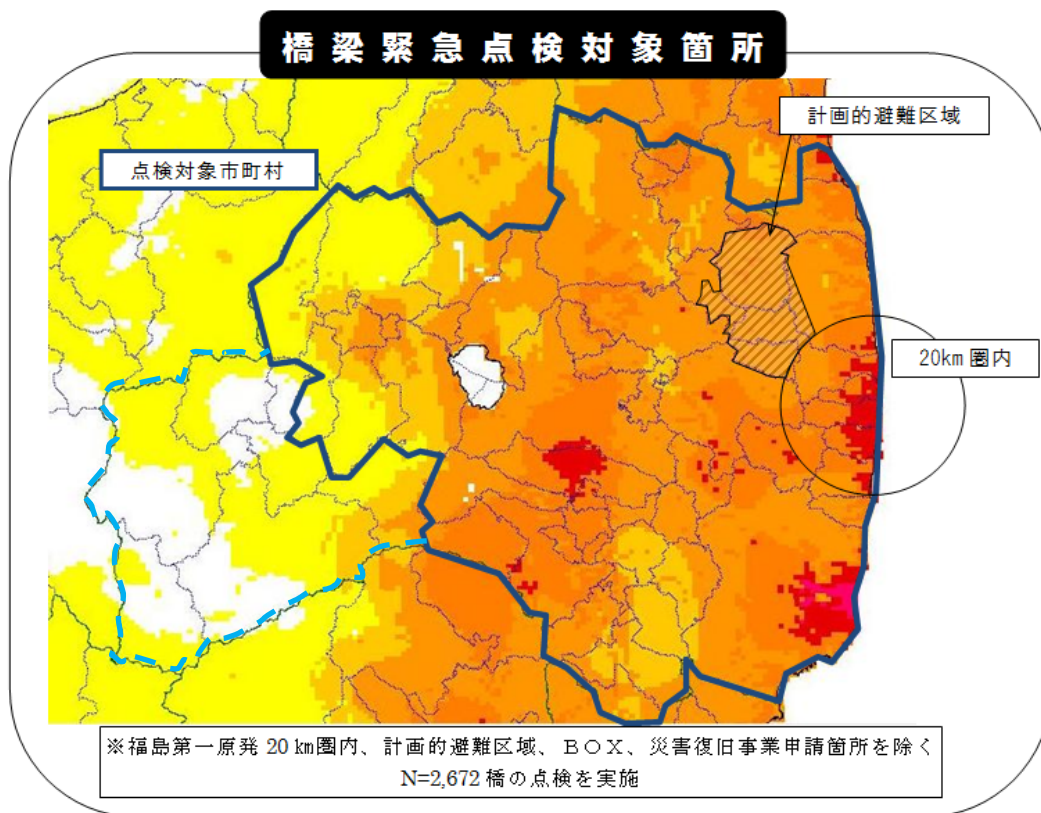


架設橋の平面図・側面図

# ▶ 震災後の橋梁点検結果と 長寿命化修繕計画への反映

震災後の橋梁の対応について

分類 ▶施設復旧	分野 ▶構造物（橋梁・シェッド等）	
担当 ▶道路総室	道路管理課	
場所 ▶ー		



## 震災後の橋梁点検結果と 長寿命化修繕計画への反映

### 震災後の橋梁の対応について

#### 1. 概要

東北地方太平洋沖地震の発生による橋梁緊急点検を行うとともに、計画的かつ効率的な管理を実施するため、平成22年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」について見直しを行い、効率的で計画的な補修を実施する必要があった。

#### 2. 橋梁点検結果

点検対象被災実績により震度5以上の地域（福島第一原発20km圏内、計画的避難区域、BOX、災害復旧事業申請箇所を除く）を目安とし、2,672橋を対象として実施した。

震災で発生した損傷が確認された橋梁は全体の24%に当たる640橋あった。

#### 3. 橋梁長寿命化修繕計画

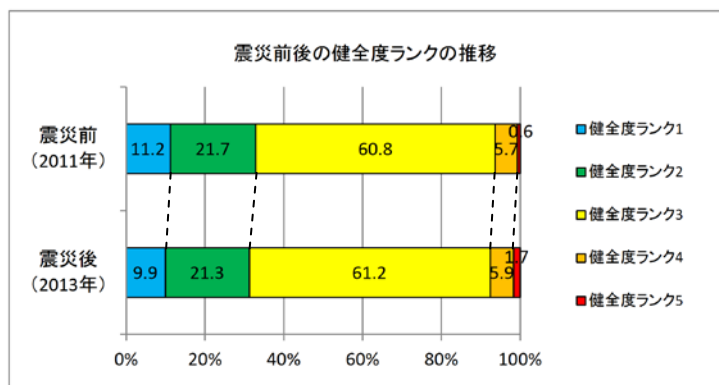
橋梁長寿命化修繕計画については、50年間の補修等費用の累計額を比較すると、地震前後で約32億円増となる。しかし、健全度ランクについては、震災による損傷が発生しても、震災前の点検での劣化等による損傷の発生がすでに確認されている箇所もあり、橋梁としての健全度ランクには大きな推移は見られない。

なお、震災により増となった約32億円のうち、約28億円は災害復旧事業で賄っているため、50年間の補修等の費用を考えた場合には殆ど影響が無いと言える。

よって、長期的な投資計画については、見直しをせず、地震により健全度ランクが悪化した橋梁については、年次計画上の優先順位の組み替えを行い早期に対応する。

#### 4. おわりに

引き続き、橋梁長寿命化修繕計画に基づく、補修を継続的に行い、橋梁の効率的で計画的な維持管理に努める。



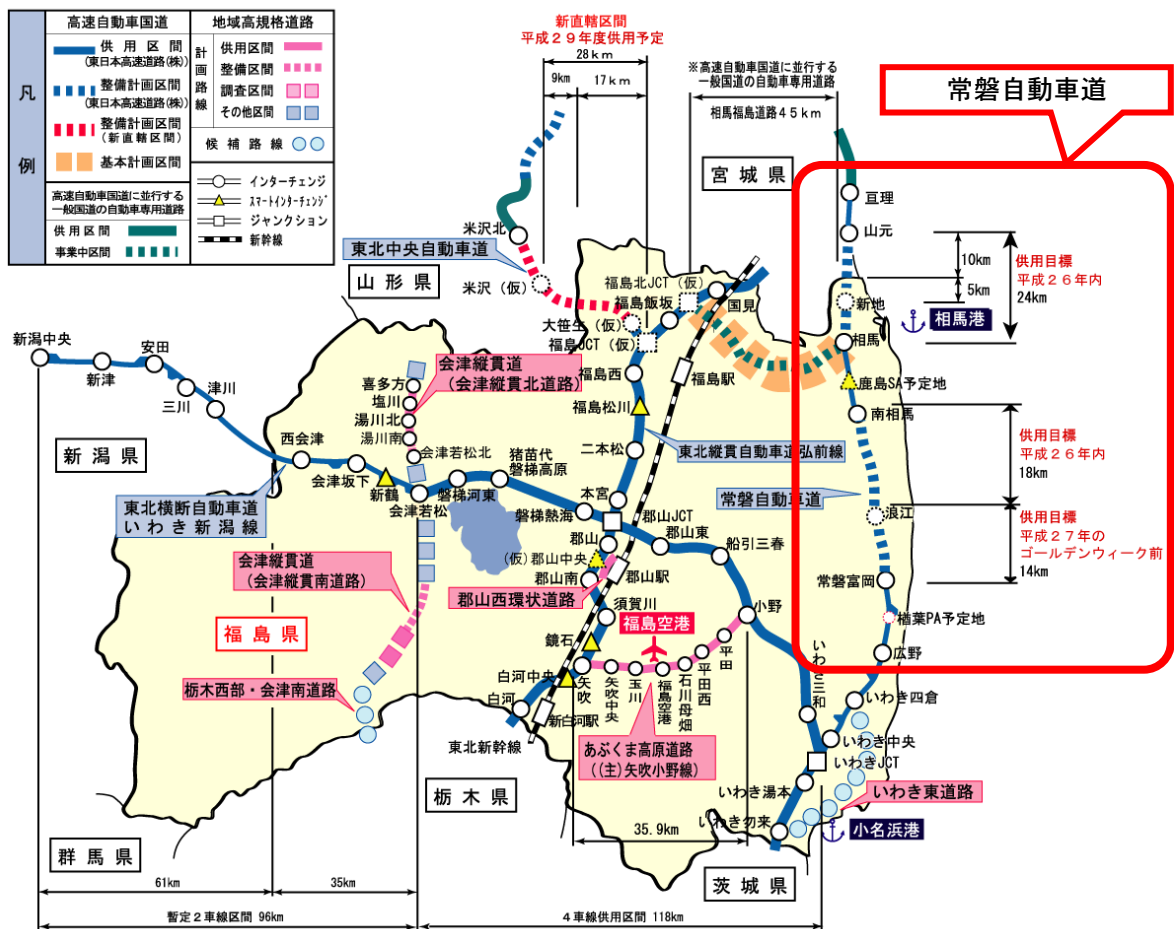
# ▶常磐自動車道の早期開通

復興の基盤となる浜通り軸の整備促進

分類 ▶復興 分野 ▶道路

担当 ▶道路総室 高速道路室

場所 ▶広野町～宮城県山元町



## 状況▶代表写真

■南相馬 IC～相馬 IC 開通後の状況



# 常磐自動車道の 早期開通

## 復興の基盤となる浜通り軸の整備促進

### 1. 概要

常磐自動車道は、東京都を起点とし、宮城県仙台市を終点とする総延長352km（県内延長128km）の高規格幹線道路であり、東日本大震災前より、東日本高速道路(株)において整備が進められている。

福島県の骨格をなす縦横6本の連携軸の一つである浜通り軸を担うものであり、震災後は特に、浜通り地方をはじめ本県の復興を支援する道路としてその早期開通に高い期待が寄せられている。

### 2. 経緯

- 平成16年4月 常磐富岡まで開通
- 平成21年9月 山元～亙理間開通
- 平成23年3月 東日本大震災により広野～常磐富岡間が通行止め
- 平成24年4月 南相馬～相馬間開通
- 平成26年2月 広野～常磐富岡間再開通

### 3. 事業内容

未供用区間について、下記の完成予定を目指し、工事が進められている。

- 常磐富岡～浪江 : 平成27年GW前
- 浪江～南相馬 : 平成26年内
- 相馬～山元 : 平成26年内

※上記完成予定はH26.3.10内閣総理大臣記者発表にて公表されている。

### 4. おわりに

常磐自動車道の早期開通に向け、今後とも東日本高速道路(株)をはじめとする関係機関調整に取り組んでいく。

# ▶相馬福島道路(国道 115 号)

## の早期開通

復興の基盤となる北部軸の整備促進

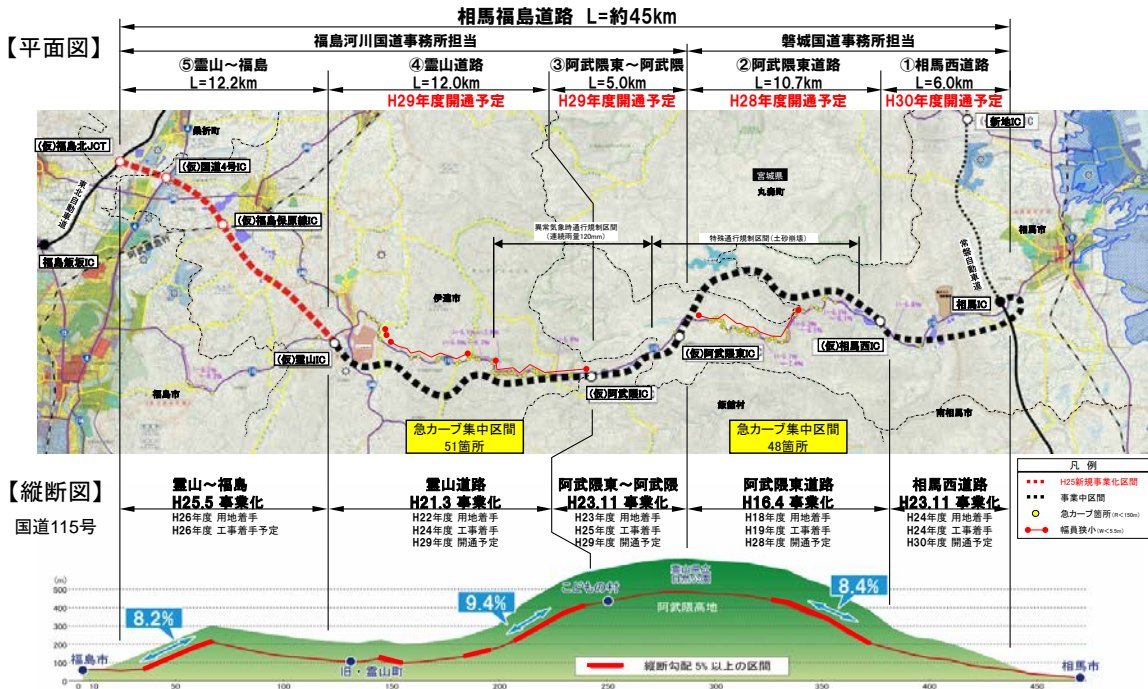
分類 ▶復興 分野 ▶道路

担当 ▶道路総室 高速道路室

場所 ▶相馬市～桑折町



### 復興支援道路『国道115号 相馬福島道路』



#### 状況▶代表写真

■阿武隈東道路の整備状況（東橋這橋）



■霊山道路の整備状況（七ッ窪トンネル）



# 相馬福島道路 (国道 115 号) の早期開通

復興の基盤となる北部軸の整備促進

## 1. 概要

相馬福島道路は、常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ約 4.5 km の高規格幹線道路（自動車専用道路）であり、東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして位置付けられている。

本道路が復興支援道路として緊急整備が実施されることにより、被災地と内陸部の連携が強化され、被災地の復興を支援することから、早期完成を目指して進められている。

## 2. 経緯

### ■相馬西道路

H23.11 事業化  
H24 年度 用地着手  
H24 年度 工事着手

### ■阿武隈東道路

H16.4 事業化  
H18 年度 用地着手  
H19 年度 工事着手

### ■阿武隈東～阿武隈

H23.11 事業化  
H23 年度 用地着手  
H25 年度 工事着手

### ■霊山道路

H21.3 事業化  
H22 年度 用地着手  
H24 年度 工事着手

### ■霊山～福島

H25.5 事業化  
H26 年度 用地着手  
H26 年度 工事着手予定

## 3. 事業内容

一般国道 115 号 相馬福島道路  
延長約 4.5 km  
幅員 7.0 (13.5) m 2 車線  
全体事業費 約 1,592 億円  
第 1 種第 3 級 自動車専用道路  
設計速度 80 km/h

## 4. 進捗状況


- 相馬西道路  
事業進捗率 32% (用地進捗率 88%)  
平成 30 年度開通予定
- 阿武隈東道路  
事業進捗率 94% (用地進捗率 98%)  
平成 28 年度開通予定
- 阿武隈東～阿武隈  
事業進捗率 47% (用地進捗率 97%)  
平成 29 年度開通予定
- 霊山道路  
事業進捗率 50% (用地進捗率 86%)  
平成 29 年度開通予定
- 霊山～福島  
事業進捗率 3% (用地進捗率 0%)  
開通予定未公表  
(H25 年度末進捗率)

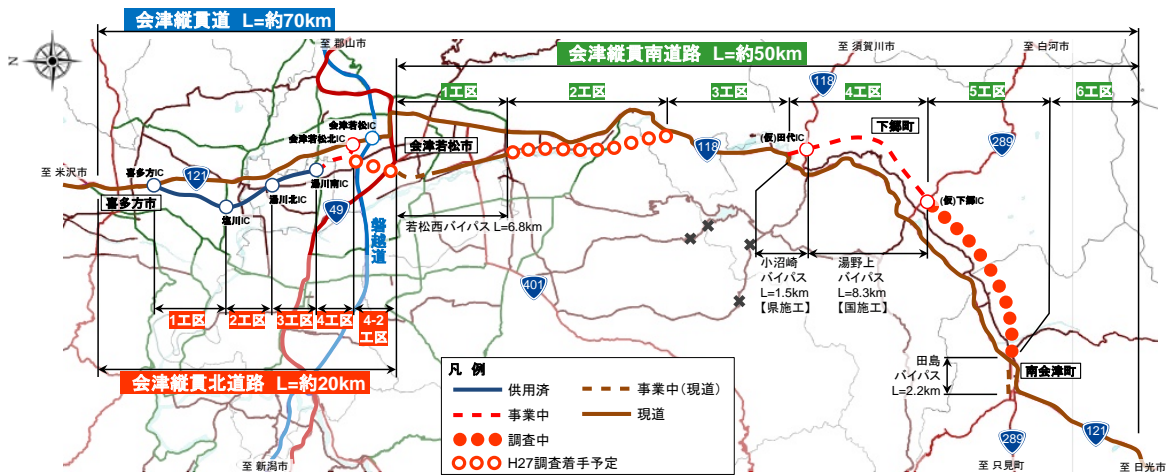
## 5. おわりに

相馬福島道路の早期開通に向け、今後とも国土交通省をはじめとする関係機関調整に取り組んでいく。

# ▶会津縦貫道の整備

復興の基盤となる会津軸の整備促進

分類 ▶復興 分野 ▶道路	
担当 ▶道路総室 高速道路室	
場所 ▶南会津町～喜多方市	



## 状況▶代表写真

■会津縦貫北道路（4工区）



■会津縦貫南道路（4工区小沼崎バイパス）



# 会津縦貫道の整備

## 復興の基盤となる会津軸の整備促進

### 1. 概要

会津縦貫道は、福島県の骨格をなす縦横6本の連携軸の一つとして、会津軸を形成する重要な路線である。

その整備により、豊かな自然・文化を活かした産業振興と地域づくり、活力と美しさに満ちた持続可能な生活・交流圏の拡大が期待される。

### 2. 経緯

#### ■会津縦貫北道路

- H6.12 地域高規格道路の計画路線に指定
- H8.8 喜多方市～会津若松市 L=13.1km が整備区間に指定
- H9.4 直轄権限代行事業着手
- H21.10 塩川～湯川北間開通（暫定2車線）
- H23.11 喜多方～塩川間開通（暫定2車線）
- H25.9 湯川北～湯川南間開通（暫定2車線）

#### ■会津縦貫南道路

- H10.6 地域高規格道路の計画路線に指定
- H11.12 4工区が調査区間に指定
- H14.4 4工区小沼崎バイパス事業着手(県)
- H19.3 4工区が整備区間に指定  
5工区が調査区間に指定
- H19.4 4工区湯野上バイパス事業着手(県)
- H24.4 4工区湯野上バイパス  
直轄権限代行事業着手

### 3. 事業内容（事業化済み箇所）

#### ■会津縦貫北道路

- 延長約13.1km
- 幅員14.0(20.5)m 4車線  
7.0(13.5)m 暫定2車線
- 全体事業費 約410億円
- 第1種第3級 自動車専用道路
- 設計速度80km/h

- 小沼崎バイパス（会津縦貫南道路4工区）  
延長約1.5km  
幅員 7.0(12.0)m 2車線  
全体事業費 約66億円  
第3種第2級  
設計速度60km/h

- 湯野上バイパス（会津縦貫南道路4工区）  
延長約8.3km  
幅員 7.0(12.0)m 2車線  
全体事業費 約240億円  
第1種第3級  
設計速度80km/h

### 4. 進捗状況

事業中箇所の進捗状況は以下のとおりである。

- 会津縦貫北道路  
事業進捗率 80%（用地進捗率 99%）  
平成27年度供用予定（暫定2車線）
- 小沼崎バイパス（会津縦貫南道路4工区）  
事業進捗率 24%（用地進捗率 96%）
- 湯野上バイパス（会津縦貫南道路4工区）  
事業進捗率 2%（用地進捗率 0%）  
(H25年度末進捗率)

また、会津縦貫道の計画的な整備を図るため、以下の箇所について、平成26年度福島県公共事業評価委員会に県対応方針を諮っている。


- 会津縦貫南道路5工区（下郷町～南会津町）のH27事業着手
- 会津縦貫北道路4-2工区（会津若松市）のH27調査着手
- 会津縦貫南道路2工区（会津若松市）のH27調査着手

### 5. おわりに

会津縦貫道の計画的な整備を図るべく、県事業の推進に努めるとともに、直轄権限代行事業の促進のため、国土交通省との調整に取り組んでいく。

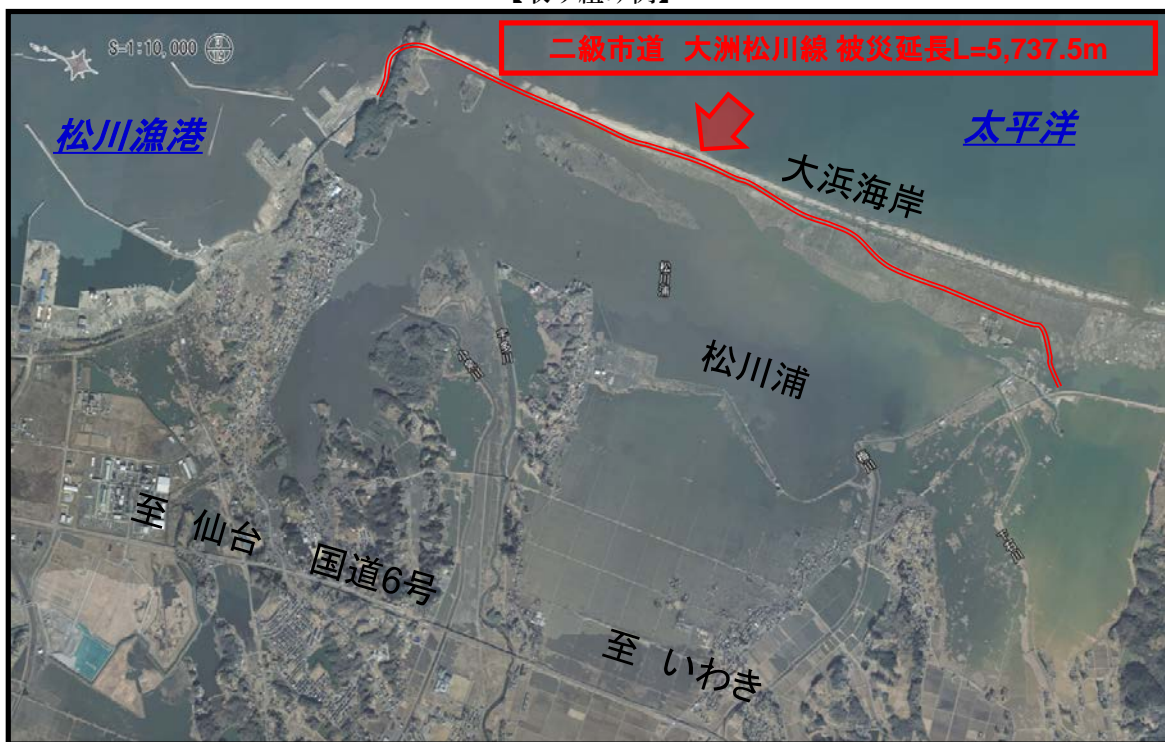
# ▶相馬市道大洲松川線 災害復旧

県代行事業での施行について

分類 ▶施設復旧	分野 ▶道路一般	
担当 ▶道路総室 道路管理課		
場所 ▶相馬市磯部字芹沢地内		

状況 ▶ 福島県が管理する海岸堤防と一体構造となっている相馬市道大洲松川線の道路災害復旧工事を、相馬市に代わって福島県が施行するもの。

【取り組み例】



- “東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律”施行（平成23年4月29日）
- 県と相馬市で施工範囲等の下協議の実施（平成23年5月～7月）
- 相馬市長より、特定道路災害復旧等道路工事の代行施行の要請（平成23年8月15日）
- 代行実施受諾（平成23年9月21日）
- 施行代行に関する覚書の締結（平成23年10月11日）
- 特定災害復旧等道路工事の施行に係る開始告示（平成23年10月11日）
- 平成23年災第14次査定実施（平成23年10月19日）
- 施行代行に関する協定書の締結（平成23年12月27日）
- 災害復旧工事の実施

# 相馬市道大洲松川線 災害復旧

## 県代行事業での施行について

### 1. 概要

相馬市が管理する二級市道大洲松川線は、東側には太平洋、西側には県立自然公園の松川浦が一望できる風光明媚な観光スポットとなっている路線であるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により甚大な被害を受けた。

当該箇所は、福島県が管理する海岸堤防と一体構造として設計・施工する必要があり、福島県が道路災害復旧事業を代行することにより効果的な事業執行が可能となることから、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等による代行に関する法律（以下：法律）」に基づき、相馬市に代わって大洲松川線の道路災害復旧工事を施行するものである。

### 2. 経緯・課題

相馬市は東日本大震災により、広範囲にわたり甚大な被害を受けたため、ガレキ撤去や避難所支援等の業務が優先で職員の配置がなされ、災害復旧事業に携わる職員が大幅に不足し、当該箇所の災害復旧業務に職員を配置することが極めて困難な状況にあった。

また、当該箇所の復旧延長のうち半分以上の区間が福島県の管理する海岸堤防と並走しているため、海岸堤防と併せて道路を一体施工で復旧することが合理的であった。

### 3. 事業内容

法律施行後（平成23年4月29日施行）から平成23年7月までの間に相馬市と代行事業の内容、諸手続き、施工範囲、災害査定対応等について下打ち合わせを実施した。

下打合せが整った後の平成23年8月15日に相馬市から正式に特定災害復旧等道路工事の

施行要請を受け、平成23年9月21日に受諾する旨回答をした。

災害査定前の平成23年10月11日には、施工範囲、費用負担、災害査定を受検等について覚書を締結し、同日付で法律施行令第8条の規定に基づき「特定災害復旧等道路工事の施行に係る権限の代行」の路線名、工事の区間、及び工事の開始日を県報に告示し、同月下旬の災害査定を無事受驗することができた。

平成23年12月27日には、工事費用の負担等に関する協定を締結した。

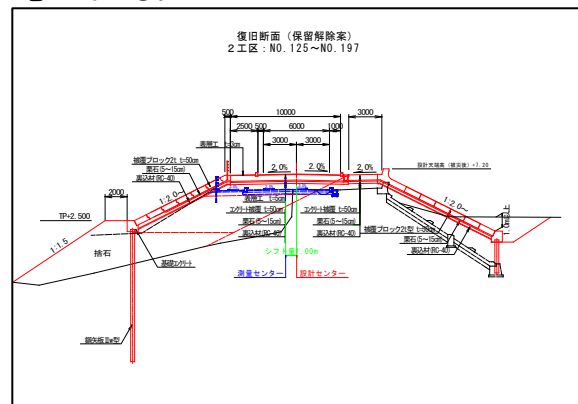
### 4. 進捗状況・創意工夫

本路線の災害復旧にあたっては、他事業関連により、協議設計案件（公共土木施設災害復旧事業査定方針第15第1項（1））となっており、保留解除に向けて国土交通省防災課と協議を進めている。

海岸工事との同時施工を実施する意向があったため、協議設計解除（全体）前に部分的に工事着手できるよう当該箇所のうち海岸並走区間及び道路単独区間について保留解除を実施した。

### 5. おわりに


今回の県代行事業については、東日本大震災の災害復旧工事を対象とした限定的な法律であるが、災害復旧を県代行により実施することは初めての事例となり、今後の参考になるものと思っている。



標準横断面図（海岸並走区間）

# ▶警戒区域内のダム管理について

WEBカメラを用いたダム管理の実施

分類 ▶その他	分野 ▶維持管理	 <p>場所：双葉郡楢葉町</p>
担当 ▶河川港湾総室 河川整備課		
場所 ▶双葉郡楢葉町（木戸ダム）		
状況 ▶木戸ダムが警戒区域に設定された際の対応		

## 【取り組み例】



■WEBカメラの設置状況  
(携帯電話によるデータ送信)



■ホームページの監視画面  
(約10分毎に画像更新)

# 警戒区域内のダム管理 について

## WEBカメラを用いたダム管理の実施

### 1. 概要

平成24年3月、当時警戒区域内にあった木戸ダムに、ダムの状況をより詳細に把握出来るよう、太陽光発電パネルとWEBカメラを設置した。

これにより、ホームページを見られる場所であれば、どこからでも木戸ダムの状況を確認出来るようになった。

また、県庁でも定期的に画像を確認し、ダム管理上問題となる事象が無いか監視を行っていたところ、平成24年6月20日、台風4号の豪雨によりダムの下流側で法面崩落の発生を確認するなど、災害発生時の初期対応において重要な役割を果たした。

### 2. 経緯・課題

東日本大震災以前は、富岡土木事務所ダム課の職員が、木戸ダムの巡視・点検等を実施し、日常的な管理を行っていた。また、富岡土木事務所内には様々なダムの情報をリアルタイムに確認出来る設備があり、十分な管理体制が執られていた。

しかし、原子力災害の発生により、富岡土木事務所と木戸ダムが共に警戒区域内となったことから、区域内での業務が制限され、頻繁にはダムに行けない状況となった。そのため、どのようにしてダムの状態を把握するかが課題となった。

### 3. 事業内容

当時の木戸ダムは、警戒区域の設定以降、電力供給が受けられない状況（警戒区域内となり自家発電装置への給油も困難であった）であり、事実上管理不能の状態であった。しかし、木戸川下流での工業用水の取水（主に広野火力発電所への供給）や、上水道の復旧作業が開始され

る中、最低限でも良いのでダムの状況を把握できないかという必要性が生じた。

そこで、定点カメラを設置して、ダムからの放流や貯水池の状況などを定期的に撮影し、その画像をホームページで見て確認することが可能な方法を検討することとした。

また、電源が無く、有線の通信回線も無い場所で作動し、さらにコストを抑えることも考慮して、WEBカメラを用いるシステムを採用することとした。

### 4. 進捗状況・創意工夫

ダム周辺で電源が取れないという課題については、3基設置したWEBカメラのそれぞれに太陽光発電パネルとバッテリーを接続し、電力の供給を行う事とした。

また、WEBカメラで撮影した画像データは、携帯電話の通信回線を利用してサーバーに送信し、ホームページで画像を見られるようにした。

さらに、それぞれのカメラは仮事務所から遠隔操作が可能なものとし、ダム全体の状況を確認出来るようにした。

### 5. おわりに

現在の木戸ダムは、警戒区域解除後、電源の復旧や様々な管理機器の修繕を行い、震災前とほぼ同等の状態に回復している。また、ダム下流側の法面崩落についても、災害復旧事業によりH25年度中に復旧する見込みである。

木戸ダムは、自然調節方式と呼ばれる、洪水吐にゲートなどの水量調節装置を持たない形式であったため、長期間の電源喪失や職員の待避といった、全国でも例の無い事態が発生しても、結果的に最低限のダムの機能は果たすことが出来た。

ただし今回のように、現場の状況を出来るだけの確に把握するためWEBカメラを設置したことは、その後のダム管理において大きな効果があったと言えよう。

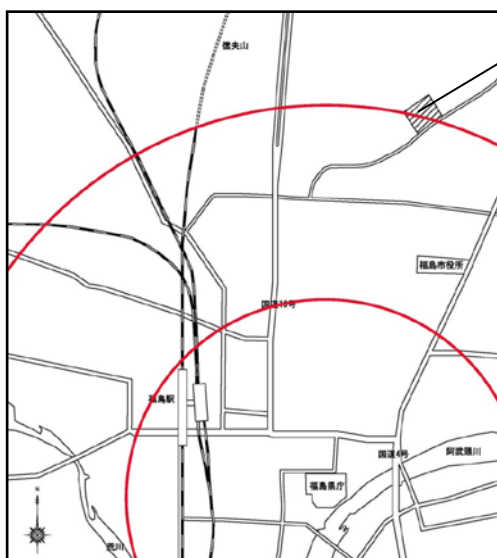
## ▶福島県文化センター震災復旧・耐震改修工事

大規模天井落下の復旧

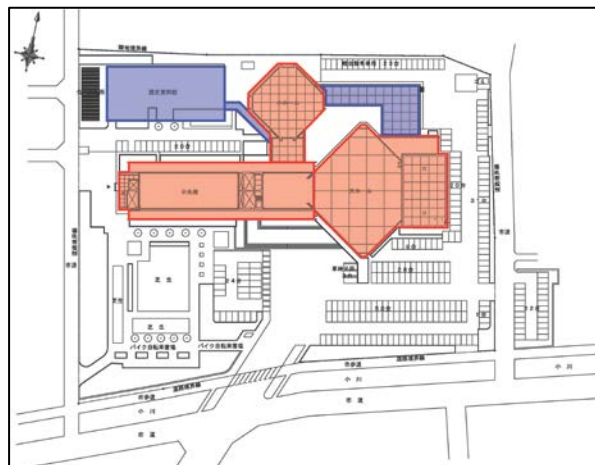
分類 ▶施設復旧 分野 ▶建築

担当 ▶建築総室 営繕課

場所 ▶福島市春日町5-54



福島県文化センター



状況▶施工前後（天井落下）

■被災時（中央棟展示室）



■復旧



■被災時（大ホール）



■復旧



# 福島県文化センター震災復旧・耐震改修工事

## 大規模天井落下の復旧

### 1. 概要

福島県文化センターは福島県庁の北約2 kmに位置し、築41年の鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階地上4階、延べ面積9,569㎡の建物である。

建物は大ホール棟、小ホール棟、中央棟から構成されており、福島県を代表する総合的な文化施設といえる。

東日本大震災における福島市の震度は6弱であり、大きな被害を被った。

### 2. 課題（被害）

各棟の主な被害状況の概要を下表に示す

棟	部位	被害内容
大ホール棟	観客席床	クラック・段差
	観客席天井	天井仕上げ材落下・損傷
	ホワイエの壁	クラック
小ホール棟	舞台吊物装置	下地鉄骨部の損傷
	空調用ダクト	破断
中央棟	外装	外壁材支持部材破損
	窓ガラス	破損
	壁	クラック
	展示室天井	天井仕上げ材落下・損傷
	エントランス天井	天井仕上げ材落下・損傷
その他	スプリンクラー	ヘッドのずれ、配管破断
	照明器具	脱落
	空調吹出口	脱落
外部	床	タイル破損、クラック
	モニュメント	倒壊
	配水管	破断

特に大きな被害としては、

- ①大ホール観客席の天井仕上げ材落下、
- ②中央棟展示室の天井仕上げ材落下、
- ③中央棟外装材（プレキャストコンクリート）の支持部分破損があげられる。

建物共通の被害としては、床・壁のクラック、各種配管の破断・脱落、設備機器の脱落等がみられた。

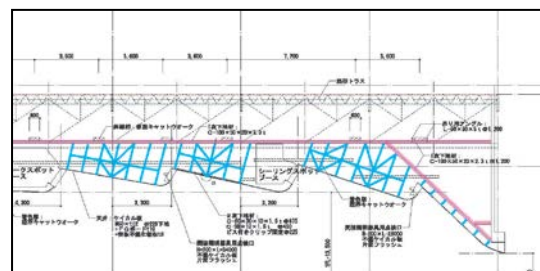
### 3. 事業内容

- ・工期  
平成24年2月20日～平成24年9月15日
- ・工事費  
建築：550,295千円  
設備：200,190千円

本工事は震災復旧工事であるため、現状復旧が原則であるが、中央棟及び併設する歴史資料館に関しては、震災前の耐震診断において耐震性能が現行の基準に達していないことが判明していたことから、復旧設計と同時に耐震補強設計も行った。

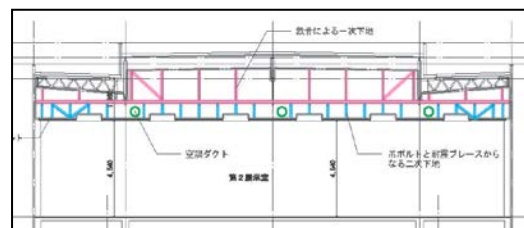
大きな被害の復旧方法は、①②においては、国土交通省の示す天井下地の基準を満たすべく、一次下地と二次下地からなる強固な下地構成とした。③においては建物重量を軽減し、耐震補強を優位に進める観点から、既存のPC板を撤去の上、軽量なアルミ製サンドイッチパネルに置き換えた。

#### ①大ホール天井復旧図



— 一次下地 — 二次下地

#### ②展示室天井復旧図



— 一次下地 — 二次下地

#### ③外壁PC板撤去状況



#### 4. 進捗状況・創意工夫

工事において、①天井のR部分の施工、音響特性が損なわれない材料選定、②天井裏既存配管をなるべく移動しないでの施工、③一枚3 tある中央棟外装材を数十枚大型クレーンにて撤去する際の安全管理を徹底した。

#### 5. おわりに

本工事は着工前から復旧後のイベントが決まっており、工期が非常に短い中、設計者・施工業者と協力しながら工事を進め、無事に工事を終わることができた。


復旧後の数々のイベントで、利用者に笑顔が戻り、これからも福島県の文化の発信地として貢献していくことを願う。

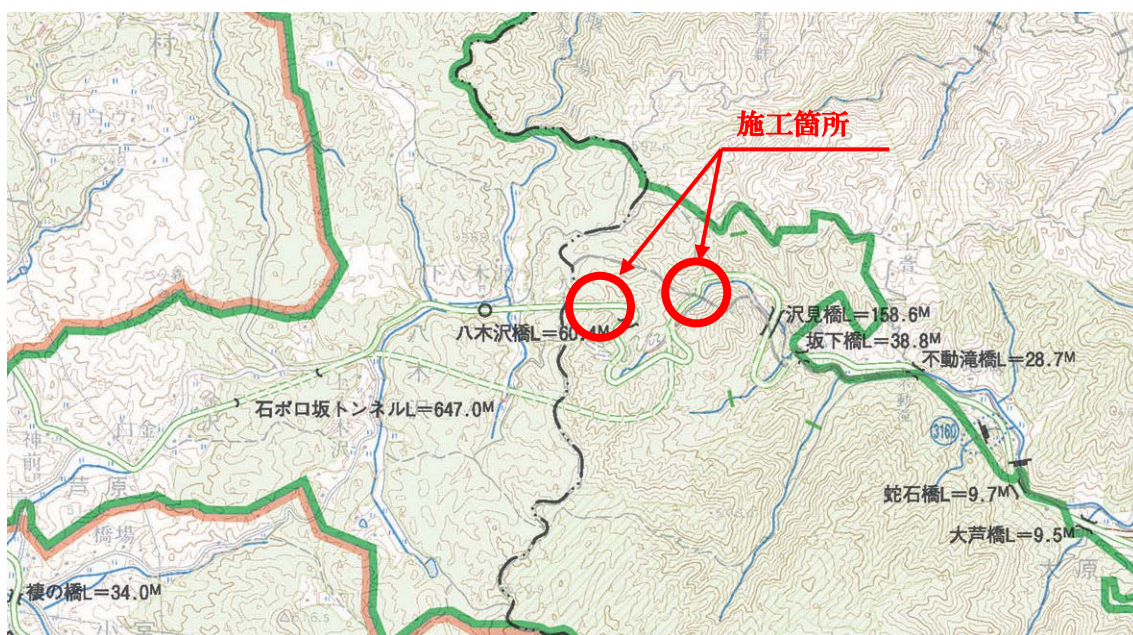


## 浜通り地方における取り組み

# ▶ 県道原町川俣線災害復旧事業

原町川俣線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ 相双建設事務所	道路・橋梁課	
場所 ▶ 南相馬市原町区大原字和田城 1号地内	南相馬市原町区大原字和田城 2号地内	



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道原町川俣線災害復旧事業

## 原町川俣線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、南相馬市原町区大原地内の原町川俣線において、道路舗装面のひび割れや沈下が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 原町川俣線 舗装面ひび割れ・沈下  
 平成23年6月13日～平成23年6月17日  
 第4次査定実施  
 平成23年10月18日 工事着手  
 平成25年3月11日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】 10,456千円

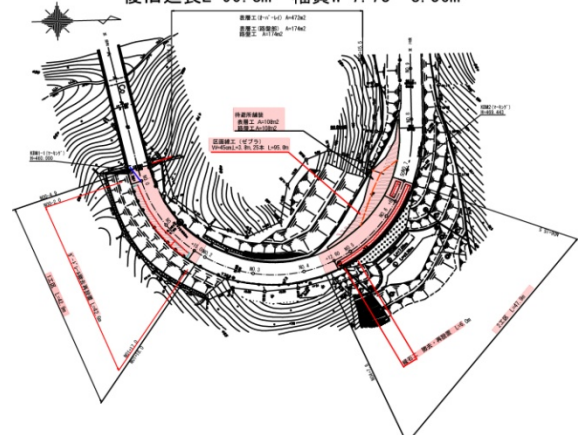
【事業期間】

平成23年10月18日から平成25年3月11日

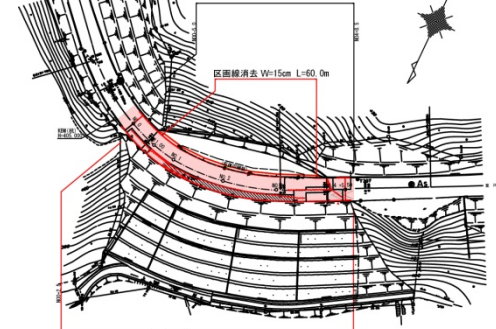
【事業概要】

- 復旧延長 L=93.5m  
 舗装幅員 W=8.22m～9.10m  
 舗装復旧工 A=755m<sup>2</sup>(内 OL 524m<sup>2</sup>)
- 復旧延長 L=90.8m  
 舗装幅員 W=7.73m～8.56m  
 舗装復旧工 A=646m<sup>2</sup>(内 OL 472m<sup>2</sup>)

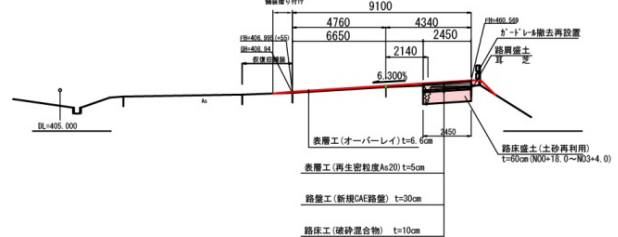
平面図  
 復旧延長L=90.8m 幅員W=7.73～8.56m



復旧延長L=93.5m 幅員W=8.22～9.10m



標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

- 平成25年3月に竣工した。
- 工事箇所が放射線量により指定された計画的避難区域だった為、工法については、放射線量現場実証試験を実施し、建設副産物を現場内利用する再生路盤工法に変更した。施工中は、放射線量を確認しながら施工を進めた。
- 創意工夫として、震災後交通量が増え交通災害が予想された為、以下のことを実施した。
  1. 毎朝交通規制方法をホワイトボードにより表記し関係者全員に周知した。
  2. 保安看板を多数設置し徐行旗員を配置した。
  3. 夜間は照明を設置し路面を明るく照らした。

徐行旗居員

夜間ライトアップ




## 5. おわりに

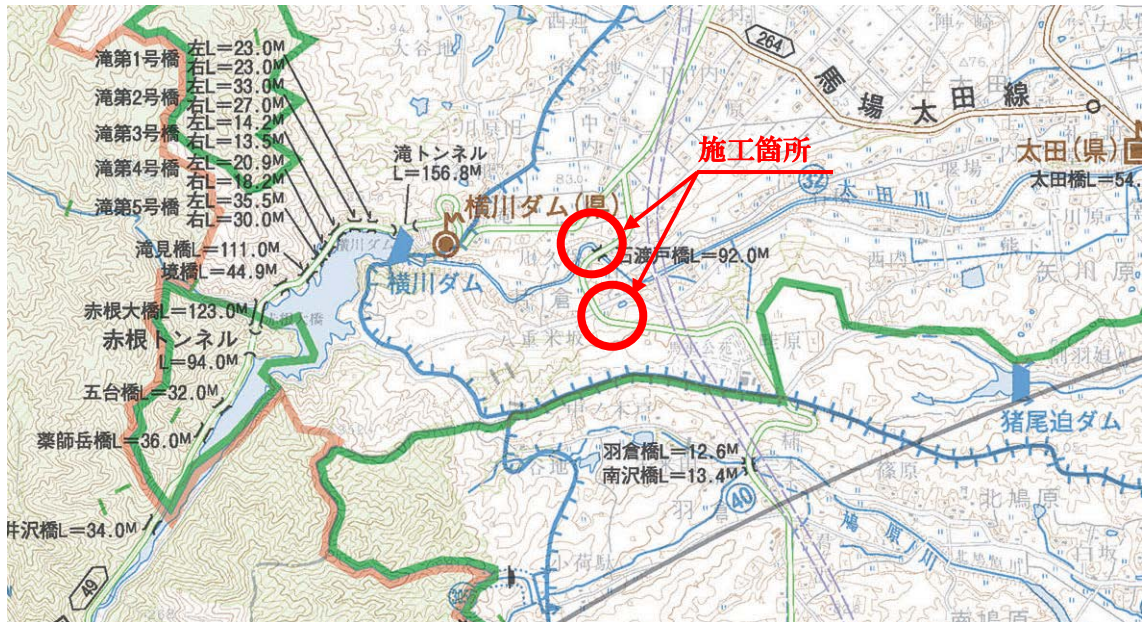
本工事は放射線量により建設副産物を現場外に搬出できない制約があり困難な工事でありましたが設計・施工にあたり各関係者のご協力により無事故で工事を完了することが出来ました。

<空白>

# ▶ 県道相馬浪江線災害復旧事業

相馬浪江線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ 相双建設事務所	道路・橋梁課	
場所 ▶ 南相馬市原町区片倉字渡戸地内 南相馬市原町区片倉字片倉地内		



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時



■ 復旧



# 県道相馬浪江線災害復旧事業

## 相馬浪江線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月1日に発生した東日本大震災により、南相馬市原町区片倉地内の相馬浪江線において、道路舗装面のひび割れや沈下、更には盛土部の崩落が発生したことから、被災箇所への復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年 3月11日 東日本大震災発生  
相馬浪江線 舗装面ひび割れ・沈下、盛土部崩落

平成23年 8月1日～平成23年 8月5日  
第9次査定実施

平成23年 10月7日 工事着手

平成25年 3月25日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】26,371千円

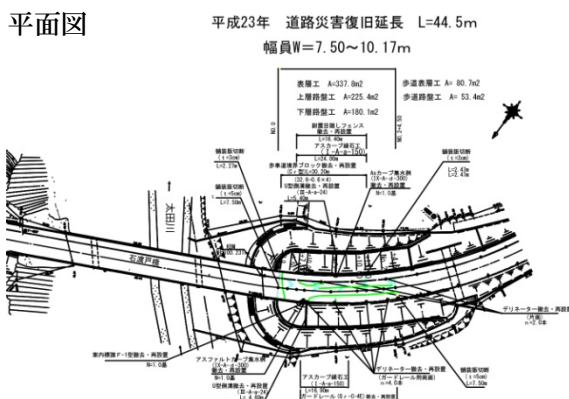
【事業期間】

平成23年10月7日から平成25年3月25日

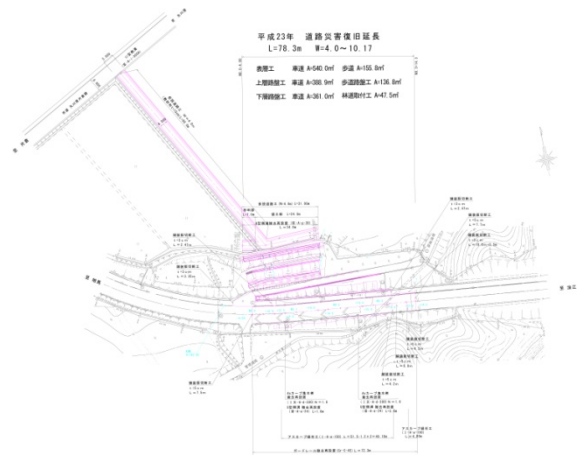
【事業概要】

- 復旧延長 L=78.3m  
舗装幅員 W=4.00m～10.17m  
舗装復旧工 A=540m<sup>2</sup>  
盛土工 V=547.8m<sup>3</sup>  
フトン籠工 L=202m
- 復旧延長 L=44.5m  
舗装幅員 W=7.50m～10.17m  
舗装復旧工 A=338m<sup>2</sup>

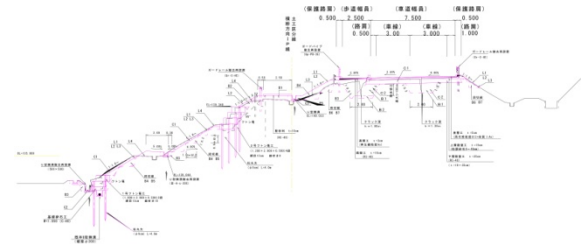
平面図



平面図



標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

工期内に無事完成し、現在は全面通行可能。

【創意工夫】

本工事箇所は過去に同様の法面が崩壊しており、災害復旧計画において原形復旧対策に問題はないが、再発防止のため補助的に以下の対策を行った。

- ①掘削面の緩みを解消し、盛土自体の強度を高める為、掘削面の再転圧を行った。
- ②カゴ枠設置地点の表面崩壊を防止と抑止杭を目的とし、止め杭を1m間隔、長さ4.0mにした。
- ③盛土材料を表層浸食を生じにくい材料（岩ズリ）を使用した。



### 5. おわりに

本工事は、交通規制の条件や、設計・施工ともに困難な現場であった。除染や個人被曝量、放射線管理等調整を図りながら完成させることができた。

# ▶ 県道原町海老相馬線災害復旧事業

原町海老相馬線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 南相馬市原町区北海老字釜舟戸地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道原町海老相馬線災害復旧事業

## 原町海老相馬線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市鹿島区北海老地内の原町海老相馬線の道路敷が大きく流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
 原町海老相馬線 道路敷流出  
 平成23年10月3日～平成23年10月7日  
 第13次査定実施  
 平成24年7月13日 工事着手  
 平成24年12月28日 工事完成



### 3. 事業内容

【工事費】52,112千円

【事業期間】

平成24年7月13日から平成24年12月28日

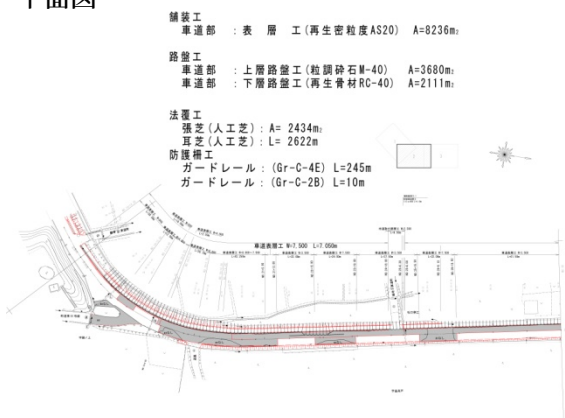
【事業概要】

復旧延長 L=1,711.2m

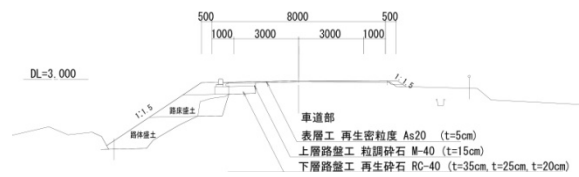
舗装幅員 W=3.50m～8.00m

舗装復旧工 A=7,289m<sup>2</sup>

### 平面図



### 標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

工区内に無事完了し、現在は全面通行可能。

#### 【創意工夫】

- ① 工事により一層狭くなる片側交互通行区間は、役所との協議の上、隣接する官地に拡幅部を設けて幅員を確保。
- ② 津波に備えた避難経路を全作業員に周知徹底し、経路図を表示。携帯ラジオを各個人に配布。
- ③ 工区内のクラックを日々計測・記録し、二次災害に備えた。



### 5. おわりに

工区内の特に幅員の狭くなる箇所に、隣接する官地を利用し、盛土・敷き砂利を行い、仮道を整備したので、工事期間中は、大きな交通渋滞を招くことなく、また、無事故にて、無事工期完了とする事ができた。本工区は、沿岸部に位置していたので、地震による津波襲来を常に念頭において作業した。避難経路の周知徹底は毎朝のミーティングで繰り返し実施し、各個人に携帯ラジオを配布して、作業時間中も常に地震による情報を得られるようにした。幸いに、作業時間内での大きな地震は発生せず、無事故無災害で全行程を完了できた。

## ▶ 県道北泉小高線(鮭川橋)橋梁災害復旧事業

北泉小高線(鮭川橋)の高欄復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 構造物

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 南相馬市原町区下渋佐地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道北泉小高線(鮭川橋)橋梁災害復旧事業

## 北泉小高線(鮭川橋)の高欄復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市原町区下渋佐地内の北泉小高線「鮭川橋」の高欄が流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
 北泉小高線(鮭川橋)高欄流出  
 平成23年10月3日～平成23年10月7日  
 第13次査定実施  
 平成24年7月17日 工事着手  
 平成24年12月11日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】22,342千円

【事業期間】

平成24年7月17日から平成24年12月11日

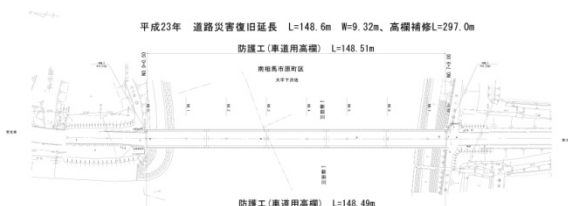
【事業概要】

復旧延長 L=148.6m

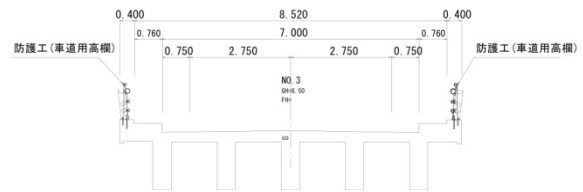
幅員 W=9.32m

高欄復旧工 L=297m

### 平面図



### 標準断面図

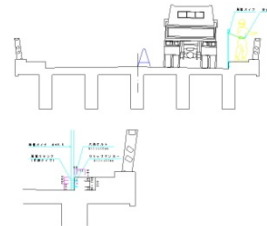


### 4. 進捗状況・創意工夫

工期内に無事完了し、現在は安全に通行可能。

#### 【創意工夫 仮設足場】

- ① 鮭川橋は昭和49年竣功で当時の施工資料がない為、吊り足場のアンカー位置を鉄筋探査機にて調査する必要があり、探査用の足場や費用、撤去後の補修等の問題があった。
- ② 現地調査の結果、地覆部分の段差にアンカーを打ち、片面クランプをボルトにて固定する事により、安全带兼手摺りを確保した。



### 5. おわりに

県道北泉小高線を走行する、ガレキ、復興の車両等に迷惑のかからないよう最小限での交通規制で、無事故・無災害で完了できた。

# ▶ 県道北泉小高線災害復旧事業

北泉小高線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 南相馬市原町区雫字権現下地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道北泉小高線災害復旧事業

## 北泉小高線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市原町区雫地内の北泉小高線の道路敷が大きく流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
北泉小高線 道路敷流出  
平成23年10月17日～平成23年10月21日  
第14次査定実施  
平成24年7月19日 工事着手  
平成25年1月21日 工事完成



### 3. 事業内容

【工事費】107,163千円

【事業期間】

平成24年7月19日から平成25年1月21日

【事業概要】

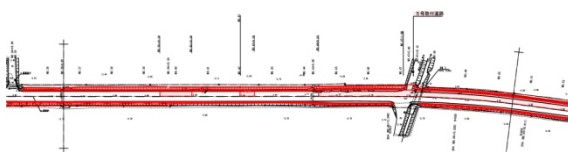
復旧延長 L=2,821.1m

舗装幅員 W=2.00m～8.00m

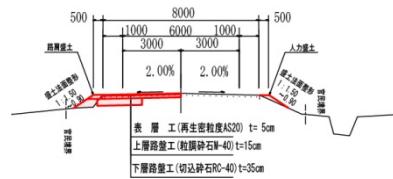
舗装復旧工 A=14,877m<sup>2</sup>

### 平面図

公共災害復旧工事（道路） L=2808.7m 幅員W=2.00m～8.00m



### 標準断面図

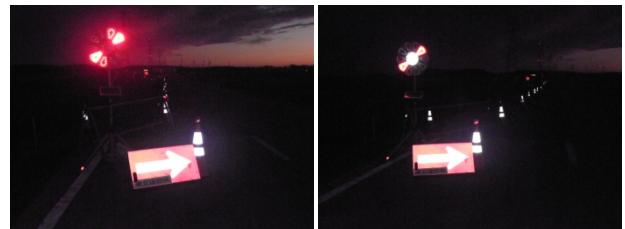


### 4. 進捗状況・創意工夫

現在、県道北泉小高線の車道部分の舗装復旧工事の施工中である。

創意工夫として、夜間の走行車両等への安全確保のため、大型夜間点滅灯を設置しました。平成25年3月に竣工した。

#### 大型点滅灯



### 5. おわりに

震災復興に貢献できたことを福島県相双建設事務所、各関係機関の皆様には心より感謝申し上げます。本工事の重要性を理解し、施工方法変更によるコスト削減・早期の工事完了を目指し工事を進めた次第であります。

今後益々震災復興が進み、震災前より安全・安心な街づくりに少しでも貢献できるよう、より精進して行きたいと思っております。

他県より震災復興へご協力いただいている皆様方、誠に感謝致します。

# ▶ 県道相馬浪江線災害復旧事業

相馬浪江線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 南相馬市小高区羽倉字日向地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道相馬浪江線災害復旧事業

## 相馬浪江線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、南相馬市小高区羽倉地内の相馬浪江線において、道路舗装面のひび割れや沈下、更には盛土部の崩落が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

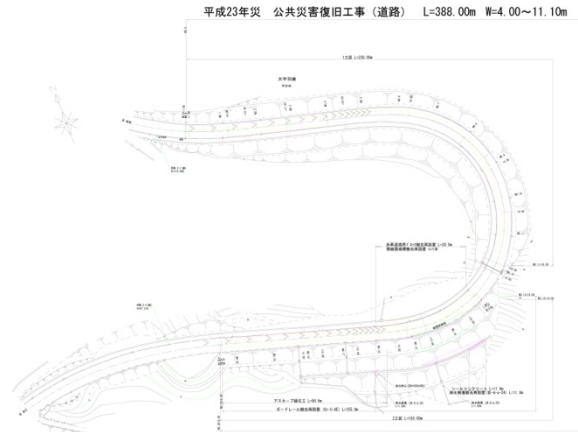
平成23年3月11日 東日本大震災発生  
相馬浪江線 舗装面ひび割れ・沈下、盛土部崩落  
平成24年7月23日～平成24年7月27日  
第22次査定実施  
平成25年5月2日 工事着手  
平成25年8月13日 工事竣工



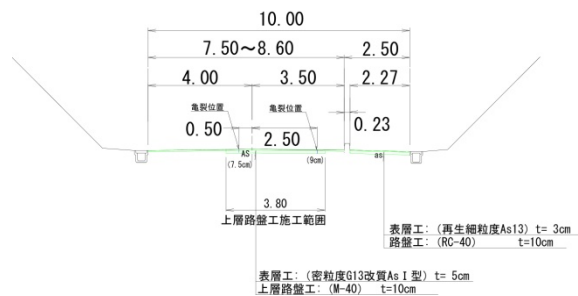
### 3. 事業内容

【工事費】19,135千円  
【事業期間】平成25年5月2日から平成25年8月13日  
【事業概要】  
復旧延長 L=388.0m  
舗装幅員 W=4.00m～11.10m  
舗装復旧工 A=2,560.6m<sup>2</sup>

### 平面図



### 標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

平成25年8月に工事完了。  
施工箇所が福島第一原子力発電所から20kg圏内であるため、現場より搬出する土砂及び産業廃棄物の放射線量をダンプトラックの荷台にて全台数測定確認を行った。



### 5. おわりに

施工箇所が、急カーブ、急勾配、他工事の多数の資材運搬車両、梅雨期の施工でもあり現場の維持管理が困難であったが工期内に無事故で竣工することができました。

# ▶ 県道北泉小高線災害復旧事業

北泉小高線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課		
場所 ▶ 南相馬市小高区塚原字沼ノ上地内		



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道北泉小高線災害復旧事業

## 北泉小高線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、南相馬市小高区塚原地内の北泉小高線において、道路舗装面のひび割れや沈下、更には津波によりの道路敷が大きく流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 北泉小高線 舗装面ひび割れ・沈下、道路敷流出  
 平成24年10月29日～平成24年11月2日  
 第26次査定実施  
 平成25年5月9日 工事着手  
 平成26年3月18日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】101,589千円

【事業期間】

平成25年5月9日から平成26年3月24日

【事業概要】

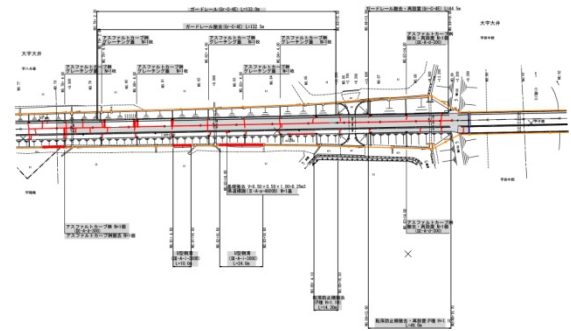
復旧延長 L=1,823.7m

舗装幅員 W=2.50m～32.00m

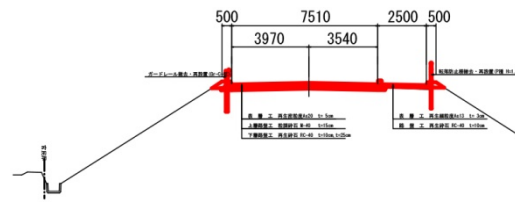
舗装復旧工 A=10,678.8m<sup>2</sup>

### 平面図

平成23年災 公共災害復旧工事（道路） L=1823.7m W=2.5～32.0m



### 標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

道路路床盛土の1層巻出し厚さ管理を、標尺を用いて規定の巻出し厚さ1層20cmにて、盛土敷均し転圧を実施した。環境に配慮して、ゴミの分別収集を行い、環境汚染を防止した。



### 5. おわりに

施工区間は1,823mと長くしかも津波による被災ヶ所は、舗装路面だけにとどまらず道路全体に及び、施工工種は道路改良工に等しく多工種について施工しなければならず、資材の手配及び施工班の確保に苦労しました。

## ▶ 県道北泉小高線（小高跨線橋） 災害復旧事業

北泉小高線（小高跨線橋）の支承復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 構造物

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 南相馬市小高区大井地内



# 県道北泉小高線（小高跨線橋）災害復旧事業

北泉小高線（小高跨線橋）の支承復旧について

## 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、南相馬市小高区大井地内の北泉小高線「小高跨線橋」の支承、防護柵、落橋防止構造、伸縮防止装置等が被災したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

## 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
北泉小高線（小高跨線橋）支承、防護柵、落橋防止構造、伸縮防止装置被災

平成24年12月3日～平成24年12月7日  
第28次査定実施

平成25年5月7日 工事着手

平成26年1月24日 工事竣工



## 3. 事業内容

【工事費】74,472千円

【事業期間】

平成25年5月7日から平成26年1月31日

【事業概要】

復旧延長 L=270.0m

幅員 W=10.0m～14.5m

支承取替工 N=22基

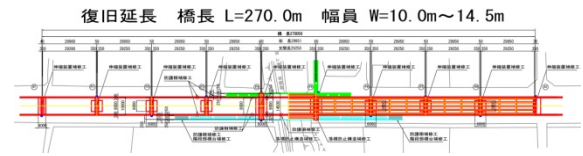
支承補修工 N=43基

防護柵補修工 N=6箇所

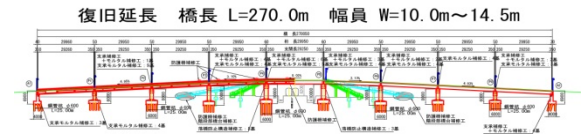
落橋防止構造補修工 N=11基

伸縮装置補修工 L=90m

## 平面図



## 側面図



## 4. 進捗状況・創意工夫

本工事では、橋梁を供用しながら支承を取替るため活荷重も考慮して主桁の仮受ジャッキ及びベンド設備を用いた。

また、支持地盤耐力が不十分であったため、荷重支持面積を広くするとともに、支承取替箇所を集中させないようにして地盤への集中的な荷重を軽減させて施工を進めた。

施工前

取替完了



仮受ベンド設置状況

仮受ジャッキ



## 5. おわりに

本工事は平成26年1月末に無事故で竣工することが出来ました。小高区はこれから更に交通量が増えてくると思いますが、その前に補修工事を終えることができ、工事に関係した皆様深く感謝いたします。

# ▶ 県道相馬亙理線災害復旧事業

相馬亙理線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ 相双建設事務所	道路・橋梁課	
場所 ▶ 相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神地内		



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道相馬亙理線災害復旧事業

## 相馬亙理線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、相馬郡新地町駒ヶ嶺地内の相馬亙理線の道路敷が大きく流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
相馬亙理線 道路敷流出  
平成23年10月3日～平成23年10月7日  
第13次査定実施  
平成24年2月28日 工事着手  
平成25年3月27日 工事完成



### 3. 事業内容

【工事費】35,407千円

【事業期間】

平成24年2月28日から平成25年3月27日

【事業概要】

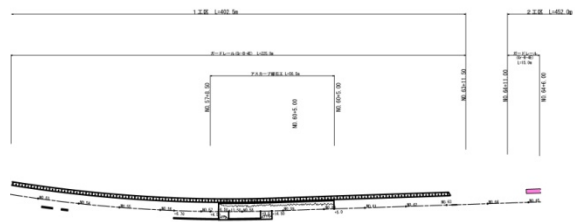
復旧延長 L=1,149m

舗装幅員 W=2.27m～10.20m

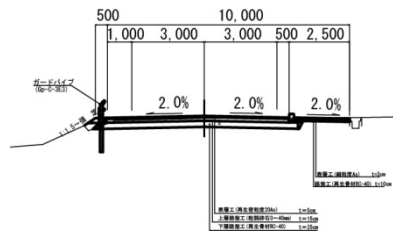
舗装復旧工 A=1,950m<sup>2</sup>

### 平面図

平成23年災 第801号 道路災害復旧延長 L=1149.1m W=2.27～10.20m



### 標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

現在、県道相馬亙理線の車道部分の舗装復旧工事の施工中である。

創意工夫として、常時片側交互通行での施工となるため昼間は、交通誘導員を配置し、夜間は信号機により一般車両の誘導を行った。



### 5. おわりに

震災復興に貢献できたことを福島県相双建設事務所、各関係機関の皆様には心より感謝申し上げます。本工事の重要性を理解し、施工方法変更によるコスト削減・早期の工事完了を目指し工事を進めた次第であります。

今後益々震災復興が進み、震災前より安全・安心な街づくりに少しでも貢献できるよう、より精進して行きたいと思っております。

他県より震災復興へご協力いただいている皆様方、誠に感謝致します。

# ▶国道115号災害復旧事業

国道115号の舗装復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶道路

担当 ▶相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶相馬市山上字落合1号地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 国道115号災害復旧事業

## 国道115号の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、相馬市山上地内の国道115号において、道路舗装面にひび割れが発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

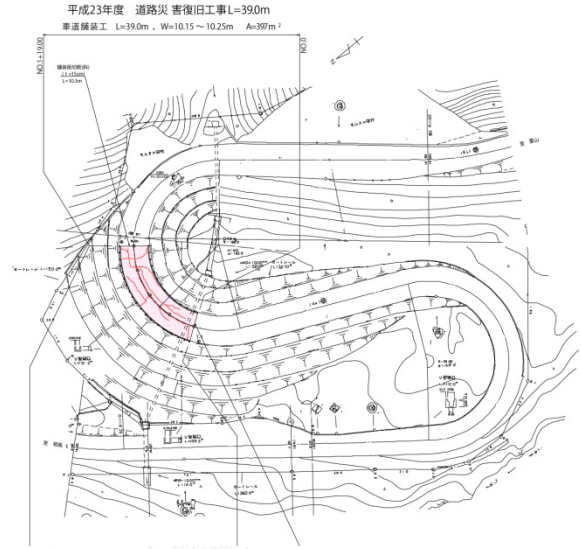
平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 国道115号 舗装面ひび割れ  
 平成23年6月13日～平成23年6月17日  
 第4次査定実施  
 平成23年7月22日 工事着手  
 平成23年11月18日 工事竣工



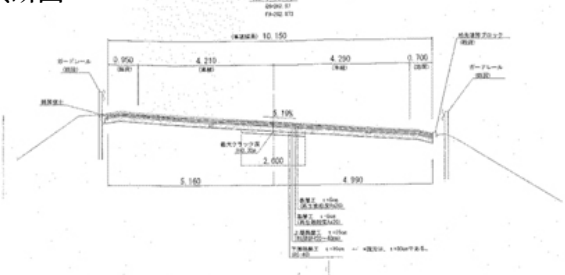
### 3. 事業内容

【事業費】4,455千円  
 【事業期間】  
 平成23年7月22日から平成23年11月18日  
 【事業概要】  
 復旧延長 L=39m  
 舗装幅員 W=10.15m～10.25m  
 舗装復旧工 A=397m<sup>2</sup>

### 平面図



### 横断面



### 4. 進捗状況・創意工夫

工事進捗率 100.0%

機械掘削後下層路盤の一部と上層路盤の入替を行い基層、表層を復旧して最後に薄層カラー舗装(RPN-5樹脂系滑り止め舗装)を行う工事です。

#### 創意工夫

施工箇所が福島原子力発電所より30Km圏外ではあるが施工前及び施工後の放射線量を測定した。施工前0.63μsv/h 施工後0.56μsv/h

放射線前



放射線後



薄層カラー舗装バインダー塗布



薄層カラー舗装骨材散布




## 5. おわりに

工事施工区間は縦断勾配が5.7%ときつく、またヘアピンカーブの中での片側通行規制の施工となる為車線の切替え等交通管理に大変苦勞しました。

<空白>

# ▶国道115号災害復旧事業

国道115号の舗装復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶道路	
担当 ▶相双建設事務所 道路・橋梁課	
場所 ▶相馬市山上字落合2号地内	



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 国道115号災害復旧事業

## 国道115号の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、相馬市山上地内の国道115号において、道路舗装面にひび割れや沈下が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

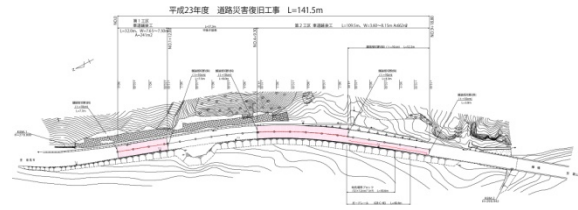
平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 国道115号舗装面ひび割れ・沈下  
 平成23年6月13日～平成23年6月17日  
 第4次査定実施  
 平成23年7月22日 工事着手  
 平成23年11月18日 工事竣工



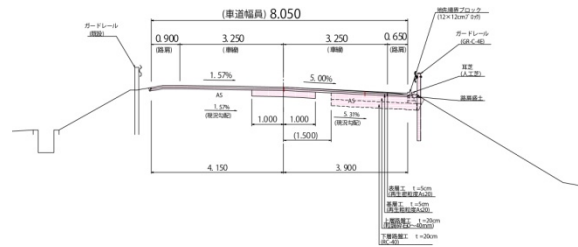
### 3. 事業内容

【工事費】8,953千円  
 【事業期間】平成23年7月22日から平成23年11月18日  
 【事業概要】  
 復旧延長 L=141.5m  
 舗装幅員 W=3.60m～8.15m  
 舗装復旧工 A=903m<sup>2</sup>

### 平面図



### 標準横断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

工事進捗率 100.0%

機械掘削後下層路盤の一部と上層路盤の入替を行い基層、表層を復旧して最後に薄層カラー舗装(RPN-5 樹脂系滑り止め舗装)を行う工事です。

#### 創意工夫

施工箇所が福島原子力発電所より30Km圏外ではあるが施工前及び施工後の放射線量を測定した。施工前0.63μsv/h 施工後0.56μsv/h

放射線前

放射線後



### 5. おわりに

工事施工区間は縦断勾配が5.7%ときつく、またヘアピンカーブの中での片側通行規制の施工となる為車線の切替え等交通管理に大変苦労しました。

## ▶ 県道相馬亘理線・相馬浪江線災害復旧事業

相馬亘理線及び相馬浪江線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 相馬市原釜字北谷地内  
相馬市西山字西山地内



# 県道相馬亙理線・相馬浪江線災害復旧事業

相馬亙理線及び相馬浪江線の舗装復旧について

## 1. 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、相馬亙理線 外相馬市原釜字北谷地地内外の本線・歩道部及び法面が被災したため、道路災害復旧工事を実施した。また、相馬市西山地内の相馬浪江線においても道路舗装面が沈下したことから、合わせて被災箇所の復旧を図る災害復旧事業を実施した。

## 2. 経緯・課題

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災による津波発生  
相馬亙理線 道路敷流出  
相馬浪江線 舗装面沈下

平成 23 年 9 月 26 日～平成 23 年 9 月 30 日  
第 12 次査定実施

平成 24 年 9 月 7 日 工事着手  
平成 25 年 3 月 15 日 工事完成



## 3. 事業内容

【工事費】 30,042 千円

【事業期間】

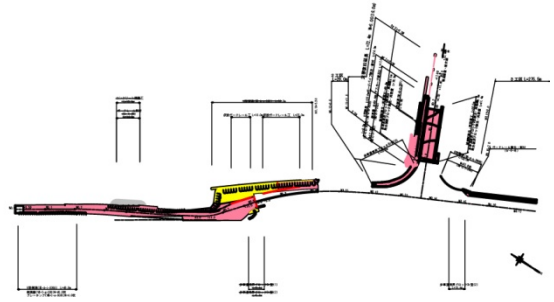
平成 24 年 9 月 7 日から平成 25 年 3 月 15 日

【事業概要】

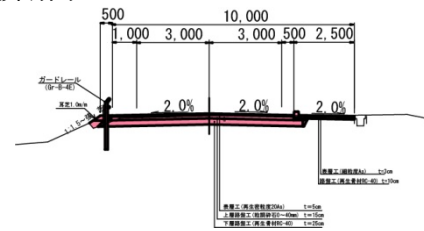
- 復旧延長 L=686.1m  
舗装幅員 W=2.50m～26.00m  
舗装復旧工 A=2,070m<sup>2</sup>
- 復旧延長 L=65.9m  
舗装幅員 W=2.75m  
舗装復旧工 A=136m<sup>2</sup>

平面図

公共災害復旧工事（道路） L=681.1m W=2.50～26.00m



標準横断面



## 4. 進捗状況・創意工夫

工事進捗については、ほぼ予定通りで完了した。

創意工夫については、相馬亙理線が全面通行止、しかも期間限定のため、職長と思考錯誤し、1日2回のミーティングを実施した。作業員との連携も取り、期間内での、工事完了となった。



## 5. おわりに

相馬亙理線は、全面通行止（期間限定）を遵守しつつ相馬港線は、工事車両を止めない様に、また、原釜・椎木線も、通行に支障のない様に、地域からのクレームなく、工事完了となった。

# ▶ 県道原町海老相馬線災害復旧事業

原町海老相馬線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 相馬市磯部字芹谷地地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道原町海老相馬線災害復旧事業

## 原町海老相馬線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、相馬市磯部地内の原町海老相馬線の道路敷が大きく流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災による津波発生  
原町海老相馬線 道路敷流出

平成23年8月12日～平成23年10月24日  
応急工事実施

平成23年10月17日～平成23年10月21日  
第14次査定実施

平成24年6月18日 工事着手

平成25年1月23日 工事完成



### 3. 事業内容

【工事費】81,051千円

【事業期間】

平成24年6月18日から平成25年1月23日

【事業概要】

復旧延長 L=1,552.2m

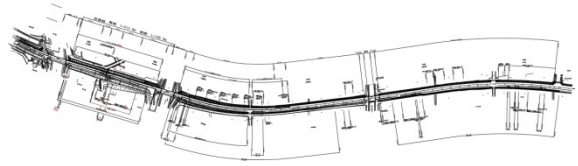
舗装幅員 W=2.00m～10.00m

舗装復旧工 A=8,200m<sup>2</sup>

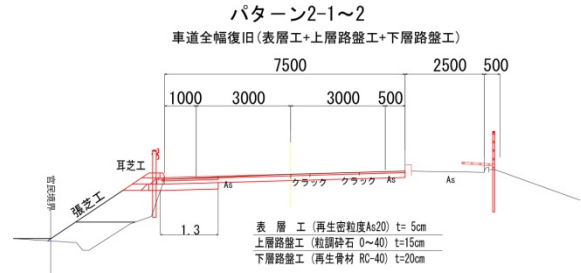
### 平面図

平成24年 第 12-41870-0119 号 道路災害復旧工事 L=1552.2m W=2.00～10.00m

〔車道側〕表層工 (t=5cm A=8200m<sup>2</sup>) 上層路盤工 (t=15cm A=8270m<sup>2</sup>) 下層路盤工 (t=20cm A=2800m<sup>2</sup>)  
〔歩道側〕表層工 (t=3cm A=800) 路盤工 (t=10cm A=900) (10車道で切り上げ)  
ガードレール (φ=4E) 撤去・再設置 L=1130m 転落防止柵 (φ=PP-3E) 撤去・新材使用 L=1200m



### 標準横断面



### 4. 進捗状況・創意工夫

平成25年1月 完成

当該施工箇所内には、津波により表層が流され路盤が剥出しの箇所が多く、埃が酷いと地域の声があり、防塵対策として塩化カリウムの散布と散水を併用して路盤を固め、埃の軽減に努めた。

半幅復旧と全幅復旧が混在しており、残存舗装が波打っている為、段差解消の為の高さ調整に注意した。



### 5. おわりに

沿岸部の幹線道路であり、早期復旧が望まされており、部分開放を含め短期間での施工に心掛けた。

# ▶ 県道相馬亙理線災害復旧事業

相馬亙理線の防護柵復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 相双建設事務所 道路・橋梁課

場所 ▶ 相馬市尾浜字細田地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道相馬亘理線災害復旧事業

## 相馬亘理線の防護柵復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、相馬市細田地内の相馬亘理線の防護柵が大きな被害を被ったことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 相馬亘理線 防護柵被災  
 平成23年9月26日～平成23年9月30日  
 第12次査定実施  
 平成24年6月4日 工事着手  
 平成24年10月25日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】3,117千円

【事業期間】

平成24年6月4日から平成24年10月25日

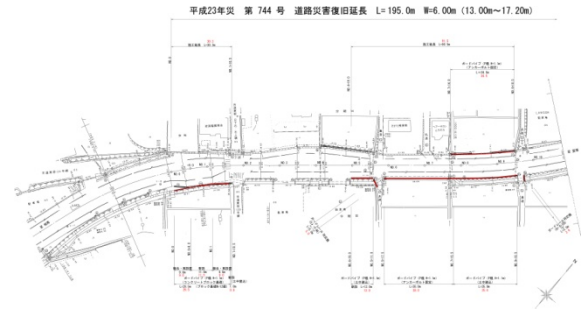
【事業概要】

復旧延長 L=195m

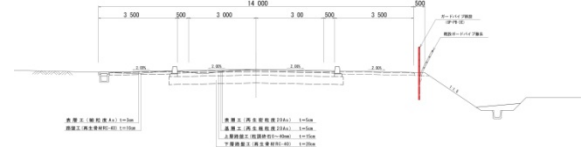
幅員 W=6.00m

防護柵工 L=234m

### 平面図



### 標準横断面



### 4. 進捗状況・創意工夫

歩行者の安全を最優先に考え、歩行者が通行する時には誘導員に声をかけてもらい、作業中であっても一時手を止めるという安全管理を行った。



### 5. おわりに

相馬亘理線歩道部防護柵工は、歩行者にやさしく通行に支障の無い様にし、工事完了となった。

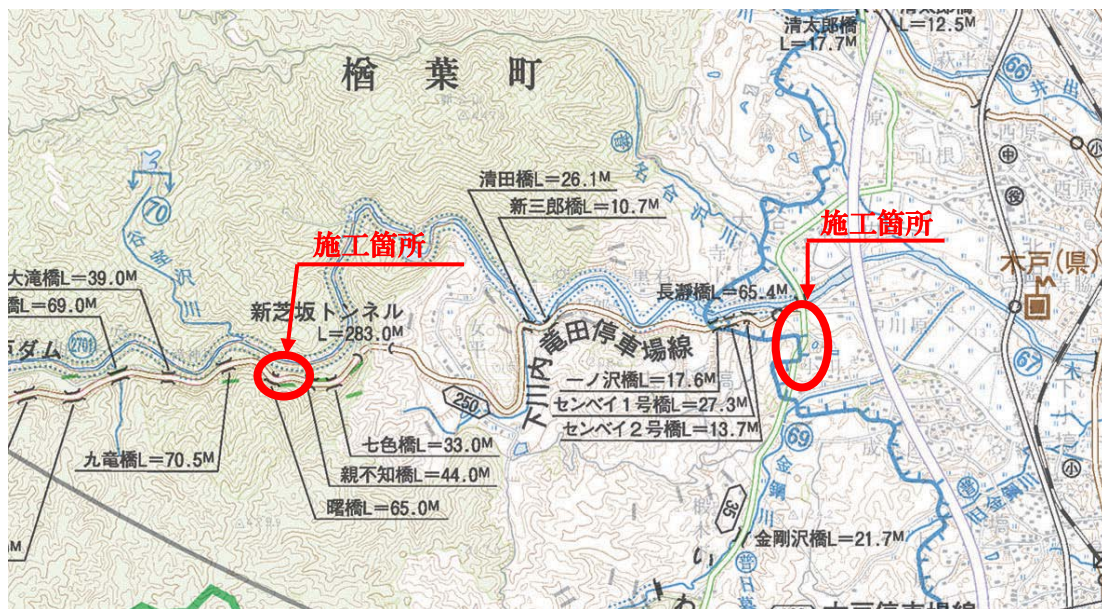
# ▶ 県道いわき浪江線・下川内竜田停車場線災害復旧事業

いわき浪江線及び下川内竜田停車場線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 富岡土木事務所 復旧・復興課

場所 ▶ 福島県双葉郡楡葉町大字上小埜字袖山川原1号地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 県道いわき浪江線・下川内竜田停車場線災害復旧事業

いわき浪江線及び下川内竜田停車場線の舗装復旧について

## 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、双葉郡楢葉町大字上小埜地内のいわき浪江線及び下川内竜田停車場線において、道路舗装面のひび割れや沈下が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

## 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 いわき浪江線 舗装面ひび割れ・沈下  
 下川内竜田停車場線 舗装面ひび割れ・沈下  
 平成24年7月23日～平成24年7月27日  
 第22次査定実施  
 平成24年10月5日 工事着手  
 平成25年7月24日 工事竣工



## 3. 事業内容

【工事費】32,870千円

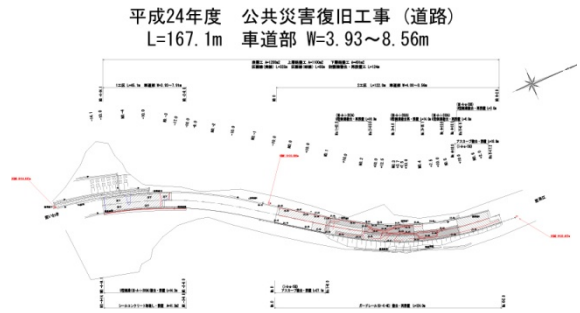
【事業期間】

平成24年10月5日から平成25年7月24日

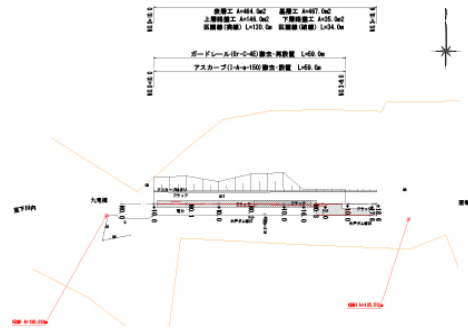
【事業概要】

- 復旧延長 L=167.1m
- 舗装幅員 W=3.93m～8.56m
- 舗装復旧工 A=1,280m<sup>2</sup>

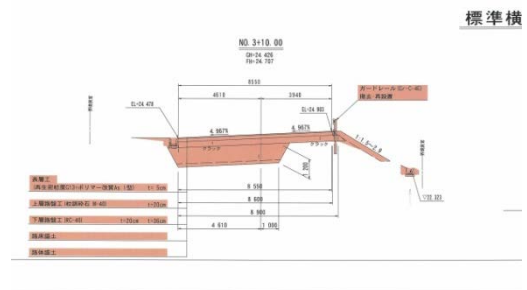
## 平面図



平成24年度 公共災害復旧工事 (道路)  
 L=68.6m 車道部 W=3.42~7.20m



## 標準横断面



## 4. 進捗状況・創意工夫


平成25年7月19日に竣工しました。

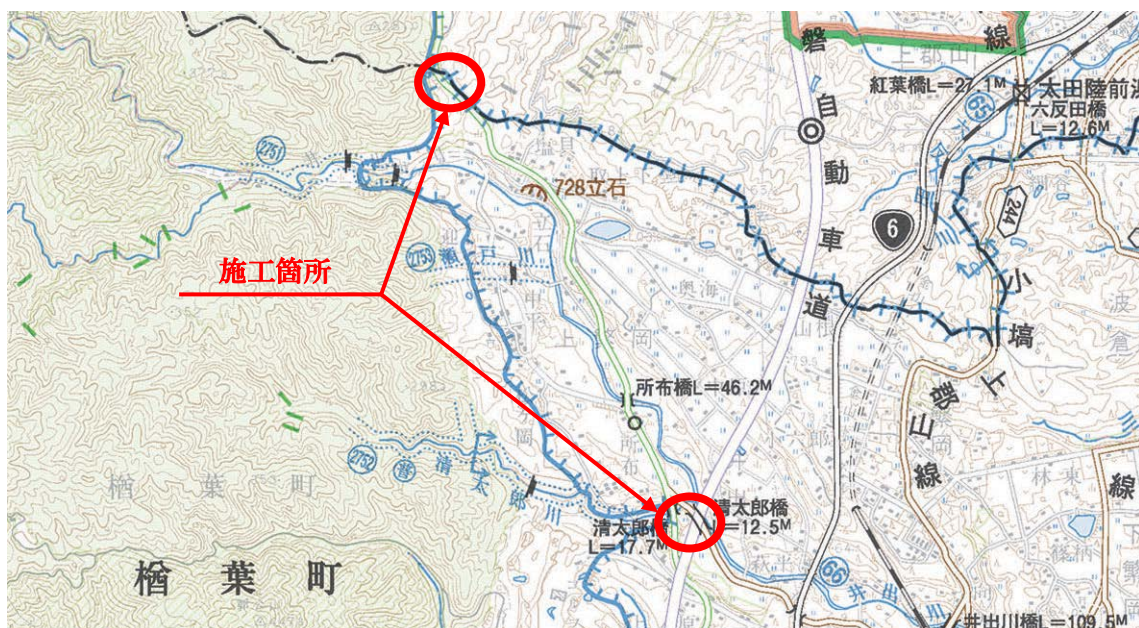
## 5. おわりに

工事施工区間が、片側交互通行のためH=2.1mの掘削、路体、路床盛土及び下層路盤までの施工で交通開放のため1日当りの施工量を把握し工事にあたった。交通事故も無く無事竣工しました。

# ▶ 県道いわき浪江線災害復旧事業

いわき浪江線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ 富岡土木事務所 復旧・復興課		
場所 ▶ 双葉郡楡葉町大字井出字八石地内 双葉郡楡葉町大字上繁岡字塩見貝地内		



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時



■ 復旧



# 県道いわき浪江線災害復旧事業

## いわき浪江線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、双葉郡楢葉町大字井出地内及び双葉郡楢葉町大字上繁岡地内のいわき浪江線において、道路舗装面のひび割れや沈下が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災発生  
 いわき浪江線 舗装面ひび割れ・沈下  
 平成 24 年 7 月 23 日～平成 24 年 7 月 27 日  
 第 22 次査定実施  
 平成 24 年 10 月 30 日 工事着手  
 平成 25 年 7 月 18 日 工事竣工



### 3. 事業内容

【事業費】 26,659 千円

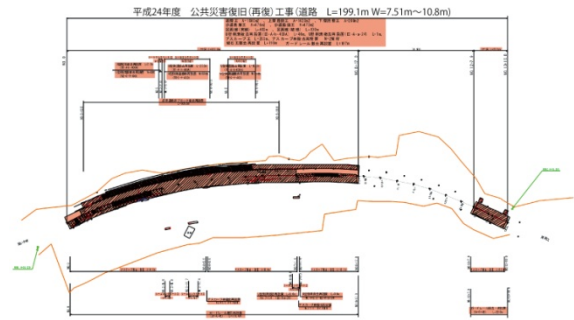
【事業期間】

平成 24 年 10 月 30 日から平成 25 年 7 月 18 日

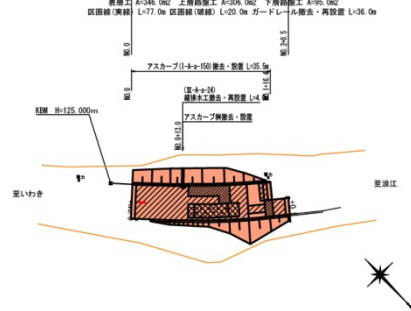
【事業概要】

- 復旧延長 L=199.1m  
 舗装幅員 W=7.51m～10.81m  
 舗装復旧工 A=1,540m<sup>2</sup>
- 復旧延長 L=40.5m  
 舗装幅員 W=4.23m～8.91m  
 舗装復旧工 A=346m<sup>2</sup>

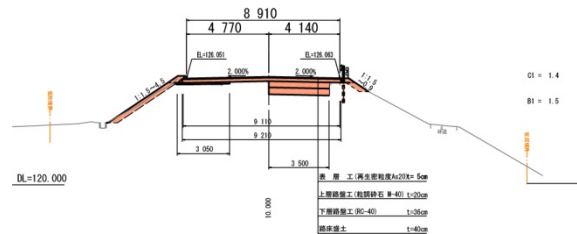
### 平面図



平成24年度 公共災害復旧(再復)工事(道路) L=40.5m 車道部 W=4.23~8.91m



### 標準横断面



### 4. 進捗状況・創意工夫

- ① 施工前にアスファルト舗装面の放射線量を測定した。
- ② As 殻の受入れ先がないので、発注者との協議により、ブレイカーにより小割りにし、人力により大型土のうに詰め現場内に仮置きし工事施工を進めた。



## 5. おわりに

工事発注時には、まだ除染作業も始まっておらず、工事施工箇所及びその周辺の予定も決まっていない状況であった。しかも旧警戒区域内ということでAs殻及び残土の受入れ先も全く見通しが立たない状況であったが、発注者、楢葉町、環境省、除染業者との打ち合わせにより、除染工事の先行、県有地での残土処理、大型土のうへのAs殻の詰込・仮置・楢葉町建設副産物仮置場への持込み処理等の震災以前では考えられないような手間と協議がかかったが、関係者の協力と努力により無事工事を竣工させることができた。この道路の修繕が完了したことにより故郷の復興の一助にでもなれたのだと思っています。

<空白>

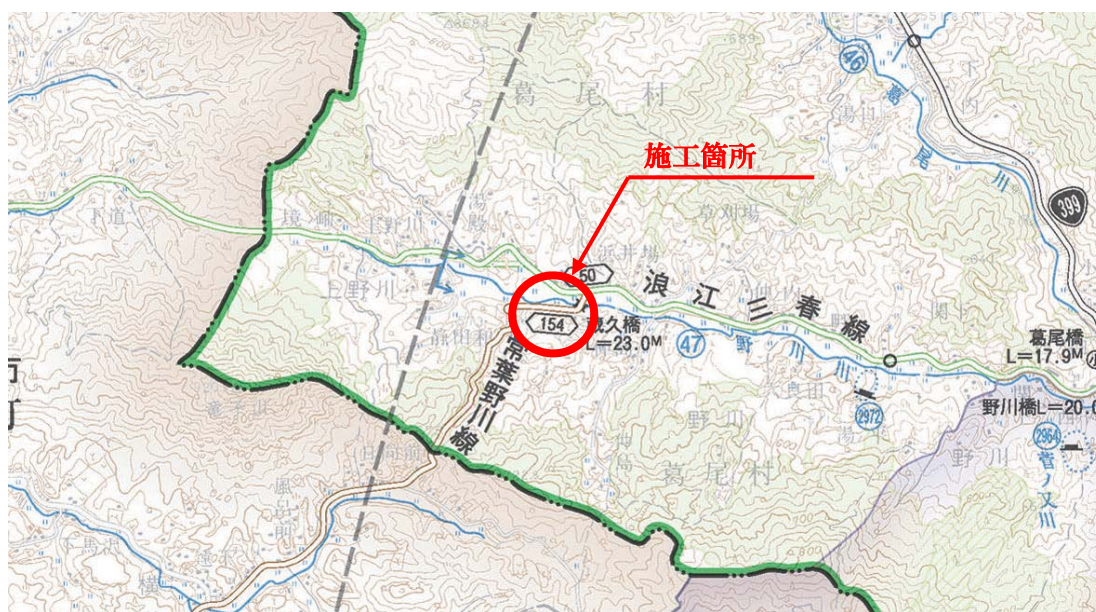
# ▶ 県道常葉野川線災害復旧事業

常葉野川線の舗装復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 富岡土木事務所復旧・復興課

場所 ▶ 双葉郡葛尾村大字落合字蔵久地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■ 被災時

■ 復旧



# 県道常葉野川線災害復旧事業

## 常葉野川線の舗装復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、双葉郡葛尾村大字落合地内の常葉野川線において、道路舗装面のひび割れや沈下、更には盛土部の崩落が発生したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
常葉野川線 舗装面ひび割れ・沈下、盛土部崩落

平成23年12月19日～平成23年12月22日  
第21次査定実施

平成25年2月4日 工事着手

平成26年3月28日 工事竣工

### 3. 事業内容

【工事費】105,015千円

【事業期間】

平成25年2月4日から平成26年3月31日

【事業概要】

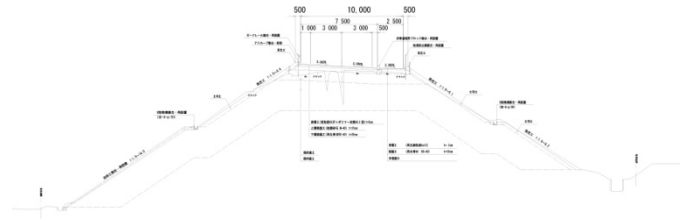
復旧延長 L=677.1m

舗装幅員 W=2.27m～32.6m

舗装復旧工 A=4,085.3m<sup>2</sup>

盛土工 V=17,553.4m<sup>3</sup>

### 標準横断面図



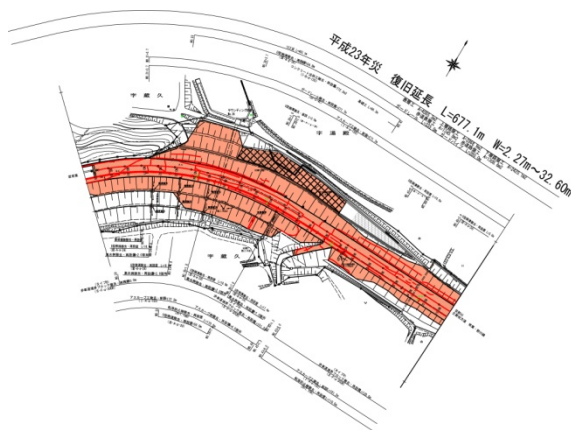
### 4. 進捗状況・創意工夫

平成26年3月28日に完成しました。

### 5. おわりに


除染作業との調整や、大雪により現場の作業ができなくなるなど厳しいものがありましたが、無事に工期内に完成することができました。

### 平面図



# ▶ 県道いわき石川線道路災害復旧事業

2つの仮橋を含む延長550mの仮道工を3箇月で完成!

分類 ▶ 施設復旧	分野 ▶ 道路	
担当 ▶ いわき建設事務所 復旧・復興課		
場所 ▶ いわき市田人町石住字才鉢地内		

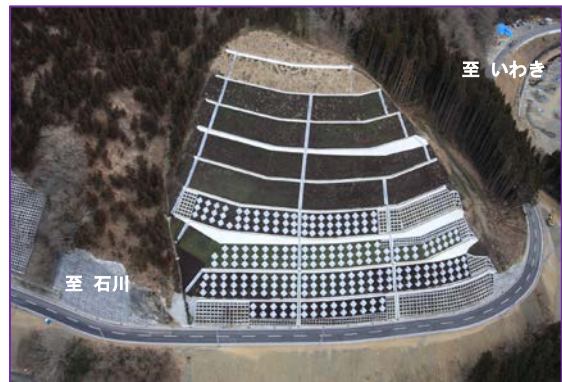


状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧後



■仮道設置状況



# 県道いわき石川線道路 災害復旧事業

2つの仮橋を含む延長 550m の仮道工を  
3箇月で完成！

## 1. 概要

平成 23 年 4 月 11 日にいわき市周辺を襲った最大震度 6 弱 (M7) の直下型地震により、いわき市田人町石住字才鉢地内において延長約 200m にわたって大規模な地すべりが発生し、県道いわき石川線が全面通行止めとなった。現地調査の結果、井戸沢断層 (活断層) の活動が確認され、地すべりの頭部においては浅層すべり (滑落崖) と深層すべり (段差亀裂) の2つのすべり面が確認された。



井戸沢断層

## 2. 経緯・課題

### ■経緯

平成 23 年

- 4 月 11 日 東日本大震災の余震発生  
県道いわき石川線**通行止め**
- 4 月 26 日 「県道いわき石川線法面崩落通行止め関係機関連絡調整会議」開催  
(第 2 回：5 月、第 3 回：6 月に開催)
- 6 月 13 日 応急工事着手 (仮道工 L=550m)
- 9 月 20 日 応急工事完成・**通行止解除**
- 10 月 7 日 災害査定実施 (第 13 次災害査定)

平成 24 年

- 3 月 16 日 道路災害復旧工事本工事に着手
- 12 月 14 日 本線再開通 (L=220m)

平成 25 年

- 3 月 18 日 竣工

### ■課題

いわき石川線は重要港湾小名浜港と県中・県南地域の物流拠点を連携する幹線道路であるとともに、日常生活を支える生活道路となっていることから、経済活動を回復するため早期の通行止め解除が求められていた。

## 3. 事業内容

・工事費：13 億円

### 【応急工事】

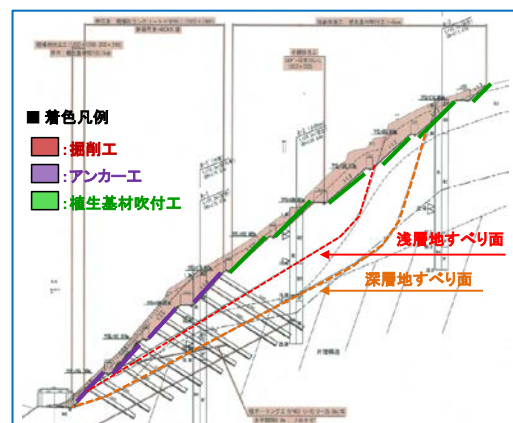
- ・掘削工 V = 約 2 千 m<sup>3</sup>
- ・仮道工 L = 550 m (盛土工 V = 約 2 万 m<sup>3</sup>)
- ・1号仮橋工 L = 112 m  
(橋脚高 20m・鋼重約 697 t)
- ・2号仮橋工 L = 46 m  
(橋脚高 14m・鋼重約 358 t)



応急工事全体平面図

### 【本工事】

- ・掘削工 V = 約 4 万 m<sup>3</sup>
- ・アンカー工 N = 249 本  
(L = 12.5 ~ 27.0 m/本)
- ・植生基材吹付工 A = 約 9 千 m<sup>2</sup>
- ・仮道及び仮橋撤去工



標準横断面図

4. 進捗状況・創意工夫

【応急工事】

応急工事は鮫川に仮橋2橋、対岸に仮道を建設し迂回させる計画としたが、1号仮橋工において橋脚施工箇所（河川内）の岩質が想定以上の超硬岩であったため難工事となった。さらに、7月の豪雨（新潟・福島豪雨）により作業が中断するとともに、河川内の作業ヤードが被災し工程に遅れが生じたが、24時間体制で施工し早期完成に努めた。



1号仮橋工施工状況  
(平成23年7月30日出水時)

【本工事】

切土工は、高さ65mの片切掘削で重機の足場も狭く、土工・排水工・法面工等の作業が同時進行で混在するため、現場監理に高度な技術力を必要とした。また、工事期間中はたびたび余震が発生しており、工事中の二次災害を防ぐため伸縮計とパイプ歪み計を設置し動態観測を行った。これらに併せて、現場状況が速やかに把握できるようにライブカメラを設置した。

仮道は、北向き斜面の麓で日当たりが悪く平成24年の降雪時にはスリップ事故が発生していたことから、本格的な冬を迎える前に本線を再開通させることを目標とした。このため綿密な工程管理と適切なフォローアップを行い、計画工程より早期に無事故・無災害で工事を完成し再開通した。



再開通式(平成24年12月14日)



仮道工施工前(平成23年6月13日)



仮道供用開始(平成23年9月20日)



本線再開通(平成24年12月14日)

5. おわりに

応急工事では総鋼重約1,100tの2つの仮橋を含む550mの仮道工を約3箇月(標準工期:10箇月)で完成させ、早期に通行止めを解消させることで物流路線としての機能回復を図った。また、本工事においても過酷な現場条件の中、1日も現場を止めることなく高度な技術力を発揮し、官民一体となった現場監理を実践した結果、実施8箇月(標準工期:13箇月)で本格的な冬を迎える前(12月14日)に再開通することができた。発注者と施工者が目標を共有して信頼関係を構築し、ワンデーレスポンスを徹底したことの成果であると考えられる。

<空白>

# ▶ 県道いわき石川線道路災害復旧事業

全国的に類を見ない大規模地すべり災害に挑む！

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

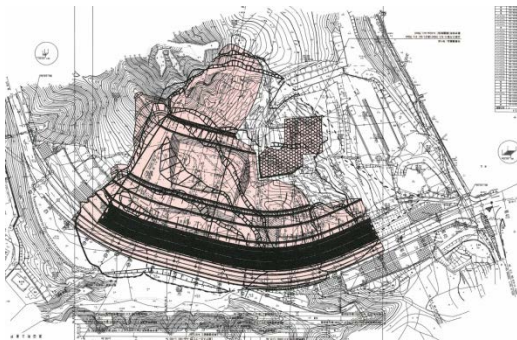
担当 ▶ いわき建設事務所 復旧・復興課

場所 ▶ いわき市渡辺町上釜戸地内

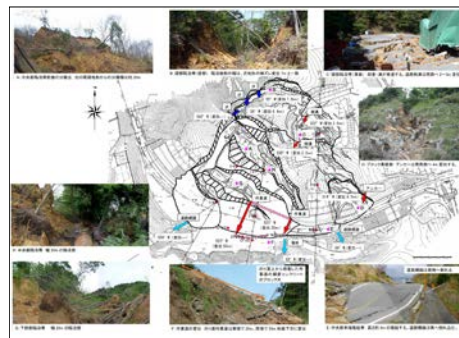


状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

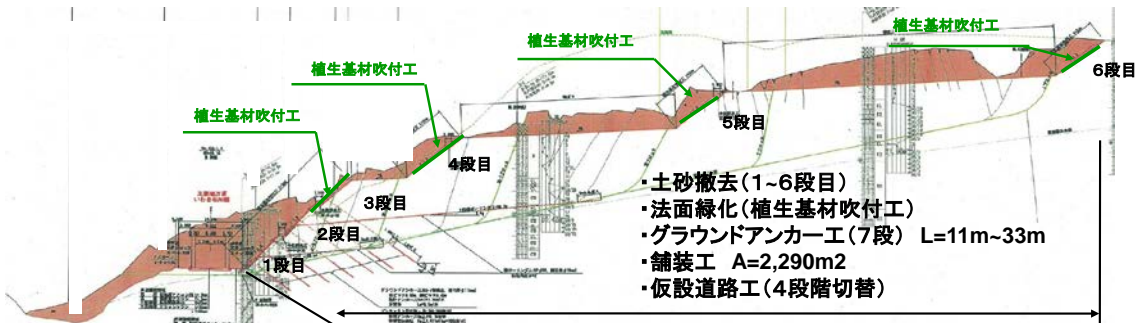
■ 平面図



■ 地すべり変位状況



■ 標準横断面



# 県道いわき石川線道路 災害復旧事業

全国的に類を見ない大規模地すべり災害に挑む！

## 1. 概要

平成 23 年 4 月 11 日いわき市周辺を襲った最大震度 6 弱 (M7) の直下型地震により、いわき市渡辺町上釜戸地内において、延長約 300m にわたって大規模な地すべりが発生し、県道いわき石川線が全面通行止めとなった。現地調査の結果、頭部滑落崖付近にすべり面の露頭と尾根のずれ (2m) が確認され、全国的にも類を見ない大規模地すべり災害であることが分かった。

## 2. 経緯・課題

### ■経緯

平成 23 年

- 4 月 11 日 東日本大震災の余震発生  
県道いわき石川線**全面通行止め**
- 4 月 26 日 県道いわき石川線法面崩落通行止め関係機関連絡調整会議開催  
(第 2 回：5 月、第 3 回：6 月に開催)

- 6 月 13 日 応急工事着手 (L=463.5m)
- 8 月 31 日 応急工事完成・**通行止め解除**
- 10 月 7 日 災害査定実施 (第 13 次災害査定)

平成 24 年

- 3 月 16 日 道路災害復旧工事本工事に着手
- 11 月 8 日 仮設道路車線切替 (第 2 段階)

平成 25 年

- 1 月 21 日 仮設道路車線切替 (第 3 段階)
- 8 月 26 日 竣工

### ■課題

いわき石川線は重要港湾小名浜港と県中・県南地域の物流拠点を連携する幹線道路であるとともに、日常生活を支える生活道路となっているため、経済活動を回復するために早期の通行止め解除が求められた。

## 3. 事業内容

- ・ 査 定 決 定 額：約 22 億円
- ・ 掘 削 工：V=約 19 万 m<sup>3</sup>
- ・ アンカー工：N=575 本 (L=11.0m~33.5m)
- ・ 植生基材吹付工：A=9,790m<sup>2</sup>

## 4. 進捗状況・創意工夫

応急工事の仮設道路は崩積した土を利用した計画としたが、狭小な現場条件の下、交通規制を最小限にとどめ、短区間で縦断勾配 (最急勾配 11%) を変化させざるを得なかったため、高度な舗装施工の技術を要した。標準工期 245 日に対して、実施工期 80 日と大幅に工期を短縮し、早期に交通機能を回復させることで、震災後の復旧・復興事業の推進に寄与した。

本工事から発生する約 19 万 m<sup>3</sup> の残土は小名浜東港の埋立土として利活用したが、その運搬計画策定及び関係機関との調整が困難であった。また、1 日当たりの運搬台数は延べ約 300 台となることから、運搬路周辺の住民への環境対策として運転者への安全教育の徹底と、往復ルートを変えることで運搬車両の分散化を図った結果、住民からの苦情件数はゼロだった。



小名浜港への残土運搬状況

前述のとおり仮設道路は崩積した土を利用して造ったものであり、最終的には被災前の道路の高さ (最大高低差約 14m) まで 4 段階に分けて掘り下げる必要があった。(図 1) 縦断勾配や平面曲線に制約がある中、各段階で計画安全率を満足させ現道交通の安全確保に努めた。

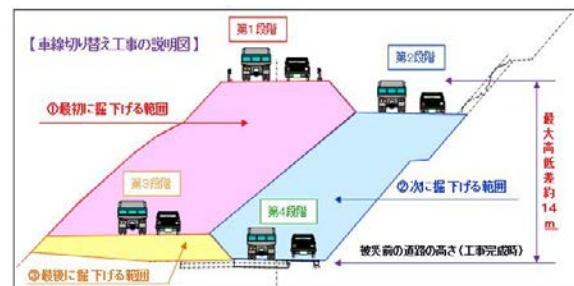
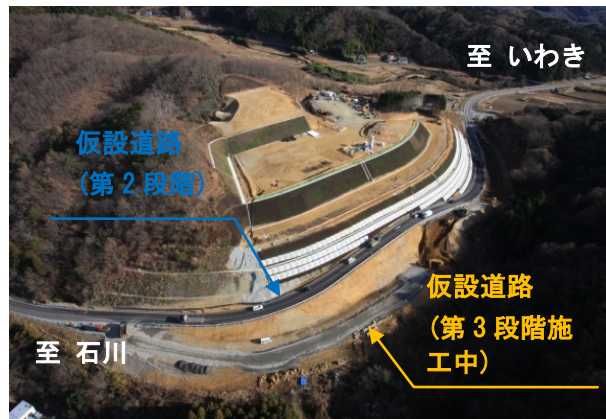


図 1 車線切替段階図

工事期間中はたびたび余震が発生しており、工事中の二次災害を防ぐため切土法面の頂部に伸縮計を設置し動態観測を行うとともに、異常発生時には自動的に計測データが現場事務所に送信される管理システムを導入した。さらにライブカメラを設置し、災害が発生した場合の速やかな現場状況の把握に努めた。



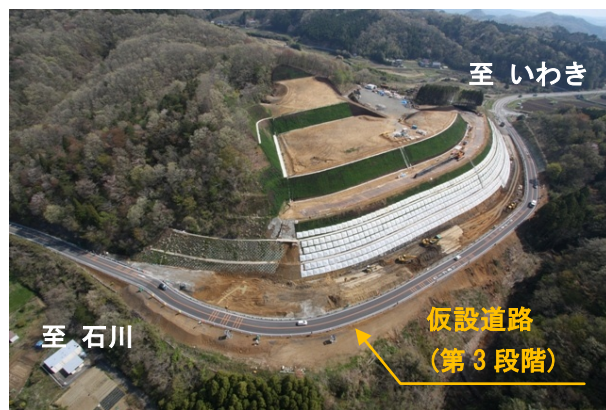
被災状況 (平成 23 年 4 月撮影)



第2段階へ切替 (平成 24 年 12 月撮影)



倒木処理完了 (平成 23 年 5 月撮影)



第3段階へ切替 (平成 25 年 4 月撮影)



仮設道路完了 (平成 23 年 8 月撮影)



竣工 (平成 25 年 8 月撮影)



アンカー工着手 (平成 24 年 8 月撮影)

### 5. おわりに

「いわき石川線の復旧無くしていわき市の復興無し！」をスローガンに復旧工事に挑んできたが、災害発生から2年4ヶ月の歳月を経て上釜戸工区は無事竣工した。

過酷な現場条件の中、無事故・無災害で竣工できたのは、原発事故に伴う放射線に対する風評がある中、全国各地からかけつけて現場作業に携わってくれた作業員の方々を含め、発注者と受注者が一体となって高いモチベーションを維持し続けた結果であると確信する。本事業に御協力いただいたすべての方々はこの場を借りて感謝申し上げます。

<空白>

# ▶新田川筋災害復旧事業

新田川筋の堤防復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶河川

担当 ▶相双建設事務所 河川・海岸課

場所 ▶南相馬市原町区下渋佐字仲西地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 新田川筋災害復旧事業

## 新田川筋の堤防復旧について

### 1. 概要

平成23年3月1日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市原町区下渋佐地先の新田川筋において、堤防及び護岸が大きく流出したことから、被災箇所を復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
新田川筋 堤防・護岸流出

平成23年10月24日～平成23年10月28日  
第15次査定実施

平成24年9月25日 工事着手

平成25年3月25日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】108,994千円

【事業期間】

平成24年9月25日から平成25年3月25日

【事業概要】

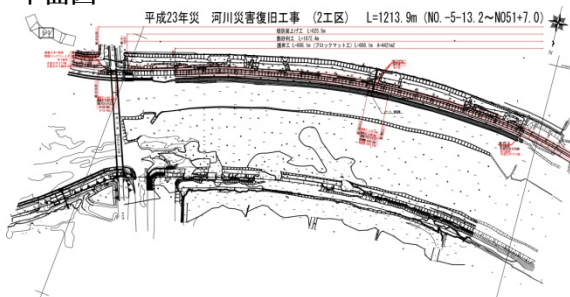
復旧延長 L=625.5m

堤防嵩上げ工 L=625.5m

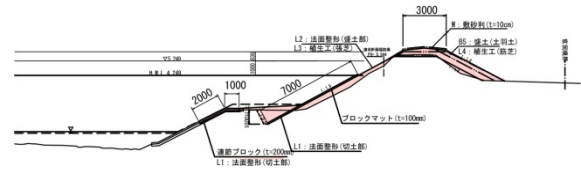
護岸工 L=608.1m

A=4,421m<sup>2</sup>

平面図



標準断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

現在、鮭川橋～須賀内橋間の左岸部護岸復旧工事が完了し右岸部護岸復旧工事を施工中である。

創意工夫として新田川は鮭の遡上河川である事から、生態系への影響軽減を計るため低水護岸部施工の際にオイルフェンスを設置し施工した。災害復旧工事であることから早期の工事完了を目指し小口止工を二次製品で施工した。

オイルフェンス

漏油対策



大判張芝

アイドリグストップ BH



### 5. おわりに

震災復興に貢献できたことを福島県相双建設事務所、各関係機関の皆様には心より感謝申し上げます。本工事の重要性を理解し、施工方法変更によるコスト削減・早期の工事完了を目指し工事を進めた次第であります。

今後益々震災復興が進み、震災前より安全・安心な街づくりに少しでも貢献できるよう、より精進して行きたいと思っております。

他県より震災復興へご協力いただいている皆様方、誠に感謝致します。

# ▶武須川筋災害復旧事業

武須川筋の河床復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶河川

担当 ▶相双建設事務所 河川・海岸課

場所 ▶南相馬市原町区上北高平地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 武須川筋災害復旧事業

## 武須川筋の河床復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市原町区上北高地先の武須川筋において、河床が大きく洗掘したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 武須川筋 河床洗掘  
 平成23年10月27日 被災箇所報告  
 平成24年9月25日 工事着手  
 平成25年3月25日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】1,100千円

【事業期間】

平成24年9月25日から平成25年3月25日

【事業概要】

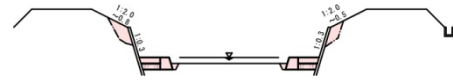
復旧延長 L=36.0m

根固工 L=36.0m

(左岸)L=8.0m

(右岸)L=28.0m

平面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

現在、震災による築堤盛土の吸出対策は完了した。

創意工夫として、河川復旧工事である事から、生態系への影響軽減を計るため、持ち込んだ発電機には漏油対策を行った。CO2削減のため渇水時期であることもあり、施工中は上流水門へ大型土のうを設置し、発電機燃料削減に努めました。

水替え

水替え2



発電機

発電機2



### 5. おわりに

震災復興に貢献できたことを福島県相双建設事務所、各関係機関の皆様には心より感謝申し上げます。本工事の重要性を理解し、コスト削減・早期工事完了・環境への配慮を目指し工事を進めた次第であります。

今後益々震災復興が進み、震災前より安全・安心な街づくりに少しでも貢献できるよう、より精進して行きたいと思っております。

他県より震災復興へご協力いただいている皆様方、本当に感謝致します。

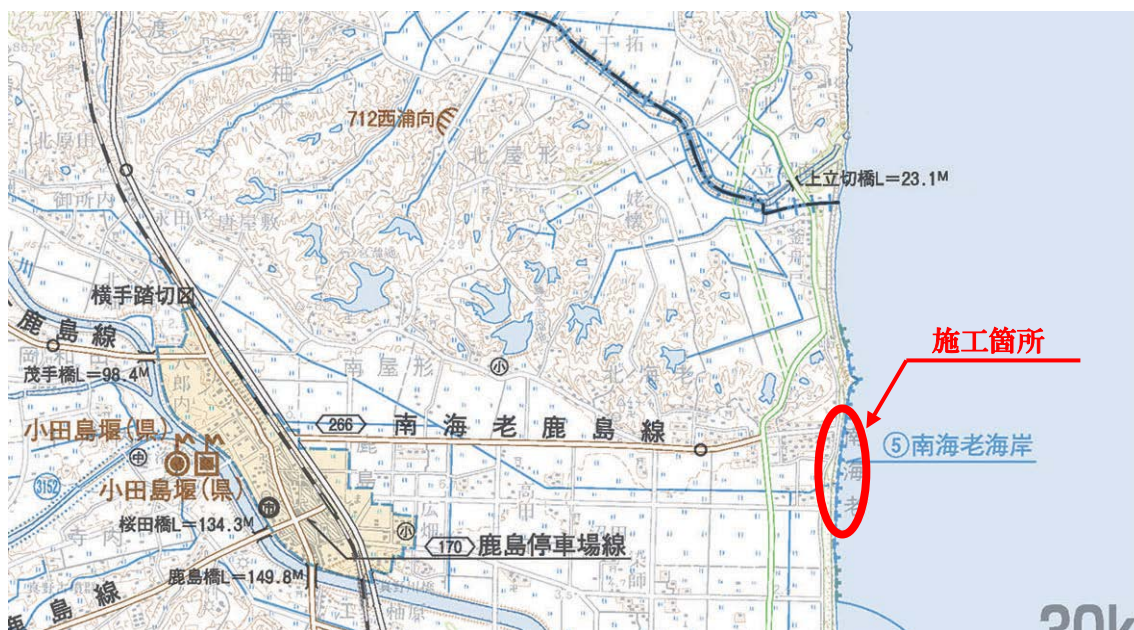
# ▶南海老海岸筋災害復旧事業

南海老海岸筋の堤防復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶海岸

担当 ▶相双建設事務所 河川・海岸課

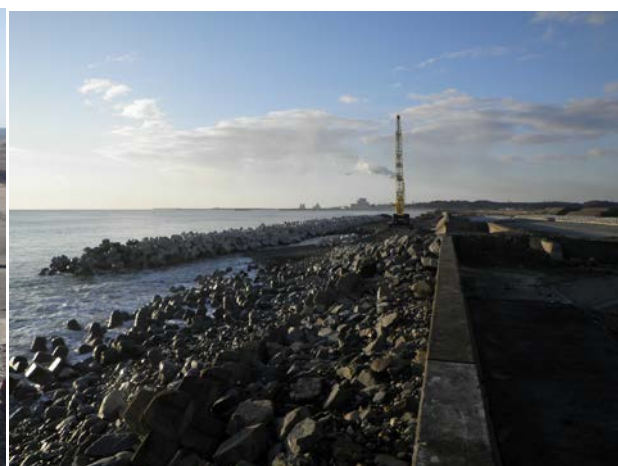
場所 ▶南相馬市鹿島区南海老字蛭沼2号地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 南海老海岸筋災害復旧事業

## 南海老海岸筋の堤防復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、南相馬市鹿島区南海老地先の南海老地区海岸筋において、堤防及び消波堤が流出したことから、被災箇所の復旧を図るため災害復旧事業を実施した。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日 東日本大震災発生  
 南海老地区海岸筋 堤防・消波堤流出  
 平成23年5月2日～平成23年8月12日  
 応急工事実施  
 平成23年10月24日～平成23年10月28日  
 第15次査定実施  
 平成24年9月25日 工事着手  
 平成25年3月25日 工事竣工



### 3. 事業内容

【工事費】 311,446 千円

【事業期間】

平成24年9月25日から平成25年3月25日

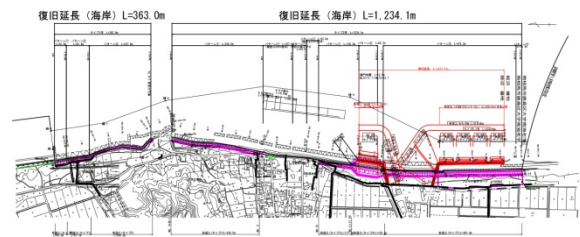
【事業概要】

復旧延長 L=271.7m

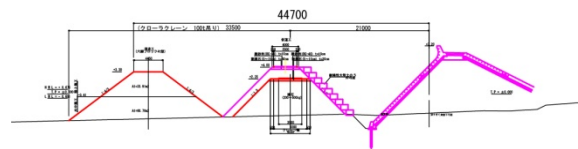
消波ブロック工

N=3,107 個

### 平面図



### 標準横断面図



### 4. 進捗状況・創意工夫

平成25年3月25日に無事竣工しました。



### 5. おわりに

工事は、捨石、砕石、生コンなどの資材不足及び、海での作業の為、海象の影響が大きく、台風、爆弾低気圧、南岸低気圧と低気圧が通過するたびに消波ブロック・仮設道路が破損し・それを補修しの繰り返しでありましたが、無事故で完成することができました。

# ▶夏井地区海岸 高潮対策事業

災害廃棄物を活用した海岸堤防への取り組みについて

分類 ▶その他 分野 ▶新工法・新技術

担当 ▶いわき建設事務所 河川砂防課

場所 ▶いわき市平下大越地内

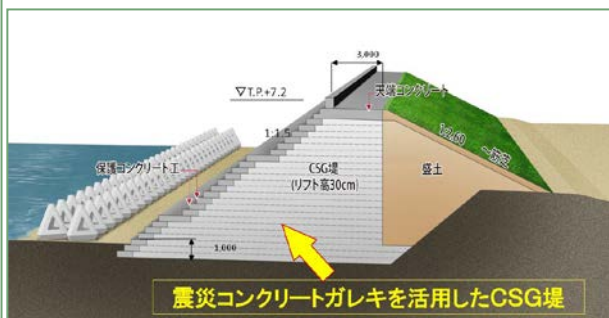


状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■完成写真



■標準断面図



■全体概要図



# 夏井地区海岸 高潮対策事業

災害廃棄物を活用した海岸堤防への取り組みについて

## 1. 概要

福島県沿岸地域は、平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震・津波により、甚大な被害が発生した。被災した海岸堤防は、災害復旧事業で復旧するが、夏井地区海岸の無堤区間 L=920mについては、高潮対策事業にて堤防を新設した。

当該海岸堤防は、復旧復興事業として、福島県で最初に完成し、震災コンクリートがれきにセメント・水を加えたCSGを用いて建設した。

この技術は、ダムで開発されたCSGを海岸堤防へ応用した日本初の技術である。

※1：CSG (Cemented Sand and Gravel) とは、構造物建設サイト近傍で容易に入手できる岩石質材料に、セメント、水を添加し、簡易な練り混ぜにより製造される材料であり、台形CSGダムの堤体材料として開発された技術。永久構造物として必要強度が確保されるものである。

## 2. 経緯・課題

### ■経緯

平成23年

3月11日 東北地方太平洋沖地震発生

平成25年

3月11日 海岸堤防打設工事着手

8月9日 海岸堤防打設工事完了

10月31日 海岸堤防全体工事完成

### ■課題

本事業は東日本大震災に伴う復旧復興事業であり、海岸堤防の整備にあたり、以下の課題があった。

- ・津波が越流しても倒壊するまでの時間を少しでも長くする「粘り強い構造」の海岸堤防の構築。
- ・東日本大震災により発生したコンクリートがれきの早期処分および再利用。

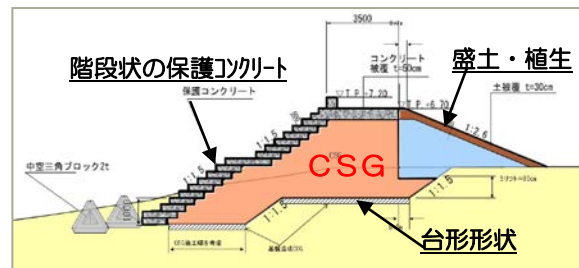
## 3. 事業内容

- ・延長 L=920m ・天端高 T.P.+7.2m
- ・体積 V=60,000m<sup>3</sup> (内 CSG 堤 40,000m<sup>3</sup>)
- ・事業費 約11億円

## 4. 進捗状況・創意工夫

### ■「粘り強い構造」の堤防形状と設計手法

地盤が液状化で変形した後もCSGの剛性により堤防の効力を発揮できるよう、堤敷幅を広くとる直角台形の形状とした。このことにより鉛直反力が小さくなり、地震時等にも底面反力の変動を抑制できることから、堤防として転倒しにくく剛性の高い構造物を砂地盤上に建設することを可能とした。



### ■震災コンクリートがれきの有効活用

いわき市で震災により発生したコンクリートがれき50万m<sup>3</sup>のうち4万m<sup>3</sup>を堤防材料に有効活用した。廃棄物を管理するいわき市と震災コンクリートがれきの取り扱い、搬出時期および運搬方法について速やかに調整・合意を得たことで、早期着工、早期完成が可能となった。

廃掃法の課題は、請負者が移動式破砕機の施設設置許可を取得し、いわき市が主体となり運搬することで困難な法的手続きを解決した。



いわき市のがれき集積場



がれきの破砕状況 (移動式破砕機)

■景観・環境に配慮

海岸堤防の表法を階段状とし、踊り場を途中に設けることで海岸からの退避を容易にするるとともに、CSGの背面を盛土して植生することで、磐城海岸県立自然公園内の堤防として、環境や景観に十分配慮した。

■工期短縮・コスト縮減

本工法の大きな特徴は、汎用機械による急速施工である。CSG堤を採用することにより、土堤の表面をブロック等で覆う従来方式の海岸堤防に比べ、堤防本体完成まで約4ヶ月の工期短縮が可能となった。早期の完成によって、平成25年10月16日の台風26号による高潮波浪を防御し、周辺住民に大きな安心感を与えた。さらに事業費についても、従来方式の海岸堤防に比べ約1割の縮減が図られた。



CSG敷均し状況（7tブル）



CSG転圧状況（4t振動ローラー）



効果発現状況（台風26号波浪時）

5. おわりに

CSG堤の採用によって、越流に対して「粘り強い構造」をもつだけでなく、コンクリートがれきを有効活用することで材料・処分費の両面からコスト縮減を図ることができ、圧倒的な工期短縮を図ることができた。

海岸堤防が完成した平成25年10月31日には、地域に根ざした海岸堤防に向けて、将来を担う地元小学生とともに、完成記念植樹式を行った。



地元小学生と完成記念植樹

本事業の取り組みについては、夏井地区海岸堤防の設計から施工・管理までをまとめた「夏井地区海岸 CSG海岸堤防技術資料」を作成し、全国都道府県、関係省庁、県内図書館等に情報提供している。

CSG堤は、静岡県で整備中の海岸堤防にも採用され、夏井地区海岸が手本となっていると伺っている。

本事業の成果が、海岸堤防建設のみならず、他のインフラ建設に展開され、いささかでもお役に立てれば望外の幸せである。



「夏井地区海岸 CSG海岸堤防技術資料」

<空白>

# ▶小名浜港（荷役機械）災害復旧事業

ガントリークレーン建造工事及びレール基礎工事について

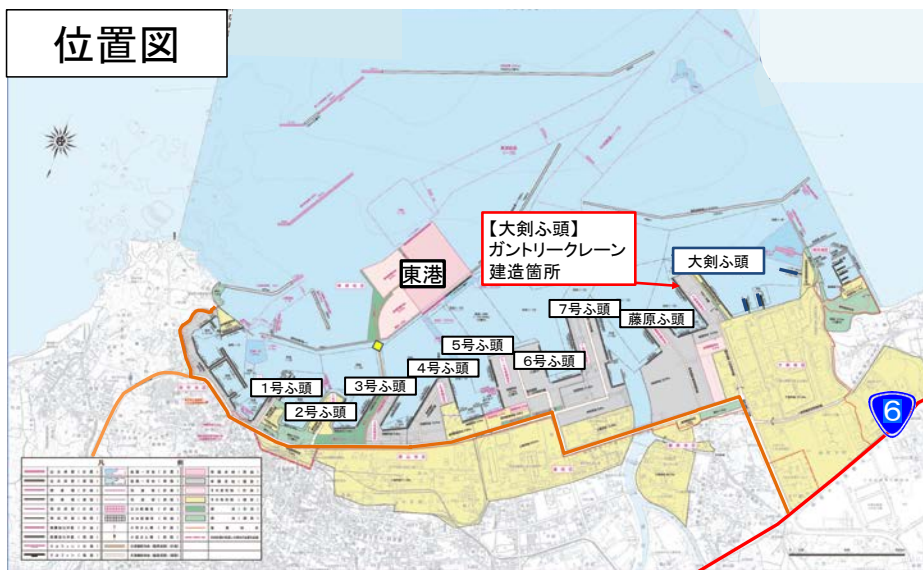
分類 ▶施設復旧 分野 ▶港湾

担当 ▶小名浜港湾建設事務所 建設課

場所 ▶いわき市泉町下川字大剣地内

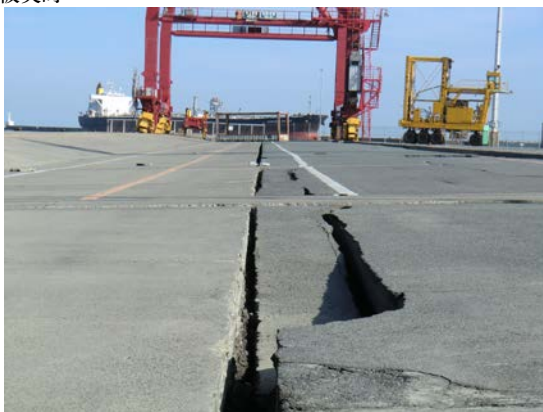


## 位置図

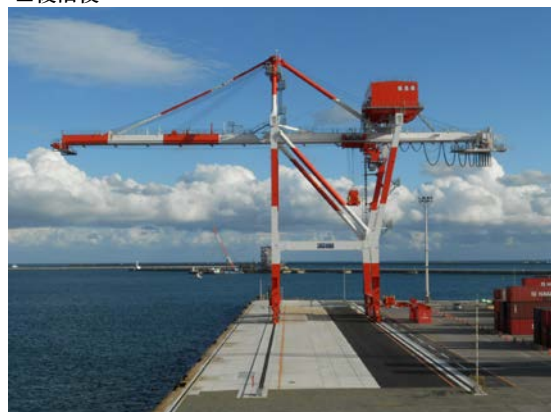


状況▶代表写真・施工前後・全体概要図 等

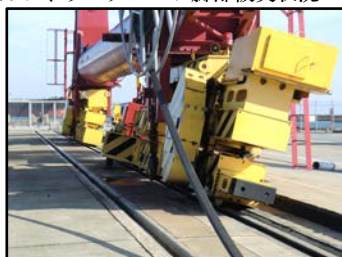
■被災時



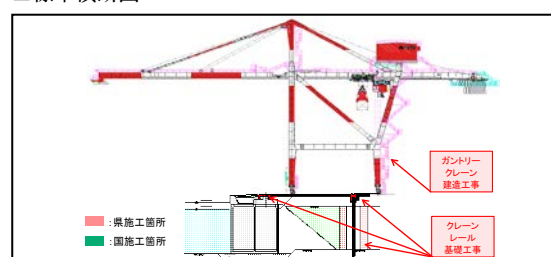
■復旧後



■ガントリークレーン脚部被災状況



■標準横断面図



# 小名浜港（荷役機械） 災害復旧事業

## ガントリークレーン建造工事及びレール基礎工事について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、小名浜港大剣ふ頭のガントリークレーン等が甚大な受けた。震災によるコンテナ荷役の速やかな再開が望まれていたことや、早期に物流機能の回復を図る必要があったことから、災害復旧事業によりガントリークレーン建造工事とクレーンレール基礎工事を実施した。

### 2. 経緯・課題

#### ■経緯

- H23. 3.11 東北地方太平洋沖地震発生
- 11 新ガントリークレーン製作開始
- H24. 3 旧ガントリークレーン撤去開始
- クレーンレール基礎工事着手
- 7 旧ガントリークレーン撤去完了
- 9 クレーンレール基礎工事完了
- 10 新ガントリークレーン据付・調整
- 11 供用開始

#### ■課題

早期の復旧が求められていたため、関連する岸壁やエプロンの復旧工事との綿密な工程について調整等を図る必要があった。

### 3. 事業内容

#### 【ガントリークレーン建造工事】

工事名称：災害復旧工事（荷役機械建造）  
 工事概要：ガントリークレーン製作・据付 N=1基  
 工事期間：H23. 11～H24. 11  
 施工業者：三井造船株式会社

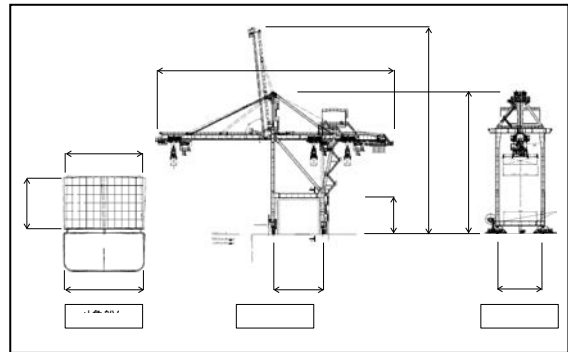
#### 【クレーンレール基礎工事】

工事名称：災害復旧工事（荷役機械基礎工）  
 工事概要：クレーンレール基礎工 L=322.0m  
 地盤改良工 N=1式  
 舗装工 A=1,610㎡  
 工事期間：H24. 3～H24. 11  
 施工業者：五洋建設株式会社

#### 【ガントリークレーン撤去工事】

工事名称：災害復旧工事（荷役機械撤去工）  
 工事概要：荷役機械撤去 N=1基  
 工事期間：H24. 3～H24. 7  
 施工業者：三菱重工マシナリテクノロジ-株式会社

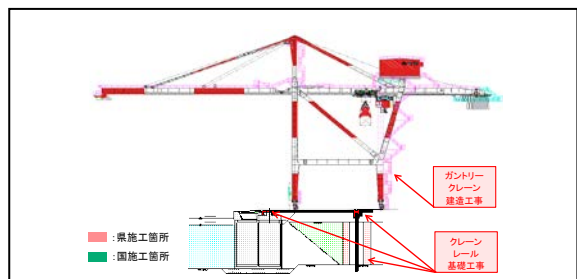
#### ■ガントリークレーン仕様



項目	新	旧
対応コンテナ船	11列 6段	9列 6段
時間あたり・公称 取り扱い能力 (TEU/時)	40 TEU/時 (巻上速度) 定格吊上時 50m/min 無負荷時 120m/min	20～23 TEU/時 (実績) (巻上速度) 定格吊上時 40m/min 無負荷時 90m/min
対応ストラドルキャリア	3段クリア型が通過可能 (桁下 14.25m)	2段クリア型までの通過 (桁下 11.0m)

### 4. 進捗状況・創意工夫

岸壁及びエプロン部の復旧は直轄施工、ガントリークレーン建造及びクレーンレール基礎は県施工と棲み分けされており、施工ヤードの確保や工程管理が非常に重要であることから密に調整を図り工事を進めた。



### 5. おわりに

新ガントリークレーンの復旧と併せて、背後コンテナヤードについても復旧工事を進めており、平成25年度には大剣外貿コンテナターミナルの全面供用開始が図られる見通しとなった。南東北の物流拠点の機能回復により、利用者の利便性向上と更なる地域経済の発展に寄与することを期待している。

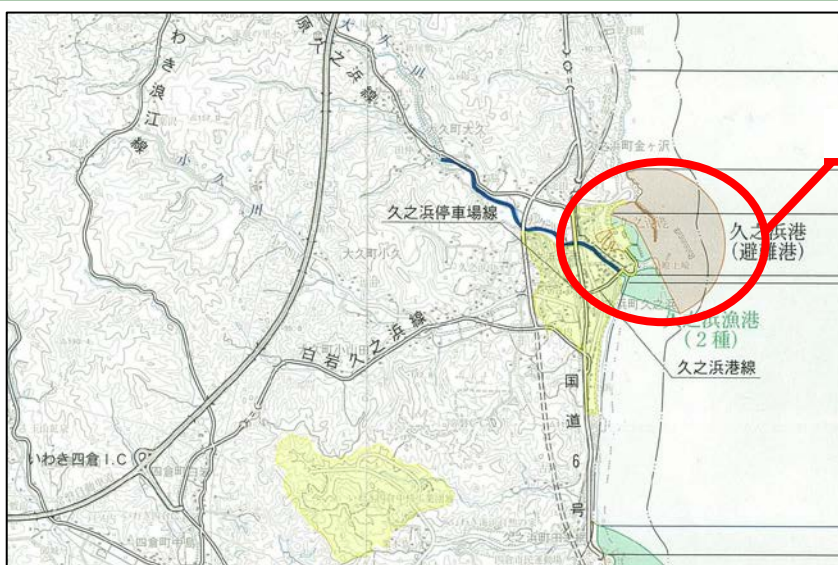
# ▶久之浜港災害復旧事業

金ヶ沢地区の消波堤の復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶港湾

担当 ▶小名浜港湾建設事務所 建設課

場所 ▶いわき市久之浜町地内



事業箇所

状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 久之浜港災害復旧事業

## 金ヶ沢地区の消波堤の復旧について

### 1. 概要

久之浜港の沖合は、常時船舶の航行が多く、また、漁場として好条件に恵まれているため、久之浜港は昭和 32 年度に避難港として指定され昭和 37 年度より整備が始められた。金ヶ沢地区海岸は港湾区域内の海岸保全施設として昭和 47 年度より整備が始められた。

今回復旧した消波堤は、背後地の防御（国土保全）を目的として、平成 6 年から平成 13 年にかけて整備された施設である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下及び津波により、消波ブロックが沈下、飛散したことから、嵩上げの復旧工事を実施したものである。

### 2. 経緯・課題

#### ■経緯

沈下や飛散により、消波堤の高さが約 130 cm 低下した。

機能を回復させるため、平成 23 年 11 月 29 日から 12 月 2 日にかけて行われた港湾施設災害の第 10 次査定後、平成 24 年 8 月 27 日に工事着手した。

#### ■課題

当該施設の背後は、風化が著しい断崖となっており、被災後、消波堤の機能が十分発揮できない状況で、波浪時の越波により断崖の侵食を助長するなどの被害拡大が懸念された。そのため、機能目的（国土保全）を早期に回復する必要がある。

### 3. 事業内容

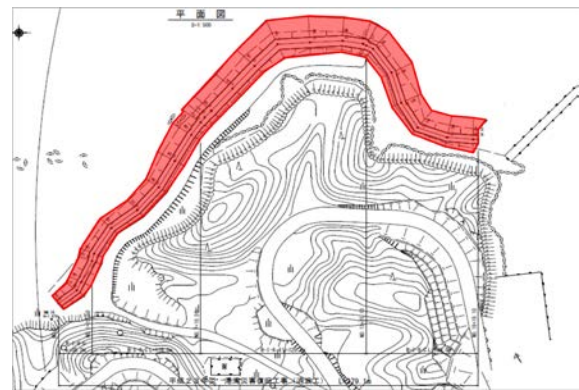
金ヶ沢消波堤 L=379.1m

消波ブロック制作・据付 N=1,289 個

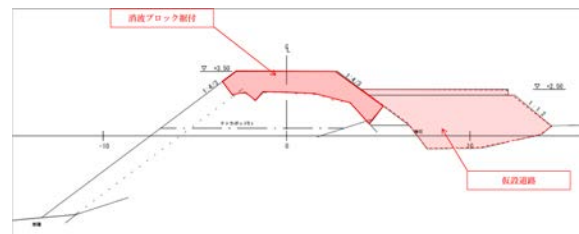
### 4. 進捗状況・創意工夫

消波ブロック制作工では、制作個数が N=1,289 個と膨大であるうえに、当初予定していた制作ヤードが、他機関との調整が難航したため使用できなかった為、近隣に制作できるヤードを新たに確保する必要があった。また、据付工では、工事期間が長期間になることで、消波堤の背後に設置した仮設道路が、波浪時の越波により流失する危険があった。それらの課題を解消するため、仮設道路設置からブロックの制作・据付までの工程を綿密調整し、海象条件が良好な時期に一連の作業をすることで、工事を完了させることが出来た。

#### ■平面図



#### ■標準横断面図



### 5. おわりに

近隣の港湾、漁港施設では現在も復旧工事が進められている。引き続き被災した施設の復旧を速やかに実施し、港湾及び漁港利用者の安全・安心の確保を図りたい。

# ▶中之作港災害復旧事業

永崎地区の離岸堤・潜堤の復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶海岸

担当 ▶小名浜港湾建設事務所 建設課

場所 ▶いわき市永崎字船付地先



状況▶代表写真・施工前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 中之作港災害復旧事業

## 永崎地区の離岸堤・潜堤の復旧について

### 1. 概要

中之作港はいわき市の南東に位置し、昭和37年に地方港湾に指定され、大型化した船舶の接岸に対応できる施設の整備を進め、現在ではカツオ、マグロなどの沖合遠洋漁業の基地として、地域水産業の中核的な役割を果たしている。

当永崎地区は、昭和46年10月8日に港湾区域に指定され、永崎海水浴場の一部として、県内外からの多くの海水浴客に利用されてきた。

海岸部の保全施設の整備は、昭和62年より始まった。今回復旧した離岸堤および潜堤は、背後地の防御を目的として、昭和62年から平成元年（離岸堤）、および平成10年（潜堤）に整備された施設である。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下および津波により、消波ブロックおよび被覆石が沈下、飛散したことから、嵩上げの復旧工事を実施したものである。

### 2. 経緯・課題

#### ■経緯

地盤沈下や飛散により、離岸堤の消波工では約250cm、潜堤では約150cm低下した。機能を回復させるため、平成23年11月29日から12月2日にかけて行われた港湾施設災害の第10次査定後、速やかに詳細設計を実施し、平成24年12月28日に工事着手した。

#### ■課題

背後に控える住宅地や県道小名浜四倉線等を防御するため、早期に復旧する必要がある。

### 3. 事業内容

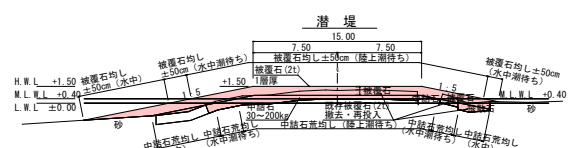
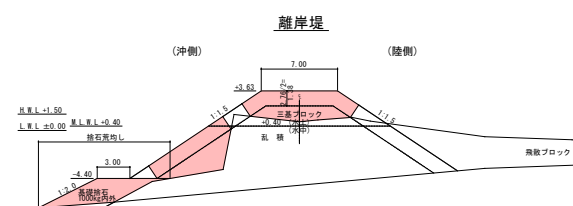
- ・離岸堤 L=100.0m  
消波ブロック製作・据付 N=282個
- ・潜堤 L=40.0m  
被覆石据付 N=682個

### 4. 進捗状況・創意工夫

海象状況を勘案し、離岸堤工事を先行する予定であったが、使用予定の消波ブロック製作ヤードが、他工事との調整のために6月上旬から8月末までの3ヵ月間、使用できない状況にあった。

そのため、潜堤工事を先行し、8月末までに工事を完了させることにより、9月以降は離岸堤工事のみに集中でき、着工から約1年後の平成25年12月10日に竣工することができた。

#### ■平面図、標準横断面



### 5. おわりに

当施設の背後では、現在も海岸復旧工事が進められている。完成の際には、これらの施設と相まって、当地区はもとより、海浜利用者の安全・安心の確保に寄与することを期待する。

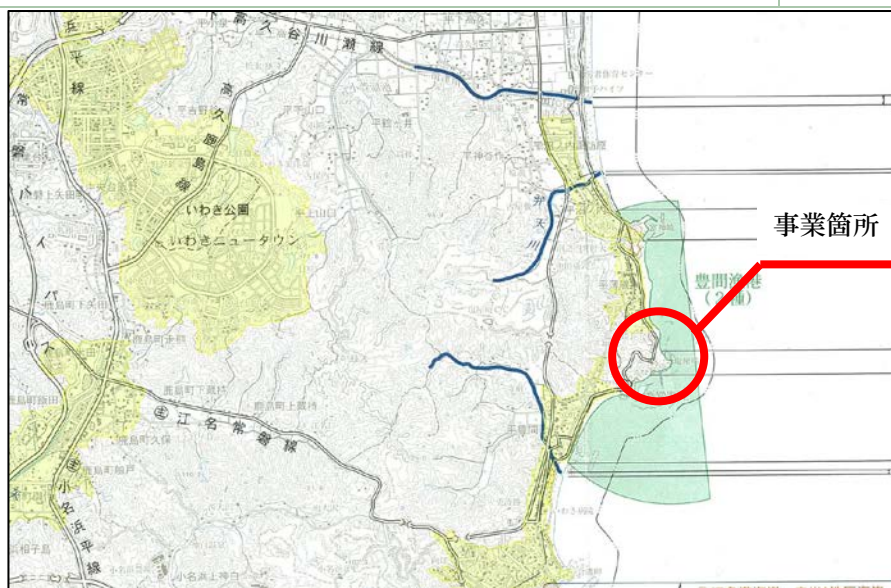
# ▶豊間漁港薄磯地区災害復旧事業

漁港施設の復旧について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶漁港

担当 ▶小名浜港湾建設事務所 建設課

場所 ▶いわき市平薄磯地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 豊間漁港薄磯地区災害復旧事業

## 漁港施設の復旧について

### 1. 概要

豊間漁港は、磐城海岸県立自然公園内の景勝地塩屋崎灯台に隣接し、明治36年に豊間漁業協同組合が創立されて以降、泊地や防波堤の整備が進み、昭和26年7月10日に第2種漁港に指定された漁港であり、同じ年に係留施設等の整備を実施し、漁港としての機能が確保され現在に至っている。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下及び津波により、防波堤、防砂堤、護岸及び船揚場が沈下等の被災を受けたことから、嵩上げの復旧工事を実施したものである。

### 2. 経緯・課題

#### ■経緯

本地区は地盤沈下により、防波堤では約50cm程度、防砂堤では約60cm程度、護岸では約50cm程度、船揚場では約40cm程度低下したことから、各施設の機能を回復させるため、平成23年11月14日から18日にかけて行われた漁港施設災害の第7次査定後、速やかに詳細設計を実施し平成24年6月22日に工事着手した。

#### ■課題

地元漁業関係者からいつ漁業活動が再開しても支障がないように、一刻も早い漁港施設の復旧が望まれていたため、早期に本工事の完了を図る必要があった。

### 3. 事業内容

防波堤 L=127.4m

- ・上部工 L=91.0m
- ・本体工 L=36.4m
- ・消波工 L=57.8m

防砂堤 L=100.6m

- ・上部工 L=100.6m
- ・消波工 L=100.6m

護岸 L=45.2m

- ・本体工 L=45.2m

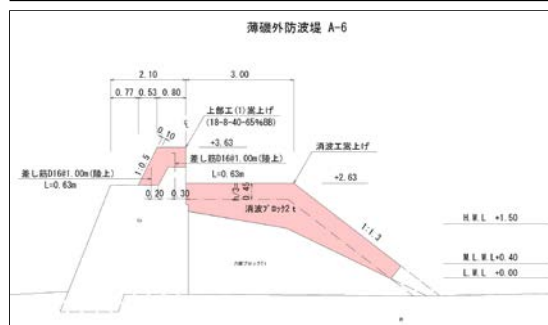
船揚場 L=40.0m

- ・斜路工 L=40.0m

### 4. 進捗状況・創意工夫

防波堤及び防砂堤の復旧に際して、消波ブロックを製作するにあたり近接する他工事との調整の結果、当初予定していた製作ヤードを利用することが困難な状況となり、近隣に製作可能なヤードを新たに確保して工程のフォローアップを図った。また、消波ブロックを据付するにあたり仮設道路を設置したが、近接する他工事でも当該仮設道路を利用する必要があったため、互いの工事に支障がないよう据付等の時期を調整し本施設の復旧を完了させた。

### ■平面図・標準横断面



### 5. おわりに

本地区の近隣では現在も漁港及び海岸施設の復旧工事が進められている。今後も引き続き被災した施設の復旧を速やかに実施し、地元漁業関係者をはじめとした利用者の安全・安心の確保に寄与することを期待している。

# ▶ 勿来漁港海岸災害復旧事業

勿来海水浴場沖の離岸堤復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 海岸

担当 ▶ 小名浜港湾建設事務所 建設課

場所 ▶ いわき市勿来町九面坂下地先



状況▶ 代表写真・施工前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 勿来漁港海岸災害復旧事業

## 勿来海水浴場沖の離岸堤復旧について

### 1. 概要

勿来漁港は、いわき市の最南端に位置し昭和26年7月10日に第2種漁港に指定された漁港であり、天然の入り江を利用した自然港として、昔から利用されており、昭和26年から、防波堤・物揚場の築造、泊地整備を実施し、昭和33年に漁港としての機能が確保され現在に至っている。

漁港に隣接する海岸部については、勿来海水浴場の一部として県内外から多くの海水浴客に利用されてきた。

海岸部の保全施設の整備については昭和31年の護岸工事に始まった。今回復旧した離岸堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として、2号離岸堤を昭和59年から昭和62年、3号離岸堤を平成元年から平成3年の期間にそれぞれ整備した施設である。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下、及び津波により消波ブロックが沈下、飛散したことから、今回、嵩上げの復旧工事を実施したものである。

### 2. 経緯・課題

#### ■経緯

本施設は消波ブロックの飛散は多くなかったものの地盤沈下により約50cm程度低下した機能を回復させるため、平成23年11月14日から18日にかけて行われた漁港施設災害の第7次査定後速やかに詳細設計を実施し、平成24年3月30日に工事着手した。

#### ■課題

本施設は勿来海水浴場に位置していることから、海水浴シーズンの施工が不可能であり、工事実施期間が限られるため、綿密な工程調整を行う必要があった。

### 3. 事業内容

離岸堤 L=80.0m

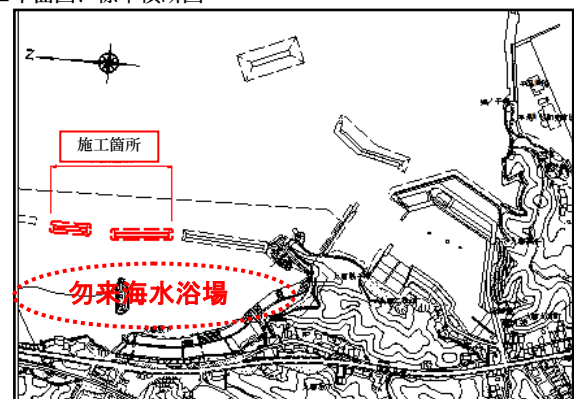
- ・ 2号離岸堤 L=20.0m  
消波ブロック製作・据付 N=56個
- ・ 3号離岸堤 L=60.0m  
消波ブロック製作・据付 N=87個

### 4. 進捗状況・創意工夫

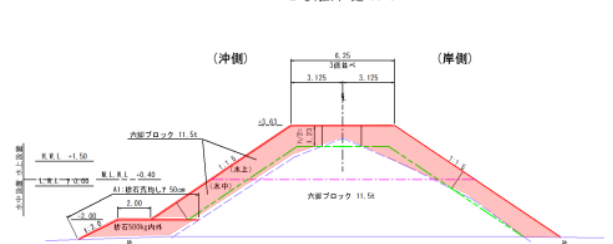
当該箇所は東日本大震災の翌年である平成24年に県内で唯一海開きした海水浴場の沖での作業であったことから、海水浴の準備及び開催期間の7月中旬から8月下旬、工事を一時中止せざるを得ない状況であった。

そのため、限られた期間内での施工となったが、密な工程調整を行った結果、工期内である平成24年11月2日に漁港海岸保全施設の災害復旧工事完了第1号として竣功することが出来た。

#### ■平面図、標準横断面図



2号離岸堤 A-6




### 5. おわりに

本県浜通りの最南端に位置し、関東地方からの玄関口となっている本地区での復旧工事は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化の機能回復により、海水浴客をはじめとした利用者の増加に寄与することを期待している。

# ▶湯本高校災害復旧工事

教育施設の復旧・復興に向けた校舎再建・改修の取組み

分類 ▶施設復旧	分野 ▶建築	
担当 ▶いわき建設事務所 建築住宅課		
場所 ▶いわき市常磐上湯長谷町五反田地内		

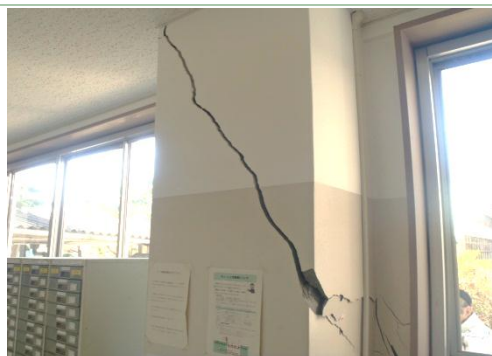


## 状況▶

■被災時



外壁の被害状況



柱部分の被害状況

■復旧



全景



図書室

# 湯本高校災害復旧工事

教育施設の復旧・復興に向けた校舎再建・改修の取組み

## 1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災と 4 月 11 日の大規模な余震によっていわき市内では多くの学校が甚大な被害を受けた。湯本高校でも校舎が大きく破壊し立ち入れない状況となった。そのため、震災直後はいわき明星大学へ一時移転し授業を行っていた。その後、湯本高校グラウンド内の応急仮設校舎で、3 年余り授業を行ってきたが、平成 26 年 3 月末に校舎の再建・改修が完了し、4 月から本来の校舎で授業が再開された。

## 2. 事業内容

地震により既存の校舎の柱や外壁には多数のクラックが発生した。なかでも、事務室や職員室、図書室などが入る管理教室棟は被害が大きく、基礎杭の損傷や地盤沈下により倒壊の危険性が指摘された。このほか、普通教室棟や特別教室棟、体育館にもいたる所に損傷が見られ、補修が必要と判断された。



写真 1: 外壁のクラック

写真 2: 損傷した基礎杭

今回の復旧工事では損傷度合いに応じ、管理教室棟の南側部分(①-1)は建物改築を行い、管理教室棟の北側部分(①-2)、普通教室棟(②)、特別教室棟(③)はクラックの補修、耐震ブレース・スリットの設置、耐力壁の増設を行った。体育館(④)は破損した鉄骨ブレースの交換や増設を行った。

■改築建物		
①-1 管理教室棟(南側)	: RC 造 3 階建	A=700.77 m <sup>2</sup>
■災害復旧建物		
①-2 管理教室棟(北側)	: RC 造 3 階建	A=1,693.00 m <sup>2</sup>
② 普通教室棟	: RC 造 3 階建	A=1,994.00 m <sup>2</sup>
③ 特別教室棟	: RC 造 3 階建	A=2,075.00 m <sup>2</sup>
④ 第一体育館	: S+RC 造平屋建	A=23.80 m <sup>2</sup>
⑤ オイルポンプ室	: RC 造平屋建	A=38.88 m <sup>2</sup>
⑥ 自転車置場	: S 造平屋建	A=23.80 m <sup>2</sup>

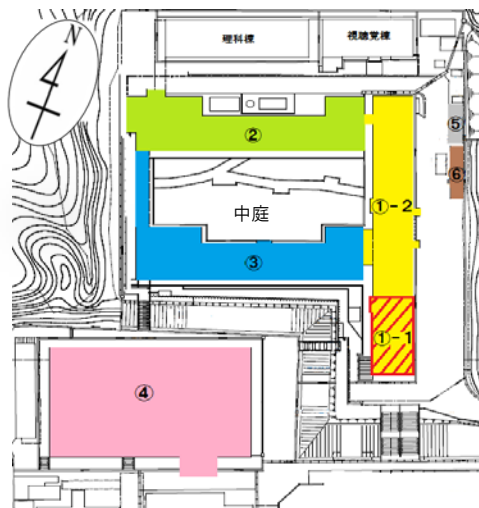


図 1: 工事計画図

## 3. 工事状況

被災 3 県では震災後の復旧復興工事の増加により現場作業員や資材の不足が生じている。さらに福島県内では原発事故に伴う放射線に対する風評などもあり、当該工事でも作業員の確保、材料の調達が思うようにいかず遅れが生じた。しかしながら、新学期を本校舎で迎えたいという学校側の願いと、これに応えようとする工事関係者の尽力により、平成 25 年度内に無事竣工することができた。

工夫した点の一つとして、既存校舎がロ型に配置されているため、中庭に面する箇所を設置する耐震ブレースは一体架構のまま、クレーンで直接取り付けることができない。そのため、当該工事ではブレースを分割し、手作業で校舎内に搬入・組立・建込までを行った。



写真 3(左上): ブレースの搬入  
写真 4(左下): ブレースの建込  
写真 5(右): 完成したブレース

## 4. おわりに

震災から 3 年以上過ぎたが、被災地では今なお多くの生徒が仮設校舎等で学校生活を送っており、震災前の学習環境を取り戻せていない。今後も校舎の再建・改修などの復旧工事を進めることで、早期に震災前の学校生活を回復させ、生徒の安全安心の確保につながることを望んで

いる。

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第358号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 日立いわき線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市植田町地内(植田跨線橋)		
復旧概要	復旧延長 L=322.9m 幅員 W=7.50~10.00m 伸縮装置取替え L=77.2m 10基 支承取替え 10基	決定額	104,835千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第359号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 常磐勿来線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市石塚町関場地内		
復旧概要	復旧延長 L=621.3m 幅員 W=10.60~17.60m 表層工 A=4,600.0m <sup>2</sup> 基層工 A=4,600.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=4,430.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=1,730.0m <sup>2</sup> 区画線(実線) L=1,690.0m 歩道表層工 A=1,780.0m <sup>2</sup>	決定額	58,850千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第429号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 いわき上三坂小野線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市泉町黒須野字早稲田地内		
復旧概要	復旧延長 L=156.7m 幅員 W=7.72~11.87m 表層工 A=1,578.0m <sup>2</sup> 基層工 A=1,586.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=1,591.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=476.0 m <sup>2</sup>	決定額	32,503千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第452号	事業主体	福島県
路河川名	国道289号		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市錦町雷地内		
復旧概要	復旧延長 L=272.0m 幅員 W=22.20~25.60m 表層工 A=3,810.0m <sup>2</sup> 基層工 A=3,810.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=3,804.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=3,169.0m <sup>2</sup> 歩道表層工 A=1,430.0m <sup>2</sup> 歩道路盤工 A=1,430.0m <sup>2</sup>	決定額	41,868千円



被災後



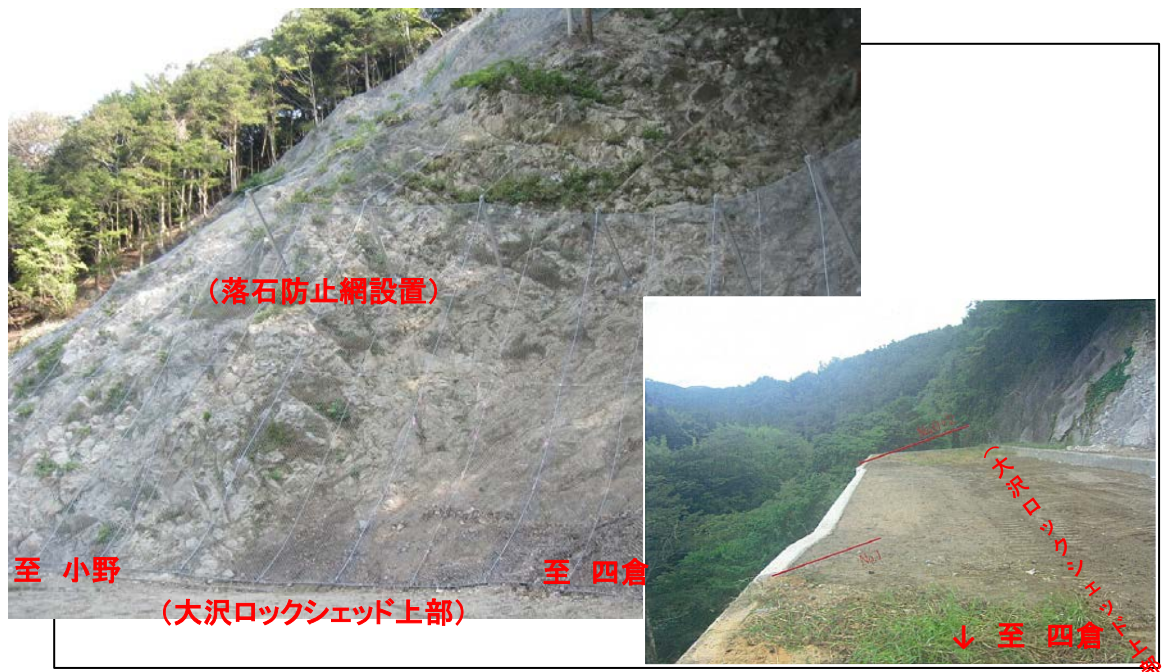
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第608号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 小野四倉線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市小川町上小川字竹渡戸地内		
復旧概要	復旧延長 L=65.4m 落石防止工 覆式ロックネット A=5,000m <sup>2</sup> ポケット式ロックネット A=290m <sup>2</sup> 擁壁工 L=18.0m 排水工 L=18.0m 防護柵工 その他 L=59.0m	決定額	48,878千円



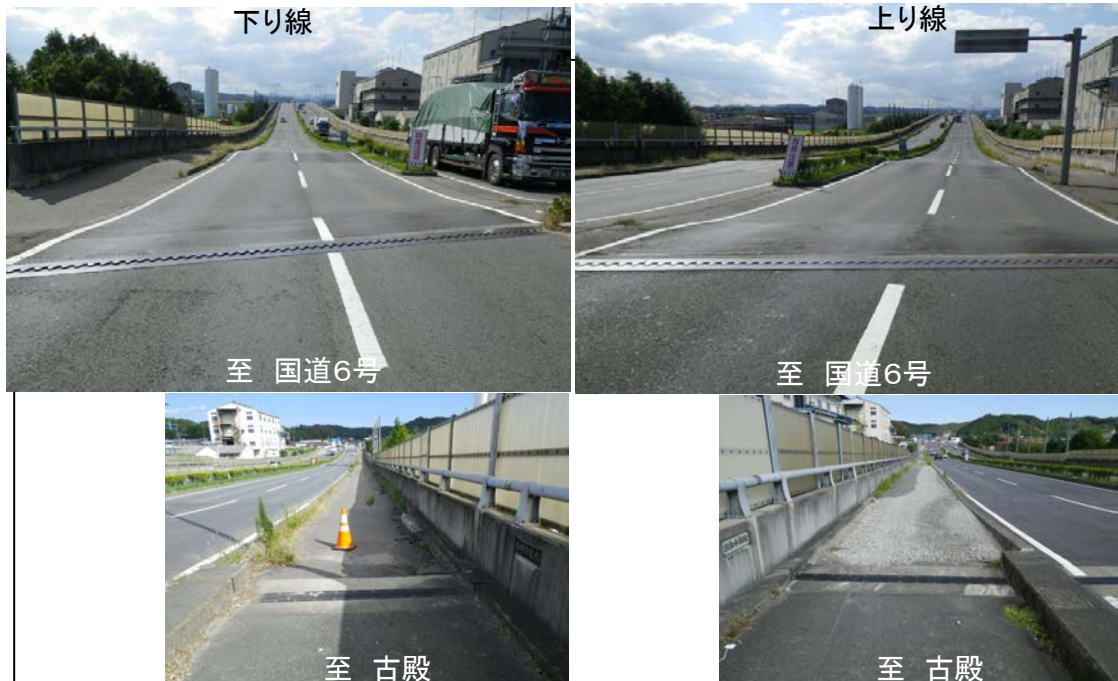
被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第670号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 いわき石川線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市常磐西郷町銭田地内(西郷跨線橋)		
復旧概要	復旧延長 L=196.9m 幅員 W=11.56~24.39m 表層工 A=2,689.0m <sup>2</sup> 基層工 A=2,689.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=2,536.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=611.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=352.0m <sup>2</sup> 歩道表層工 A=925.0m <sup>2</sup> 歩道路盤工 A=872.0m <sup>2</sup> U型側溝 L=235.0m 縁石工 L=578.0m 擁壁工 その他 5.0箇所 区画線(実線) L=847.0m	決定額	34,769千円



### 被災後



### 工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第675号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 湯ノ岳別所線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市常磐藤原町湯ノ岳地内(湯ノ岳2号)		
復旧概要	復旧延長 L=83.1m 幅員 W=7.21~9.83m 表層工 A=649.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=599.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=587.0m <sup>2</sup> 擁壁工 その他 A= 583.0m <sup>2</sup> U型側溝 L=70.0m フトンかご L= 8.0m 防護柵工 ガードケーブル L=84.0m	決定額	57,803千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第679号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 泉岩間植田線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市小浜町東ノ作地内		
復旧概要	復旧延長 L=256.0m 幅員 W=7.30m 表層工 A=1,869.0m <sup>2</sup> 基層工 A=1,869.0m <sup>2</sup> 安定処理工 A=1,869.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=2,027.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=245.0m <sup>2</sup> 歩道表層工 A=654.0m <sup>2</sup> 歩道路盤工 A=654.0m <sup>2</sup>	決定額	40,808千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第690号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 いわき石川線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市常磐下船尾町地内(藤原橋)		
復旧概要	復旧延長 L=62.0m 幅員 W=13.00~20.50m 支承取替 10.0基 パラペット打換え N=2基	決定額	41,180千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第692号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 皿貝勿来停車場線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市田人町黒田中野地内		
復旧概要	復旧延長 L=60.0m 幅員 W=5.68~6.80m 表層工 A=350.0m <sup>2</sup> 路盤工164.0m <sup>2</sup> 歩道表層工 A=39.0m <sup>2</sup> 区画線(実線) L=120.0m 区画線(破線) L=30.0m 擁壁工 コンクリートブロック積 A=252.0m <sup>2</sup> 排水工 U型側溝 L=57.0m 緑石工 L=60.0m	決定額	32,900千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第764号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 豊間四倉線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市平下大越字南横手地内		
復旧概要	復旧延長 L=767.2m 幅員 W=7.00~11.80m 表層工 A=6,416.0m <sup>2</sup> 基層工 A=3,220.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=5,670.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=5,117.0m <sup>2</sup> 擁壁工 4.0箇所 防護柵工 L=304.0m 縁石工 L=252.0m 区画線(実線) L=1,560.0m	決定額	72,814千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第765号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 勿来浅川線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市川部町松の下地内		
復旧概要	復旧延長 L=126.5m 幅員 W=3.45~6.00m 表層工 A=251.0m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=125.0m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=125.0m <sup>2</sup> 法覆工 その他 A=1,607.0m <sup>2</sup> 落石防止工 落石防止網 A=317.0m <sup>2</sup>	決定額	68,848千円



被災後



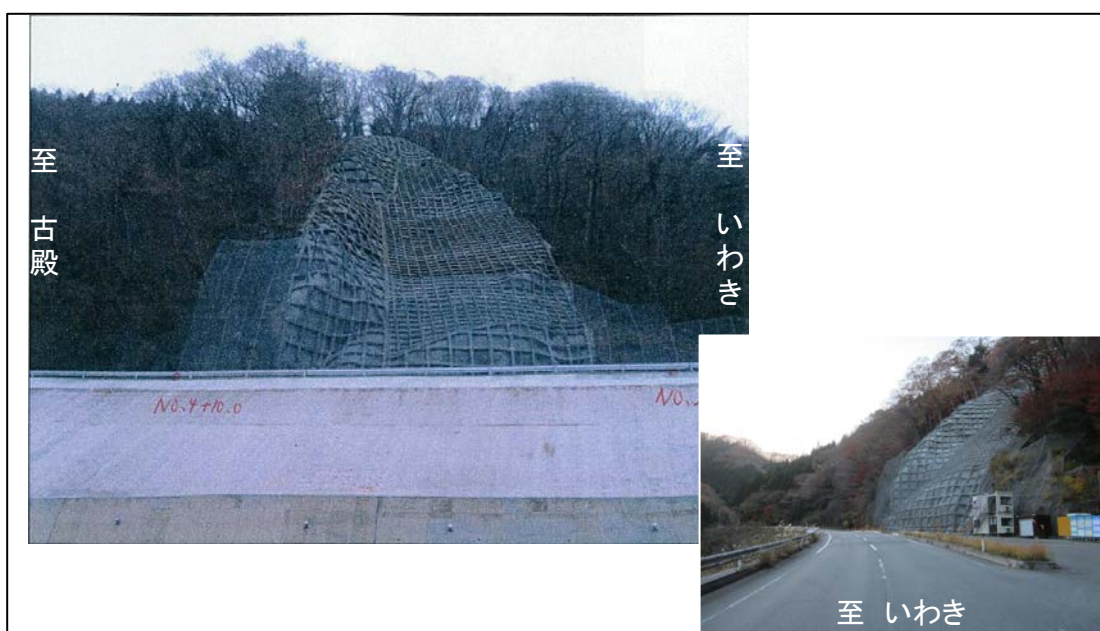
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第779号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 いわき石川線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	いわき市田人町石住才鉢地内(才鉢1号)		
復旧概要	復旧延長 L=103.4m 幅員 W=5.50~8.50m 表層工 A=736m <sup>2</sup> 基層工 A=744m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=753m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=795m <sup>2</sup> 防護柵工 ガードレール(土中建込式) L=79m 法覆工 その他 L=2,902.0m 落石防止工 落石防止網 A=748m <sup>2</sup>	決定額	165,917千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第486号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川三滝川水系三滝川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬郡新地町大字福田字小山田地内		
復旧概要	復旧延長 L=21.7m 護岸工 A=73.0m <sup>2</sup> 築堤盛土 L=15.0m	決定額	4,868千円



被災後



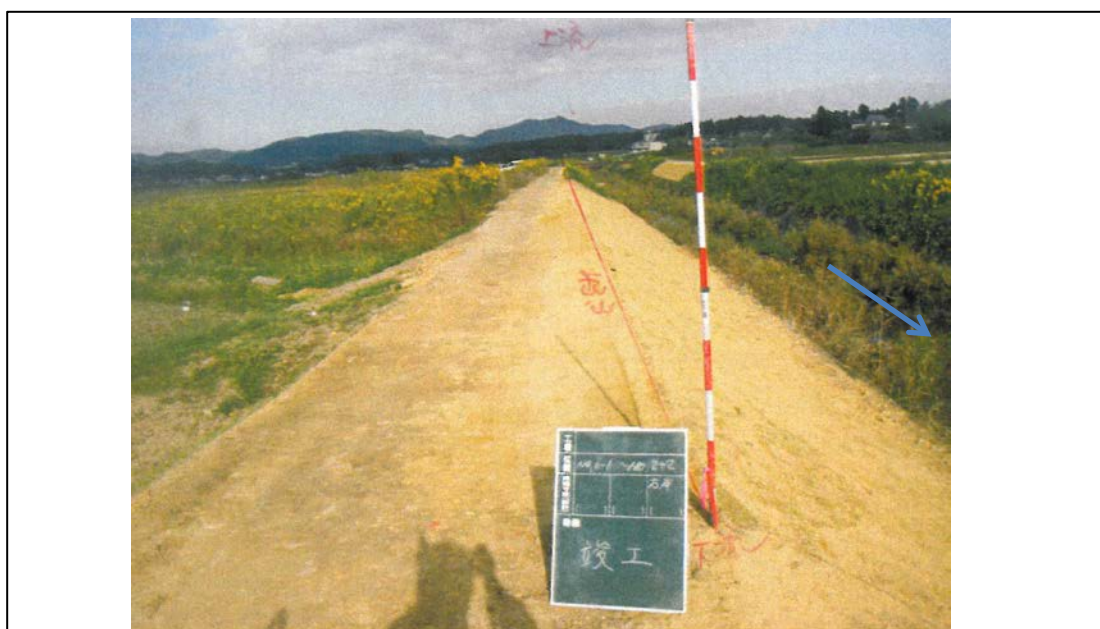
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第487号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川小泉川水系小泉川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬市中野字寺前地内		
復旧概要	復旧延長 L=256.0m 築堤盛土 L=314.0m	決定額	2,839千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第488号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川日下石川水系日下石川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区山上字落合1号		
復旧概要	復旧延長 L=93.7m 護岸工 A=191.0m <sup>2</sup> 築堤 盛土 93.7m	決定額	9,231千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第714号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川新田川水系水無川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区石神字中川原		
復旧概要	復旧延長 L=0.6m 帯工 N=1基	決定額	6,123千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第715号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川新田川水系境堀川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区長野字南原		
復旧概要	復旧延長 L=56.0m 護岸工 かごマット多段積 A=305m <sup>2</sup> 仮道工 L=86m	決定額	14,974千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第716号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系太田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区益田字道坂		
復旧概要	復旧延長 L=79.0m 護岸工ブロックマット A=200m <sup>2</sup> 蛇籠 L=48.0m 仮道工 L=273m	決定額	6,701千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第717号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区下太田字深町		
復旧概要	復旧延長 L=21.4m 護岸工 コンクリート法枠 A=81.0m <sup>3</sup> 樋管工 N=1基 張芝 A=29.0m <sup>2</sup>	決定額	5,084千円



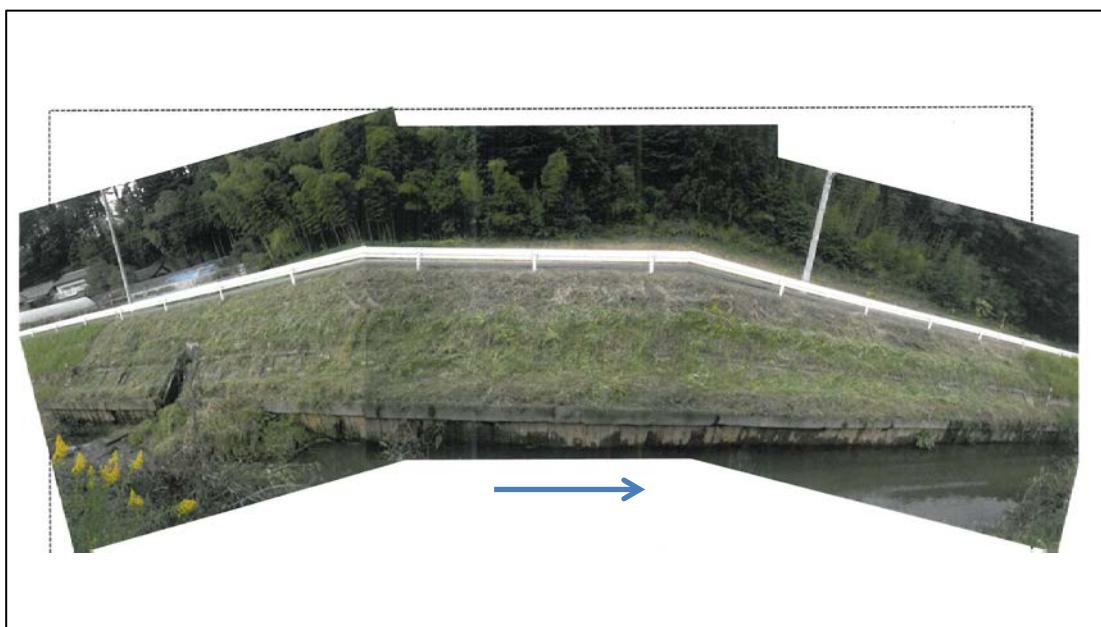
被災後



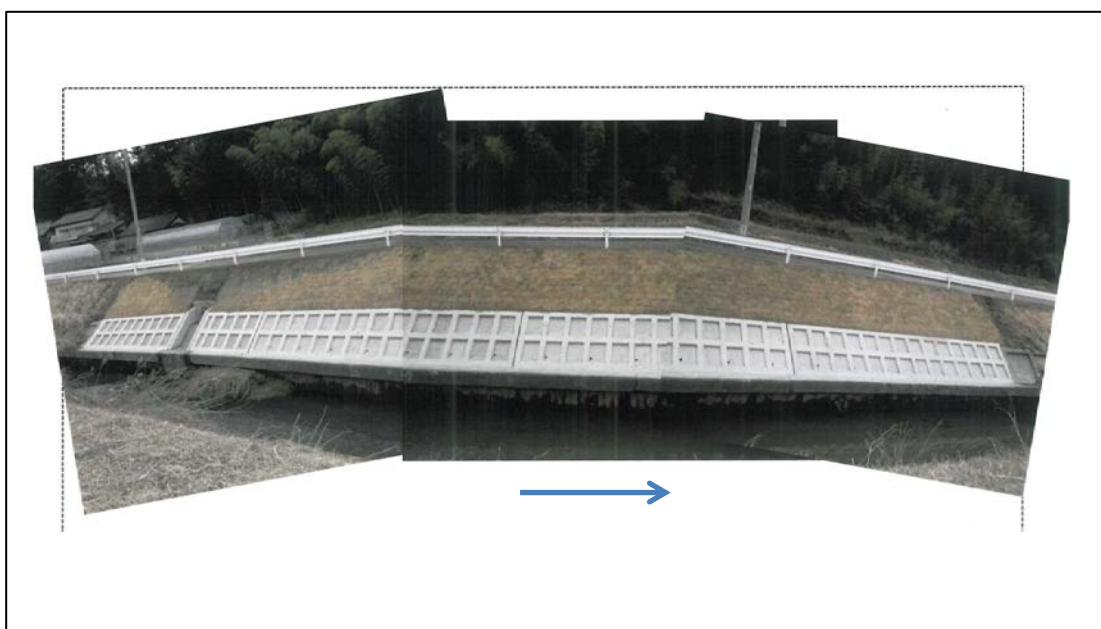
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第718号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区下太田字川内迫		
復旧概要	復旧延長 L=96.3m 護岸工 コンクリート法枠 A=183m <sup>2</sup> 鋼矢板(軽量) N=188枚	決定額	10,971千円



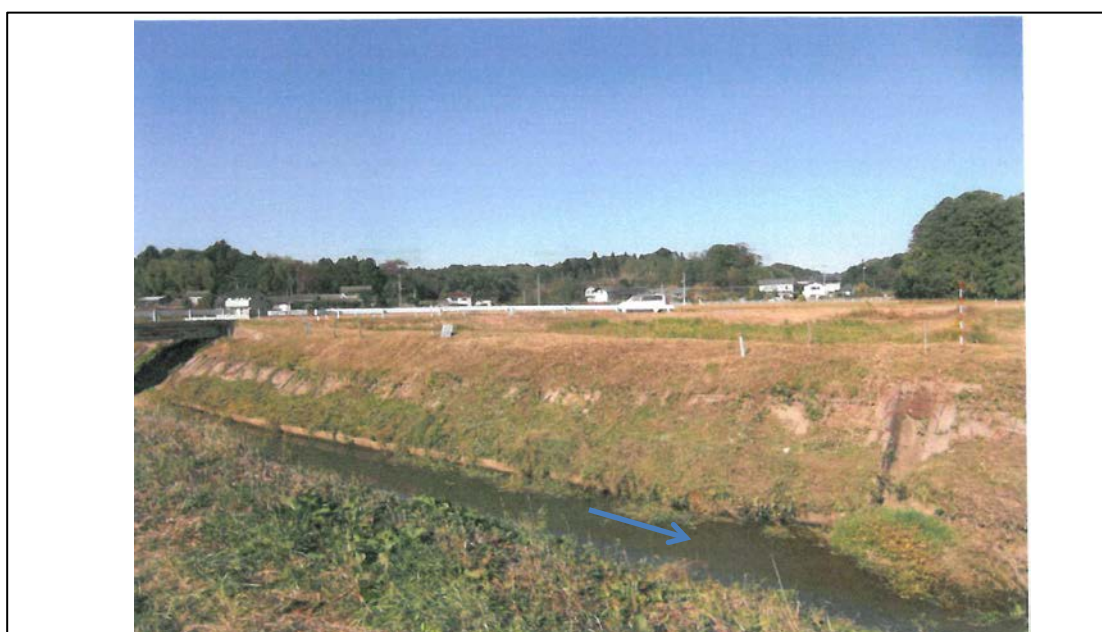
被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第719号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区大甕字島前		
復旧概要	復旧延長 L=49.0m 護岸工 コンクリート法枠 A=105m <sup>2</sup> 鋼矢板(軽量) N=120枚	決定額	6,727千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第720号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区高字芦ノ坪		
復旧概要	復旧延長 L=50.5m 護岸工 コンクリート法枠 A=195m <sup>2</sup> 樋管工 N=1基 仮道工 A=70m	決定額	4,982千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第785号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川日下石川水系日下石川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬市日下石字諏訪		
復旧概要	復旧延長 L=150.4m 護岸工 コンクリートブロック張 A=520.0m <sup>2</sup>	決定額	23,815千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第787号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川日下石川水系町場川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬市日下石字諏訪		
復旧概要	復旧延長 L=285.4m 護岸工 コンクリート法枠 A=912.0m <sup>2</sup> 築堤盛土 L=87.0m	決定額	46,485千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第795号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川地蔵川水系地蔵川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬郡新地町大字駒ヶ嶺字今神西		
復旧概要	復旧延長 L=60.0m 築堤盛土 L=60.0m	決定額	3,087千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第796号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川地蔵川水系立田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬郡新地町大字駒ヶ嶺字月神2号		
復旧概要	復旧延長 L=72.0m コンクリート法枠 A=398.0m 築堤盛土 L=72.0m	決定額	11,123千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第797号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川地蔵川水系立田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	相馬郡新地町大字駒ヶ嶺字月神1号		
復旧概要	復旧延長 L=58.0m コンクリート法枠 A=344.0m 築堤盛土 L=58.0m	決定額	10,346千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第810号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系太田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区高字竹ノ内		
復旧概要	復旧延長 L=23.4m 護岸工 コンクリート法枠 A=284.0m <sup>2</sup>	決定額	9,023千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第811号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区大甕字山岸		
復旧概要	復旧延長 L=28.0m 護岸工 ブロックマット A=258.0m <sup>2</sup>	決定額	4,769千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第811-1号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川太田川水系牛川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区大甕字山岸		
復旧概要	復旧延長 L=5.0m 護岸工 ブロックマット A=40.0m <sup>2</sup>	決定額	2,010千円



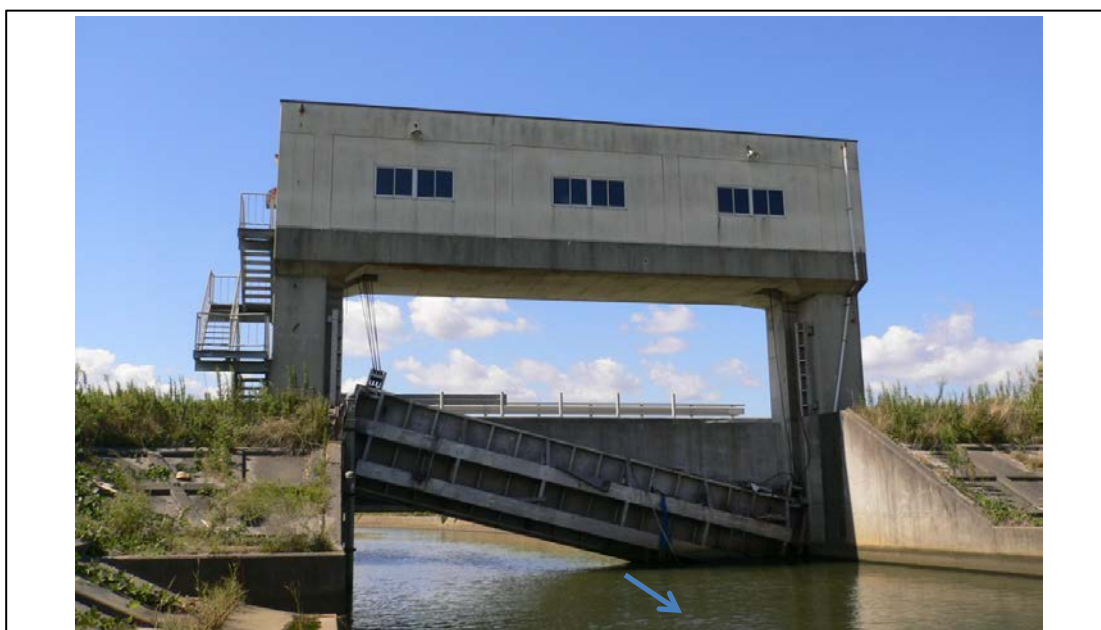
被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第848号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川真野川水系潤谷川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市鹿島区大内字広瀬		
復旧概要	水門1基	決定額	40,823千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第849号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川真野川水系真野川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市鹿島区鹿島字雲内		
復旧概要	復旧延長 L=243.3m 護岸工 コンクリート法枠 A=1,692.0m <sup>2</sup> 接続ブロック A=560.0m <sup>2</sup>	決定額	50,060千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第850号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川新田川水系笹部川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区馬場字切付		
復旧概要	復旧延長 L=15.4m 護岸工 積ブロック A=65.0m <sup>2</sup>	決定額	3,865千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第872号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川新田川水系新田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区上渋佐字谷地後		
復旧概要	復旧延長 L=265.9m 護岸工 張ブロック A=1,040m <sup>2</sup> 接続ブロック A=1,585m <sup>2</sup>	決定額	64,411千円



被災後



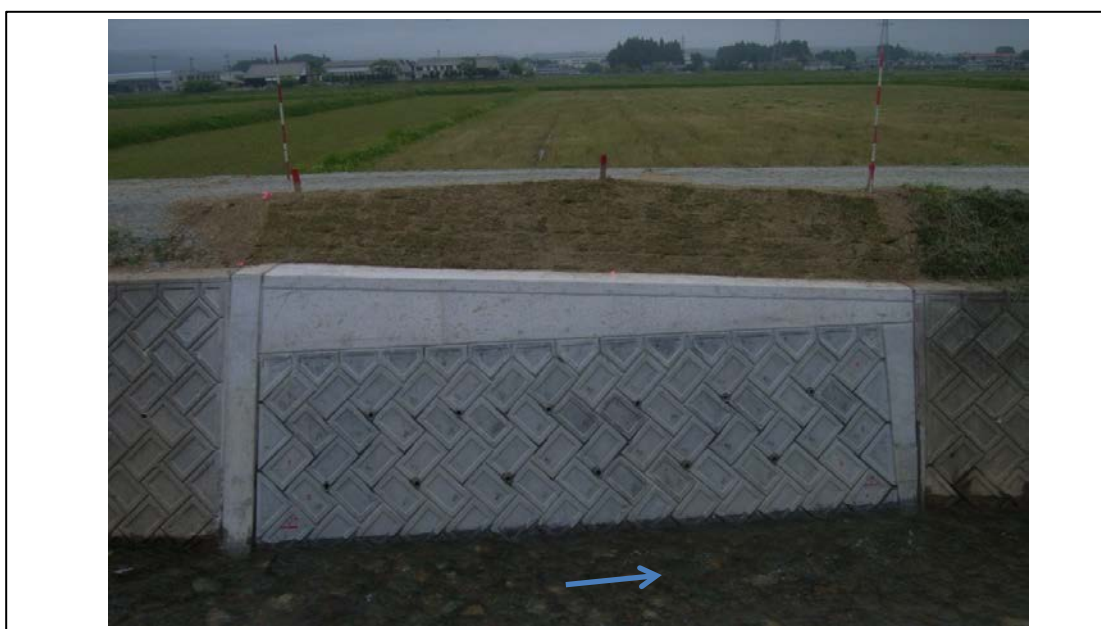
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第963号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川新田川水系境堀川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	南相馬市原町区長野字上田		
復旧概要	復旧延長 L=6.4m 護岸工 積ブロック A=43.0m <sup>2</sup> 張芝 A=13.0m <sup>2</sup>	決定額	6,379千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 641号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系山田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市仁井田町下関場地内		
復旧概要	復旧延長(左岸) L=234.8m 護岸工(ブロック積) A=1168m <sup>2</sup> 護岸工(コンクリート法枠) A= 56m <sup>2</sup>	決定額	81,591千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 649号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系江畑川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市江畑町江添地内		
復旧概要	復旧延長(左右岸) L=179.1m 護岸工(平張ブロック) A=1017m <sup>2</sup> 張芝工 A= 250m <sup>2</sup>	決定額	32,231千円



被災後



## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 662号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川夏井川水系夏井川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市平赤井字諸荷下関場地内		
復旧概要	復旧延長(右岸) L=129.0m 護岸工(ブロックマット) A=453m <sup>2</sup> 築堤工(切返工) V=1250m <sup>3</sup> 張芝工 A=298.5m <sup>2</sup> 筋芝工 A=305m <sup>2</sup>	決定額	33,286千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 663号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川夏井川水系原高野川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市平原高野字大堰地内		
復旧概要	復旧延長(左右岸) L= 25m 護岸工(ブロックマット) A=481m <sup>2</sup> 築堤工(切返工) V=770m <sup>3</sup> 張芝工 A=100m <sup>2</sup> 筋芝工 A=210m <sup>2</sup>	決定額	30,532千円



被災後



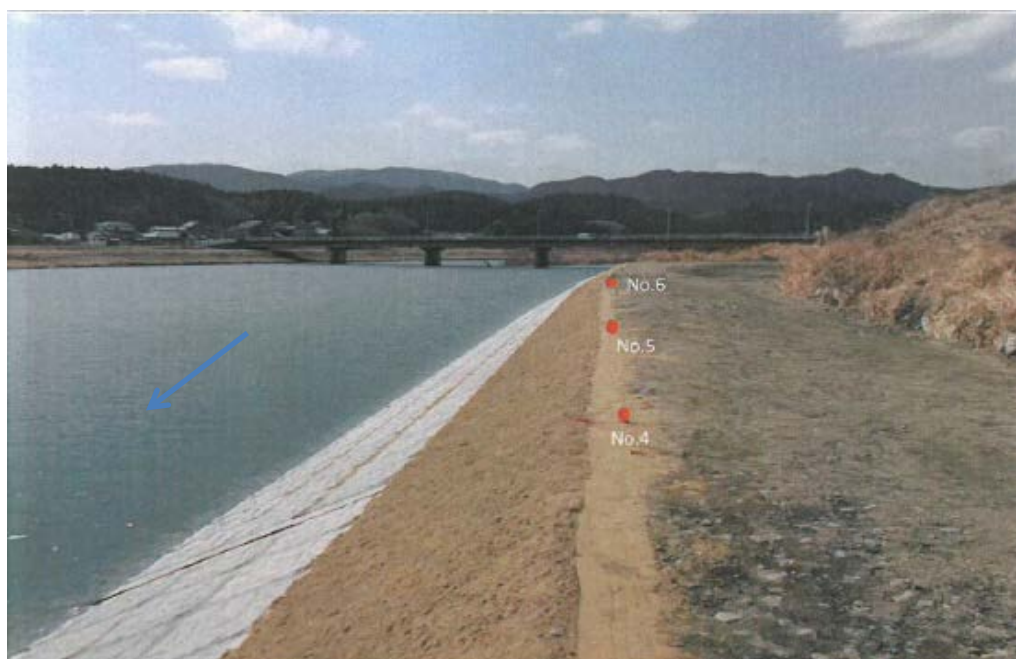
工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 666 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系鮫川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市沼部町沼部後地内		
復旧概要	復旧延長 L= 189.5m 護岸工 A= 1,350.3m <sup>2</sup>	決定額	81,046千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 668 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系鮫川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市植田町林内地内		
復旧概要	復旧延長(左岸) L= 189.5m 護岸工 A= 986.8m <sup>2</sup>	決定額	47,479千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 725 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系天神川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市植田町横町地内(横町2号)		
復旧概要	復旧延長(左右岸) L= 601.1m (左岸) L=438.8m (右岸) L=555.3m 護岸工 A= 2750m <sup>2</sup> 張芝工 A=850m <sup>2</sup>	決定額	184,849千円



被災後



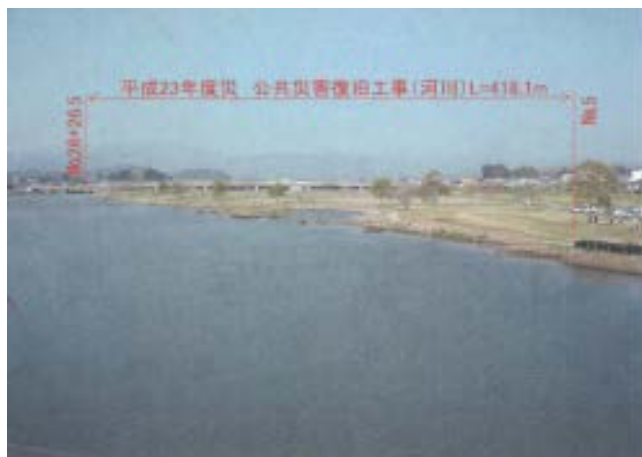
工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 726 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系鮫川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市植田町下川原地内		
復旧概要	復旧延長(左岸) L= 418.1m 護岸工(カゴマット工) A=142.0m <sup>2</sup> ジオテキスタイル工 A=637.8m <sup>2</sup> 袋詰玉石工 N=810個 張芝工 A=75.6m <sup>2</sup>	決定額	80,605千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 759 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系余木田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市富津町文金地内		
復旧概要	復旧延長(左右岸) L= 588.2m 護岸工 A= 4,162.0m <sup>2</sup>	決定額	158,064千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 763 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川夏井川水系夏井川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市平下大越字沢帯地内		
復旧概要	復旧延長(右岸) L=100.7m 護岸工(ブロック張) A=299m <sup>2</sup> 矢板基礎工 L=101m 張芝工 A=246m <sup>2</sup>	決定額	68,859千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 822号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系中田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市錦町入原地内		
復旧概要	復旧延長(左右岸) L=565.2m 護岸工(カコマット) A=482m <sup>2</sup> 護岸工(L型水路) L=408m 張芝工 A=166m <sup>2</sup>	決定額	80,165千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 885 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川藤原川水系藤原川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市小名浜字渚地内		
復旧概要	復旧延長 L=1,682.2m 護岸工 A= 1,203m <sup>2</sup>	決定額	67,810千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 898 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系鮫川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市錦町須賀地内		
復旧概要	復旧延長 L= 489m 築堤工(堤防切返) V=713.8m <sup>3</sup> 舗装工 A=1467m <sup>2</sup>	決定額	59,218千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 924 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川鮫川水系鮫川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市佐糖町2丁目地内		
復旧概要	復旧延長(左岸) L= 228.2m 築堤工(堤防切返) V=435m <sup>3</sup>	決定額	242,144千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 969 号	事業主体	福島県
路河川名	二級河川夏井川水系仁井田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	いわき市四倉町下仁井田字牛淵地内外		
復旧概要	復旧延長(左岸) L= 3,517.8m 築堤工(堤防切返) V=2,776.4m <sup>3</sup> 築堤工(堤防嵩上げ) V=25,808.6m <sup>3</sup>	決定額	196,730千円



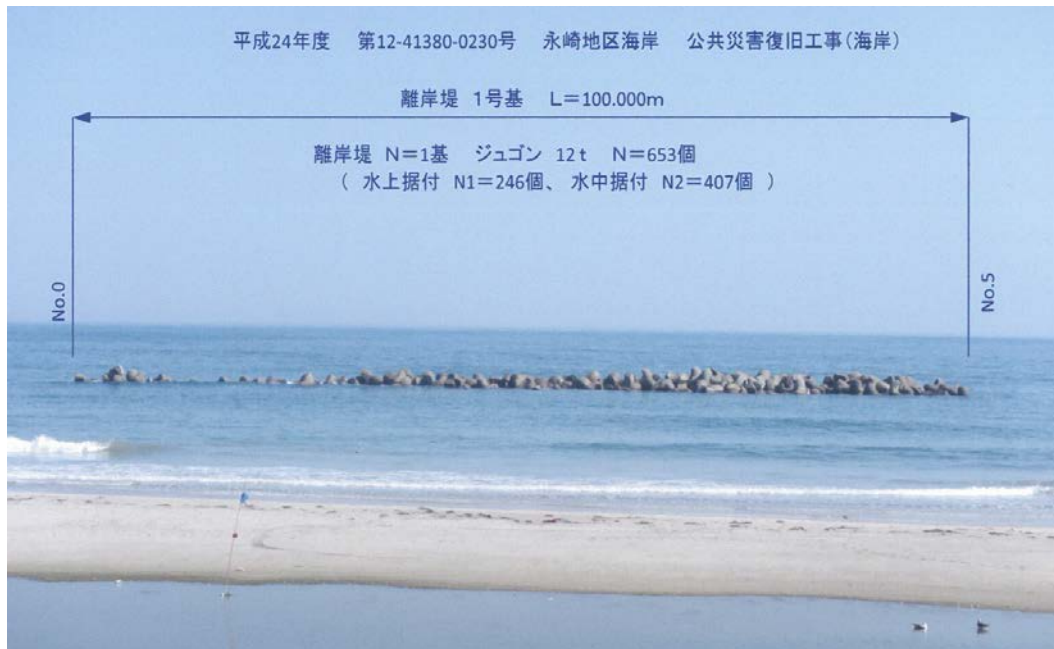
被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 757 号	事業主体	福島県
路河川名	永崎地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市永崎字大平地内		
復旧概要	復旧延長 L= 300.0m 離岸堤工 N=3基	決定額	296,349千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 758 号	事業主体	福島県
路河川名	永崎地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市小名浜下神白字館ノ腰地内		
復旧概要	復旧延長 L= 205.3m 離岸堤工 N=2基	決定額	162,439千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 823 号	事業主体	福島県
路河川名	沼ノ内地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市平沼ノ内字浜街地内(浜街2号)		
復旧概要	復旧延長 L=100.0m 消波堤工 N=2基	決定額	42,781千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 824 号	事業主体	福島県
路河川名	夏井地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市平藤間字鯨地内(鯨3号)		
復旧概要	復旧延長 L=200.0m 消波堤工 N=5基	決定額	171,928千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 825 号	事業主体	福島県
路河川名	夏井地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市平藤間字鯨地内(鯨4号)		
復旧概要	復旧延長 L= 80.0m 消波堤工 N=2基	決定額	37,503千円



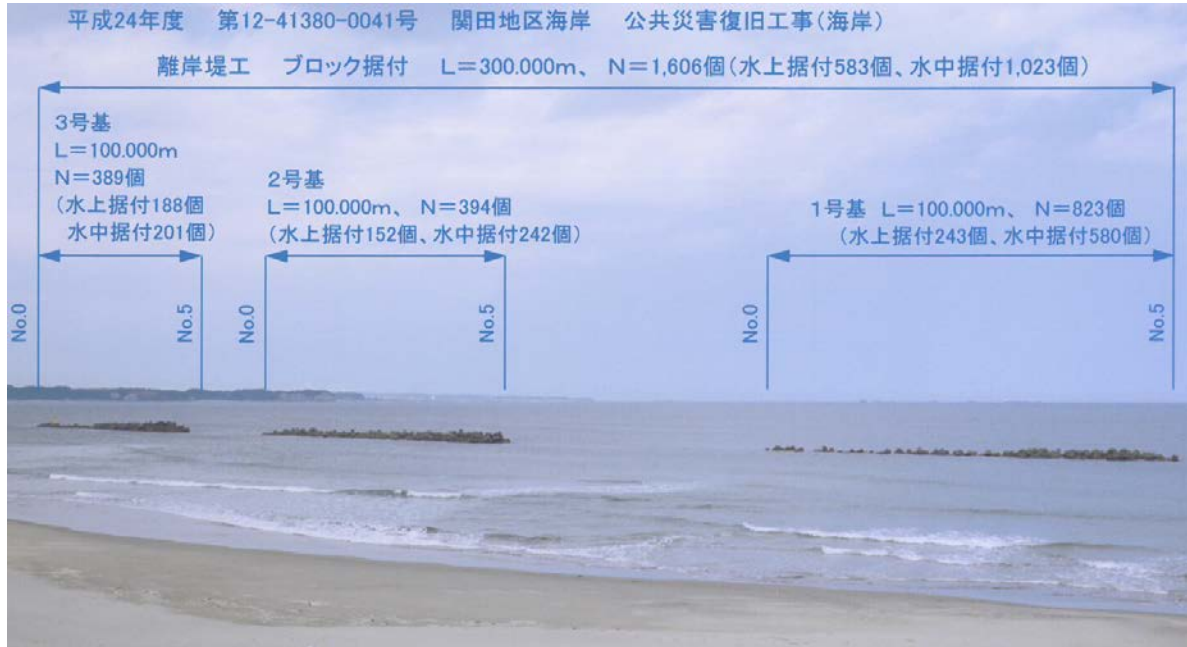
被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 862 号	事業主体	福島県
路河川名	関田地区海岸		
分類	施設復旧 海岸		
施工箇所	いわき市勿来町関田地内		
復旧概要	復旧延長 L= 309.4m 離岸堤工 N=3基	決定額	369,651千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23災 第78号	事業主体	相馬港湾建設事務所
路河川名	釣師浜漁港海岸		
分類	施設復旧 海岸 消波堤・離岸堤		
施工箇所	相馬郡新地町大戸浜地先		
復旧概要	復旧延長 L = 666.76 m 1) 消波堤 4基 L = 537 m 消波ブロック製作・据付 : N = 1488個 飛散ブロック転置 : N = 49個 2) 離岸堤 1基 L = 129.76 m 消波ブロック製作・据付 : N = 172個 飛散ブロック転置 : N = 16個	決定額	156,984千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23災 第79号	事業主体	相馬港湾建設事務所
路河川名	釣師浜漁港海岸		
分類	施設復旧 海岸 消波堤		
施工箇所	相馬郡新地町大戸浜地先		
復旧概要	復旧延長 L = 198.8 m 消波堤 2基 消波ブロック 製作・据付 : N = 432個 飛散ブロック 転置 : N = 2個	決定額	53,160 千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 15145号	事業主体	福島県
路河川名	いわき公園		
分類	施設復旧 公園		
施工箇所	いわき市平上高久地内		
復旧概要	復旧延長 L=238.5m 歩道橋L=128.5m 床版工 L=3.5m ゴム舗装工 A=48.3m <sup>2</sup> 園路工L=110.0m 布団かご工 L=120m 舗装工 A=251m <sup>2</sup>	決定額	36,666千円



被災後



工事完成後

## 〈東日本大震災〉

査定番号	23年災 第 15151号	事業主体	福島県
路河川名	夏井地区海岸公園		
分類	施設復旧 公園		
施工箇所	いわき市平藤間鯨地内(鯨2号)		
復旧概要	復旧延長 L=115.1m 舗装工 A=1170m <sup>2</sup> 擁壁工 L=68m A=122m <sup>2</sup> 構内配電線路工 N=1箇所 浄化槽FRP製取替 N=1箇所	決定額	30,132千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第58号	事業主体	福島県
路河川名	相馬港(1号ふ頭1-4、1-5バース)		
分類	施設復旧 岸壁		
施工箇所	相馬市原釜地内		
復旧概要	復旧延長 L=280.0m 矢板式岸壁新設 L=63.5m コンクリート舗装工 L=280.0m	決定額	380,569千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第59号	事業主体	福島県
路河川名	相馬港(2号ふ頭2-2、2-3バース)		
分類	施設復旧 岸壁		
施工箇所	相馬市原釜地内		
復旧概要	復旧延長 L=347.0m 矢板式岸壁新設 L=347.0m コンクリート舗装工 L=347.0m	決定額	1,054,335千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第8号	事業主体	福島県
路河川名	松川浦漁港		
分類	施設復旧 漁港		
施工箇所	相馬市尾浜地先		
復旧概要	護岸(H-5) 復旧延長 L=458.5m	決定額	200,582千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第119号	事業主体	福島県
路河川名	真野川漁港		
分類	施設復旧 漁港		
施工箇所	南相馬市鹿島区烏崎地先		
復旧概要	物揚場(F-2) 復旧延長 L=584.1m	決定額	156,076千円



被災後



工事完成後

## <東日本大震災>

査定番号	23年災 第15号	事業主体	福島県
路河川名	松川浦漁港		
分類	施設復旧 漁港		
施工箇所	相馬市尾浜地先		
復旧概要	岸壁(I-7) 復旧延長 L=171.3m	決定額	385,262千円



被災後



工事完成後

中通り・会津地方における取り組み

# ▶ 県道矢吹小野線（あぶくま高原道路） 道路災害復旧事業

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ あぶくま高原道路管理事務所

場所 ▶ 石川郡玉川村大字蒜生地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



玉川IC Oランプ

# 県道矢吹小野線（あぶくま高原道路）道路災害復旧事業

## 1. 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によりあぶくま高原道路は大きな被災を受け、地震発生後から全線通行止めとなりました。福島空港が被災地への緊急物資輸送基地となったことから、緊急的な復旧工事を実施し、3 月 15 日から福島空港 IC～小野 IC 間を災害応急対策に必要な人員や資材を運ぶための緊急輸送路として緊急車両に限り開放され、3 月 24 日には東北道と磐越道の一般開放と合わせあぶくま高原道路も全線開通しました。

全線開通したものの路面には段差やクラック、法面崩落箇所等が残っており、当事務所は玉川 IC～小野 IC 間において、道路災害復旧事業により本復旧を実施しました。

（矢吹 IC～矢吹中央 IC は県南建設事務所、有料区間の矢吹中央 IC～玉川 IC は福島県道路公社が復旧工事を実施しています）

## 2. 経緯

<地震発生から工事竣工までの大まかな経緯>

- ・ H23.3.11 東日本大震災発生(全線通行止め)
- ・ H23.3.15 緊急輸送路の指定  
(福島空港 IC～小野 IC)
- ・ H23.3.24 全線開通 (矢吹 IC～小野 IC)
- ・ H23.6.13～ 4 次査定 (3 箇所)
- ・ H23.7. 4～ 6 次査定 (3 箇所)
- ・ H23.8.12～ 工事着手 (4 次査定分 3 箇所)
- ・ H23.9.15～ 工事着手 (6 次査定分 3 箇所)
- ・ H23.11.22 工事竣工 (4 次査定分 3 箇所)
- ・ H24.3.25 工事竣工 (6 次査定分 3 箇所)

## 3. 事業内容

箇所：石川郡玉川村大字蒜生地内

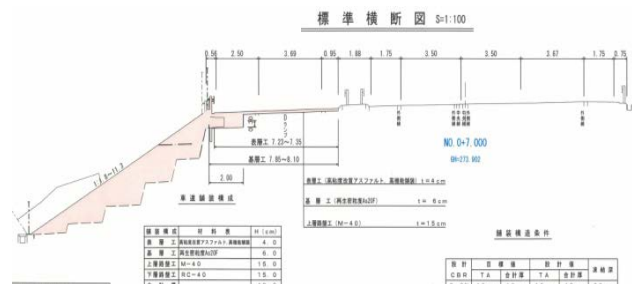
内容：復旧延長 L=34.0m W=3.85～10.10m

舗装工（高機能舗装 4cm）A=234.0m<sup>2</sup>

盛土工 V=110.0m<sup>3</sup>

U 型側溝撤去再設置 L=20.0m

ガードレール撤去再設置 L=36.0m



## 4. 進捗状況

本箇所を含め道路災害復旧事業として採択された他の 5 箇所も平成 23 年度内に工事が完了しています。

## 5. おわりに

震災による混乱の中ではありますが、建設から 17 年の歳月を経てあぶくま高原道路が全線開通しました。建設には多くの方が携わり、あぶくま高原道路の全線開通を待ち望んでいたことと思います。今後も道路利用者の利便性の向上、復旧・復興の支援などに寄与できるよう、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

# ▶ 県道白河羽鳥線道路災害復旧事業

山間部の狭隘な道路の災害復旧工事について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 県南建設事務所 道路課

場所 ▶ 西白河郡西郷村大字羽太地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 県道白河羽鳥線道路災害復旧事業

## 山間部の狭隘な道路の災害復旧工事について

### 1. 概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、白河羽鳥線羽太地区の道路法面の一部に法面崩落が 3 箇所発生し全面通行止めとなった。また、被災箇所には 2 台の車が、閉じ込められてしまった。羽鳥湖高原は、観光施設が多数あるため、地域観光の交流を支える重要な路線である。通行止めによる迂回は、国道 294 号、国道 118 号、矢吹天栄線、村道 1 号線としていたため、通常より約 22km で約 25 分程度の迂回が必要となった。元気なふくしまを取り戻す起爆剤とするため、地域住民より早期の通行止め解除を求められた。

### 2. 経緯・課題

3 月 11 日の地震により、白河羽鳥線で法面崩壊が発生していたため、地震発生後、現地確認し通行止めとした。山間部を結ぶ幹線道路であるため、冬期間の施工が非常に困難な状況であることから、工事期間が 4 月から 12 月まで（9 ヶ月）の限られた中での施工箇所となった。  
 <経緯>

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災により法面崩壊発生、現地調査を実施し通行止め。

平成 23 年 5 月 16 日 道路災害復旧工事に係る説明会 第 1 回開催（合計 10 回開催）

平成 23 年 7 月 1 日 法面崩壊部以外着手

平成 23 年 8 月 26 日 法面崩壊部立木伐採着手

平成 23 年 12 月 22 日 片側交互通行暫定再開通

平成 24 年 12 月 21 日 一部除き暫定全面通行

平成 25 年 7 月 12 日 全面復旧完了

### 3. 事業内容

【全体事業費】約 8 億円

【事業期間】平成 23 ～ 25 年度

【事業内容】復旧延長 L=822m W=5.0(5.5)m  
 切土工 V=約 43,000m<sup>3</sup>

舗装工 A=約 4,300m<sup>2</sup>

法面工 A=約 12,800m<sup>2</sup>

ロックボルト N=約 1,600 本

### 4. 進捗状況・創意工夫

平成 25 年 7 月 12 日 全面復旧完了

地元の災害復旧工事の進捗状況への認識が高いため、地元説明会を 10 回開催（現場見学会 2 回）。白河羽鳥線道路災害復旧工事ニュースレターを発刊（第 22 号）

鉄筋挿入工で無足場施工によるロックボルト削孔（スタンドドライブ工法）を採用し工期短縮を図った。

写真 1: スタンドドライブ工法



### 5. おわりに

発生土の仮置場等を羽鳥湖高原の企業や天栄村役場の全面的な支援の基に工事を進められたことで、当初想定していた時期に片側交互通行を図ることができました。さらに平成 25 年 7 月 12 日に道路災害復旧工事を事故等の発生無く完了を図れたことは、埼玉県からの派遣職員の方々のご協力により、可能にできたものでもあります。

写真 2: 平成 25 年 7 月 12 日全面復旧完了セレモニー



# ▶ 会津若松裏磐梯線道路災害復旧事業

被災による交通規制の早期開放を行った事業

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 道路

担当 ▶ 会津若松建設事務所 管理課

場所 ▶ 会津若松市門田町大字黒岩字大坪地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 会津若松裏磐梯線道路 災害復旧事業

## 被災による交通規制の早期開放を行った事業

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、県道会津若松裏磐梯線（会津若松市門田町大字黒岩字大坪地内）の一部が液状化により沈下し、一時全面通行止めとなった。本事業はこれに対し迅速な応急工事を実施し通行規制期間を最小限に抑え、また、本復旧工事を実施し、安全で安心な道路交通を確保したものである。

### 2. 経緯・課題

本箇所は、会津若松市中心部の東側を南北方向に走る幹線道路であり、会津若松市中心部のバイパスとしての役割を果たしている。日交通量は1万台を超え、会津若松建設事務所管内において最も自動車交通量が多い箇所の一つであるとともに、周辺には小学校、県営住宅団地、大型店舗等があり、子供を中心とした歩行者数も多い箇所でもある。

本箇所は、東北地方太平洋沖地震により、液状化により道路が波打ち、橋梁との接点において、路面上に大きな段差が生じた。これにより、自動車の通行ができなくなり、一時全面通行止めとなった。

本事業では、被災によって生じた自動車交通と歩行者交通への影響を最小限に抑えるために、復旧工事の迅速性と、歩行者に対する工事の安全性が求められた。

### 3. 事業内容

#### 【全体事業費】

34,708千円（内応急仮工事 1,004千円）

#### 【事業期間】

平成23年度

#### 【事業内容】

復旧延長	L=364.9m
舗装工（車道）	A=1,090m <sup>2</sup>

舗装工（歩道）	A=1,690m <sup>2</sup>
排水工	L=176m
応急仮復旧工	1式

### 4. 進捗状況・創意工夫

本箇所は交通量が多く、通行止めによる道路交通への影響が非常に大きいことから、早急に交通開放を行うために、被災を受けた3月11日の夜間に応急工事を実施し、早期の交通開放に努めた。応急工事内容は橋梁段差部の舗装すり付けと歩道の段差部の砂利すり付け等である。

迅速な対応により、3月11日の深夜には通行止めの解除することができ、道路交通への影響を最小限に抑えることができた。

また、本箇所は子供を中心とした歩行者数が多かったため、本復旧工事中に歩行者に対する安全性の確保も重要な課題の一つであった。

本工事では工事箇所と歩行スペースの明確な分離措置を行い、安全な歩行空間の確保を行うと共に、誘導員による歩行者の誘導等も併せて行い歩行者に対する安全対策を徹底した。



図1：歩行者に対する安全対策状況

### 5. おわりに

本箇所のように交通量の非常に多い箇所で被災により自動車通行が不能になると道路通行者に非常に大きい影響が生じることになる。

本事業は応急工事での迅速な対応をとることができ、通行者への影響を最小限に抑えることができたが、これには、道路管理者のみならず、被災箇所の早期把握を行うための地域住民、道路管理者からの指示後に早期の工事を行うため日頃から緊急事態に備えていた施工業者等の協力が必要不可欠であった。

道路管理者、住民、施工業者が協力しあい、対応を行った本事業は今後災害復旧に生かすことができるものとする。

# ▶一級河川旧湯川河川災害復旧事業

農業用水管理者との調整を要した事業について

分類 ▶施設復旧 分野 ▶河川

担当 ▶会津若松建設事務所 管理課

場所 ▶会津若松市神指町大字北四合地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧



# 一級河川旧湯川河川災害復旧事業

## 農業用水管理者との調整を要した事業について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、一級河川旧湯川の護岸の一部が被災した。被災箇所背後地には農地が広がっていることから、背後地を守ることと、良好な河道の確保のために災害復旧工事を実施した。

### 2. 経緯・課題

一級河川旧湯川は会津若松市中央部に位置し、分水路である湯川放水路から分流し、瀬川に流れ込む河川である。

また、本事業箇所は会津若松市神指町北四合地内に位置し、周辺は水田地帯が広がっている。

本箇所は、東北太平洋沖地震による強い揺れにより、護岸の後方にすべり面が発生し約24mにわたり護岸がすべるように被災した。

このため、早急な復旧工事が求められたが、本箇所は隣接して設けられている堰により、水位が常に高い状態であり、水位が高いままでは復旧工事に着手することができなかった。

### 3. 事業内容

【全体事業費】 3,102千円

【事業期間】 平成23年度

【事業内容】

復旧延長  $L = 24.0\text{ m}$

護岸工（平張ブロック撤去再設置）

$A = 53\text{ m}^2$

護岸工（平張ブロック新設）

$A = 22\text{ m}^2$

護岸工（連節ブロック）  $A = 73\text{ m}^2$

### 4. 進捗状況・創意工夫

本箇所は隣接する堰により水位が常に高い状態であったため、工事に着手するためには水位を低くする必要があった。しかし、水位を低くしてしまうと河川水を農業用水として利用できなくなってしまう。本箇所の周辺は広大な水田地帯が広がっており、用水を利用できなくなると、農地に対する影響が非常に大きなものになってしまうため、用水管理者と水位調整の時期について綿密な調整が必要であった。

最終的に本工事においては、農地で農業用水を必要としない時期を見計らい水位調整を行って工事に着手し無事復旧工事を完了することができた。

また、本箇所被災した既設護岸は平張ブロックが使用されており、護岸自体は被災したが、平張ブロック自体には大きな損傷がなかった。

このため、復旧事業のコスト縮減を図るため、既設ブロックを利用し、ブロックの積み直しを行った。

### 5. おわりに

本箇所のように河川水を農業用水として利用している箇所では、災害復旧工事を行う際に用水管理者との調整が必要となり、工事施工時期が制約されることとなる。災害復旧工事は被災箇所の再被災による被害の拡大を防止するためにも、早期復旧を求められるが、復旧工事による農地に対する影響も最小限に抑える必要がある。このことから、状況に応じた適切な工事時期の選定と工事時期に影響される関係者との調整を行うことが必要不可欠である。

これらの調整を適切に実施し、無事復旧事業を完了することができた本事業は今後の災害復旧に生かすことができると考える。

## ▶ 葉ノ木平地区(災害関連緊急地すべり対策事業)

二次災害防止を図りながらの短期間復旧

分類 ▶ 地すべり対策 分野 ▶ 地すべり

担当 ▶ 県南建設事務所 河川砂防課

場所 ▶ 白河市葉ノ木平地内

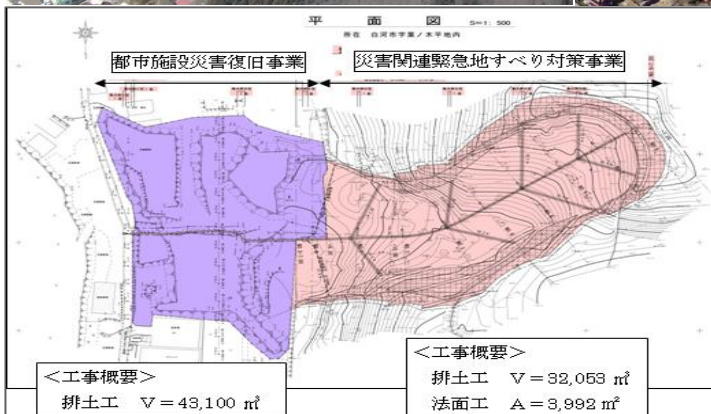


状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



<工事概要>  
排土工  $V = 43,100 \text{ m}^3$

<工事概要>  
排土工  $V = 32,053 \text{ m}^3$   
法面工  $A = 3,992 \text{ m}^2$

■平面図

## 葉ノ木平地区(災害関連緊急地すべり対策事業)

二次災害防止を図りながらの短期間復旧

### 1. 概要

葉ノ木平地区は、白河市の中心市街地から北へ約1kmに位置する、頂上が標高404m、低地と比高差約50mの丘陵地である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により丘陵地の斜面が幅約100m、延長約130mにわたり崩落し、約75,000m<sup>3</sup>の大量の土砂が一瞬のうちに流れ出し13名もの尊い命が奪われ、家屋10戸が全壊する甚大な被害が発生したことから、地すべり対策工事を実施した。

### 2. 経緯・課題

震災直後には自衛隊・警察・消防など約200人体制による救出作業が行われた。また、白河市からの出動要請を受け地元建設業者も10台/日の重機を投入し13日間にもおよぶ被害者の救出作業を24時間体制で行った。その後の対策工事については、震度3を超える余震が数多く発生していた最中であったため、二次災害について十分留意しながら施工する必要があった。

### 3. 事業内容

現地調査の結果、崩落土及び斜面が不安定な状況となっており、余震や次期降雨により再流動化の恐れがあることから、緊急的な対策が必要であると判断し「災害関連緊急地すべり対策事業」の採択を受け、対策工を実施した。

また、崩落斜面下の人家及び市道部の土砂については、白河市の「都市施設災害復旧事業」により排土工を実施した。

福島県施工：災害関連緊急地すべり対策事業  
C=230百万円（平成23～24年度）

排土工 V=32,053m<sup>3</sup> 法面工 A=3,992m<sup>2</sup>

白河市施工：都市施設災害復旧事業

C=61百万円（平成23～24年度）

排土工 V=43,100m<sup>3</sup>

### 4. 進捗状況・創意工夫

市の都市施設災害復旧事業による崩落土砂の撤去作業が完了した後に、災害関連緊急地すべり対策事業による斜面の切土工に着手し、法面工を含めた工事は平成24年11月30日に完了した。

施工にあたっては、余震が続いていたことから、緊急的に人家上流に仮設のえん堤（天端幅5m、直高5m）を築造し二次災害の防止を図った。また、降雨時には下流への土砂流出が懸念されたため現場内に沈砂地を3箇所設け土砂流出防止を図った。さらに、土工と法面工とが同時施工になるため、毎週、工程会議により綿密な調整を行いながら工事を進めた。



仮設えん堤



沈砂地

### 5. おわりに

倒壊家屋10戸、13名の尊い命が奪われた土砂災害から1年7ヶ月余りの短期間で事業が無事完了し、地域住民の安全で安心な生活環境の早期確保に努めることができた。

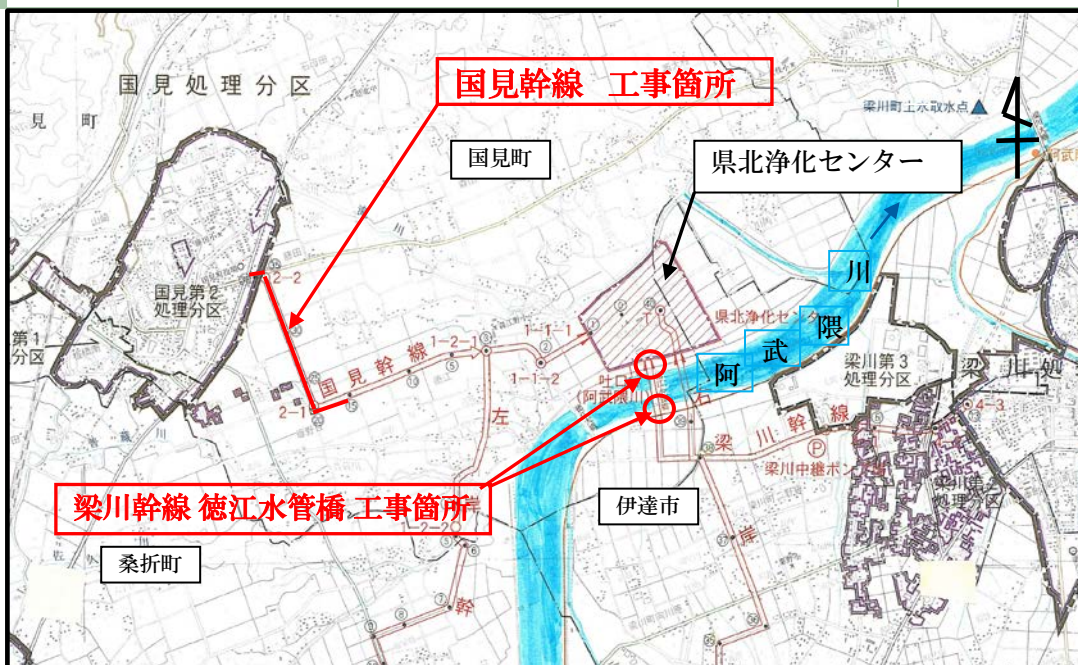
## ▶阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）管渠災害復旧事業

- ・仮排水路設置による管渠復旧工事〔国見幹線〕
- ・水管橋の伸縮可撓管の復旧工事〔梁川線〕

分類 ▶ 施設復旧      分野 ▶ 下水道 管渠

担当 ▶ 県北流域下水道建設事務所 建設課

場所 ▶ 伊達郡国見町大字藤田 地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時（マンホールの隆起 H=1.4m）

■復旧



## 阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）管渠災害復旧事業

- ・仮排水路設置による管渠復旧工事〔国見幹線〕
- ・水管橋の伸縮可撓管の復旧工事〔梁川幹線〕

### 1. 概要

県北処理区（全管渠延長 55.6Km）の管渠被害は、開削工法で施工した国見幹線及び阿武隈川を横過する梁川幹線の徳江水管橋で発生した。

国見幹線では、液状化によりマンホール（内径 0.9m）が変位、隆起し、埋設管（Co ヒューム管  $\phi 350, \phi 400\text{mm}$ ）の破損、蛇行、たるみ等により、路面が陥没し下水施設は機能不全に陥った。

また、梁川幹線の徳江水管橋では、堤防の埋設部と橋台部を接続する伸縮可撓管（ $\phi 400\text{mm}$ ）が、偏心許容値 10cm を超える堤防沈下により被災（左右岸 各  $L=2.6\text{m}$ ）した。

### 2. 経緯・課題

国見幹線の調査は、マンホールと管渠の滞留汚水を汲み上げドライにして、現地調査を実施するとともに管渠内をテレビカメラで調査した。

その結果、被害は液状化によるマンホールの隆起（最大  $H=1.4\text{m}$ ）、傾斜、転倒、破損及びずれが生じ、管渠には破損、たるみ、蛇行、継ぎ手部のずれが随所に発生し、路面陥没と汚水の滞留、溢水などが生じていることが判明した。

復旧は、管の埋設深が 3m 程度であることから土留矢板による開削を行い、マンホール、管渠を復旧する工法とした。

本復旧に先立ち、汚水の代替経路を確保し、周辺の田及び用水路への汚水の流入防止のため、応急工事として塩ビ管による仮排水路を設けることとした。管径は調達可能な  $\phi 100\text{mm}$  と  $\phi 150\text{mm}$  とし 2 条の管路とした。

工事期間中は、隣接農耕地への車両の出入りに伴う仮排水路の破損やマンホールからの溢水等が頻繁に発生し、補修及び汲み上げ等を迫られる状況が続いた。更に、国見町からの下水流入地点マンホールでの定期的な汚泥汲み上げも実施した。

また、施工区間の一部が緊急輸送路の指定区間であったことから、応急工事として敷鉄板を

設置し、片側交互通行の確保を図った。

### 3. 事業内容

#### 【国見幹線】

〔全体工事費〕

C=80 百万円（内応急仮 C=10 百万円）

〔工事期間〕

平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月

〔工事内容〕

復旧延長 L=957.7m

管渠延長 L=942.8m（塩ビ管  $\phi 350, \phi 400\text{mm}$ ）

マンホール復旧 N=18 箇所

舗装復旧工 A=3,300m<sup>2</sup>

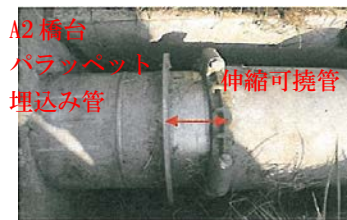
#### 【梁川幹線 徳江水管橋】

〔工事費〕 C=9.7 百万円

〔工事期間〕 平成 23 年 9 月～平成 24 年 1 月

〔工事内容〕 汚水管設置 L=5.2m（伸縮可撓管 1.6m、

高さ調整管 L=1.0m 左右岸）



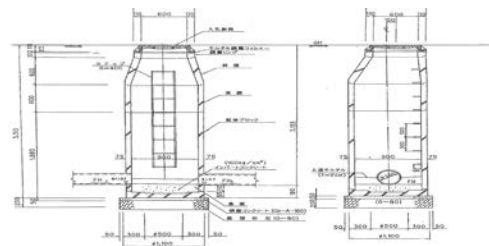
〔伸縮可撓管 被害状況〕  
（A2 橋台（左岸）接続部）

15cm の堤防沈下による  
可撓管上側の開き状況  
（管の許容偏心量 10cm）

### 4. 進捗状況・創意工

管路復旧を従来の Co ヒューム管から塩ビ管へ材質を変更（施工性、経済性を考慮）、更に液状化による再度災害の防止として、埋戻材に切込碎石を使用、砂基礎部分は固化改良土（セメント）とした。

〔マンホール横断面 H=3.3m、 $\phi$  内径 0.9m〕



### 5. おわりに

下水道の災害復旧工事は、一般交通を確保し、汚水を通水しながらの施工となり、更に衛生面にも注意が必要な厳しい作業環境であったが、早期復旧を目指し受注者とともに安全を確保しながら予定通り完了できた。

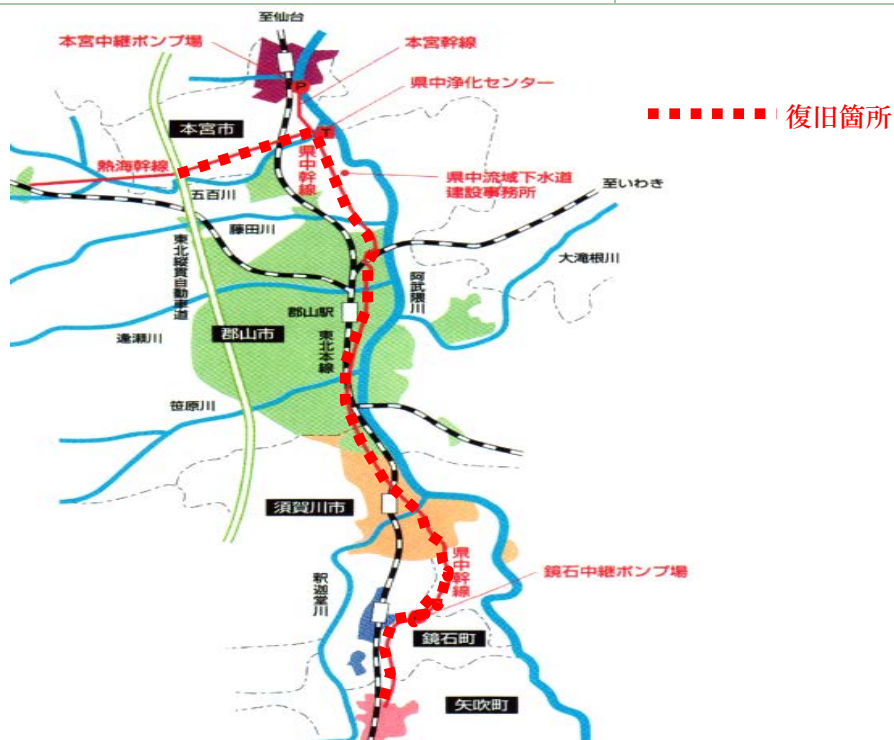
# ▶阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）管渠災害復旧事業

下水を止めることなく災害復旧を実施

分類 ▶施設復旧 分野 ▶下水道

担当 ▶県中流域下水道建設事務所 建設課

場所 ▶本宮市岩根 地内～西白河郡矢吹町大池 地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時（熱海幹線）



■復旧（熱海幹線）



# 阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）管渠災害復旧事業

下水を止めることなく災害復旧を実施

## 1. 概要

県中処理区は、郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、矢吹町の3市2町の下水を処理する流域下水道である。県中幹線・37.0km、本宮幹線・2.2km、熱海幹線・11.3kmの計50.5kmの管渠と、処理能力142,800m<sup>3</sup>/日の処理場から成り、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により管渠施設が被災した。

## 2. 経緯・課題

流域下水道の災害復旧事業の一部には、関連市町の負担金が含まれるが、その負担方法について関連市町の同意を得るのに時間がかかり、着手が遅れたことから平成24年度への繰越工事となった。

## 3. 事業内容

災害査定：平成23年5月27日

復旧概要

県中幹線

管渠更生工 φ700mm L=102m

部分更生工 φ700mm～φ900mm N=23箇所

マンホール復旧工 110基

熱海幹線

管渠更生工 φ500mm～φ700mm L=209m

部分更生工 φ500mm～φ700mm N=16箇所

工期 着工 平成23年11月14日

竣工 平成24年7月25日

最終契約額 116,830,350円

## 4. 進捗状況・創意工夫

下水道は、衛生的で快適な住民生活に欠かせない施設であり、24時間水処理を行わなければならない。そのため下水を止めずに復旧出来る工法を採用した。

### 管渠更生工

(マンホールとマンホール間の管渠全長を復旧する箇所)

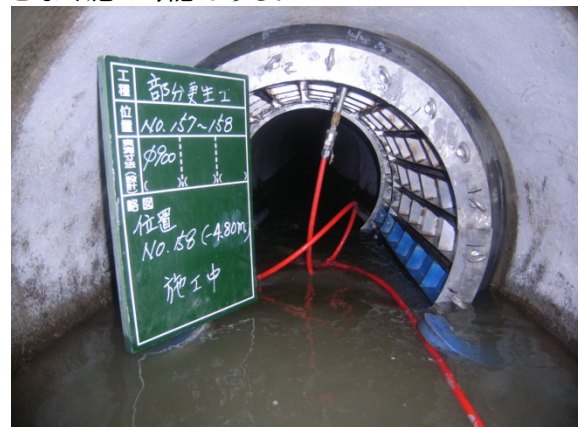
復旧工法は管渠内部への侵入水の止水と、管渠の補強を目的とする更生工法の内、水替えを必要としない工法を採用。既設管渠内で板状の更生材をスパイラル状に製管することで、下水を止めずに施工可能である。



### 部分更生工

(管渠の繋ぎ目や亀裂の入った箇所のみ復旧)

復旧工法は管渠内に繊維状シートに接着剤をしみこませ圧着する、ライニング工法を採用。圧着機は通水可能な筒状なため、下水を止めることなく施工可能である。



### マンホール復旧工

(蓋や壁のズレによる地下水や土砂侵入の復旧)

ズレが小さい箇所は、Vカット+止水モルタル復旧。ズレの大きい箇所は、撤去再設置による復旧を行った。最下部まで被災した箇所は無かったため、下水を止めることなく施工可能であった。

## 5. おわりに

本災害復旧は、道路に埋設された管渠の復旧で、φ500mm～φ900mmと小さな断面のため、目視での施工確認が困難で、カメラ調査での確認となった。施工状況確認や品質確保のため、写真撮影や検査方法の工夫が重要であると再認識した。

## ▶ 県営住宅災害復旧事業

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 住宅

担当 ▶ 県南建設事務所 建築住宅課

場所 ▶ 白河市真舟地内



状況▶代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時

■復旧時



県営真舟団地 施工前 施工後



県営真舟団地 施工前 施工後



県営白梅が郷団地 施工前 施工後



県営白梅が郷団地 施工前 施工後

# ▶ 県営大坪団地災害復旧事業

アンダーピニングによる鋼管圧入工法を採用した住棟復旧について

分類 ▶ 施設復旧 分野 ▶ 建築

担当 ▶ 会津若松建設事務所 建築住宅課

場所 ▶ 会津若松市門田町大字黒岩 地内



状況▶ 代表写真・施行前後・全体概要図 等

■被災時



■復旧



# 県営大坪団地災害復旧事業

## アンダーピニングによる鋼管圧入工法を採用した住棟復旧について

### 1. 概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、県営大坪団地内で大規模な液状化現象が発生し、設備配管の断絶や住棟の傾斜、付属施設の破損等が生じたことから、入居者の安全で安心な生活を取り戻すため、災害復旧工事を実施した。

<団地概要>

建設年次：昭和58年～60年

規 模：鉄筋コンクリート造

3～4階建て18棟 150戸

<被災住棟（3/18棟）>

2号棟・沈下約 5.2cm 傾斜約1/197

13号棟・沈下約 4.1cm 傾斜約1/25

16号棟・沈下約26.9cm 傾斜約1/162

### 2. 経緯・課題

湿地を埋め立てて建設された本団地では、様々な軟弱地盤対策が行われていたが、地震による液状化で外構や給排水設備等に多数の被害が生じたことから、入居者の日常生活の維持を念頭に復旧工事を進めた。工事の実施にあたっては、入居者への丁寧な説明を重ねて理解を得るとともに、傾斜住棟の入居者に対しては、団地内外への移転をお願いした。

### 3. 事業内容

【全体事業費】 7億4千万円(移転補償含む)

【事業期間】 平成23年～25年度

【事業内容】

給排水本復旧 1式 H24.6完了

外構復旧（舗装等）1式 H24.6完了

傾斜住棟復旧

2,13号棟 基礎杭復旧 N=49本×2 H25.5完了

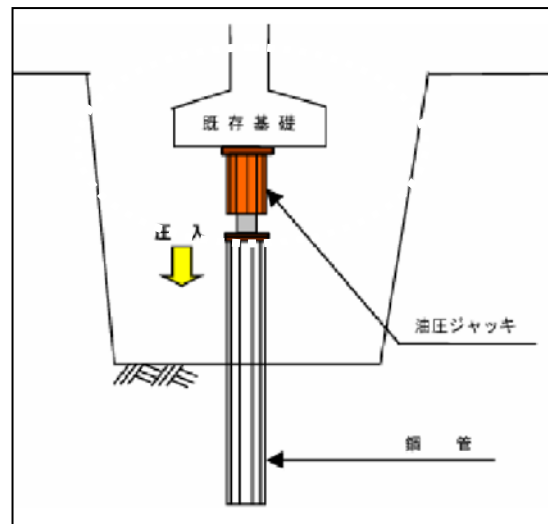
16号棟 基礎杭復旧 N=76本 H25.6完了

### 4. 進捗状況・創意工夫

傾斜住棟復旧工事（3棟）においては、地下水の止水のための山留め矢板工法や余震への安全対策を行い新設杭の作業床を確保する土工事と新設杭工事を実施した。



矢板と水平拘束材の設置




### 5. おわりに

傾斜住棟の復旧工事は、全国でも前例が少なく、工法の選定や施工可否、入居者の移転先の確保等に多くの時間と量力を費やした。また、傾斜住棟の周囲では、他の住棟の入居者が生活していることから、団地内での事故対策や大きな余震への安全対策を徹底しながら、工事の適切な進捗管理を行った。今後の震災復旧工事等においても、このような経験のない特殊工法に挑む場合の大きな糧になるものと考えます。

## ▶緊急パトロールについて

非常時におけるパトロールの注意点

分類 ▶その他      分野 ▶その他	 場所：－
担当 ▶県南建設事務所 企画管理部 管理課	
場所 ▶－	
状況 ▶	

# 緊急パトロールについて

## 非常時におけるパトロールの注意点

### 1. 概要

大規模災害発生後の緊急パトロールにおいて、どのような対応をとるべきなのか、何が重要なのかを、事例に基づき、書き記したい。

### 2. 経緯・課題

平成23年3月11日（金）午後2時46分三陸沖地震（震度6強）が発生、引き続き3時15分茨城沖地震（震度5弱）が発生した。

午後3時30分、堀川ダム、大信方面、表郷方面、中島矢吹方面へ、直営による緊急パトロールを4班体制で出動させた。

パトロール状況は、路面が地割れや、陥没、マンホールの隆起、橋梁の段差が発生していて、容易に前に進まない。日没が近づき、路面状況が確認出来なくなって来たため、帰庁し報告することとした。

パトロール途中で、携帯電話で連絡をとろうとしたが、エリアブロックが掛かっていて、繋がらない。衛星電話も場所、向きによって繋がらなかった。

比較的確実に、電話で繋がったのが、公衆電話である。翌日から、パトロールの途中報告のために、10円玉を持って、公衆電話を見つける様、指示を出した。

初日にパトロール出来なかった地区を、12日（土）朝6時から、6班体制で、緊急パトロールを実施した。被災箇所の見たと、通行止めや、バリケード及び看板を指示するための情報収集を行った。

「被災直後に発生した路上事故は、管理瑕疵を問われないが、被災箇所を放置し、バリケード、看板も無くて路上事故が発生したら、管理瑕疵責任を問われる。」との所長からの檄もあ

り、早急に路線の通行止め状況及び、バリケード等による管理状況を把握することに努めた。

13日（日）は、道路2班、河川2班、砂防1班体制で、パトロールを実施した。河川班及び砂防班は、被災箇所の把握で、道路班は、通行止め箇所が、しっかりバリケードされているか、応急補修箇所が、安全に通行できるか等の確認を、重点的に実施した。

エリアブロックの掛かった状態での緊急パトロールでの途中報告が、困難であった。さらに、道路維持補修受託業者へ電話連絡がつかず、通行止めの指示もままならない状況であった。

ガソリンや安全器具資材及び、労務者が確保出来ない状況下、道路維持補修委託業者は、迅速に対応してくれた。

### 3. 創意工夫

緊急道路パトロールにおいては、公衆電話を利用するため、10円玉や、100円玉を多く持たせてから、出動させた。

道路維持補修受託業者への指示は、緊急時エリアブロック解除されている携帯電話2基を使い、連絡をとった。指示する内容は、明瞭的確に出来る仕事（安全に通すための作業、安全に通行出来ないなら止めるための作業）を状況判断し、時間をかけない様心掛けた。

図1: バナーもあります

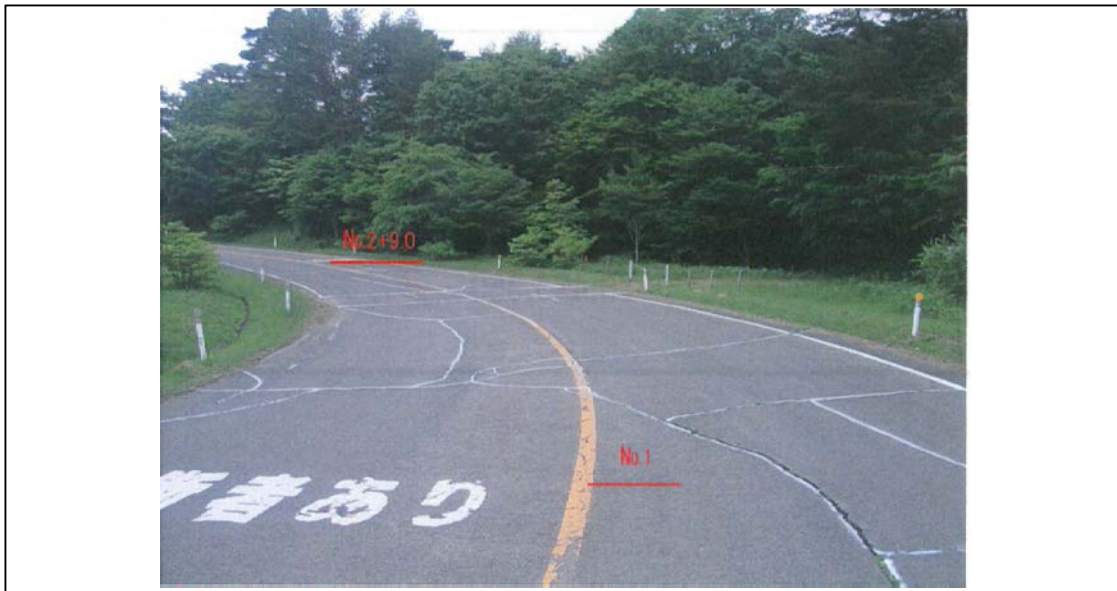


### 4. おわりに

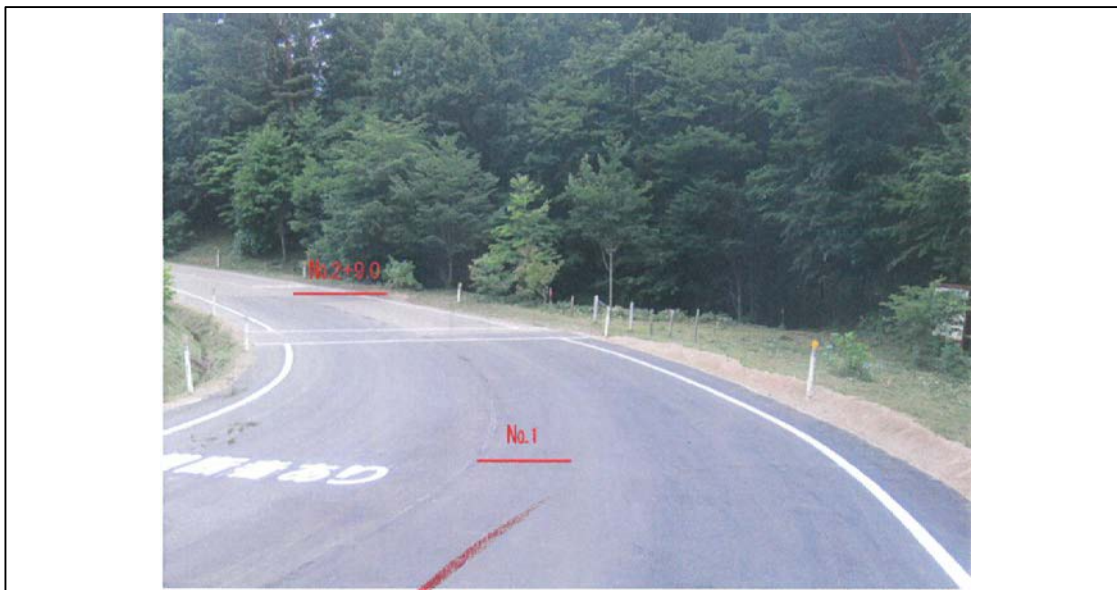
当管内の大災害に関わらず、2次災害による死亡事故が発生しなかったことは、幸いなことである。そのために、尽力した当事務所職員及び、道路維持補修業者の方々に感謝したい。

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第546号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 岳温泉大玉線		
分類	施設復旧 道路一般		
施工箇所	大玉村玉井字天ヶ沢地内		
復旧概要	復旧延長 L=49.0m W=5.1~10.75m 表層工(t=5cm) A=336m <sup>2</sup> 上層路盤工(t=15cm) A=336m <sup>2</sup> 区画線(外側線実線白W=15cm) L=90m	決定額	2,480千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第459号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 福島安達線		
分類	施設復旧 道路一般		
施工箇所	二本松市吉倉字広窪地内		
復旧概要	復旧延長 L=278.0m 幅員W=2.00~15.50 表層工(再密粒20F t=5) A=865m <sup>2</sup> 表層工(密粒20F 改質Ⅱ t=5) A=914m <sup>2</sup> 基層工(再粗粒20 t=5) A=1.780 路盤工(RC-40 t=35cm) A=162m <sup>2</sup> アスファルト調整材(再粗粒20F) W=26t クラック抑制シート(W=30cm) L=180m クラック充填材(無収縮モルタル) V=1m <sup>3</sup> 歩道表層工(細粒t=3) A194m <sup>2</sup> 歩道路盤工(RC-40t=10) A=199m <sup>2</sup> ガードレール撤去再設置工 L=293m ガードパイプ撤去再設置工 L=72m 区画線工(実線W=15) L=340m 区画線工(実線W=45) L=33m 区画線工(破線W=30) L=30m 区画線工(記号W=15) L=3m 組立歩道工(W=1.5m) L=228m 組立歩道工(W=2.0m) L=171m 歩車道境界ブロック撤去設置工 L=218m 路面切削工(t=15cm) A=1,630m <sup>2</sup>	決定額	59,261千円



被災後



工事完成後

### ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第538号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 本宮熱海線		
分類	施設復旧 道路一般		
施工箇所	本宮市岩根 地内		
復旧概要	復旧延長 L=150m 幅員 W=4.10~7.70 表層工(t=5cm) A=1,020m <sup>2</sup> 基層工(t=5cm) A=1,020m <sup>2</sup> 上層路盤工(t=15cm) A=775m <sup>2</sup> 下層路盤工(t=25cm) A=740m <sup>2</sup> 補強土壁工 A=818m <sup>2</sup> 路床盛土工 V=190m <sup>3</sup> 路体盛土工 V=340m <sup>3</sup> 区画線工(実線 W=15cm) L=200m 区画線工(減速マーク W=30cm) L=47m U型側溝設置工 L=45m U型側溝撤去再設置工 L=6m 防護柵設置工 L=112m 塗装切断(10cm以下) L=270m 塗装取壊工 A=1,070m <sup>2</sup> 既設石積取壊工 V=233m <sup>3</sup> 防護柵撤去工 L=112m	決定額	69,786千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第327号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 長沼喜久田線 簀ノ子橋		
分類	施設復旧 橋梁		
施工箇所	須賀川市長沼地内		
復旧概要	復旧延長 L=23.1m W=8.00m 防護柵工L=84.5m	決定額	11,728千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第584号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道 須賀川三春線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	須賀川市江持地内		
復旧概要	復旧延長 L=53.8m 表層工A=293m <sup>2</sup> 上層路盤工A=281m <sup>2</sup> 下層路盤工A=106m <sup>2</sup> 歩道表層工A=109m <sup>2</sup>	決定額	19,554千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第586号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道 須賀川二本松線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	須賀川市下宿地内		
復旧概要	復旧延長 L=123.0m W=3.50m 歩道表層工A=302m <sup>2</sup> 歩道路盤工A=297m <sup>2</sup> コンクリートブロック張A=456m <sup>2</sup>	決定額	30,466千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第59号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道十日市・矢吹線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	白河市大信隈戸 地内		
復旧概要	復旧延長 L=152m 幅員 W=7.81~9.61m 切土 V=6,400m <sup>3</sup> 盛土 V=7,200m <sup>3</sup> 植生機材吹付け工 A=1,750m <sup>2</sup> 安定処理工 A=6,600m <sup>2</sup> 舗装工 A=1,670m <sup>2</sup>	決定額	60,873千円



被災後



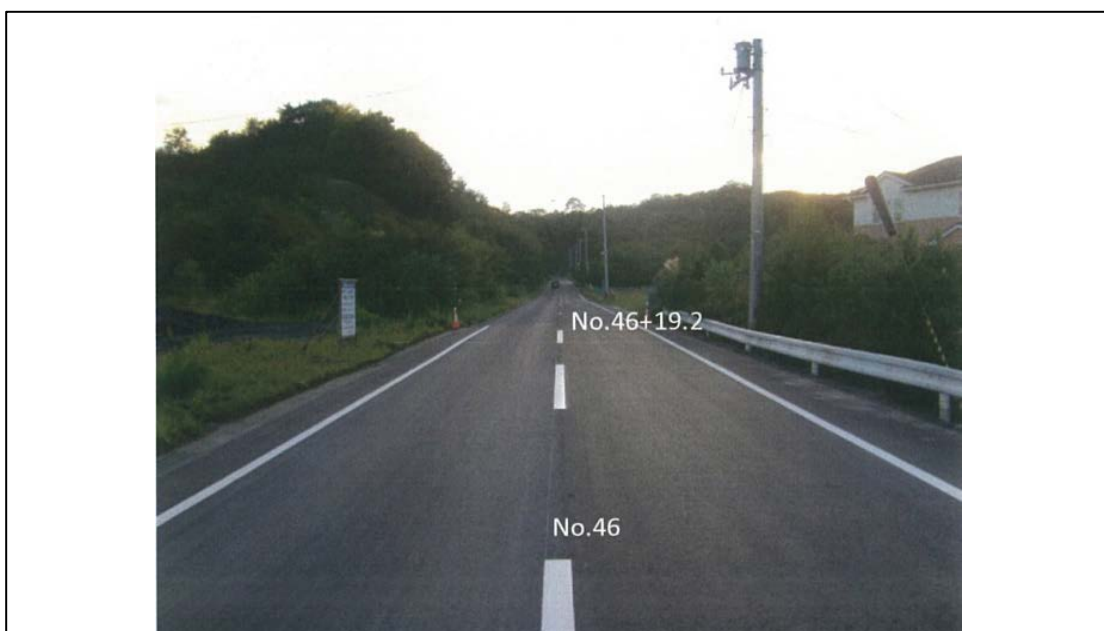
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第63号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道白河・羽鳥線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	西白河郡西郷村羽太 地内		
復旧概要	復旧延長 L=845.3m 幅員 W=3.00~9.20m 表層工 A=5,490㎡ 上層路盤工 A=4,800㎡ 下層路盤工 A=1,550㎡ 区画線(実線) L=1,290m  U字側溝撤去再設置 L=20m	決定額	29,982千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第177号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道白河・石川線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	白河市大搦目 地内		
復旧概要	復旧延長 L=45.0m 幅員 W=7.00m 切土 V=2,510m <sup>3</sup> 植生基材吹付け工 A=2,020m <sup>2</sup> 法覆工 現場打コンクリート枠 L=46m <sup>2</sup> 落石防止工 5箇所	決定額	46,899千円



**被災後**



**工事完成後**

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第354号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道矢吹・小野線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	西白河郡矢吹町五本松(あ自) 地内		
復旧概要	復旧延長L=497.1m 幅員W=12.00~22.00m 表層工A=8,170㎡ 基層工A=8,550㎡ 上層路盤工 A=7,452㎡ 下層路盤工 A=2,040㎡ U型側溝 L=802m 防護柵工 L=961m	決定額	80,943千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第355号	事業主体	福島県
路河川名	主要地方道矢吹・小野線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	西白河郡矢吹町田町(あ自) 地内		
復旧概要	復旧延長L=1,947.6m 幅員W=7.30~31.40m 表層工A=29,947㎡ 基層工A=31,500㎡ 上層路盤工 A=25,327㎡ 擁壁工 コンクリートブロック積 A=290㎡ 区画線(実線) L=9,478m	決定額	430,225千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第412号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道白坂停車場 小田倉線		
分類	施設復旧 道路		
施工箇所	白河市白坂字勝多石 地内		
復旧概要	復旧延長L=229.5m 幅員W=3.00~11.00m 表層工A=1,860m <sup>2</sup> 基層工A=1,860m <sup>2</sup> 上層路盤工 A=1,810m <sup>2</sup> 下層路盤工 A=338m <sup>2</sup> 歩道表層工 A=1,040m <sup>2</sup> 歩道路盤工 A=1,020m <sup>2</sup>  区画線(実線) L=715m	決定額	32,121千円



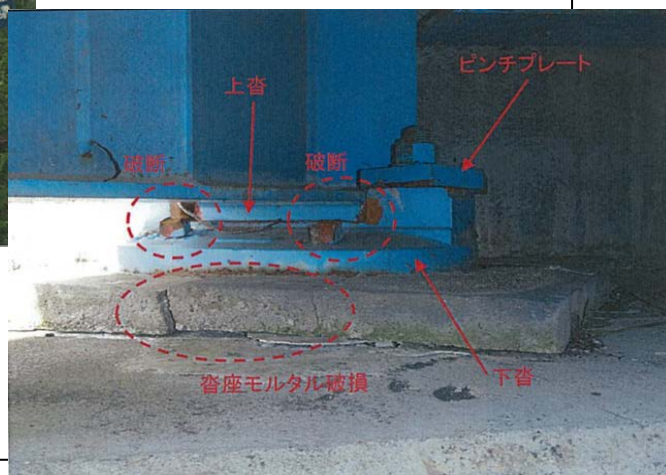
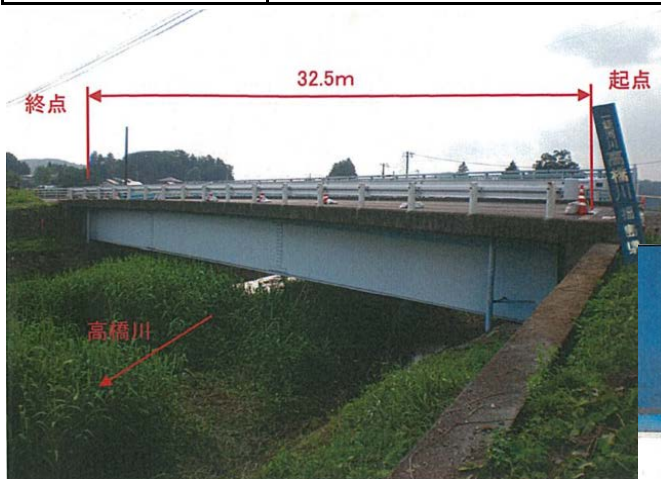
被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第328号	事業主体	福島県
路河川名	一般県道母畑 白河線		
分類	施設復旧 橋梁		
施工箇所	白河市本沼字瓜田(地亀橋) 地内		
復旧概要	復旧延長 L=32.5m 幅員 W=9.5m 橋桁復旧工 N=1式 支承復旧工 N=10基 伸縮装置復旧工 N=1式	決定額	28,908千円



被災後



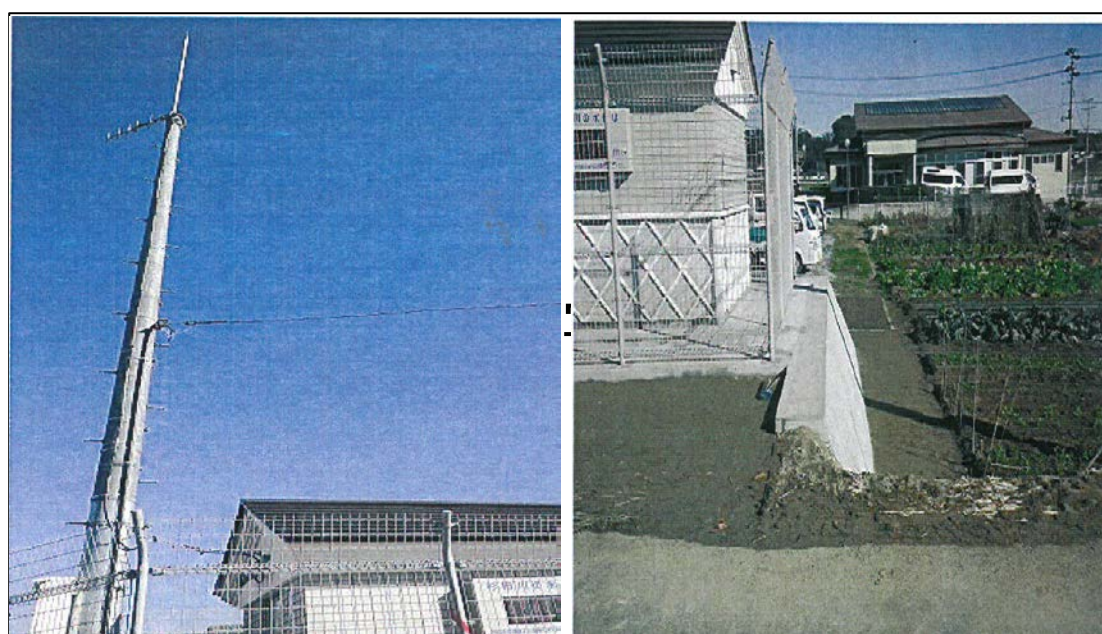
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第549号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系杉田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	二本松市中江地内		
復旧概要	復旧延長 L=14.3m 左岸 L=14.3m 重力式擁壁工(H=2.4m) L=14.3 パンザーマスト工 H=10m 張コンクリート工 H=23m <sup>2</sup>	決定額	3,229千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第513号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系杉田川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	安達郡大玉村大山字高久地内		
復旧概要	復旧延長 L=255.0m 右岸 L=101.3m 左岸 L=167.7m 護岸工(コンクリート法枠) A=533.0m 築堤盛土工 V=670m <sup>3</sup> 護岸工 野芝 A=190m <sup>2</sup> 護岸工 人工芝 A=150m <sup>2</sup> 敷砂利 A=473m <sup>2</sup>	決定額	24,461千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第552号	事業主体	福島県
路河川名	1級河川阿武隈川水系百日川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	本宮市本宮字東町裏 地内		
復旧概要	復旧延長 L=29m 右岸 L=29m コンクリート法枠工 A=96m <sup>2</sup> コンクリート擁壁工 V=56m <sup>3</sup> 張芝工(野芝) A=120m <sup>2</sup> ガードレール撤去再設置 L=28m 2型擁壁工 L=29m	決定額	6,819千円



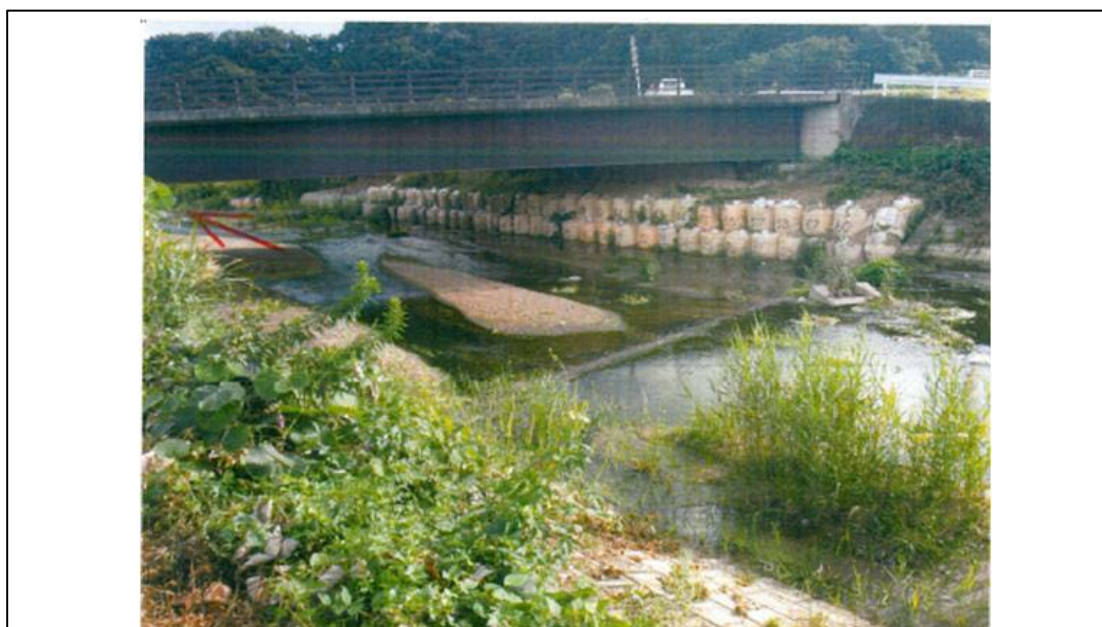
被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第314号 外3箇所	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系簗ノ子川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	須賀川市長沼地内 計4箇所		
復旧概要	復旧延長 L=181.4m(左右岸合計) 平張ブロックA=675m <sup>2</sup> 張芝A=400m <sup>2</sup> 根固めブロック設置(2t)N=93個	決定額	4箇所合計:42,058千円 314号:12,303千円 315号:19,647千円 316号:6,627千円 317号:3,481千円



被災後



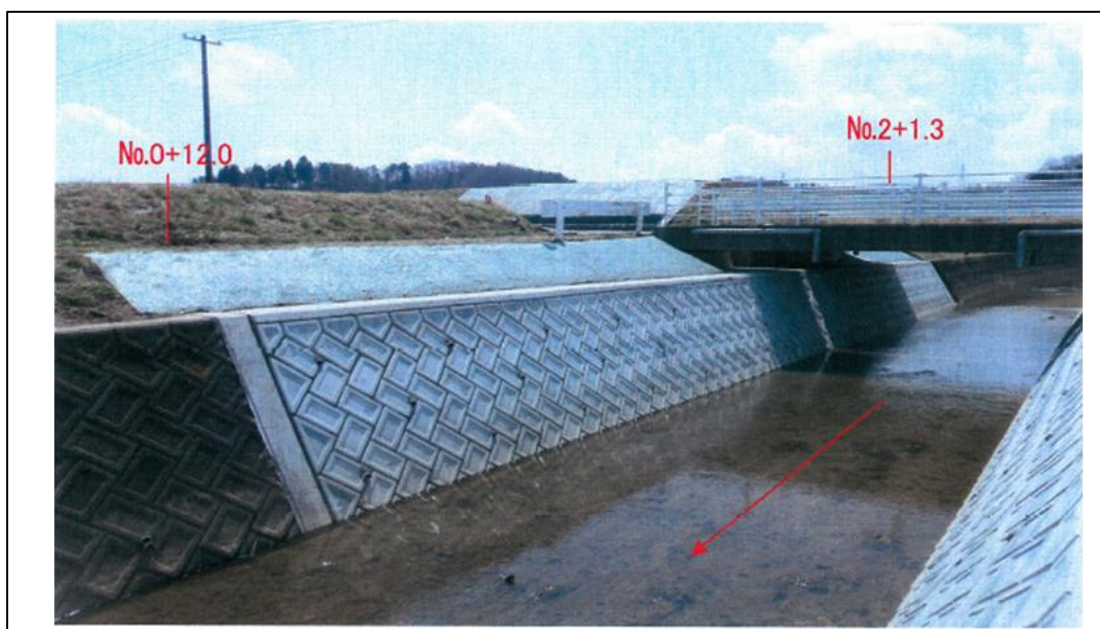
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第308号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系稲川		
分類	施設復旧 河川		
施工箇所	須賀川市大久保字下釜地内		
復旧概要	復旧延長 L=331m(左岸) コンクリートブロック積 A=1,315m <sup>3</sup> 張芝 A=230m <sup>2</sup>	決定額	57,234千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第550号	事業主体	福島県
路河川名	百目木2号		
分類	施設復旧 急傾斜地崩壊防止施設		
施工箇所	二本松市百目木地内		
復旧概要	復旧延長 L=4.0m 高さ H=5.0m 待受擁壁工(H=5.0m) L=4.0m 落石防護柵撤去再設置 L=7.0m 仮道工(W=2.0m t=10cm) L=67.0m	決定額	5,839千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第551号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系原瀬川		
分類	施設復旧 砂防		
施工箇所	二本松市原セ川原 地内		
復旧概要	復旧延長 L=57m 左岸 L=57m コンクリート積ブロック工 A=282m <sup>2</sup> コンクリート擁壁工 V=54m <sup>3</sup> 築堤盛土 V=64m <sup>3</sup> 転落防止柵工 L=39m	決定額	16,553千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第322号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系簗ノ子川		
分類	施設復旧 砂防		
施工箇所	須賀川市長沼字子ツコ橋地内		
復旧概要	復旧延長 L=214.5m(右岸) コンクリートブロック積 V=782m <sup>3</sup> 仮道工 L=215m	決定額	46,048千円



被災後



工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第305号	事業主体	福島県
路河川名	一級河川阿武隈川水系簗ノ子川		
分類	施設復旧 砂防		
施工箇所	須賀川市滝地内		
復旧概要	復旧延長 L=371.9m(左右岸) コンクリートブロック積工 A=1,217m <sup>3</sup> 盛土工 V=2,039m <sup>2</sup>	決定額	69,084千円



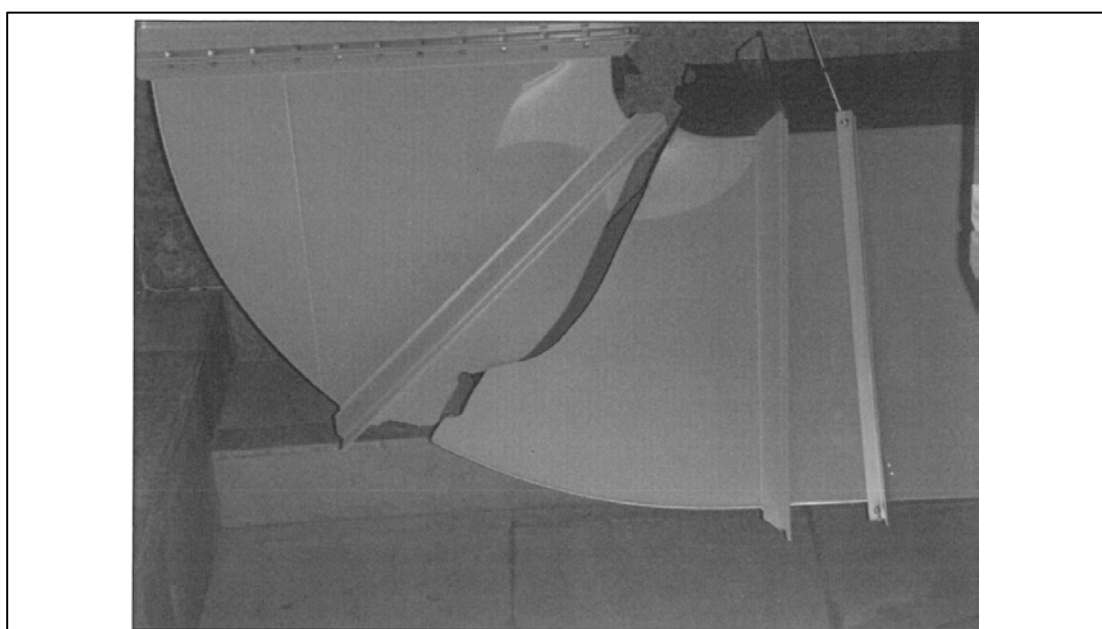
被災後



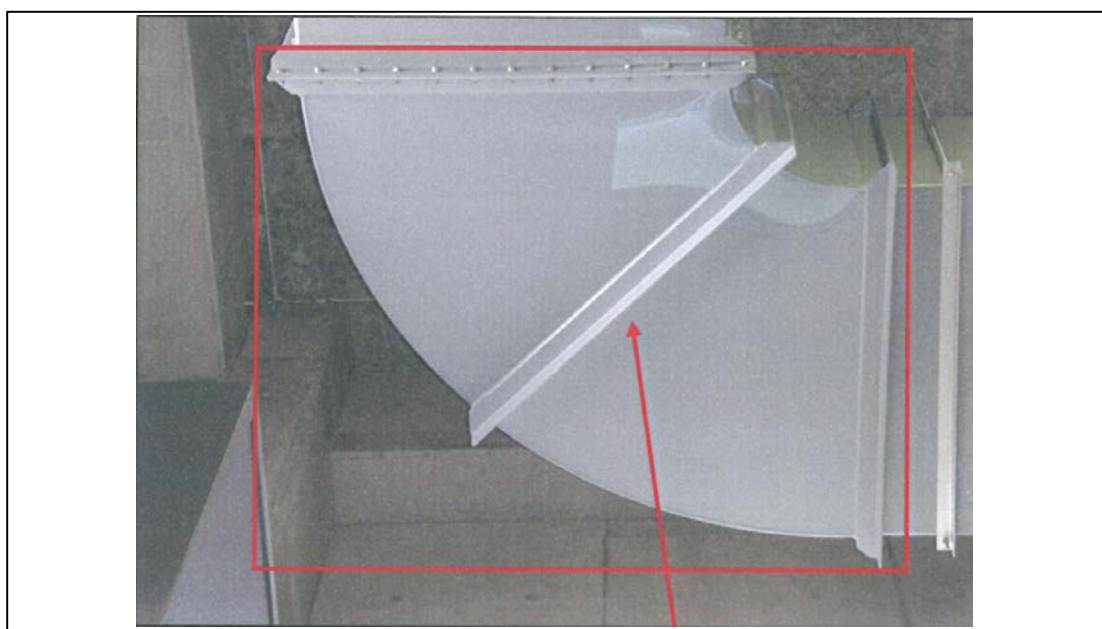
工事完成後

## ＜東日本大震災＞

査定番号	23年災 第10033号	事業主体	福島県
路河川名	阿武隈川上流流域県北処理区: 県北浄化センター		
分類	施設復旧 終末処理場		
施工箇所	伊達郡国見町徳江 地内		
復旧概要	(送風機棟) 送風機工 N= 1台 (汚泥処理棟) ダクト工 N= 9カ所 (水処理施設) フライト工 N=21枚 (第1SP棟) 復旧延長 L=92.5m 舗装復旧工 A=409㎡	決定額	29,026千円

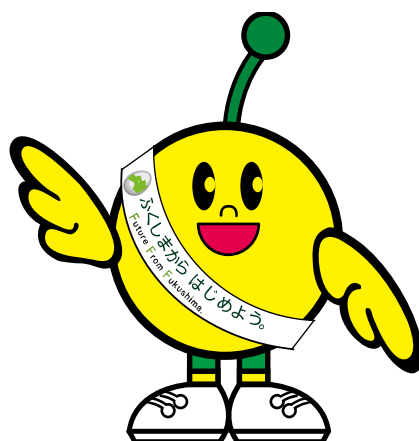


被災後(ダクト工)



工事完成後(ダクト工)





福島県復興シンボルキャラクター  
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

平成27年3月発行

編集：福島県土木部土木企画課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7890

Eメール：[dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:dobokukikaku@pref.fukushima.lg.jp)

■福島県公共土木施設 復旧・復興情報は

『福島県公共土木施設 復旧・復興情報』で検索してください。